

令和5年度
福岡市包括外部監査の結果報告書

令和6年3月

福岡市包括外部監査人
公認会計士 金子 一昭

目次

I 監査の概要	1
1 監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
(1) 監査のテーマ.....	1
(2) 監査の対象期間.....	1
3 特定の事件として選定した理由.....	1
4 監査の方法.....	2
(1) 監査対象部署等.....	2
(2) 監査の視点.....	2
(3) 監査の実施方法.....	3
5 監査の実施期間.....	3
6 監査実施者.....	3
7 利害関係.....	3
8 略称等.....	3
II 監査対象の概要	4
1 市の状況.....	4
(1) 財政状況.....	4
(2) 人口推移.....	4
(3) 出生数と出生率の推移.....	5
(4) 年少人口の推移.....	5
2 監査対象の概要.....	6
(1) 国の子育て支援の概要.....	6
(2) こども基本法及び子ども家庭庁の概要（参考）.....	7
(3) 第5次福岡市子ども総合計画の概要.....	9
(4) 市の保育施設等の概要.....	15
(5) 関連する決算の状況.....	17
(6) 市の組織体制及び事務分掌.....	18
(7) 関連する市条例、規則等.....	20
III 監査の結果の概要	21
1 監査の結論の記載方法.....	21
2 指摘事項及び意見の件数.....	22
3 個別監査の結果及び意見の関連.....	23
IV 個別監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	27
1 第5次福岡市子ども総合計画.....	28

(1)	第5次福岡市子ども総合計画の目標、施策と成果指標等の概要	28
(2)	監査の視点	32
(3)	実施した監査手続の概要	32
(4)	監査の結果及び意見	33
2	子育て支援事業	34
(1)	監査対象事業の選定について	34
(2)	監査対象とした事業	36
(3)	監査の視点	37
(4)	実施した監査手続の概要	37
(5)	各事業の概要、予算決算及び成果指標の状況と監査の結果及び意見	38
3	契約事務	110
(1)	監査対象とした契約の選定	110
(2)	監査の視点	114
(3)	実施した監査手続の概要	114
(4)	監査の結果及び意見	115
4	支給認定、利用調整	203
(1)	制度概要	203
(2)	監査の結果及び意見	209
5	保育料決定、徴収事務	210
(1)	制度概要	210
(2)	監査の結果及び意見	221
6	施設型給付等に係る事務	223
(1)	制度の概要	223
(2)	市における施設型給付等の推移	228
(3)	事務の概要	228
(4)	監査の視点	230
(5)	実施した監査手続	230
(6)	監査の結果及び意見	231
7	施設等利用費給付に係る事務	232
(1)	制度の概要	232
(2)	市における施設型給付等の推移	234
(3)	事務の概要	235
(4)	監査の視点	236
(5)	実施した監査手続	236
(6)	監査の結果及び意見	237
8	市立保育所の運営管理	238

(1)	平成 16 年以降の市立保育所民営化方針の概要	238
(2)	各保育所の概要	240
(3)	各市立保育所単位の収支状況	245
(4)	保育所運営に係る事務の概要	246
(5)	市と国及び他自治体との保育士配置基準	247
(6)	監査の視点	248
(7)	実施した監査手続	250
(8)	監査の結果及び意見	258
9	保育施設整備事業者の募集・選考等に係る事務	307
(1)	制度の概要	307
(2)	監査の視点	307
(3)	実施した監査手続	307
(4)	監査の結果及び意見	309
10	指導監査に係る事務	311
(1)	制度の概要	311
(2)	市における指導監査の概要	319
(3)	監査の視点	323
(4)	実施した監査手続	324
(5)	監査の結果及び意見	325
V	市の子育て支援・保育行政に関する意見【総合意見】	331

I 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

子育て支援・保育事業に関する財務事務について

(2) 監査の対象期間

原則として令和4年度とし、必要と認めた場合令和5年度及び令和3年度以前の過年度についても監査対象とした。

3 特定の事件として選定した理由

福岡市(以下、市とする)では、子ども施策を総合的・計画的に推進するために、「第5次福岡市子ども総合計画(令和2年度～令和6年度)」を策定し、教育・保育のニーズに応じた保育所等整備や児童虐待の防止対策など、子どもと子育てをめぐる様々な課題解決に取り組んでいる。

市における児童等関連事業の支出は令和4年度の決算で 1,374 億円であり、一般会計予算の約 12.3%を占めている。

市の財政運営プランによれば、令和5年度以降も 1,000 億円以上の財政支出を予定しており、令和 10 年度までの見通しでは今後も継続して増加していくことが予想されている。

中でも、保育所等の整備や、令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化などにより子育て支援・保育事業に係る市の財政支出は平成 30 年以前よりも大幅に拡大している状況にある。

子育て支援・保育事業を取り巻く環境は、仕事と子育てを両立する家庭が増えていく中、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響や急速に進むデジタル化による社会環境の変化により、個々人の働き方や家庭状況にあった多様な子育て支援や必要な補助が求められており、行政として社会環境に即した効果的な子育て支援・保育環境の整備を行うため、社会情勢の変化に応じた適切かつ効率的な事務の執行が期待される。

市の包括外部監査では、平成 20 年度において「保育事業の運営管理について」をテーマとしているが、平成 24 年には子ども・子育て支援法が制定され、子育て支援や保育事業に係る制度が大きく変更されている。

市は、第5次福岡市子ども総合計画(令和2年度～令和6年度)を策定し、同計画に基づく子育て支援・保育事業に係る施策を遂行している過程にあるが、令和4年度はその中間年度に位置しており、同計画が効果的かつ適切に実施されているかを検証することの

意義は大きいと考える。

急速な少子化の進展、核家族化による地域のつながりの希薄化、コロナ禍でのひとり親家庭の困窮など、子育て支援・保育事業を取り巻く環境の大きな変化に対する課題への市の対応について、包括外部監査人の視点から外部監査のテーマとして取り上げることが市民の関心度も高いと考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

4 監査の方法

(1) 監査対象部署等

	部局等
1	こども未来局

(2) 監査の視点

監査実施にあたっては、主に次のような視点をもって監査を実施した。

① 第5次福岡市子ども総合計画について

- ・ 事業目標、成果指標は適切に設定されているか。
- ・ 計画の進捗状況を適時、検討し、必要に応じて見直しているか。

② 子育て支援に関する事業について

- ・ 第5次福岡市子ども総合計画に基づく事業実施及び成果が得られているか。
- ・ 各事業の財務事務は適切に行われているか。
- ・ 経済的、効率的な事業が適切に行われているか。

③ 保育行政に関する事務について

- ・ 保育に関連する財務事務は適切に行われているか。
- ・ 経済的、効率的な事務が適切に行われているか。
- ・ 保育料収納及び滞納整理等の管理は適切に行われているか。
- ・ 市立保育所の運営管理が経済的、効率的に行われているか。
- ・ 保育所等(保育所、認定こども園、地域型保育事業)の認可手続が適切に行われているか。
- ・ 指導監査は適切に行われているか。

(3) 監査の実施方法

「(2)監査の視点」に基づき、主に次の手続を実施した。

- ・ 監査対象事業の概要把握
- ・ 監査対象事業の所管部局に対するヒアリング
- ・ 監査対象事業に関する資料の閲覧
- ・ 監査対象施設(市立保育所)への視察

5 監査の実施期間

令和5年7月18日から令和6年3月31日まで

6 監査実施者

包括外部監査人	金子 一昭	公認会計士
補助者	内野 健志	公認会計士
同	西 秀雄	公認会計士
同	古賀 竜介	公認会計士
同	久米村 翔	公認会計士
同	大塚 美和	公認会計士
同	柴戸 由香子	公認会計士
同	伏見 達	弁護士
同	岡村 真希	

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき事項はない。

8 略称等

本報告書中、主にグラフ等において元号については、次のとおり略称を使用している。

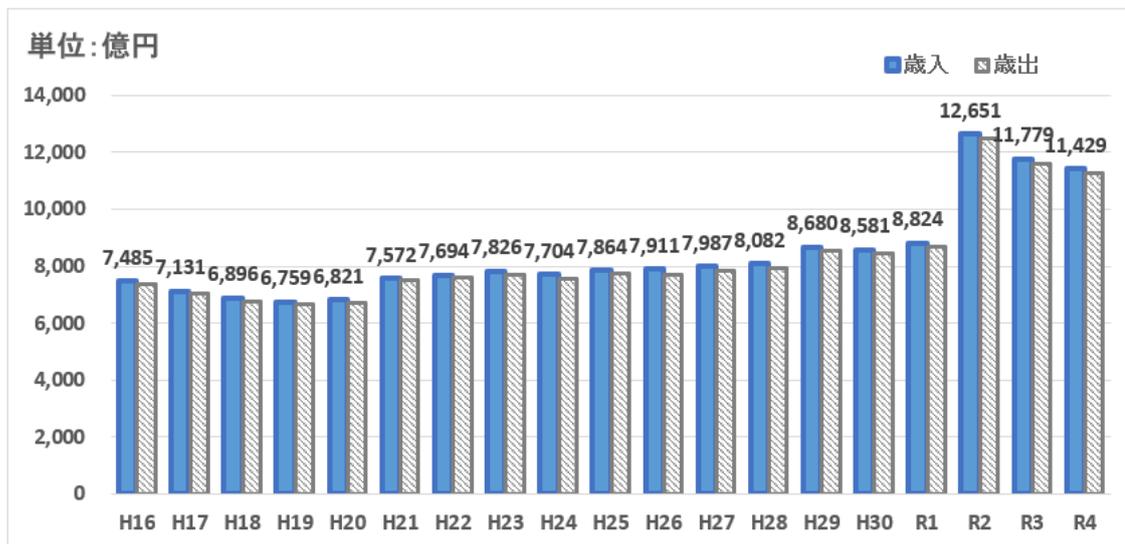
略称	元号	凡例
S	昭和	S60=昭和60年
H	平成	H16=平成16年
R	令和	R2=令和2年

また、表中の数値については、単位未満を四捨五入しており合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「-」とし、単位未満の場合は「0」としている。

II 監査対象の概要

1 市の状況

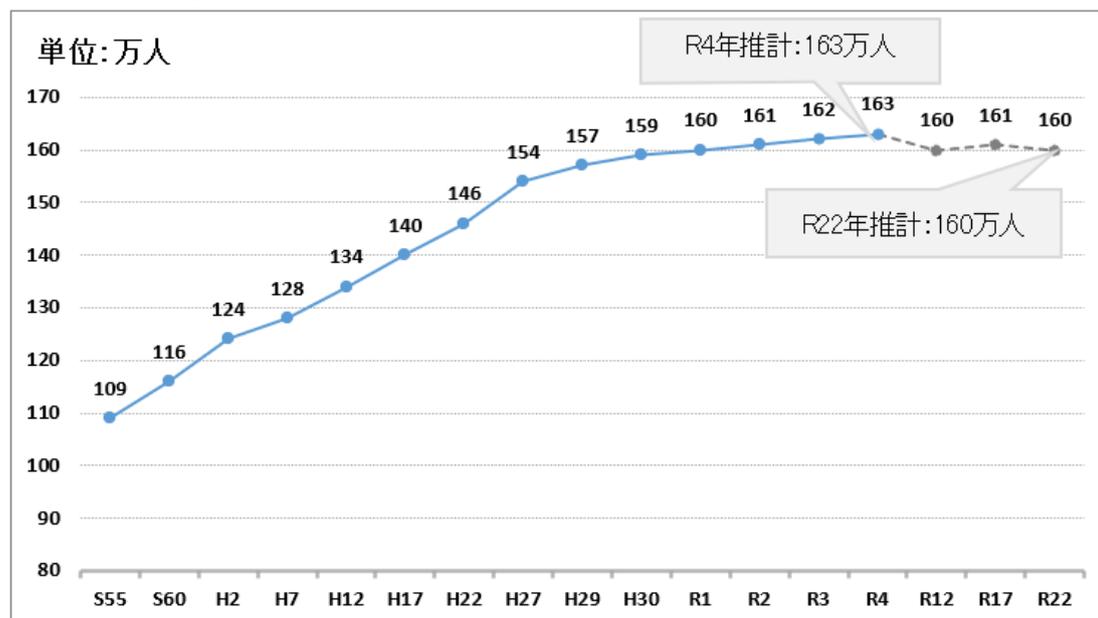
(1) 財政状況



(出典:平成 16～22 年「福岡県市町村別」決算カード」、平成 23 年度～令和4年度「福岡市財政のあらまし」より)

(2) 人口推移

(市の総人口の推移)



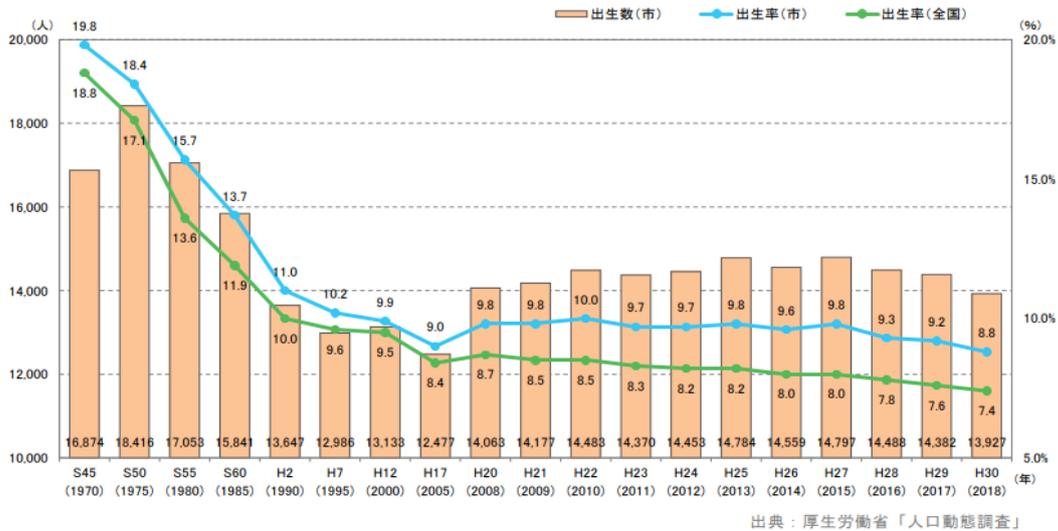
(出典:「福岡市推計人口の推移(昭和 47 年～令和4年 各年 10 月 1 日現在)」及び「福岡市人口ビジョン(改訂版)にかかるデータの推移(令和5年3月時点)」を基に監査人作成)

(3) 出生数と出生率の推移

市の出生数は、平成 20 年から平成 30 年の 10 年間はほぼ 14,000 人台で推移している。

直近の令和3年及び令和4年における出生数は、12,526 人、12,198 人、出生率(人口 1,000 人当たりの出生数)は 7.7、7.5 と減少傾向にある。

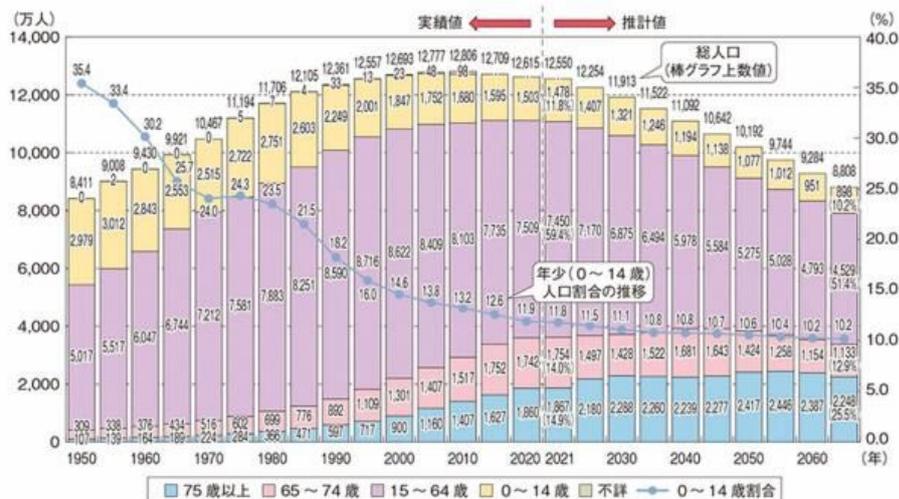
なお、出生率は全国と比較すると継続して高い状況にある。



(出典：第5次福岡市子ども総合計画)

(4) 年少人口の推移

市の年少人口(0~14 歳)は、平成 17(2005)年頃から増加しているが、令和2(2020)年頃をピークに減少に向かうと予想されている。



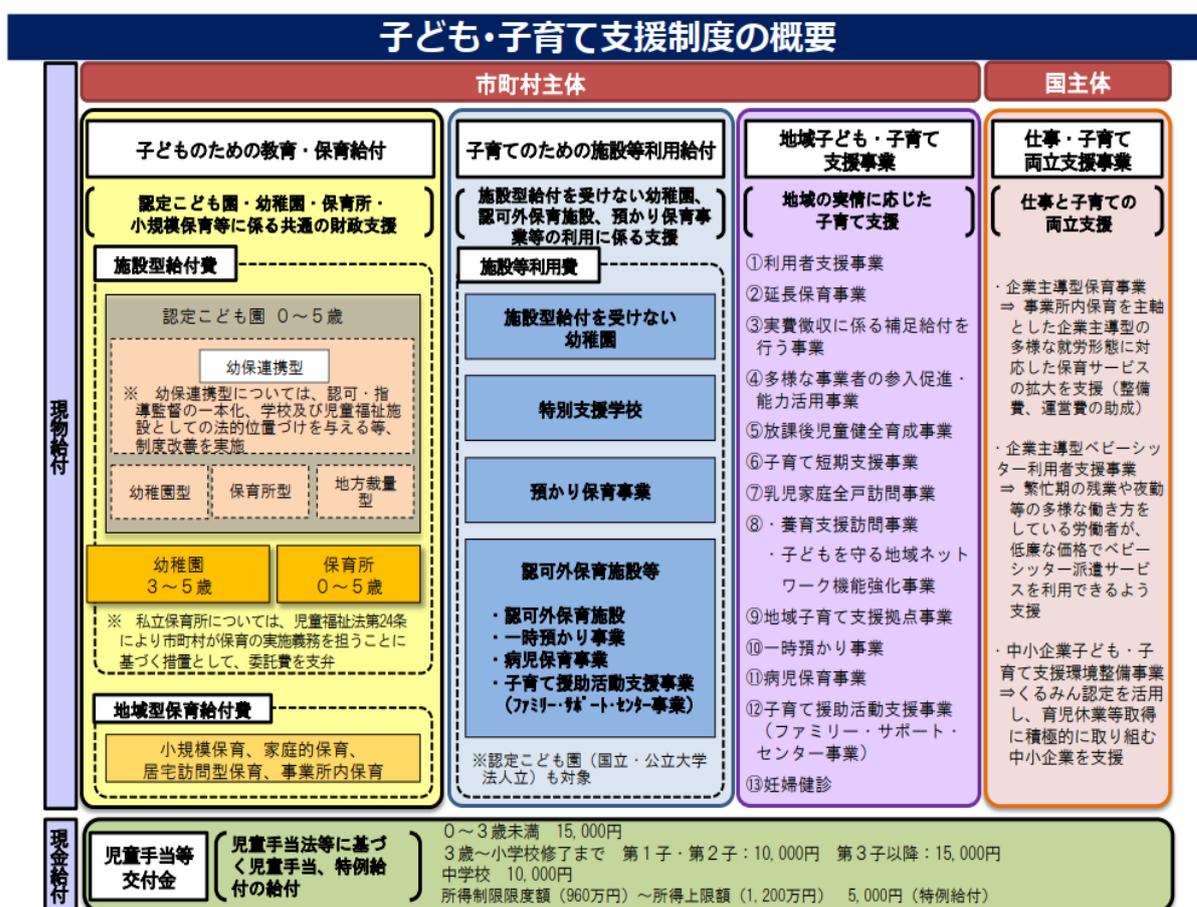
(出典：福岡市 子どもに関するデータ)

2 監査対象の概要

(1) 国の子育て支援の概要

2012年(平成24年)8月に子ども・子育て関連3法が成立し、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくとともに、消費税の引上げを含めた追加の恒久財源を確保し、全ての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることとした。新制度では2015年(平成27年)4月に本格施行されているが、これにより、市町村が地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施していくこととなった。

以下の図は、国が示す子ども・子育て支援制度の概要である。



(出典:こども家庭庁 子ども・子育て支援概要図)

(2) こども基本法及び子ども家庭庁の概要(参考)

① こども基本法

令和5年4月1日より、こども基本法が施行され、こども家庭庁が発足している。

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、以下のように位置づけられている。

こども基本法の概要	
<p>目的</p> <p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。</p>	
<p>基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備 	
<p>責務等</p> <p>○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力</p>	<p>こども政策推進会議</p> <p>○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等 <p>○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる</p>
<p>白書・大綱</p> <p>○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 <small>（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）</small></p>	<p>附則</p> <p>施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討</p>
<p>基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等 	

(出典:内閣府 こども基本法説明資料)

② こども家庭庁

こども基本法の施行とあわせて、従来の子どもに関する所管が文部科学省、厚生労働省、内閣府等、縦割りであったことを修正し、事務の一元化を図るため、こども家庭庁が令和5年4月1日より発足している。

こども家庭庁の組織体制及び組織構成の概要は以下のとおりである。

こども家庭庁組織体制の概要

1. 概要

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制で発足。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名を確保。

	内部部局				施設等機関 (国立児童自立支援施設)			合計
	長官官房	成育局	支援局	計	武蔵野学院	きぬ川学院	計	
定員数	97名	160名	93名	350名	44名	36名	80名	430名
5年度増員等分	—	—	—	+42名	—	—	+1名	+43名

(※) 内部部局の定員数(350名)の内訳は、既存定員(事務移管分)208名+4年度増員分100名+5年度増員等分42名となっている。

- 機構については、指定職：長官、官房長、成育局長、支援局長、審議官(成育局担当)、審議官(支援局担当)※、課長・参事官14、室長・企画官11で構成【別紙参照】※この外、審議官(総合政策等担当)《充て職・3年時限》を常駐併任で配置

2. 主な組織構成

長官官房 (企画立案・総合調整部門)

- 長官、官房長、総務課長、参事官(会計担当)、参事官(総合政策担当)

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整(こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等)
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

- 局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障(就学前指針(仮称)の策定)、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

- 局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

(出典:内閣府 こども家庭庁組織体制の概要)

本報告書における監査対象年度は令和4年度であるものの、令和5年度以降、国のこども家庭庁の発足に伴い、国のこども関連政策は従来とは変化が生じることが予想される。

(3) 第5次福岡市子ども総合計画の概要

市は、子どもと子育てをめぐる様々な課題を踏まえ、保育事業や子育て支援を含む子ども施策を総合的に推進するため、第5次福岡市子ども総合計画を策定している。

なお、市は平成 30 年度に子ども・子育て支援に関するニーズ調査【乳幼児・小学生・中高生等の保護者】を実施し、その調査結果を第5次福岡市子ども総合計画の策定に活用している。

① 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化、核家族化の進行などにより、子育て家庭の孤立化が課題となっているほか、女性就業率の上昇に伴って保育需要が高まるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化している。

特に、前計画(第4次福岡市子ども総合計画)の策定以降、児童虐待相談を含む子どもに関する相談件数、いじめ認知件数、発達障がい児が増加するなど、支援を要する子どもや子育て家庭への支援が課題となっており、より効果的に施策を展開していく必要がある。

また、子どもの貧困や若者のひきこもりなどが社会的な注目を集める中、困難な状況にある子ども・若者を支える地域や市民の活動が盛んになっており、行政だけでなく、地域、市民、学校、事業者、NPOなど幅広い主体が参画し、社会全体で、子ども・若者、子育て家庭を見守り、支援していくことが重要となっている。

「第5次福岡市子ども総合計画」は、これらの現状や課題を踏まえ、さまざまな状況にあるすべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までのライフステージごとに必要となる支援やサービスを、子ども・若者・家庭に確実に届け、また、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐなど、市が効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進するために策定されている。

(第5次福岡市子ども総合計画より引用)

② 計画の位置づけ

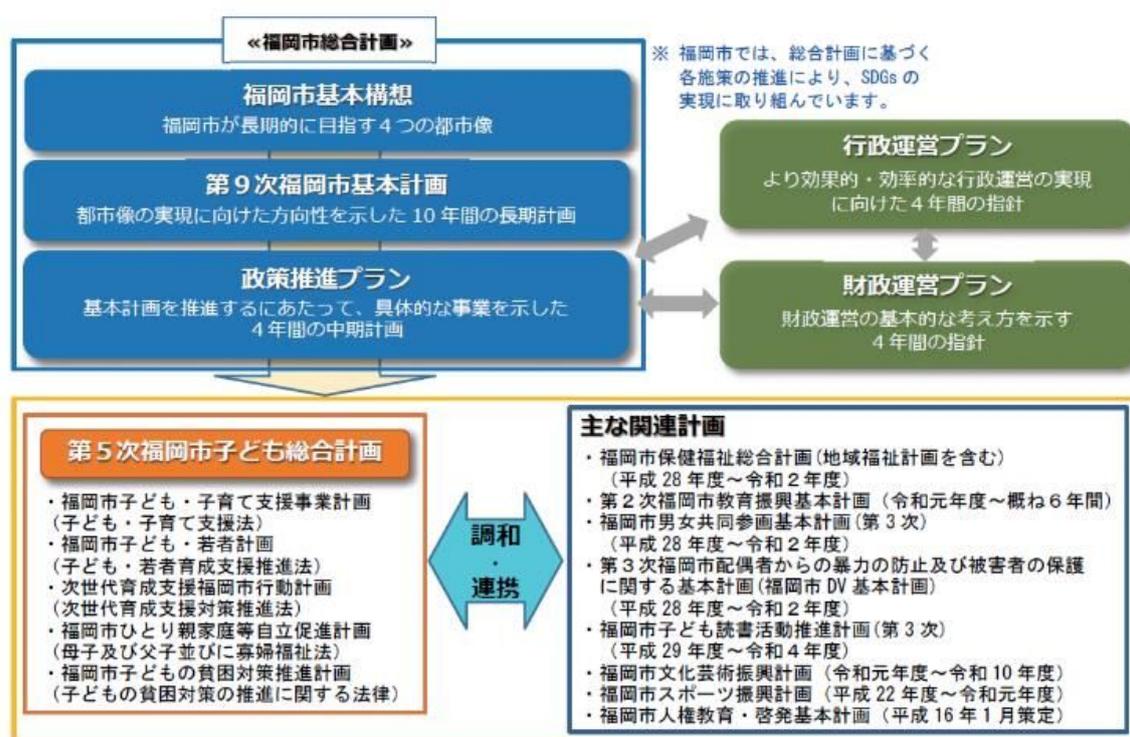
この計画は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図っている。

市は、計画を、下記計画として位置付けている。

- ・ 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「福岡市子ども・若者計画」

- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」

また、この計画の実施に当たっては、「福岡市保健福祉総合計画(地域福祉計画を含む)」や「第2次福岡市教育振興基本計画」、「福岡市男女共同参画基本計画」、その他の関連計画との調和と連携を図るとしている。



(出典:第5次福岡市子ども総合計画より抜粋)

③ 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間となっている。

④ 総合的な成果指標

福岡市が子育てがしやすいまちだと感じる高校生以下の子を持つ保護者の割合を、「子育て環境満足度」として定義し、成果指標としている。

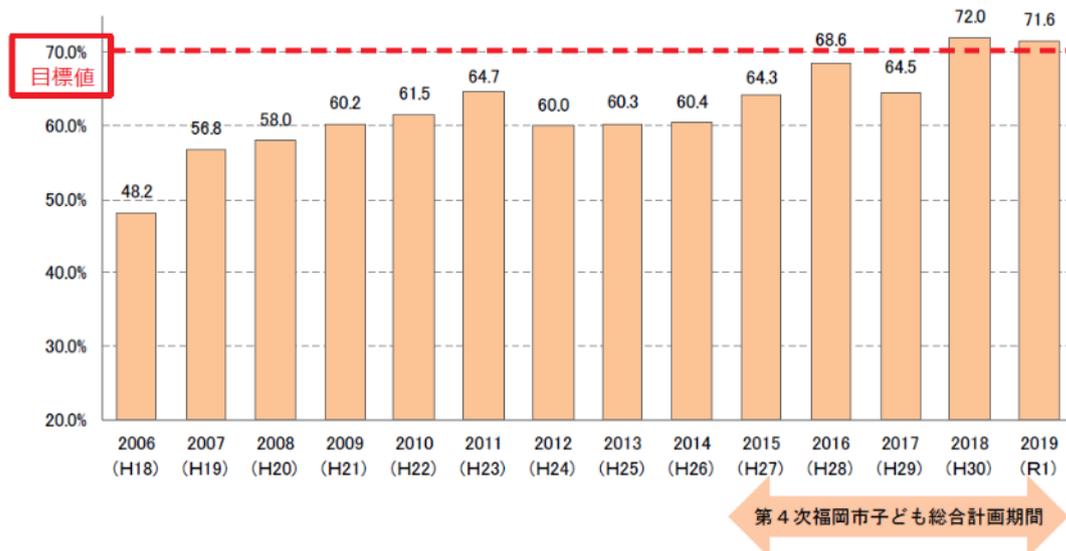
第5次福岡市子ども総合計画においては、75%を目標値としている。

初期値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
71.6%	75%

(出典:第5次福岡市子ども総合計画)

なお、市の子育て環境満足度に係る過去からの推移は以下のとおりである。

■ 福岡市の子育て環境満足度



(出典:第5次福岡市子ども総合計画 P7)

⑤ 計画の基本理念

(第5次福岡市子ども総合計画より引用)

子どもは、大人とともに社会を構成する一員であり、未来を創るかけがえのない存在である。子ども一人ひとりが自分らしく健やかに成長できるよう、それぞれの個性や価値観を尊重するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支える。

また、子どもがさまざまな人との交流や体験を通して、豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、チャレンジしながら、社会の一員として自立した大人へと成長できるまちをめざす。

～ めざすまちの姿 ～

一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもたちが、かけがえのない存在として、いきいきと輝き、健やかに成長しています。

子育てを支援するサービスが充実し、ゆとりある子育て環境の中、それぞれの家庭が、安心して子どもを生み育てています。

子どもや若者が、将来に夢や希望を描きながら、目標に向かってさまざまなことにチャレンジし、活躍しています。

地域では、住民や自治協議会をはじめとする地域コミュニティ、学校など、さまざまな人たちが、子どもや若者、子育て家庭を見守り、支えています。

●子ども・若者は

自分が大切な存在であることを認識し、自尊感情や自己肯定感を育みながら、心豊かにたくましく成長しています。たくさんの人とのふれあいの中で、社会性や道徳性を育み、主体的に社会に参加しています。

●子育て家庭は

保護者が、しっかり子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できる家庭を築いています。

●事業者は

それぞれの分野で、子どもの健やかな成長に配慮し、支援しています。子どもを生み育てながら安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

●行政は

すべての子どもと若者、子育て家庭を支援しています。社会全体で子育てや子どもの健やかな成長を支え、支援する取組みを推進しています。

(出典:第5次福岡市子ども総合計画)

⑥ 基本的視点

以下の5つを基本的な視点としている。

視点1 すべての子どもの権利の尊重

視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援

視点3 支援へのアクセス向上

視点4 地域や市民との共働

視点5 社会全体での支援

⑦ 基本目標

■ 目標1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、子ども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要である。

子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業における子育てに配慮した多様な働き方の促進など、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。

■ 目標2 子ども・若者の自立と社会参加

学童期や思春期は、子どもが基本的な生活習慣を確立し、また、主体性や社会性などを身につけ、自分らしさの発見など将来に向けた自己形成を行っていく重要な時期である。

さまざまな学習や体験機会の充実を通じて、子どもの主体性や社会性を育み、自己形成を支援するなど、子ども・若者の健全な育成や自立に向けた取組を推進する。

また、社会生活を営む上での困難を有する若者が、家族や社会とのつながりを保ち、社会参加や就労が可能となる環境づくりを推進する。

■ 目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

すべての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるとともに、適切に養育

され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有している。

様々な環境で育つすべての子どもたちの現在および将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、社会全体で健やかに育み、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進する。

市が推進する第5次福岡市子ども総合計画の概要について、市は以下のような概要図を作成し、市民への周知を図っている。



（出典：第5次福岡市子ども総合計画の計画より抜粋）

(4) 市の保育施設等の概要

⑧ 令和4年度における保育施設等の定員、申込、入所、待機者の状況

行政区	保育施設数	定員(名)	入所(名)	未入所(名)	待機(名)
東区	90	9,686	8,935	168	0
博多区	67	6,304	5,878	138	0
中央区	60	4,228	3,933	104	0
南区	80	6,720	6,058	107	0
城南区	32	3,115	2,807	35	0
早良区	73	5,960	5,371	46	0
西区	69	6,853	6,038	53	1
合計	471	42,866	39,020	651	1

(市提供資料を基に監査人が作成)

令和4年度における市の待機児童数は1名となっているものの、保育園への入園希望があるにもかかわらず、「特定の園を希望している」「育児休業を延長している」などの理由のため、待機児童としてカウントされないいわゆる「隠れ待機児童」の問題がある。未入所となっている651名にこの「隠れ待機児童」が一定数程度、含まれていると予想される。

⑨ 市の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保方策（全市の数値）

	現状値（R元年度）				R2年度				R3年度			
	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み (必要利用定員総数)	19,691	39,489			18,931	40,382			18,212	41,329		
		21,614	14,781	3,094		22,292	14,783	3,307		22,998	14,911	3,420
確保方策	19,691	21,976	14,574	4,247	18,931	22,445	14,852	4,251	18,212	22,914	15,130	4,255
	R4年度				R5年度				R6年度			
	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み (必要利用定員総数)	17,168	42,090			16,448	43,078			15,673	44,048		
		23,225	15,296	3,569		23,833	15,525	3,720		24,322	15,846	3,880
確保方策	17,168	23,384	15,409	4,258	16,448	23,853	15,687	4,262	15,673	24,322	15,965	4,266

(出典:第5次福岡市子ども総合計画P45)

現状値(令和元年度)では、保育の量の見込み(必要利用定員総数)を確保方策が若干下回っている部分はあるものの、その後の取り組みにより必要な保育の量を確保する体制をとろうとしている。

行政区別は以下のとおりである。

【別表】教育・保育の量の見込み及び確保方策の提供区域別一覧(提供区域は行政区)

区分	R元年度(実績)				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度				R6年度				
	学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		学校教育のみ		保育の必要性あり		
	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
東区	■の見込み	3,884	4,768	3,228	715	3,778	4,867	3,220	762	3,829	5,137	3,293	790	3,444	5,225	3,367	827	3,293	5,349	3,428	864	3,159	5,498	3,509	904
	■確保方策	3,884	4,892	3,104	901	3,778	5,011	3,185	902	3,829	5,130	3,288	902	3,444	5,248	3,347	900	3,293	5,367	3,428	903	3,159	5,498	3,509	904
博多区	■の見込み	2,054	3,325	2,415	517	1,887	3,278	2,475	547	1,837	3,461	2,515	584	1,883	3,501	2,580	587	1,812	3,585	2,580	610	1,734	3,618	2,634	635
	■確保方策	2,054	3,423	2,276	717	1,887	3,464	2,348	717	1,937	3,502	2,418	717	1,883	3,541	2,481	717	1,812	3,576	2,562	717	1,734	3,618	2,634	717
中央区	■の見込み	2,256	2,137	1,569	338	2,134	2,179	1,512	344	2,088	2,274	1,480	342	1,908	2,262	1,486	344	1,792	2,287	1,483	346	1,682	2,316	1,488	349
	■確保方策	2,256	2,206	1,607	510	2,134	2,228	1,607	510	2,088	2,250	1,607	510	1,908	2,272	1,607	510	1,792	2,294	1,607	510	1,682	2,316	1,607	510
南区	■の見込み	3,819	3,189	2,251	459	3,714	3,348	2,300	496	3,811	3,494	2,338	522	3,472	3,800	2,407	553	3,387	3,755	2,459	584	3,268	3,888	2,527	616
	■確保方策	3,819	3,130	2,167	616	3,714	3,280	2,229	616	3,811	3,427	2,311	616	3,472	3,574	2,383	616	3,387	3,721	2,455	616	3,268	3,888	2,527	616
城南区	■の見込み	1,779	1,532	988	228	1,698	1,597	980	242	1,589	1,630	986	253	1,507	1,888	1,017	286	1,408	1,717	1,042	279	1,315	1,750	1,073	293
	■確保方策	1,779	1,500	1,022	277	1,698	1,590	1,032	280	1,589	1,600	1,042	284	1,507	1,850	1,053	286	1,408	1,700	1,063	280	1,315	1,750	1,073	293
早良区	■の見込み	3,115	3,104	2,078	425	3,001	3,229	2,076	455	2,883	3,321	2,850	474	2,863	3,327	2,096	488	2,544	3,421	2,127	523	2,394	3,437	2,172	548
	■確保方策	3,115	3,144	2,141	613	3,001	3,208	2,147	613	2,883	3,289	2,153	613	2,863	3,332	2,160	613	2,544	3,395	2,186	613	2,394	3,437	2,172	613
西区	■の見込み	2,774	3,531	2,292	414	2,618	3,574	2,210	461	2,515	3,681	2,258	475	2,310	3,824	2,383	494	2,212	3,719	2,396	514	2,121	3,827	2,443	535
	■確保方策	2,774	3,678	2,257	613	2,618	3,706	2,294	613	2,515	3,736	2,332	613	2,310	3,767	2,396	613	2,212	3,797	2,406	613	2,121	3,827	2,443	613
市	■の見込み	18,881	21,614	14,781	3,084	18,931	22,292	14,783	3,307	18,212	22,998	14,911	3,420	17,188	23,225	15,296	3,589	16,448	23,833	15,925	3,720	15,673	24,322	15,846	3,880
	■確保方策	18,881	21,876	14,574	4,247	18,931	22,445	14,852	4,251	18,212	22,914	15,130	4,235	17,188	23,384	15,409	4,238	16,448	23,853	15,887	4,282	15,673	24,322	15,965	4,288

(出典:第5次福岡市子ども総合計画P46)

現状値(令和元年度)では、一部の行政区(東区、博多区、南区)で保育の量の見込み(必要利用定員総数)を確保方策が下回っている部分はあるものの、市は、その後の取り組みにより必要な保育の量を確保する体制をとろうとしている。

(5) 関連する決算の状況

令和4年度のこども未来局が所管するこども育成費は約 1,374 億円であり、一般会計歳出予算の 12.3%を占める。

(決算額 単位:百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般会計歳出総額	838,887	864,576	1,241,593	1,155,092	1,119,367
内 こども育成費 (こども未来局所管分)	110,990	119,456	123,049	145,017	137,351
一般会計歳出額に占めるこども育成費 (%) (こども未来局所管分)	13.2%	13.8%	9.9%	12.6%	12.3%

(出典：市提供資料)

また、第5次福岡市子ども総合計画における【目標1 安心して生み育てられる環境づくり】に係る各施策の決算の推移は以下のとおりである。

(単位:百万円)

施策名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母と子の心と体の健康づくり	3,044	3,845	4,366	4,850
幼児教育・保育の充実	60,881	60,888	61,850	62,967
身近な地域における子育て支援の充実	323	379	448	451
障がい児の支援 (乳幼児期)	4,040	4,294	4,708	5,181
子育てを応援する環境づくり	25,666	25,521	24,872	24,369
合計	93,954	94,927	96,244	97,818

※令和2年度～4年度は決算、令和5年度は予算

(出典：市提供資料)

決算額の大きい施策は、「幼児教育・保育の充実」と「子育てを応援する環境づくり」である。

「幼児教育・保育の充実」に係る主な事業は、保育所や私立保育所等の運営支援に係る補助や障がい児保育に関連する事業であり、「子育てを応援する環境づくり」に係る主な事業は、児童手当の給付等の事業である。

(6) 市の組織体制及び事務分掌

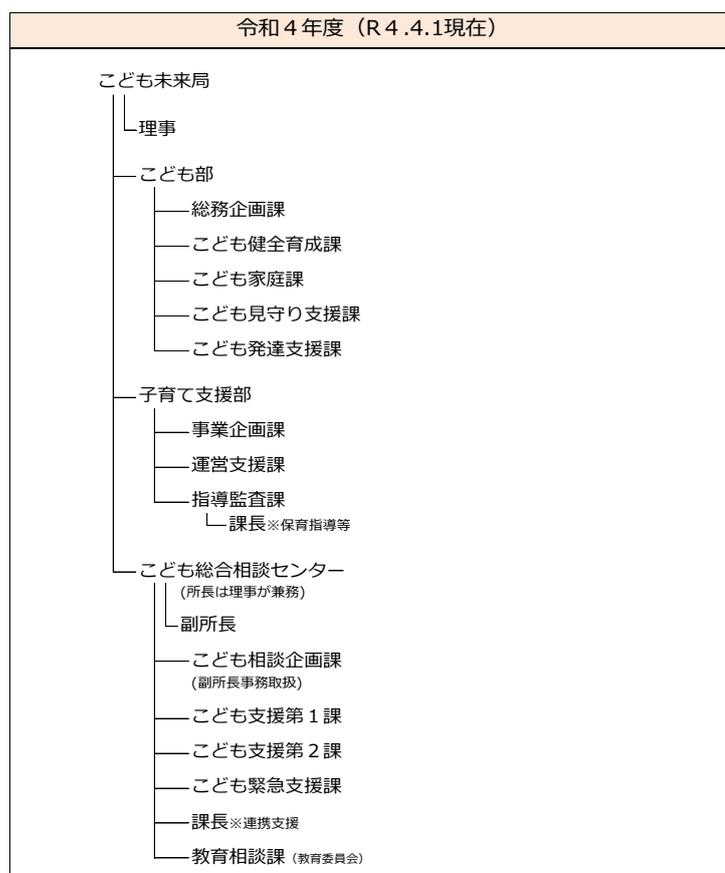
令和4年4月1日におけるこども未来局の人員数、組織体制と事務分掌は以下のとおりである。

① 人員数

部名	令和4年4月1日 人員数
局長	1
理事	1
こども部	54
子育て支援部	239
こども総合相談センター	108
合計	403

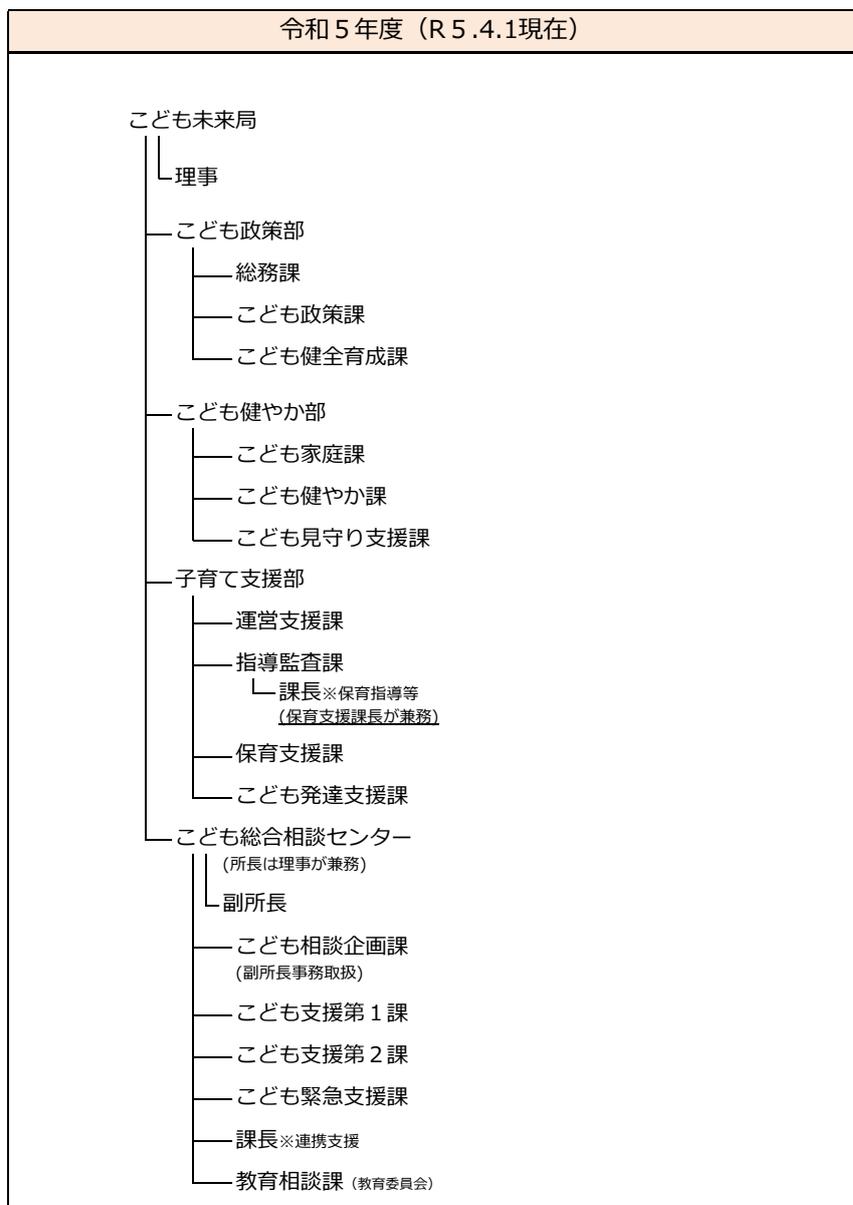
(市提供資料より監査人が作成)

② こども未来局の組織図



(市提供資料)

なお、令和5年4月1日にて以下のようにこども未来局の組織編成が変更されている。



(市提供資料)

③ 監査対象とする部局の事務分掌（令和４年度）

部	主な事務分掌
こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・局の総合的な連絡調整、局の予算・決算、子ども行政に係る区役所等との総合的な連絡調整、子ども行政の企画調整、子ども総合計画の推進、こども未来基金等 ・子ども・若者育成支援施策に係る企画調整及び事業、青少年の非行防止、健全育成及び活動支援、母子保健等 ・児童福祉施設、母子父子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭福祉事業、児童虐待防止対策、DV 相談・支援、児童手当、社会的養育のあり方検討等 ・障がい児の福祉、特別支援学校放課後等支援、中央児童会館、自然の家及び科学館の管理運営等
子育て支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育行政の事業企画・調整、保育所等の整備、子どもプラザ、ファミリーサポートセンター事業等 ・保育施設等の給付費、利用料、利用調整等 ・社会福祉法人・児童福祉施設・認可外保育施設の監査・指導等

(7) 関連する市条例、規則等

市の子育て支援、市立保育所運営等に係る主な規則は以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市子ども・子育て支援法施行細則 ・福岡市立保育所条例施行規則 ・福岡市個人情報保護事務取扱要綱 ・物品会計事務の手引 ・福岡市会計規則 |
|--|

III 監査の結果の概要

1 監査の結論の記載方法

本報告書においては、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に区分している。

「指摘事項」とは、包括外部監査の結果をいい、合規性・正確性に問題があり、是正措置が必要であるとして記載するものである。

「意見」とは、合理性や能率性の観点から、監査の過程で、不合理若しくは不能率な事項を発見した場合に、組織運営の合理化に資するものとして記載するものである。

そのため、「指摘事項」と「意見」が混同することのないよう、項目の文頭に【指摘事項】又は【意見】と記載している。

また、同一の事業や契約、監査手続の結果等、関連する事実に基づく「指摘事項」と「意見」は密接に関係するため、同一の関連する事実の後に監査の結果として「指摘事項」及び「意見」を記載する形式とした。

2 指摘事項及び意見の件数

分類		指摘	意見	合計
1	第5次福岡市子ども総合計画	-	-	-
2	子育て支援事業	-	12	12
3	契約事務	9	33	42
4	支給認定、利用調整	-	-	-
5	保育料決定、徴収事務	-	2	2
6	施設型給付等に係る事務	-	1	1
7	施設等利用費給付に係る事務	-	1	1
8	市立保育所の運営管理	3	24	27
9	保育施設整備事業者の募集・選考等に係る事務	-	1	1
10	指導監査に係る事務	-	3	3
	合計	12	77	89

総合意見		意見	意見
1	各事業における成果指標の設定について	-	1
2	市立保育所における職員の安定的な確保について	-	1
3	民間委託等に係る市の関与について	-	1

3 個別監査の結果及び意見の関連

項目	指摘/ 意見	番号	内容
1 第5次福岡市子ども総合計画			
	指摘	-	-
	意見	-	-
2 子育て支援事業			
	意見	2-i-1	活動指標について
	意見	2-vi-1	育児支援ネットワーク会議の実施について
	意見	2-viii-1	福岡市保育協会の補助金検査機能に係るモニタリングの強化について
	意見	2-xi-1	事業単位について
	意見	2-xi-2	社会福祉事業団への委託費の支払いについて
	意見	2-xii-1	利用希望者について
	意見	2-xii-2	情報提供・巡回支援等を行う委託医療機関に支払う委託費について
	意見	2-xiii-1	適切な成果指標の設定の検討について
	意見	2-xiv-1	適切な成果指標の設定の検討について
	意見	2-xvi-1	改善方策のための情報収集について
	意見	2-xvii-1	効率的な事業遂行のための情報把握について
	意見	2-xix-1	事業効果設定のための適切な成果指標設定について
3 契約事務			
(1) 委託契約に関する個別の指摘事項・意見			
	指摘	3-i-2-1	研修講師の事前承認について
	意見	3-i-2-2	一般競争入札の実施について
	意見	3-i-2-3	実績報告における電話番号の記載について
	意見	3-i-2-4	予定価格(設計金額)の見直しについて
	指摘	3-i-3-1	研修講師の事前承認について
	指摘	3-i-3-2	仕様書に記載されている実績報告書について
	意見	3-i-5-1	設計書、仕様書の記載について
	意見	3-i-5-2	実績報告書の記載について
	意見	3-ii-1-1	設計書及び仕様書への業務体制及び人員の記載について

項目	指摘/意見	番号	内容
	意見	3-ii-1-2	実績報告についての契約書等への記載について
	意見	3-ii-1-3	実績報告書の記載と保管について
	意見	3-iv-1-1	アドバイザーに関する計画と報告について
	意見	3-v-1-1	医療機関別の診査実績情報に係る仕様書への明記について
	意見	3-v-2-1	医療機関別の診査実績情報に係る仕様書への明記について
	意見	3-v-3-1	実施報告書類の綴じ込みについて
	意見	3-v-4-1	完了報告書のチェックについて
	指摘	3-v-6-1	見積書の単位誤りについて
	意見	3-v-6-2	実績報告書の利用日付について
	意見	3-v-6-3	仕様書の契約書への添付について
	意見	3-v-7-1	実績報告書の入手について
	意見	3-v-7-2	随意契約の理由について
	意見	3-v-7-3	複数からの参考見積の入手について
	意見	3-v-7-4	個人情報保護のための具体的な対策の明記について
	指摘	3-v-8-1	納税証明書の提出について
	指摘	3-v-8-2	配点を超える評価について
	意見	3-v-8-3	提案競技に提出する財務諸表について
	意見	3-v-8-4	1者参加の提案競技について
	意見	3-v-9-1	福岡市産後ヘルパー派遣確認書について
	意見	3-v-10-1	暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく照会に対する回答の入手日について
	意見	3-v-10-2	提案競技のスケジュールについて
	指摘	3-v-11-1	予算執行の際の競争入札参加停止措置等の確認について
	意見	3-v-11-2	福岡市産後ケア事業利用申込書の最新版利用について
	意見	3-v-11-3	福岡市産後ケア事業利用申込書の事業者チェックについて
	意見	3-v-12-1	提案競技実施スケジュールについて
	意見	3-v-12-2	実績表の評価について
	意見	3-vi-1-1	個人情報保護のための具体的な対策の記載について
	意見	3-vi-4-1	日報と入退館管理簿について

項目	指摘/意見	番号	内容
(2) 共通の指摘事項・意見			
	指摘	3-1	決裁権限について
	指摘	3-2	チェックリストによる自主的チェックの実施について
	意見	3-3	プライバシーマークの事前確認について
	意見	3-4	契約書における予定数量の記載について
	意見	3-5	提案競技における財務諸表の評価について
4 支給認定、利用調整			
	指摘	-	-
	意見	-	-
5 保育料決定、徴収事務			
	意見	5-1	収納率の向上について
	意見	5-2	保育料を支払うことが困難な場合の情報提供について
6 施設型給付等に係る事務			
	意見	6-1	加算本申請のチェック方法について
7 施設等利用費給付に係る事務			
	意見	7-1	請求書での日割り計算のチェックについて
8 市立保育所の運営管理			
	意見	8-1	那珂保育所及び馬出保育所における階段周りの安全性について
	意見	8-2	姪浜保育所における園児立入箇所の柵の設置の必要性について
	意見	8-3	千代保育所における駐車場と園庭の間の柵の設置について
	意見	8-4	千代保育所の休憩室の雨漏り対応の必要性について
	意見	8-5	南庄保育所における避難階段と避難用滑り台の安全性について
	意見	8-6	南庄保育所における廃棄たたみの廃棄委託の検討について
	意見	8-7	那珂保育所における調理室裏歩道の舗装について
	指摘	8-8	那珂保育所の裏庭にある備品登録された遊具の管理について
	指摘	8-9	千代保育所の遊具管理について
	意見	8-10	姪浜保育所における園庭遊具の導入について
	意見	8-11	社会情勢を踏まえた消防計画等の策定について
	意見	8-12	保護者より実費徴収する帽子代や行事代等の管理について

項目	指摘/意見	番号	内容
	意見	8-13	保育所のタクシーチケット管理における統一的な管理様式及び使用承認について
	意見	8-14	入札指名業者の選定について
	意見	8-15	仕様要件や参考見積の入手について
	指摘	8-16	千代保育所及び馬出保育所に係る備品管理について
	意見	8-17	姪浜保育所における未使用の物品・備品について
	意見	8-18	時間外勤務命令簿とタイムカードの運用方針の統一について
	意見	8-19	シフト表への休憩時間の記載の必要性について
	意見	8-20	保育士等の会計年度任用職員に係る休憩時間の措置について
	意見	8-21	利用頻度の低い情報媒体の廃棄の検討について
	意見	8-22	保育所と本庁のやりとりに係る郵送等の利用について
	意見	8-23	市立保育所における翻訳機等、コミュニケーションツールの導入について
	意見	8-24	宗教上の理由等特別な配慮が必要な園児の状況を把握するための様式整備の必要性について
	意見	8-25	保育士シフト表の共通化及びICT化の検討について
	意見	8-26	効率的な保育所運営に係るモニタリング及び改善検討について
	意見	8-27	研修のオンライン化の推進について
9 保育施設整備事業者の募集・選考等に係る事務			
	意見	9-1	残高証明書の基準日について
10 指導監査に係る事務			
	意見	10-1	指導監査における実地監査比率の向上の必要性の検討について
	意見	10-2	事前準備資料の電子化の検討について
	意見	10-3	委託専門家の独立性担保の必要性について

IV 個別監査の結果及び監査の結果に添えて提出する 意見

1 第5次福岡市子ども総合計画

(1) 第5次福岡市子ども総合計画の目標、施策と成果指標等の概要

① 第5次福岡市子ども総合計画における目標と施策

第5次福岡市子ども総合計画において、市は、【目標1 安心して生み育てられる環境づくり】の達成のため、以下の5つの施策を推進している。

- 1 母と子の心と体の健康づくり
- 2 幼児教育・保育の充実
- 3 身近な地域における子育て支援の充実
- 4 障がい児の支援(乳幼児期)
- 5 子育てを応援する環境づくり



(出典:第5次福岡市子ども総合計画の計画全体像より)

② 成果指標

第5次福岡市子ども総合計画では、【目標1 安心して生み育てられる環境づくり】の達成を図る成果指標として、以下の項目を成果指標として設定している。

◆目標1 成果指標

成果指標	現状値	目標値 R6 年度末
4か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）		
育児に心配があると答えた母親の割合	13.8% (H30 年度)	減少
育児は疲れると答えた母親の割合	21.7% (H30 年度)	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合	92.2% (H30 年度)	増加
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	38.8% (H30 年度)	65% (R4 年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合	91.4% (H30 年度)	95%
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性	63.4% (H30 年度)
	女性	75.9% (H30 年度)
父親が子育てを「十分にやっている」と回答した乳幼児の保護者の割合	30.5% (H30 年度)	40%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	66.2% (H30 年度)	75%

（出典：第5次福岡市子ども総合計画P47）

③ 国指定項目の事業目標

子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を実施する事業）	見込み	対象者数 （人）	14,499 <small>(H30年度末)</small>	14,260	14,070	14,020	14,010	14,010
	確保方策	実施体制	委託医療機関で実施					
母子保健訪問指導 （乳児家庭全戸訪問事業）	見込み	対象者数 （人）	12,683 <small>(H30年度末)</small>	13,680	13,500	13,460	13,440	13,440
	確保方策	実施体制	区保健福祉センターの助産師等の専門職により実施					
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込み	利用者数 （人）	8,660 <small>(H30年度末)</small>	9,530	9,750	9,930	10,170	10,400
	確保方策	利用者数 （人）	8,660 <small>(H30年度末)</small>	9,530	9,750	9,930	10,170	10,400
病児・病後児デイケア 事業 （病児保育事業）	見込み	利用者数 （人日）	29,126 <small>(H30年度末)</small>	35,606	35,742	35,573	35,733	35,851
	確保方策	利用者数 （人日）	29,126 <small>(H30年度末)</small>	33,000	34,500	36,000	36,000	36,000
		実施 施設数	21 <small>(R元年度末)</small>	22	23	24	24	24
		医療機関併設型施設数						
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業（預かり 保育））	見込み	利用者数 （人日）	571,893 <small>(H30年度末)</small>	852,000	845,000	821,000	812,000	799,000
	確保方策	利用者数 （人日）	884,000 <small>(H30年度末)</small>	852,000	845,000	821,000	812,000	799,000
子どもプラザ （地域子育て支援拠点事業）	見込み	利用者数 （人回/月）	12,960 <small>(H30年度末)</small>	13,600	14,200	14,800	15,400	16,000
	確保方策	箇所数	14 <small>(R元年度末)</small>	14	14	15	15	15
福岡市子育て支援コン シェルジュ （利用者支援事業基本型・ 特定型）	見込み	箇所数	7 <small>(R元年度末)</small>	7	9	11	13	14
	確保方策	箇所数	7 <small>(R元年度末)</small>	7	9	11	13	14
ファミリー・サポート・ センター事業 （子育て援助活動支援事業）	見込み	定員数 （人日）	12,856 <small>(H30年度末)</small>	13,800	14,100	14,400	14,600	14,800
	確保方策	定員数 （人日）	15,560 <small>(H30年度末)</small>	16,800	17,100	17,500	17,700	18,000
一時預かり事業 （一時預かり事業（預かり 保育を除く））	見込み	定員数 （人日）	23,414 <small>(H30年度末)</small>	27,400	30,800	34,200	37,600	41,000
	確保方策	定員数 （人日）	28,733 <small>(H30年度末)</small>	30,440	30,800	34,200	37,600	41,000

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

（出典：第5次福岡市子ども総合計画P44）

④ 市の独自の事業目標

項目名	指数	現状値	目標値 R6年度末
休日保育	実施箇所数	7 (R 元年度末)	8
安心して住める市営住宅の整備(市営住宅のバリアフリー化)	割合(%)	37 (H30 年度末)	増加
生活関連経路のバリアフリー化された割合(直轄道路、臨港道路等除く)	割合(%)	87.5 (H30 年度末)	98 (R2年度末)
通学路の歩車分離率(※)	割合(%)	70.9 (H30 年度末)	75 (R2年度末)

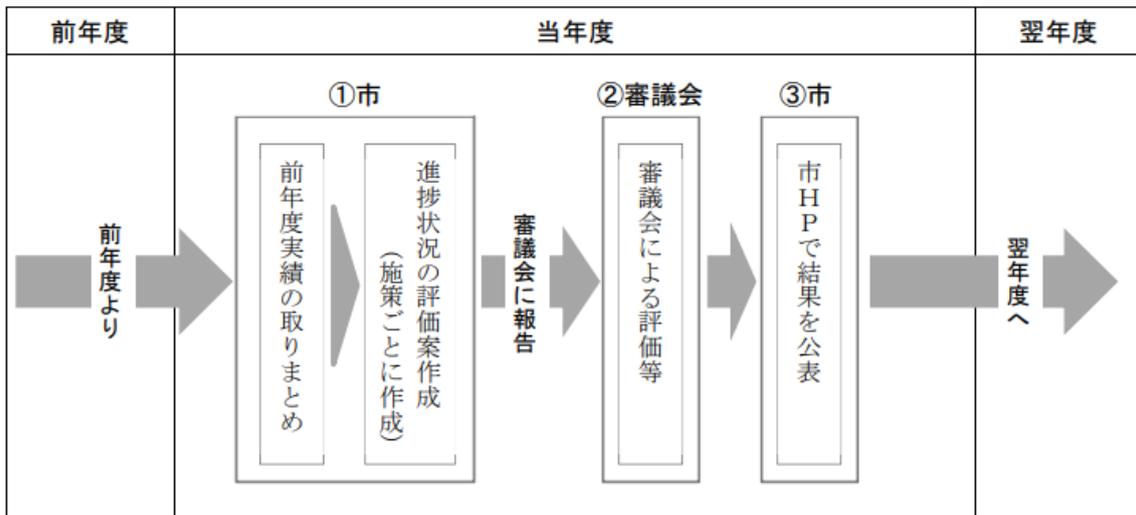
(出典:第5次福岡市子ども総合計画)

※通学路の歩車分離率は、道路アクションプラン 2024 の策定により、事業目標を「小学校周辺の歩車分離率に変更している。

⑤ 実施状況の点検・評価

毎年度、第5次福岡市子ども総合計画に基づく施策の実施状況などをとりまとめ、「福岡市子ども・子育て審議会」に報告し、同審議会において点検・評価を行うとしている。

また、審議会にて報告した内容及び審議の内容、点検・評価の結果は、市のホームページにて公表を行っている。



(出典:令和4年度福岡市子ども・子育て審議会資料第5次福岡市子ども総合計画実施状況の点検・評価について)

また、点検・評価の視点としては以下の4つの視点で点検・評価を行っている。

順調	目標を十分に達成しており、このまま施策を継続していくことが適当
おおむね順調	施策の進捗状況に課題はあるものの、目標をある程度達成しており、課題に留意しながら施策を継続していくことが適当
やや遅れている	目標達成に向けた施策の進捗が不十分であり、目標達成に必要な方策について検討が必要
遅れている	目標達成に向けて施策が進捗しておらず、方策の見直しが必要

(2) 監査の視点

- ・「第5次福岡市子ども総合計画」に基づく事業が実施され成果が得られているか。
- ・「第5次福岡市子ども総合計画」の実施状況は適切に点検・評価されているか。

(3) 実施した監査手続の概要

以下の監査手続を実施した。

- ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査【乳幼児・小学生・中高生等の保護者】を踏まえた第5次福岡市子ども総合計画の策定への反映状況の閲覧
- ・各指標を設定した理由及び目標の設定根拠についてのヒアリングの実施
- ・令和4年度に開催された福岡市子ども・子育て審議会に係る資料の閲覧

(4) 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

2 子育て支援事業

(1) 監査対象事業の選定について

市は、第5次福岡市子ども総合計画の基本目標を単位として、予算等の説明資料を作成している。

市の予算資料を入手し、令和4年度における【基本目標 1.安心して生み育てられる環境づくり】に係る5つの施策全事業の内訳を把握した。

子ども未来局の所管事業における【目標1 安心して生み育てられる環境づくり】の各施策に係る令和4年度(2022年度)事業費(子ども未来局所管分)の決算額の合計は962億円であり、事業数は全40事業(小事業113事業)である。当該事業の中で、市が行政事業評価の観点で全庁的な取組として実施している事務事業マネジメントシートを入手し、概要の把握の上、監査対象とする事業を選定した。

事務事業マネジメントシート (令和4年度実施分)												
事業名	特別支援保育事業			事業を始めた理由(きっかけ)は何か								
所管課	子ども未来局保育支援課	根拠法令	なし	子どもを取り巻く社会環境の変化に伴う保育ニーズの多様化や増大に伴い、より社会的な観点から、平成14年度より全国での障がい児の受け入れを開始。								
開始年度	平成14年	行政計画	福岡市子ども総合計画									
事業概要												
対象	誰(何)を対象として行うのか 公立保育所・私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業所			令和4年度、前年度の改善策を踏まえ、目的達成に向けてどのような方法で何を行ったのか ①特別な支援が必要な児童を入室させている私立保育園、認定こども園に対して、加配保育士の雇用費の助成、および、要医療的ケア児を入室させている保育施設には、看護師雇用費の助成を行った。 (令和4年度実績)計275施設で受け入れ(公立7か所、私立保育園236か所、認定こども園6か所、地域型保育事業所26箇所) ②特別支援保育に対する理解や認識の向上を図るため、全保育施設を対象に研修を実施。 (令和4年度実績)全体研修9回880人・区別研修7回389人・体験研修57人 ③支援が必要な児童が入室する保育施設に対する巡回訪問 (令和4年度実績)272回 ④社会福祉事業団による訪問支援の実施 (令和3年度実績)訪問回数332回・支援人数736人・研修支援回52回				どのような状態になったら事業を見直し(終了)するのか 特別な支援を必要とする児童数が増加している。特別な支援が必要な児童、及び、受け入れる保育施設に対して、助成や支援を継続する。				
事業目的	対象をどのような状態にしたいのか 特別な支援を必要とする児童を受け入れる保育施設の人的環境を整え、対象児童と健常児が日常的に交流する中で、両者の成長発達および豊かな人間性の育成を促進する。											
ロジックモデル・指標の達成度												
ロジックモデル	①活動Aがアウト (どんな活動を行うのか)		②結果Aがアウト (活動の結果、どうなるのか)			③中間Aがアウト (その結果、対象はどうなるのか)		④最終Aがアウト (その結果、育としてどうなるのか)				
	特別な支援を必要とする児童を受け入れている保育施設に対し、加配保育士の雇用費や看護師雇用費の助成、研修、巡回訪問、福岡市社会福祉事業団による訪問支援を実施。		保育施設を利用する支援を必要とする児童への個別の支援が増え、特別支援保育に対する理解が深まる。			特別な支援を必要とする児童を受け入れる環境整備が進む。		子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会となる。				
	指標の内容	年度	R3年度	R4年度	R5年度	最終年度	指標の内容	年度	R3年度	R4年度	R5年度	最終年度
	支援が必要な児童を受け入れた施設数	目標	設定なし	設定なし	275	R年度	子育て環境満足度 ※政策推進プラン上、R4年度、R6年度に目標を設定	目標	設定なし	70%	設定なし	75.0%
	実績	264	275					実績	67.0%	68.7%		
	達成率	-	-					達成率	-	98.1%		
	目標				R年度			目標				R年度
	実績							実績				
	達成率							達成率				
事業区分												
重点												
基本計画												
実施コード	1-7-1			○子育て環境満足度(福岡市が子育てしやすいまちだと感じる、高校生以下の子どもを持つ保護者の割合) 令和6年度 75% ○保育所入所待機児童数 令和6年度 0人								
分野別目標	一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている			○保育所入所待機児童数 令和6年度 0人								
施策	子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり											
事業群	安心して生み育てられる環境づくり											
行政運営プラン												
取組方針	なし											
推進項目												
事業費(千円)												
令和4年度決算額(見込額)												
歳出合計 779,183												
歳入 特定財源 9,151												
歳入 一般財源 770,032												
前年度決算額・翌年度予算額												
年度 R3 R5												
歳出合計 653,343 916,757												
歳入 特定財源 7,735 18,189												
歳入 一般財源 645,608 898,568												

(出典:令和4年度事業実施分 子ども未来局事務事業マネジメントシートより抜粋)

市は、この事務事業マネジメントシートによる事務事業評価を通じて、各局の自律的な事業の見直しや改善、事業の選択と集中に向けた分析や検討、予算編成等に活用することとしており、監査対象とする子育て支援事業を選定するに当たり、市の取組で利用し

ている事務事業マネジメントシートを活用した。

監査対象事業の選定に当たり考慮した視点は以下のとおりである。

- a 令和4年度の予算額及び決算額
- b 令和4年度における特定財源額及び一般財源額
- c 事業の主要な時期が妊娠期～未就学期を対象とする事業
- d そのほか、市が行っている子育て支援事業で特色のある事業

ただし、以下の条件に合致する事業は対象外とした。

No	除外条件	除外理由
1	令和4年度の包括外部監査でテーマとして扱った「補助金」に関する事業	令和4年度の包括外部監査で補助金をテーマとしており重複を避けるため原則、除外した。 ただし、子育て支援事業の観点及び令和4年度の包括外部監査の監査視点と異なり、監査人が必要と判断した一部の補助金や助成事業は監査対象事業とした。
2	保育所運営経費	保育所運営に関連する事業は、「8市立保育所の運営管理」で検討するため、本章の監査対象事業からは除外した。
3	施設等利用費給付、施設型給付	施設等利用費給付、施設型給付に関連する事業は、「6施設型給付等に係る事務」「7施設等利用給付に係る事務」で実施するため、本章の監査対象事業からは除外した。
4	こども未来局の所管外の事業	【基本目標 1.安心して生み育てられる環境づくり】の5つの施策における各施策で掲げる事業は、こども未来局が所管する子育て支援事業以外にも、インフラ整備等に係る事業が含まれている。 本監査においては、保育行政を始めとするこども未来局が所管する子育て支援事業を選定することとし、こども未来局が所管しないインフラ整備等の事業は監査対象事業からは除外した。

また、「基本目標 1.安心して生み育てられる環境づくり」の5つの施策における各事業の状況を確認する趣旨で、各施策に係る事業は1事業以上を選定することとした。

(2) 監査対象とした事業

監査対象とした事業は以下の 19 事業である。

全 19 事業、予算額計 6,428,878 千円、決算額計 5,597,261 千円の事業を監査対象事業として選定した。

No	重要施策/小事業名	担当課	予算額 (千円)	決算額 (千円)	財源内訳(千円)				
					特定財源			計	一般財源
					国県支出金	地方債	その他		
施策1 母と子の心と体の健康づくり									
i	産婦健診	こども健やか課	131,199	112,419	54,610	0	0	54,610	57,809
ii	母親の心の健康支援事業	こども健やか課	91,762	78,040	50,994	0	2,551	53,545	24,495
iii	母子巡回健康相談	こども健やか課	16,225	14,396	473	0	749	1,222	13,174
iv	母子保健オンライン相談等事業	こども健やか課	5,780	2,438	1,853	0	0	1,853	585
v	産前・産後サポート事業	こども健やか課	56,228	56,009	27,499	0	0	27,499	28,510
vi	子育て世代包括支援センター	こども健やか課	541,766	464,780	122,460	0	10,634	133,094	331,686
施策2 幼児教育・保育の充実									
vii	保育所等整備費助成	運営支援課	1,153,918	844,932	639,576	0	0	639,576	205,356
viii	保育協会一般補助金	運営支援課	1,582,752	1,345,087	6,625	0	1,961	8,586	1,336,501
ix	子育て支援員研修等事業	指導監査課	6,941	4,339	2,115	0	0	2,115	2,224
x	延長保育事業	運営支援課	320,027	319,979	203,016	0	4	203,020	116,959
xi	特別支援保育事業・看護師雇用助成金	保育支援課	896,140	828,502	30,311	0	0	30,311	798,191
xii	病児・病後児デイケア事業	こども健やか課	424,559	399,426	264,285	0	0	264,285	135,141
xiii	保育体制強化事業	運営支援課	344,509	292,878	135,650	0	0	135,650	157,228
施策3 身近な地域における子育て支援の充実									
xiv	子どもプラザ	こども健全育成課	272,347	269,468	71,633	58,000	9,800	139,433	130,035
xv	ファミリー・サポート・センター事業	こども健全育成課	29,372	29,284	19,269	0	0	19,269	10,015
xvi	一時預かり事業	こども健全育成課	95,498	85,381	57,519	0	0	57,519	27,862
xvii	こんにちは赤ちゃん訪問事業	こども健やか課	2,497	0	0	0	0	0	0
施策4 障がい児の支援(乳幼児期)									
xviii	心身障がい福祉センター運営費	こども発達支援課	438,304	438,304	15,922	0	134,491	150,413	287,891
施策5 子育てを応援する環境づくり									
xix	第3子優遇事業	こども政策課	19,054	11,599	0	0	0	0	11,599
		計	6,428,878	5,597,261	1,703,810	58,000	160,190	1,922,000	3,675,261

(市提供資料より監査人が作成)

(3) 監査の視点

各事業について、主に以下のような視点で監査を行った。

① 事業の有効性

- ・事業は目的に見合った成果となっているか。
- ・事業の目的や目標は明確となっているか。
- ・事業の手法や実施内容は効果的なものとなっているか。
- ・事業の実績や成果は整理され、達成度を評価しているか。
- ・市が主体的に実施する必要がある事業か。

② 事業の経済性、効率性

- ・過大な支出となっていないか。より少ない資源で最大の成果となっているか。
- ・効率的な事務を行っているか。
- ・事業手法は直営、委託、指定管理等、適切な手法となっているか。
- ・ほかの事業との重複はないか。
- ・事業目的を達成するため効果的な予算配分となっているか。

(4) 実施した監査手続の概要

各事業について、主に以下のような監査手続を行った。

- ・事業に関連する資料の閲覧
- ・事業概要の把握を目的とした調査票の入手及び閲覧
- ・事業担当部局へのヒアリング
- ・事業で把握している指標の推移の確認
- ・第5次福岡市子ども総合計画に掲げる指標の推移の確認

(5) 各事業の概要、予算決算及び成果指標の状況と監査の結果及び意見

i. 産婦健診

a 事業の概要

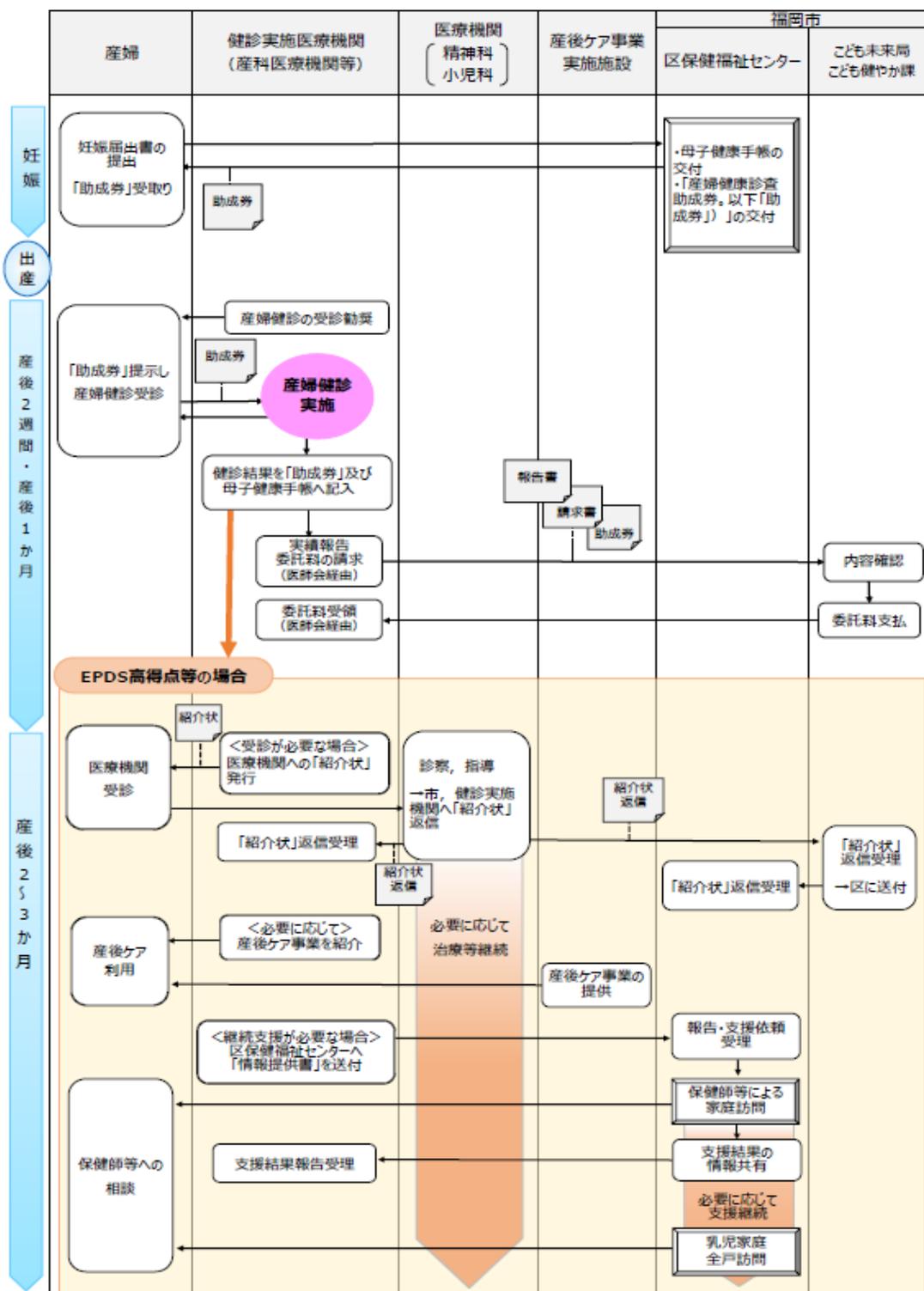
事業名	産婦健診
事業目的	産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対し、出産後の体調管理や産後うつスクリーニング等を行うことで母親の産後うつや育児不安を早期に発見し、適切な支援を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">産科医療機関で、産後2週間、産後1か月に産婦健診(問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票)を実施。産後の体調不良や育児不安などがある場合は、必要に応じて関係機関と連携を図り適切な支援につなげる。
現状・課題等	支援が必要な産婦に対して医療機関と連携した支援体制の継続が必要である。
改善方策	EPDS 高得点など支援が必要な産婦については、適宜医療機関と連携を図り産後早期に支援を行うことができるよう取り組む。
実施方法	委託 85.6%、償還払い 14.4%
根拠法令・要綱等	母子保健法第13条 母子保健衛生費
所管課	こども未来局こども健やか部こども健やか課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	-	71,797	144,801	131,199	121,976
決算額	-	19,860	143,318	112,419	-
執行率(%)	-	28	99	86	-
執行率に係る補足	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業開始が遅れたため、受診件数が見込みを下回った。				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
54,610	-	-		54,610	
アウトプット成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:延受診者数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
実績値	-	3,829	21,912	21,923	(集計前)
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:医療機関からの情報提供数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
実績値	-	1,818	2,056	2,050	(集計前)
達成率(%)	-	-	-	98.1	-

(事業の概要の補足)

1. 福岡市産婦健康診査事務フロー



(市提供資料)

2. こころの健康チェック(質問票)

(エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS))

母氏名 実施日 年 月 日 (産後 日目)		
産後の気分についておたずねします。あなたも赤ちゃんもお元気ですか。		
最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。		
今日だけでなく、 過去7日間 にあなたが感じたことに最も近い答えに○をつけて下さい。		
必ず10項目全部答えて下さい。		
No.	質問	選択肢
1	笑うことができたし、物事のおもしろい面もわかった。	()いつもと同様にできた。
		()あまりできなかった。
		()明らかにできなかった。
		()全くできなかった。
2	物事を楽しみにして待った。	()いつもと同様にできた。
		()あまりできなかった。
		()明らかにできなかった。
		()ほとんどできなかった。
3	物事がうまく行かない時、自分を不必要に責めた。	()はい、たいていそうだった。
		()はい、時々そうだった。
		()いいえ、あまり度々ではなかった。
		()いいえ、全くなかった。
4	はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。	()いいえ、そうではなかった。
		()ほとんどそうではなかった。
		()はい、時々あった。
		()はい、しょっちゅうあった。
5	はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。	()はい、しょっちゅうあった。
		()はい、時々あった。
		()いいえ、めったになかった。
		()いいえ、全くなかった。
6	することがたくさんあって大変だった。	()はい、たいてい対処できなかった。
		()はい、いつものようにうまく対処できなかった。
		()いいえ、たいていうまく対処した。
		()いいえ、普段通りに対処した。
7	不幸せな気分なので、眠りにくかった。	()はい、ほとんどいつもそうだった。
		()はい、時々そうだった。
		()いいえ、あまり度々ではなかった。
		()いいえ、全くなかった。
8	悲しくなったり、惨めになったりした。	()はい、たいていそうだった。
		()はい、かなりしばしばそうだった。
		()いいえ、あまり度々ではなかった。
		()いいえ、全くそうではなかった。
9	不幸せな気分だったので、泣いていた。	()はい、たいていそうだった。
		()はい、かなりしばしばそうだった。
		()ほんの時々あった。
		()いいえ、全くそうではなかった。
10	自分自身を傷つけるという考えが浮かんで来た。	()はい、かなりしばしばそうだった。
		()時々そうだった。
		()めったになかった。
		()全くなかった。

(赤ちゃんへの気持ち質問票)

母氏名 実施日 年 月 日 (生後 日目)	
あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？	
下にあげているそれぞれについて、いまのあなたの気持ちにいちばん近いと感じられる表現に○をつけて下さい。	
No.	質問
1	赤ちゃんをいとおしいと感じる。
2	赤ちゃんのためにしないといけないことがあるのに、おろおろしてどうしていいかわからない時がある。
3	赤ちゃんのことが腹立たしく嫌になる。
4	赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがわからない。
5	赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。
6	赤ちゃんの世話を楽しみながらしている。
7	こんな子でなかったらなあと思う。
8	赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。
9	この子がいなかったらなあと思う。
10	赤ちゃんをとても身近に感じる。
※すべての質問の選択肢は以下の4つ	
ほとんどいつも強くそう感じる	
たまに強くそう感じる	
たまに少しそう感じる	
全然そう感じない	

(出典: 市ホームページより集約)

3. 令和4年度産婦健康診査受診結果

(公費負担状況)

年度	回	受診者数（公費負担者数）		合計
		委託	償還払い	
R4	1回目	9,158 人	1,541 人	10,699 人
	2回目	9,599 人	1,625 人	11,224 人
	合計	18,757 人	3,166 人	21,923 人

(結果 ※委託分のみ)

年度	回	受診者数 (公費負担者数) 【委託分】	EPDS高得点者数	受診者のうち、要継続フォロー者数		
				当院フォロー者数	他科・他院紹介	うち、産後ケアを紹介した者の数
R4	1回目	9,158 人	940 人 (10.3%)	345 人	10 人	0 人
	2回目	9,599 人	624 人 (6.5%)	127 人	24 人	0 人
	合計	18,757 人	1,564 人 (8.3%)	472 人	34 人	0 人

(出典：市提供資料より抜粋)

c 監査の結果及び意見

【意見2-i-1】活動指標について

(現状)

市は母子保健法の趣旨に基づき、産婦健康診査を医療機関、及び産後ケア事業実施機関と連携をとり、産婦のケアを行っている。

・対象者

福岡市民の産婦で出産後8週未満の方

・健診項目

基本的な健診項目	問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
	診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
	体重・血圧測定
	尿検査（蛋白・糖）
こころの健康チェック	エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）
	赤ちゃんへの気持ち質問票

（出典：福岡市民の方への「産婦健康診査」実施のお願いより抜粋）

・助成内容

市が委託した医療機関等に対し、健診1回当たり上限 5,000 円（産婦1人につき2回以内）を助成。

なお、里帰り先など市外の医療機関で産婦健康診査を受診し、その費用を自己負担した方で一定の要件を満たした場合には、申請を行うことで償還払いを受けることができる。

市の令和3年度出生数は 12,526 人である（「子どもに関するデータ集」20230124-syoushikourei-sanko.pdf (fukuoka.lg.jp) ）。1回の出産当たり2回以内とすると、令和3年度の2回受診率は 87.5% (21,912 回 ÷ (12,526 人 × 2回)) と9割弱の受診率となっている。

未受診の産婦については、委託医療機関からの情報提供に基づき早期に受診勧奨をするとともに、市が行う生後1～3か月までの専門職による全戸訪問を行う中で、産婦の状況確認を実施している。

(問題点)

当事業の成果指標として「延受診者数」を掲げている。延人数では市の出生動向の影響を

受けることになり、成果指標による目標達成の検証が困難な状況が想定される。

また、市の産婦健康診査に関する広報活動により一般化され、9割弱の産婦は受診する状況となっている。一方で、このような市の広報努力も虚しく、当診査を受診しない産婦も1割程度存在し、むしろ未受診の産婦の方がケアを必要とする深刻な状況になっていることも想定される。このような未受診の産婦の状況は「延受診者数」からでは直接的には見えてこない。

(改善提案)

事業目標である「出産後の体調管理や産後うつのスクリーニング等を行うことで母親の産後うつや育児不安を早期に発見」するためには、「延受診者数」ではなく、市が支援の対象とする産婦が当健診を受診しているかを確認できるよう受診率を加味した指標とすることが望ましい。

ii. 母親の心の健康支援事業

a 事業の概要

事業名	母親の心の健康支援事業
事業目的	家庭における養育機能の強化、虐待予防を図るため、妊産婦・新生児訪問の際に「エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)」による心の健康チェックを行い、産後うつ病や育児不安を早期発見し適切な支援につなぐ。
事業内容	家庭における養育機能の強化、虐待予防を図るため、妊産婦・新生児訪問にてエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を利用し、要支援者(EPDS高得点者)を把握して出産後早期に支援を行う。 また、母子保健訪問指導では、生後3か月頃までに専門職による全戸訪問を実施する。
現状・課題等	専門職による訪問で産後うつのスクリーニングを行うことで、産後うつの予防や育児不安を早期に発見しているが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い訪問せずに電話のみの対応や対応拒否となる家庭もあったため、育児状況等の把握が難しくなっている。
改善方策	専門職による訪問において、伴走型支援と連動しながら、産後の体調や育児不安を抱える産婦を早期に把握、支援につなぐとともに、関係機関等と情報共有を図りながら支援が必要な保護者を早期に把握できるよう、ネットワークづくりに取り組む。
実施方法	直接実施 100%
根拠法令・要綱等	児童福祉法第6条 (子ども子育て支援交付金)
所管課	こども未来局こども健やか部こども健やか課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	81,389	74,027	79,206	91,762	132,429
決算額	78,573	70,984	76,189	78,040	-
執行率(%)	97	96	96	85	-
執行率に係る補足	令和3年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、専門職による訪問の縮小や電話のみの対応としていたため、執行率が低くなっている。				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
50,994	-	2,551		24,495	
アウトプット成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:乳児家庭全戸訪問割合					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	増加	増加	増加	増加	増加
実績値	90.6	71.8	71.6	76.9	(集計前)
達成結果	達成	達成	達成	達成	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:4か月児健診アンケートで「育児に心配がある」と答えた保護者の割合					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	前年比減少	前年比減少	前年比減少	前年比減少	前年比減少
実績値	14.2	14.0	13.7	13.2	(集計前)
達成結果	未達成	達成	達成	達成	-

(事業の概要の補足)

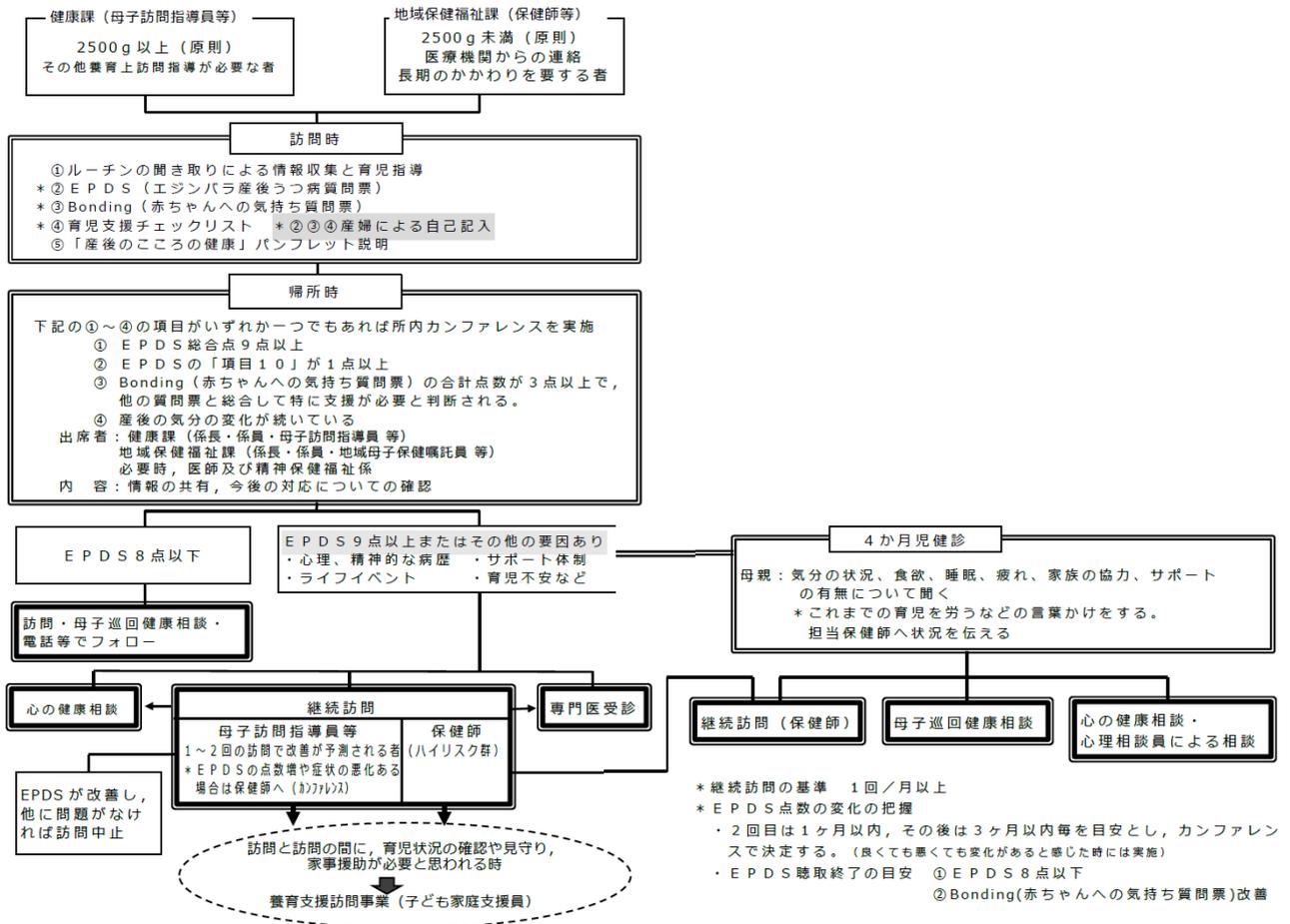
1 乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問事業)

生後3か月後までの乳幼児がいる全ての家庭に、専門職(助産師、保健師)が訪問し、乳幼児や母親の健康状態や育児上の相談を受ける。

- ・赤ちゃんの体重測定、発育観察、授乳相談
- ・お母さんの健康状態の観察

- ・子育ての不安や悩みの相談やアドバイス
- ・乳幼児健康診査や予防接種の受け方の説明
- ・相談窓口、育児サービス等の紹介 など

2 事業フロー



(出典:市提供 母親の心の健康支援事業マニュアルより抜粋)

c 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

iii. 母子巡回健康相談事業

a 事業の概要

事業名	母子巡回健康相談
事業目的	母子保健法第9条に基づき、公民館等身近な場所で、妊娠・出産・育児についての不安や悩みを解消し、母親同士の仲間づくりを支援する機会において母子保健に関する知識の普及を図り、安心して子育てができる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・母子巡回健康相談車2台で各校区を2～3回/年ずつ巡回。・母子巡回健康相談助産師が児の発育発達の確認を行い、校区担当保健師を中心にその他必要に応じて専門職が従事し、来所者から相談に対して指導助言を行う。・コロナ禍では、子育て中の親子が集う場所が少なくなっていく中、身近な場所で相談ができる事業として継続していくために、事前予約制や少人数制等の密を避ける工夫を行いながら実施した。
現状・課題等	多くの方が身近な場所で発育発達等気軽に育児相談ができるよう引き続き場の確保を行っていくことが必要。
改善方策	効果的な広報に取り組む。
実施方法	直接実施 100%
根拠法令・要綱等	母子保健法第9条 (母子保健衛生費国庫補助金)
所管課	こども未来局こども健やか部こども健やか課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	25,366	14,968	15,609	16,225	15,757
決算額	24,365	13,602	13,536	14,396	-
執行率(%)	96	91	86	89	-
執行率に係る補足	令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一部縮小・中止していたため、執行率が低くなっている。				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
473	-	749		13,174	
アウトプット成果指標(指標単位:件)					
成果指標名称:相談件数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
実績値	15,426	4,675	3,448	5,464	(集計前)
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:4か月児健診時のアンケートで「育児は楽しいですか」に「はい」と回答					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	100	100	100	100	100
実績値	92.7	93.3	94.0	94.3	(集計前)
達成率(%)	92.7	93.3	94.0	94.3	-

c 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

iv. 母子保健オンライン相談等事業

a 事業の概要

事業名	母子保健オンライン相談等事業
事業目的	妊婦、産婦で保健福祉センターへの相談希望者及び不妊に悩む方で不妊専門相談センターへの相談希望者を対象に、オンラインによる情報提供と相談を行うことで、妊娠、出産、育児に関する不安や悩みが解消し、安心して子育てができる状態にすることを目的とする。
事業内容	○ オンライン相談・オンライン訪問 ・電話、面接による相談や、妊産婦や乳幼児家庭への訪問の一部をビデオ通話で実施 ○ オンラインセミナー ・マタニティスクールや親子教室等のセミナーをオンラインでも開催
現状・課題等	5類移行後のオンライン相談需要が不透明であること。
改善方策	オンライン相談需要を適宜把握し、活用状況の見込みを立てる。
実施方法	直接実施 100%
根拠法令・要綱等	母子保健法第9条
所管課	こども未来局こども健やか部こども健やか課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	-	-	4,614	5,780	3,689
決算額	-	-	3,246	2,438	-
執行率(%)	-	-	70	42	-
執行率に係る補足	予算よりも低額で契約できたため、差額が生じたもの。				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
1,853	-	749		585	
アウトプット成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:低月齢児親子教室への参加者数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	-	-	1,300	1,600	1,900
実績値	-	-	923	1,174	(集計前)
達成率(%)	-	-	71	73	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:乳児家庭全戸訪問事業における面接率(オンラインを含む)					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	-	-	83.0	86.0	100
実績値	-	-	63.8	69.6	(集計前)
達成率(%)	-	-	76.9	80.9	-

c 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

v. 産前・産後サポート事業

a 事業の概要

事業名	産前・産後サポート事業
事業目的	退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、妊娠中から産後早期の家庭に対し、家事や育児のサポートを行い、育児負担軽減を図る。
事業内容	<p>①産後ケア事業</p> <p>生後1年未満の母子を対象に、委託事業所に宿泊若しくは通所させ、または自宅等に助産師等が訪問し、母体・乳児ケア、カウンセリング等の心身のケア等を行う。</p> <p>②産前・産後ヘルパー派遣事業</p> <p>妊娠中から出産後1年未満まで、家族からの支援を得られない保護者を対象に、委託事業所がヘルパーを派遣し、家事援助(食事の準備、洗濯、買い物等)や育児援助(おむつ交換、沐浴介助等)を行う。</p>
現状・課題等	令和5年度の制度拡充(利用者負担の軽減等)による利用増加に伴い、一部事業者による利用のお断りが生じたため、受け皿となる事業者の増加が必要である。
改善方策	事業者の随時募集(公募)を行っている。
実施方法	委託 100%
根拠法令・要綱等	母子保健法第 17 条の2
所管課	こども未来局こども健やか部こども健やか課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	24,407	36,472	40,827	56,228	151,906
決算額	23,908	31,806	40,383	56,009	-
執行率(%)	98	87	99	100	-
執行率に係る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
27,499	-	-		28,510	
アウトプット成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:利用者数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	1,050	1,050	前年比増加	2,430
実績値	725	950	1,167	1,215	(集計前)
達成率(%)	-	90.5	111.1	達成	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:4か月健診アンケートで「育児に心配がある」と答えた母親の割合					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	前年比減少	前年比減少	前年比減少	前年比減少	前年比減少
実績値	14.2	14.0	13.7	13.2	(集計前)
達成結果	未達成	未達成	達成	達成	-

(事業の概要の補足)

1 産前・産後ヘルパー派遣事業

①利用対象者

福岡市内に住民登録を有し、かつ、妊娠中の者(妊娠届出を行った者に限る)または生後1年未満の乳幼児を養育する者であって、日中、家族等から家事や育児の支援が受けられない者

②サービス内容

市の委託業者が、産前・産後ヘルパーを原則対象者の自宅に派遣し、以下のサービスを提供する。

区 分	サービス内容
(1) 家事援助	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事援助
(2) 育児援助	ア 授乳の準備・介助 イ おむつ交換 ウ 沐浴の介助 エ きょうだい児(就学前)の世話 オ 適切な育児環境の整備 カ その他必要な育児援助

(出典:福岡市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱より抜粋)

③利用料

1回当たり利用料は4,176円 うち、利用者負担額は2,100円
(利用者負担金は令和5年度から1回当たり500円に引き下げ)

④利用回数

1回につき連続2時間以内、1日2回まで利用可能
妊娠中:最大10回
産後:最大20回(多胎児の場合は最大40回)

c 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

vi. 子育て世代包括支援センター

a 事業の概要

事業名	子育て世代包括支援センター
事業目的	ライフスタイルや経済社会の変化の中で、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うことが必要となっているため、母子保健法の改正により、市区町村が子育て世代包括支援センターを市区町村に設置することを努力義務とされたことを機に、妊娠期からの支援ができる仕組みづくりを行い、妊娠期から安心して過ごすことができ、出産・子育てに向けた準備に加え、出産後も安心して育児ができる。
事業内容	<p>平成 29 年度に各区に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳交付時にすべての妊婦と面談し、支援が必要な場合は、関係課で連携して保健師の家庭訪問など適切な支援につなげている。</p> <p>また、乳幼児健診や一般母子相談、育児支援、家庭健康づくり教室などの事業においても、育児不安を抱える保護者へその時期に応じた指導助言を行うとともに、支援が必要な家庭については子育て世代包括支援センターの各課および関係機関と連携を図り支援している。</p>
現状・課題等	<p>妊娠期から4か月児健診までの間に、専門職による訪問等で育児状況を把握し、必要に応じた支援を行っているが、4か月健診までに状況の把握が行えていない家庭あり。未受診者については、関係機関と連携を図りながら状況把握に努めているが、転入者等も含め適切な時期に受診ができるよう医療機関とも連携を図り早期に状況把握を行い、支援が必要な家庭を把握することが必要である。</p>
改善方策	<p>妊娠期から子育て期に支援が必要な家庭を早期に把握し支援を行うため、関係機関等との情報共有や支援の円滑な実施に向けてネットワーク会議の充実(各区1回/年以上)を図る。</p>
実施方法	直接実施 100%
根拠法令・要綱等	母子保健法第 22 条 (子ども子育て支援交付金)
所管課	こども未来局こども健やか部こども健やか課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	321,623	519,941	559,186	541,766	535,485
決算額	307,549	511,370	549,240	464,780	-
執行率(%)	96	98	98	86	-
執行率に係る補足	令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一部の事業を縮小していたため、執行率が低くなっている。				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
122,460	-	10,634		331,686	
アウトプット成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:利用者数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
実績値	1,395	1,495	1,271	1,166	(集計前)
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標(指標単位:回)					
成果指標名称:育児支援ネットワーク会議の開催					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	増加	7	7
実績値	5	4	5	5	(集計前)
達成率(%)	-	-	達成	71.4	-

(事業の概要の補足)

1 国が規定する子育て世代包括支援センターの理念

母子保健法の改正により、平成 29 年4月から子育て世代包括支援センター(法律における名称は「母子健康包括支援センター」。)を市区町村に設置することが努力義務とされた。さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年6月2日閣議決定)においては、平成 32 年度末までにセンターの全国展開を目指すこととされた。センターについては平成 26 年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担うものであり、専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うことが期待されている。

(出典:厚生労働省 子育て支援包括支援センター業務ガイドライン)

2 市における「子育て世代包括支援センター」の位置づけ

各区保健福祉センターの健康課, 地域保健福祉課, 子育て支援課を, 「子育て世代包括支援センター」として位置づけ, 妊娠期から子育て期までの各種相談に応じ, 必要なサポートをしています。

相談内容	相談窓口
妊娠届出・母子健康手帳の交付 助産師等による妊娠・出産に関する相談	各区健康課
保健師による家庭訪問, 子どもの発育・発達に関する相談	各区地域保健福祉課
保育所などに関する相談 子どもの養育に関する相談	各区子育て支援課
子育て全般に関する相談 DVなど家庭の問題に関する相談 ひとり親家庭の自立支援に関する相談	各区子育て支援課(家庭児童相談室)

(出典:市ホームページより抜粋)

c 監査の結果及び意見

【意見2-vi-1】育児支援ネットワーク会議の実施について

(現状)

令和4年度に実施された育児支援ネットワーク会議の実施は以下のとおりである。

区	回数	人数	会議・研修名	外部出席者
城南区	1	26	令和4年度城南区母子保健ネットワーク会議	区内医療機関 (地域連携室、児童虐待専門コーディネータ)
早良区	1	23	保健福祉センター・西部療育センター連絡会	西部療育センター職員
西区	3	19	西区小児科医療機関と子育て世代包括支援センターとの連絡会	小児科医療機関
		25	西部療育センターとの連携会議	西部医療センター職員
		34	令和4年度西区要保護児童支援地域代表者会議	医師会、弁護士会、市立幼稚園等

(問題点)

東区、博多区、中央区、南区において、育児支援ネットワーク会議の開催が行われていない。

(改善提案)

子育て支援機能の充実のため、外部関係機関との情報交換、連携や関係を形成する会議の開催自体が効果的と考えられるため、全ての区において、外部関係機関とのネットワーク形成のための会議を開催することが望ましい。

vii. 保育所等整備費助成

a 事業の概要

事業名	保育所等整備費助成
事業目的	待機児童の解消及び老朽化施設の建替え・改修を行う。
事業内容	保育ニーズに対応するため、既存保育所の増改築などによる保育の受け皿の確保及び老朽化対策を行う。
現状・課題等	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育ニーズに対応するため、既存保育所の増改築などにより保育の受け皿の確保及び老朽化対策に取り組んでいる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の地域において入所申込数が増加し、保育の受け皿が不足している状況にある。 ・概ね築 30 年を経過した施設が多数あり、「児童の安全性の確保」や「保育環境の改善」などの観点から、老朽化している施設の建て替え等を推進していく必要がある。
改善方策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の保育ニーズを的確に把握し、既存保育所の増改築などにより、保育の受け皿確保を推進する。 ・定期的に増改築等の希望調査を実施し、老朽化している施設の建て替え等を推進していく。
実施方法	補助 100% (国要綱に基づく基準額の4分の3)
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所建設費等補助金交付要綱 ・福岡市認定こども園整備費補助金交付要綱 ・福岡市賃貸分園設置補助金及び貸付金交付要綱
所管課	こども未来局子育て支援部運営支援課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	4,573,279	3,352,196	1,974,245	1,153,918	1,103,074
決算額	4,374,923	2,977,417	1,861,397	844,932	-
執行率(%)	96	89	94	73	-
執行率に係る補足	新型コロナウイルス感染症対応に係る改修が見込みより少なかったため。(令和4年度)				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
639,576	-	-		205,356	
アウトプット成果指標(指標単位:件)					
成果指標名称:保育所等の整備数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
実績値	29	17	12	6	7
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:保育所入所待機児童数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	0	0	0	0	0
実績値	20	5	2	1	0
達成率(%)	-	-	-	-	-

c 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

viii. 保育協会一般補助金

a 事業の概要

事業名	保育協会一般補助金
事業目的	私立保育所等職員の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図る。
事業内容	福岡市保育協会が実施する、民間保育所に対する職員処遇改善費や職員雇用費等の助成、福岡市保育協会に対する運営費及び研修費の助成に係る費用を助成する。
現状・課題等	安定した教育・保育体制の提供
改善方策	継続的な補助を実施する。
実施方法	補助 100%
根拠法令・要綱等	福岡市保育協会補助金交付要綱
所管課	こども未来局子育て支援部運営支援課

(事業概要の補足)

私立保育所の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図る目的で、市が、福岡市保育協会に対して補助金を交付し、市保育協会が、市の交付基準に従い、その補助金の一部を私立保育所に配分している。

また、市が交付した補助金の一部は、市保育協会の運営経費や市保育協会が主催する事業経費等の財源として充当されている。

そのため、市保育協会は、市が本来担うべき補助金の配分や審査を行う事務機能の一部を担っている団体となっている。

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	1,289,525	1,492,663	1,346,727	1,582,752	1,605,630
決算額	1,203,479	1,247,869	1,314,904	1,345,087	-
執行率(%)	96	89	94	73	-
執行率に係る補足	保育士数や入所児童数等の実績に応じて補助額が算定される補助項目があるが、見込みより実績が下回っている。				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
6,625	-	1,961		1,336,501	
アウトプット成果指標(指標単位:円)					
成果指標名称:補助額					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
実績値	1,203,479	1,247,869	1,308,748	1,338,387	(集計前)
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

c 監査の結果及び意見

【意見2-viii-1】福岡市保育協会の補助金検査機能に係るモニタリングの強化について

(現状)

私立保育所の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図る目的で、市が、福岡市保育協会(以下、市保育協会とする)に対して補助金を交付し、市保育協会が、市の交付基準に従い、その補助金の一部を私立保育所に配分している。

そのため、市保育協会は、市が本来担うべき補助金の配分や審査を行う事務機能の一部を担っている団体となっている。

市は、市保育協会が配分した補助金の配分結果及び検査結果について、市保育協会より報告を受けているが、その監査までは市は実施していない。

(問題点)

市は、市が定めた保育協会補助金交付要綱に基づいて、市保育協会に配分を行わせているにすぎず、市保育協会にて適切に補助金検査を行っているとしており、市において、職員処遇改善費についての補助金検査は毎年私立保育所の給与台帳等により確認を行っているが、上記以外の補助金については、確認が行われていない。

そのため、私立保育所への補助金の配分に係る事務は、市保育協会のガバナンス体制に大きく依存している。

市保育協会にて補助金検査の事務が適切に行われていないにもかかわらず、市保育協会が市に補助金検査を適切に行った旨の虚偽の報告を行った場合には、市は、市保育協会にて補助金検査が適切に行われていないことを見過ごす恐れがある。

(改善提案)

市保育協会による補助金検査の報告をそのまま受け入れるだけでなく、市保育協会の補助金検査が適切に行われているかについて、サンプルで市が直接、検査をすることを検討することが望ましい。

市保育協会が実施する補助金審査の一部を、市が直接確認することで、市保育協会にとっても緊張感のある業務を行うこととなり、より適切な補助金検査が図られるものと考えられる。

なお、他自治体の事例では、補助金の配分や検査に係る事務を外郭団体等に委ねている場合には、当該団体の補助金検査が適切に実施されているかについて、外部の専門家にその検証を委託しているような事例も存在する。

市職員の業務負担を考慮しながら、市保育協会が行っている補助金検査事務について、市がモニタリングを行うための手法を検討することが望ましい。

ix. 子育て支援員研修等事業

a 事業の概要

事業名	子育て支援員研修等事業
事業目的	研修の修了により、地域型保育事業等の従事者として必要な知識等を修得し、子育て支援分野の各事業等の支援の担い手となる。
事業内容	①子育て支援員研修 :定員各 130 名 ②居宅訪問型保育研修 :定員各 50 名 ③認定研修 :定員各 10 名 ①及び②の基礎研修については年2回開催、②の専門研修及び③については年1回開催。
現状・課題等	<受講ニーズへの対応> 子育て支援員研修への問合せや応募者は多く、例年、定員を満たしている。令和2年度より①②の総募集数を 150 名から 180 名に増員。今後も継続して募集人員を確保していく必要がある。 居宅訪問型保育事業所で働く看護師等のニーズに対応し、今後も認定研修を実施する。
改善方策	上記のとおり、申し込み状況を踏まえ、募集定員を増員する。
実施方法	委託 100%
根拠法令・要綱等	・子ども・子育て支援法 ・子育て支援員研修等事業実施要綱 ・多様な保育研修事業実施要綱 ・子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱
所管課	こども未来局子育て支援部指導監査課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	4,094	6,243	6,551	6,941	5,529
決算額	3,082	5,189	4,678	4,339	-
執行率(%)	75	83	71	63	-
執行率に係 る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
2,115	-	-		2,224	
アウトプット成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:受講者数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	-	-	260	360	360
実績値	-	-	246	334	(集計前)
達成率(%)	-	-	94.6	92.8	-
アウトカム成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:修了者数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	-	-	240	300	300
実績値	-	-	215	293	(集計前)
達成率(%)	-	-	89.6	97.7	-

c 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

x. 延長保育事業

a 事業の概要

事業名	延長保育事業
事業目的	保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情のため保育時間の延長が必要な保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外において、引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の増進を図る。
事業内容	保育所又は認定こども園及び地域型保育事業所で1時間以上の延長保育を実施した場合に、保育士の人件費等の費用の一部を補助した。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育の実施施設数も目標をほぼ達成している。 ・事業報告における事務処理についても、ファイル共有システム(福岡市独自ツール)を使用するなど、園の事務負担軽減に努めている。 ・補助助成施設については、近年目標を上回っており、事業に必要な予算を確保していく。
改善方策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る補助金の周知に努める。 ・実績に基づき、適切に予算を要求し確保に努める。
実施方法	補助 100%
根拠法令・要綱等	<p>子ども・子育て支援法</p> <p>延長保育事業の実施について(雇児発 0717 第 10 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>
所管課	こども未来局子育て支援部運営支援課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	398,258	429,217	333,782	320,027	299,967
決算額	358,464	324,855	332,895	319,979	-
執行率(%)	90	76	100	100	-
執行率に係る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
203,016	-	4		116,959	
アウトプット成果指標(指標単位:園)					
成果指標名称:助成施設数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	311	335	327	330	345
実績値	297	313	342	336	(集計前)
達成率(%)	95.5	93.4	104.6	101.8	-
成果指標名称:実施施設数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	424	445	457	460	-
実績値	398	421	434	437	(集計前)
達成率(%)	93.9	94.6	95.0	95.0	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

c 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

xi. 特別支援保育事業（看護師雇用助成金）

a 事業の概要

事業名	特別支援保育事業
事業目的	特別な支援を必要とする児童を受け入れる保育施設の人的環境を整え、対象児童と健常児が日常的に交流する中で、両者の成長発達および豊かな人間性の育成を促進する。
事業内容	①特別な支援が必要な児童が在籍する保育所等に対して、加配保育士の雇用費の助成、および、要医療的ケア児が在籍する保育所等には、看護師雇用費の助成を行う。 ②特別支援保育に対する理解や認識の向上を図るため、全保育所等を対象に研修を実施。 ③支援の必要な児童が在籍する保育所等に対する巡回訪問。 ④社会福祉事業団による訪問支援の実施。
現状・課題等	・特別な支援を必要とする児童数が年々増加している。また、対象児童を受け入れる保育所等に対して、助成や支援を継続する。 ・特別支援保育の申請は行っていないが、個別の支援が必要な児童とその施設への支援が必要。 ・支援の程度が重い児童や医療的ケアが必要な児童の受け皿の拡充が必要。
改善方策	・個別の支援が必要な児童への関わり方や保護者支援など、研修内容をさらに充実させる。 ・社会福祉事業団による訪問支援の周知・利用促進を図る。 ・支援の程度が重い児童を受け入れた場合の保育士雇用補助単価と、医療的ケア児を受け入れた場合の看護師雇用費補助金の周知をする。 ・保育所等での受け入れが困難な児童について、居宅訪問型保育事業を整備していく。
実施方法	【直接実施】0.1% 【交付】97.5% 【委託】2.4%
根拠法令・要綱等	・保育対策総合支援事業補助金交付要綱 ・医療的ケア児保育支援事業実施要綱 ・福岡県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金実施要綱「多様な事業者の参入促進・能

	<p>力活用事業の実施について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱 ・地域障害児支援体制強化事業実施要綱 ・福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱 ・福岡市特別支援保育事業実施要綱
所管課	こども未来局子育て支援部保育支援課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	486,394	604,511	736,354	896,140	967,920
決算額	486,394	604,224	728,498	828,502	-
執行率(%)	100	100	99	92	-
執行率に係る補足	令和4年度については、看護師雇用費の部分で、医療的ケアが途中で終了したり、途中退園があったことにより、執行率が低くなっている。				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
30,311	-	-		798,191	
アウトプット成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:支援の必要な児童を受け入れた施設数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	275
実績値	223	242	264	275	(集計前)
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

c 監査の結果及び意見

【意見2-xi-1】事業単位について

(現状)

当該事業は①加配保育士の雇用費助成②看護師の雇用費助成③保育施設への研修④保育施設に対する巡回訪問⑤社会福祉事業団による訪問支援と、5つの事業内容から構成されている。

①は市独自の施策のため市の一般財源による事業であるが②は国の施策のため国の財源による事業であり、事業に異なる財源の事業が含まれている。

(問題点)

国の補助金事業は国の施策に基づいて行われるため、市の裁量がない。一方で、市独自の事業については、市の裁量権があることから、その事業効果の検証や実施方法の見直しも含めた事業評価を行う必要がある。管理上、複数の事業が一つの事業となっている現状は、市が適切に市独自の事業を評価し、必要に応じて事業を見直すことが難しい状況となっている。

(改善提案)

事業毎の評価が適切にできる事業単位の見直しを検討されたい。共通する事務に係る支出等があれば、何等かの按分基準をもって事業毎に支出を分けた上で、事業単位と評価単位を整合させることが望ましい。

【意見2-xi-2】社会福祉事業団への委託費の支払いについて

(現状)

社会福祉事業団による訪問支援は、業務委託により行われている。毎年、社会福祉事業団と市で訪問先や訪問時の実施内容を検討しており、仕様書に訪問回数等の目標を記載している。過去3年間の訪問回数の実績を確認したところ、仕様書に定める目標とは異なっており、下回る年度もあった。市に確認したところ、訪問回数等の実績にかかわらず、契約金額を4回に分けて支払っている状況であった。

(問題点)

業務委託では社会福祉事業団の業務実績の対価として支払が行われるべきであるが、実

績にかかわらず、契約額を支払うこととなれば、社会福祉事業団が意図的に訪問回数を減少させ、業務委託の目的を達成しない可能性がある。

(改善提案)

業務委託の目的を踏まえて、社会福祉事業団に適切に業務を履行させるため、仕様書に定める目標回数と実績の訪問回数を踏まえて支払いを行うことが望ましい。

例えば、4回目の支払は年間の実績に応じて支払額を調整するといった方法が考えられる。

なお、あくまで仕様書に定める目標回数は目安ということであり、実績の訪問回数が目標の回数に満たない場合でも予定どおりに契約額を支払うのであれば、社会福祉事業団がどのようにして仕様書に定める訪問支援を適切に業務履行したかについて、市は決裁文書等で明確にすることが望ましい。

xii. 病児・病後児デイケア事業

a 事業の概要

事業名	病児・病後児デイケア事業
事業目的	保護者の子育てと仕事の両立が図られるとともに、乳幼児・児童が病気やその回復期に適切な看護を受けることができる。
事業内容	保育所等に通っている児童が病気やその回復期にあつて、保護者が勤務の都合等により家庭での看護が困難な場合に、病児デイケアルームにおいて一時保育を実施。
現状・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響により、令和4年度まで利用者(需要)が減少していたが、5類移行後の利用者数(需要)の動向を踏まえ、施設数または定員(供給)を確保する必要がある。 ・令和5年度から県の利用料無償化が開始したため、利用者数の動向を注視する。
改善方策	利用者数の動向を踏まえ、増床、増設を検討する。
実施方法	委託 100%
根拠法令・要綱等	児童福祉法第六条の三第十三項 子ども・子育て支援交付金
所管課	こども未来局こども健やか部こども健やか課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	423,075	455,706	438,602	424,559	406,566
決算額	422,837	441,896	363,850	399,426	-
執行率(%)	100	97	83	94	-
執行率に係る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
264,285	-	-		135,141	
アウトプット成果指標(指標単位:施設)					
成果指標名称:実施施設数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	21	22	23	24	24
実績値	20	20	21	21	(集計前)
達成率(%)	95.2	91.0	91.3	88.0	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

(事業の概要の補足事項)

1 対象児童

福岡市内に居住する0歳から小学6年生までの児童であって、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童であって、次に該当するもの

① 感冒、咽頭炎、扁桃腺炎、中耳炎、消化不良症(多症候性下痢)等の乳幼児に日常みられる疾患で、実施施設の医師又は嘱託医により当該事業の対象として差し支えないとされた児童。

② 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎等の伝染性疾患の回復期で、医師の診断により、入院そのほか専門的かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等における日常の保育、集団生活が困難と認められる児童

実施施設が病院、診療所の場合には、「病気回復期」に、いまだ病気の「回復期」に至らない場合を含めることができる。

2 期間

事業の対象期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内

3 費用負担

令和5年度は無料、令和4年度は以下のとおり

市が当事業に要する費用を負担。保護者は対象児童に係る費用の一部を負担。

区分	金額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
所得税非課税世帯	1,000円
上記以外の世帯	2,000円

4 実施施設

行政区	実施施設名
東区	ふかざわ小児科
	植山小児科医院
	ならざき小児科
	きもと小児科医院
博多区	梅野小児科内科医院
	中尾小児科医院
	高岸小児科医院
中央区	大名よねくら小児科クリニック
	松尾小児科医院
	あんどう小児科医院
南区	やない小児科クリニック
	くろかわみちこ小児科クリニック
	諸岡小児科
城南区	しんどう小児科医院
	内田こどもクリニック
早良区	松本小児科医院
	わたなべ小児科
	あいこ こどもクリニック
西区	下村小児科医院
	高崎小児科医院
	ふくい小児科医院

(出典:市ホームページより抜粋)

c 監査の結果及び意見

【意見2-xii-1】利用希望者について

(現状)

市は病児・病後児デイケア事業の実施施設として、市内の医療機関(21 施設)と委託契約を締結している。

委託している医療機関は、委託業務として「福岡市病児・病後児デイケア事業実施要綱」に基づき以下の業務を実施する。

(事業の内容)

第 17 条 実施施設は、登録保護者からの申請を受けて、次の(1)から(3)に基づき入所児童を保育する。

(1) 保育時間は、月曜日から金曜日については8時 30 分から 17 時 30 分とし、土曜日については、8時 30 分から 13 時までとする。開設日は、保育所の開設日に準じるものとする。ただし、事業開始から当分の間は実施施設の状況により、本市と協議の上変更することができる。

(2) 保育内容は、病状等に応じて安静度を定め、観察、隔離室を運用して安静度に応じたものとする。

(3) 給食・おやつは、病状に応じたものとし、その実費を登録保護者に請求し徴収することができる。

2 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を行うことができる。

(出典:福岡市病児・病後児デイケア事業実施要綱より抜粋)

委託している医療機関は、委託契約に基づき毎月事業の実績を報告することとしている。

(事業の実績報告)

第 10 条 乙(委託医療機関)は、事業を実施した翌月の 10 日までに、3月分については3月 31 日までに事業の実施状況を報告するものとする。

(出典:福岡市病児・病後児デイケア事業委託契約書より抜粋)

上記実績報告については、「福岡市病児・病後児デイケア事業報告書」の様式があり、以下の事項が報告事項として指定されている。

1 登録者数

今月の新規登録数	累計登録数

2 今月の利用状況等

利用世帯数	利用実人数	利用延べ人数	お断り件数	開所日数	稼働日数

注)お断り件数は、定員超え(利用不可)による件数

注)稼働日数は、開所日数のうち、利用があった日数

(問題点)

市は病児・病後児デイケア事業の利用希望者(需要予測)の把握は行われていない。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への分類変更や、福岡県病児保育利用料無償化事業による利用者負担への助成により利用者が増えることが予想される。

一方、現状の委託先医療機関からの実績報告では、潜在的な利用希望者となりうる「累計登録者数」、キャパシティ・オーバーを表す「お断り件数」、及び稼働状況としての「開所日数」「稼働日数」等の分析の基となるデータは収集している状況である。

(改善提案)

成果指標として掲げる「病児保育実施施設数」目標値の設定、及び目標に向けた施設確保に際しては、利用希望者(需要予測)の把握を行うことを検討されたい。

【意見2-xii-2】情報提供・巡回支援等を行う委託医療機関に支払う委託費について

(現状)

委託医療機関が「福岡市病児・病後児デイケア事業実施要綱」の事業内容のうち「利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を行うことができる。(第17条第2項)」を行った月には、市に対して月額 211,500 円を請求できる。

令和4年度では、全ての委託医療機関が全ての月において、市に地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を行ったとして請求を行っている。(総額 53,298 千円 211,500 円×12 か月×21 施設)

(問題点)

「地域の保育所等への情報提供や巡回支援等」の定義が明確ではなく、委託費支出に見合う効果か得られているとは言い難い。

「福岡市病児・病後デイケア事業報告書」における、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等の実施状況報告は以下のとおりであり、何らかの「情報提供」または「巡回指導等」を行った月は、市に対し 211,500 円請求できることになる。

3 情報提供等(地域の保育所等への情報提供や巡回支援等)の実施状況

●情報提供

実施日	提供先	実施内容
10/4	外 4 件	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ作成・配付 <input type="checkbox"/> その他()
10/13	外 4 件	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ作成・配付 <input type="checkbox"/> その他()
10/17	外 4 件	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ作成・配付 <input type="checkbox"/> その他()
10/21	外 4 件	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ作成・配付 <input type="checkbox"/> その他()

●巡回指導等

実施日	訪問先	実施内容
10/31	外 4 件	<input type="checkbox"/> 予防指導・助言 <input type="checkbox"/> 流行病注意喚起 <input checked="" type="checkbox"/> その他()
/	外 件	<input type="checkbox"/> 予防指導・助言 <input type="checkbox"/> 流行病注意喚起 <input type="checkbox"/> その他()
/	外 件	<input type="checkbox"/> 予防指導・助言 <input type="checkbox"/> 流行病注意喚起 <input type="checkbox"/> その他()
/	外 件	<input type="checkbox"/> 予防指導・助言 <input type="checkbox"/> 流行病注意喚起 <input type="checkbox"/> その他()

(出典:医療機関から提出された「福岡市病児・病後児デイケア事業報告書」より抜粋)

上記のような委託費支出となっている原因は、その財源となっている国からの「子ども・子育て支援交付金」の交付基準に起因していることが想定される。

<p>病児保育事業</p> <p>1 病児対応型</p> <p>(1)基本分 1か所あたり年額 7,031,000 円</p> <p>うち改善分 2,538,000 円</p> <p>※ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合には、改善分を減算すること</p>
--

(出典:「子ども子育て支援交付金の交付について」の一部改正について 府子本第 429 号 より抜粋)

※改善分 2,538,000 ÷ 12 か月 = 211,500 円

(改善提案)

市は、委託費に見合う効果が得られるよう「地域の保育所等への情報提供や巡回支援等」の内容を具体的に示し、その実施状況を確認することができるよう報告様式を修正することを検討されたい。

xiii. 保育体制強化事業

a 事業の概要

事業名	保育体制強化事業
事業目的	児童の安全な保育環境を整えるとともに、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。
事業内容	園外活動の見守りや遊具の消毒等の保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置している私立認可保育所等に対し、1園あたり月額14万5千円を上限に、費用の一部を補助する。
現状・課題等	申請率は増加傾向にあるが、制度改正が毎年実施されるため、周知を図ることが重要である。
改善方策	<ul style="list-style-type: none">・園長会等を通じて事業の周知を図り、保育支援者の有効性を訴えかけていく。・児童の安全確保を図るため、園外活動の見守りの際に、児童の行動把握や危険箇所の確認などの知識を習得してもらうため、園長会で交通安全に関する講習会を行う。
実施方法	補助100%
根拠法令・要綱等	福岡市保育体制強化事業補助金交付要綱
所管課	こども未来局子育て支援部運営支援課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	-	306,671	305,372	344,509	331,419
決算額	-	78,751	202,802	292,878	-
執行率(%)	-	26	66	85	-
執行率に係る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
135,650	-	-		157,228	
アウトプット成果指標(指標単位:箇所)					
成果指標名称:助成施設数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	-	275	175	268	279
実績値	-	64	161	199	(集計前)
達成率(%)	-	23.3	92.0	74.3	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

(当該事業に係る補足)

国の制度に準じて、市で事業を実施しており、国の補助金を1/2(一部の経費は3/4)の範囲で活用し、残りが市の一般財源による補助となっている。

事業内容は国の補助制度とほぼ同じで、市独自の上乗せや対象経費・施設の拡大等はない。

c 監査の結果及び意見

【意見2-xiii-1】適切な成果指標の設定の検討について

(現状)

本事業の成果指標として、市は「助成施設数」をアウトプット成果指標に設定し、アウトカム成果指標として「子育て環境満足度」を設定している。

(問題点)

本事業の目的は、保育士が働きやすい職場環境の整備であり、その効果は保育支援者導入施設における保育士の離職率の推移や勤続年数の長期化が想定される。その結果として「子育て環境満足度」の上昇につながると考えられる。

しかし、市は、そのような保育支援者導入施設における保育士の離職率の推移や勤続年数の長期化といった、事業の効果を図るための情報を把握しておらず、また成果指標としても検討していない。

(改善提案)

事業の目的を踏まえて必要な情報を整理・収集の上、適切な成果指標を設定することが望ましい。

本事業の目的は、保育士が働きやすい職場環境の整備であることから、保育士の離職率の改善や勤続年数の改善が想定され、保育支援者導入施設と非導入施設との比較を行うことで初めてその事業の有効性の比較が可能となる。

現在は、国の補助金を活用して補助事業を行っており、市独自の上乗せや対象経費の拡充までを行っていないとのことであるが、効果的であると判断される場合には、市独自の上乗せを検討するなどの事業も考えられることから、まずは事業の有効性を適切に判断するための成果指標を設定し、事業の有効性を把握することが望ましい。

xiv. 子どもプラザ事業

a 事業の概要

事業名	子どもプラザ事業
事業目的	いつでも気軽に利用できる遊び場を常設することにより、地域で孤立しがちな乳幼児親子を支援し、子育て不安の軽減を図る。
事業内容	市内子どもプラザ(14か所)の運営を行う。 1)開館日等 週6日、10時～16時又は9時～18時 2)内容 ・遊び場を提供する。 ・子育て情報を提供する。 ・子育てに関する相談を受ける。 ・子育てに関する講座を開催する。
現状・課題等	・関係機関との連携 ・市民ニーズの把握 ・新規利用者の開拓
改善方策	・地域の子育て関連施設・機関や地域の子育て支援団体とのネットワークづくりを行う ・市民ニーズに対応する事業や講座等の企画を行う ・チラシの配布等による広報活動を行う
実施方法	委託 73.2% 指定管理 16.3%、その他 10.4%
根拠法令・要綱等	子ども・子育て支援法
所管課	こども未来局こども政策部こども健全育成課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	179,277	182,307	289,316	272,347	200,557
決算額	168,111	176,933	232,554	269,468	-
執行率(%)	94	97	80	99	-
執行率に係 る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
71,633	58,000	9,800		130,035	
アウトプット成果指標(指標単位:個所)					
成果指標名称:設置個所数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	14	14	14	14	15
実績値	14	14	14	14	(集計前)
達成率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

c 監査の結果及び意見

【意見2-xiv-1】適切な成果指標の設定の検討について

(現状)

市は本事業のアウトプット成果指標として「(市内子どもプラザ)設置個所数」、アウトカム成果指標として「子育て環境満足度」を設定している。

また、本事業で把握している課題としては「関係機関との連携、市民ニーズの把握、新規利用者の開拓」を挙げている。

(問題点)

令和4年度から令和5年度にかけて目標設置個所数は1か所増えているものの、予算要求では「コロナ禍において利用の制限を余儀なくされたことから、まずは機能の拡充等を優先して取り組むべきと考え、令和5年度は個所数増のための予算を計上しなかった」としており、設置個所数とは異なる要素(機能の拡充等)が求められていると考えられる。

また、現状の課題として「関係機関との連携、市民ニーズの把握、新規利用者の開拓」とソフト面に関するものであるから、これらの課題解決が近づいているかどうかをハードの要素である「設置個所数」という成果指標で測ることは難しいと考えられる。

現状、「(市内子どもプラザ)設置個所数」というハード面の成果指標しか設定していないが、現状の課題や事業目的からはハード面だけでなく、その設置により生み出された結果(実績)を測定するためのソフト面の成果指標の設定が必要と考えられるが、その成果指標の設定がされていない。

(改善提案)

現状の「関係機関との連携、市民ニーズの把握、新規利用者の開拓」【利用者数】【新規利用者数】といった課題の解決や子どもプラザの機能に関連する指標の設定を試みるなど、より適切な成果指標を設定することが望ましい。

例えば、現在は5年毎に実施している「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」において利用者に子どもプラザに求めるニーズをより詳細にヒアリングを実施する、子どもプラザを利用する利用者を対象者として、アンケートを実施・活用するなどにより、より適切な成果指標を設定することが望ましい。

xv. ファミリー・サポート・センター事業

a 事業の概要

事業名	ファミリー・サポート・センター事業																																		
事業目的	保護者の子育てに対する不安感や負担の軽減のため、子育ての支援を受けたい方と子育てを支援できる方が、それぞれ、依頼会員、提供会員として、登録し、地域の中で育児の相互援助活動を行う。																																		
事業内容	地域において、子育ての援助を行いたい会員(提供会員)と援助を受けたい会員(依頼会員)を登録・組織化し相互援助活動の支援(会員のマッチング・研修等)を行う。																																		
現状・課題等	提供会員の確保が課題																																		
改善方策	<p>利用ニーズが高く、提供会員の増加が必要と思われる校区の公民館だよりや、市政だよりの区版に、提供会員や両方会員になる呼び掛け及び会員になるための講習会日程に関するお知らせを掲載する。</p> <p>福岡市社会福祉協議会への委託により「福岡ファミリー・サポート・センター」を運営する。</p> <p>平成30年度～令和4年度の実績は以下のとおり。 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>依頼会員</th> <th>提供会員</th> <th>両方会員</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>6,350</td> <td>1,138</td> <td>807</td> <td>8,295</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>6,279</td> <td>1,144</td> <td>761</td> <td>8,184</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>5,073</td> <td>1,078</td> <td>640</td> <td>6,791</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>4,642</td> <td>1,066</td> <td>549</td> <td>6,257</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>4,286</td> <td>1,035</td> <td>498</td> <td>5,819</td> </tr> </tbody> </table>						依頼会員	提供会員	両方会員	合計	H30	6,350	1,138	807	8,295	R1	6,279	1,144	761	8,184	R2	5,073	1,078	640	6,791	R3	4,642	1,066	549	6,257	R4	4,286	1,035	498	5,819
	依頼会員	提供会員	両方会員	合計																															
H30	6,350	1,138	807	8,295																															
R1	6,279	1,144	761	8,184																															
R2	5,073	1,078	640	6,791																															
R3	4,642	1,066	549	6,257																															
R4	4,286	1,035	498	5,819																															
実施方法	委託 99.5%、補助金 0.5%																																		
根拠法令・要綱等	子ども・子育て支援法																																		
所管課	こども未来局こども政策部こども健全育成課																																		

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	25,308	29,021	30,286	29,372	31,167
決算額	23,536	26,715	29,659	29,284	-
執行率(%)	93	92	98	100	-
執行率に係る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
19,269	-	-		10,015	
アウトプット成果指標(指標単位:回)					
成果指標名称:活動回数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	23,500	13,800	14,100	14,400	14,600
実績値	12,676	9,166	10,860	12,486	(集計前)
達成率(%)	53.9	66.4	77.0	86.7	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

c 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

xvi. 一時預かり事業

a 事業の概要

事業名	一時預かり事業
事業目的	保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減のため、冠婚葬祭や通院、リフレッシュなどが必要なときに保育所や認可外保育施設で乳幼児を一時的に預かる。
事業内容	補助金の交付等により一時預かりを実施した。 施設数(令和4年度実績) ・一時預かり 14か所 ・一時保育 35か所
現状・課題等	延べ利用者数の増が課題
改善方策	ホームページや赤ちゃん訪問事業でのチラシ配布に加え、病児・病後児デイケアや乳幼児健診など乳幼児親子が利用する機会を捉え、積極的な周知を行う。
実施方法	・一時預かり 補助金 72.7%、指定管理 14%、その他 9.5% ・一時保育 補助金 3.8%
根拠法令・要綱等	・子ども・子育て支援法 ・福岡市一時預かり事業(一般型)補助金交付要綱 ・福岡市一時保育事業補助金交付要綱
所管課	こども未来局こども政策部こども健全育成課 こども未来局子育て支援部運営支援課

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	76,896	73,379	84,443	95,498	102,516
決算額	65,192	64,308	64,912	85,381	-
執行率(%)	85	88	77	89	-
執行率に係る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
57,519	-	-		27,862	
アウトプット成果指標(指標単位:人)					
成果指標名称:延べ利用者数					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	59,000	27,400	30,800	34,200	37,600
実績値	24,652	19,239	21,484	26,363	(集計前)
達成率(%)	41.8	70.2	69.8	77.1	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

c 監査の結果及び意見

【意見2-xvi-1】改善方策のための情報収集について

(現状)

市は、成果指標として延べ利用者数を設定しており、事業の課題としては延べ利用者数の増加を掲げている。

現状、市は一時預かりの利用状況について5年に1度、こども子育て支援に関するニーズ調査を実施(平成30年に実施)しているが、施設利用の有無及び利用しない理由については情報収集しているものの、リピート率に関する明確な情報はそのニーズ調査から得られていない状況にある。

(問題点)

成果指標である延べ利用者数の増加のためには、①周知人数を増やす(より多くの市民に認識してもらう)、②初回利用率を上げる(利用したことのある市民を増やす)、③リピート回数を上げる、という方法が考えられるが、市は、③リピート回数を把握するために必要な、繰り返し利用する意向の度合いについては把握していない。

そのため、課題への対応として、①周知人数を増やす(より多くの市民に認識してもらう)、②初回利用率を上げる(利用したことのある市民を増やす)、③リピート回数を上げるのいずれのポイントに改善施策を注力すべきかが不明瞭となっている。

(改善提案)

実施するニーズ調査においてリピート(繰り返し利用する意向の度合い等)に関する項目を記載し、これらの情報等を入手することが望ましい。

また、ニーズ調査の結果からは、利用したことがない層のうち、利用する必要がないと答えている割合は6割程度であり、残り4割程度は利用する可能性のある層(=ポテンシャル層)であることが分かる。

今は利用していないが今後利用する可能性のある層(=ポテンシャル層)についてもより詳細な調査を行い、どのような事業の在り方が望ましいかについて情報を聴取し、その情報を基に具体的な改善方策につなげていくことが望ましい。

xvii. **こんにちは赤ちゃん訪問事業**

a **事業の概要**

事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業（令和2年2月から休止中）
事業目的	地域における子育て支援を行うために、民生委員・児童委員が、生後7か月頃の乳児がいる家庭を訪問し、地域と子育て家庭のつながりをつくとともに、子育て支援に関する情報を提供し、育児不安の軽減を図る。
事業内容	【訪問面談内容】 ①赤ちゃんの誕生を祝福（お祝い品の配布） ②民生委員・児童委員の自己紹介（職務内容の紹介） ③子育て支援に関する情報（地域情報）の提供 ④保健福祉センターの子育てに関する事業の紹介 ⑤赤ちゃんの様子やお母さんの体調などについて会話
現状・課題等	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月から事業休止中。 休止前の課題（訪問不在が多い等）を踏まえ、再開に向けた実施方法を検討する必要がある。
改善方策	休止前の課題を改善（事前に訪問の日程調整を行う等）する実施方法にて、事業再開できるよう準備を進めている。
実施方法	民生委員・児童委員と連携の上実施
根拠法令・要綱等	—
所管課	こども未来局こども健やか部こども健やか課

（事業の概要の補足事項）

新生児から乳児期にかけての子育て家庭への支援事業としては、母子保健法に基づく新生児訪問指導事業や児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）事業がある。

市では上記の法律に基づき、「乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）」として、専門職（助産師、保健師）が生後3か月頃までに乳児のいる家庭を訪問し、乳児や母親の健康状態や育児上の相談を受けることとしているが、市独自の事業として、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、民生委員・児童委員が、生後7か月頃の乳児がいる家庭を訪問し、民生委員・児童委員の役割の紹介や地域の子育て情報を提供することとしている。

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度から令和4年度は事業休止となっており、令和5年度の再開に向けて準備が行われている。

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	13,264	7,287	2,147	2,497	7,933
決算額	11,711	4,533	45	-	-
執行率(%)	88	62	2	0	-
執行率に係る補足	令和2年2月から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、事業休止中。				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
-	-	-		-	
アウトプット成果指標(指標単位:-)					
成果指標名称:-					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	-	-	-	-
実績値	-	-	-	-	-
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標(指標単位:-)					
成果指標名称:-					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	-	-	-	-
実績値	-	-	-	-	-
達成率(%)	-	-	-	-	-

c 監査の結果及び意見

【意見2-xvii-1】効率的な事業遂行のための情報把握について

(現状)

市は、事業の課題として、訪問時に不在が多い点をあげている。

市は、新型コロナウイルス感染症の影響前である令和元年度の対象家庭数(13,561 件)や面会件数(8,821 件)については件数を把握されているものの、不在件数は把握されておらず、民生委員から寄せられた意見により不在の多さを認識している状況である。

また、課題への改善方策としては、事前に訪問の日程調整を行うとしており、今後面会件数を増やす予定としている。

(問題点)

課題としている訪問時の不在件数を適切に把握できていないことは、事業の効率的な手法を検討する観点から問題である。

また、面会できない家庭ほどより注意を払う必要があると考えられることから、訪問時の不在件数を把握することは事業の有効性を検討する上でも、重要な要素であると考えられるところ、その情報を把握していないことには問題がある。

(改善提案)

課題としている訪問時の不在状況の対応のためにも、不在を含めた総訪問件数や不在件数の状況等の情報を把握することが望ましい。

例えば、今後の事業展開において、事前に連絡・調整した上で不在である家庭の場合には、その家庭では何らかの問題が発生していることも予想されることから、不在に関する情報は重要である。

また予算は、毎年の対象家庭数(見込)や訪問に係る必要経費を基に積算されていることから、不在時を含む訪問件数、実際に面会に至った訪問件数、不在件数を把握し、分析することで、事業の経済性、効率性の観点からも有用である。

面会できない家庭の事情を把握するとともに、新生児訪問事業での面会の有無や面会者との連携等により情報共有を図り、効果的に母子や世帯の状況を見守る取組が重要と考える。

xviii. 心身障がい福祉センター運営費

a 事業の概要

事業名	心身障がい福祉センター運営費
事業目的	障がいのある子どもとその家族を対象として、市立の障がい児通園施設を運営することで、身近な場所での相談対応や適切な療育支援に繋げる。
事業内容	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である療育センター等で発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施する。
現状・課題等	療育センター等における新規受診児数が増加しており、特に発達障がい児の新規受診や相談の増加が顕著である。
改善方策	南部療育センターの整備や診断体制の充実に取り組む。
実施方法	委託(指定管理)100%
根拠法令・要綱等	児童福祉法第6条の2の2(障害児通所支援) 福岡市立心身障がい福祉センター条例
所管課	こども未来局子育て支援部こども発達支援課 (心身障がい福祉センターは障がい者と障がい児の複合施設であり、建物の所管は福祉局。予算は各局で確保するが、福祉局へ予算令達し、実施協定は福祉局でまとめて締結している。)

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み (単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	410,207	447,774	442,779	438,304	442,675
決算額	410,207	447,612	442,779	438,304	-
執行率(%)	100	100	100	100	-
執行率に係 る補足	-				
令和4年度 財源 (単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
15,922	-	134,491		287,891	
アウトプット成果指標 (指標単位:人)					
成果指標名称: 療育センター等における新規受診児数(西部療育センター・東部療育センター含む)					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
実績値	1,614	1,708	1,931	2,080	(集計前)
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標 (指標単位:件)					
成果指標名称: 市立障がい児通園施設における支援延べ件数(あゆみ学園・めばえ学園・西部療育センター・東部療育センター含む)					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	90,000	92,000	94,000	96,000
実績値	106,454	94,199	96,984	94,291	(集計前)
達成率(%)	-	104.7	105.4	100.3	-

c 監査の結果及び意見

指定管理者制度導入施設であることから、心身障がい福祉センター(児童部門)、あゆみ学園、めばえ学園、西部療育センター、東部療育センターに係る指定管理者 年度評価シート及び福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会の議事録についても閲覧した。

特に記載すべき事項はない。

xix. 第3子優遇事業

a 事業の概要

事業名	第3子優遇事業
事業目的	市内在住で、18歳未満(18歳に達する年度末まで)の児童を3人以上養育する家庭の、経済的負担を軽減する。
事業内容	幼稚園や保育所等の副食費を免除又は助成し、家庭内養育などの場合は手当を支給する。
現状・課題等	福岡市独自の事業であるため、申請漏れがないよう事業の周知を徹底する必要がある。
改善方策	第3子以降がいる世帯へのチラシ送付・HPでの事業周知を行う。
実施方法	【直接実施】100%
根拠法令・要綱等	福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例 福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例施行規則
所管課	こども未来局 こども政策課(運営支援課・こども健全育成課・こども家庭課)

(事業の概要の補足)

市が独自事業として行っている第3子優遇事業の制度概要は以下のとおりであるが、本事業の予算決算に計上する事業費は、第3子以降の養育状況が認可外保育施設等を利用している場合または家庭内養育等の場合の支援にかかる経費である。

養育状況	申請の必要性	支援内容	本事業の対象経費
新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	不要	副食費を免除	なし(施設型給付費とあわせて保育施設等へ直接支給するため、本事業の事業費には含まれない)
新制度未移行幼稚園	必要	副食費を助成(月額上限4,500円)	なし(他の事業で措置)
認可保育所(園) 認定こども園(保育部分)	不要	副食費を免除	なし(施設型給付費とあわせて保育施設等へ直接支給するため、本事業の事業費には含まれない)
認可外保育施設等	必要	・無償化対象者:副食費を支給(月額上限4,500円)	あり

		・無償化対象者以外：副食費を支給(月額4,500円)＋保育施設等の利用料を助成(月額上限25,000円)	
家庭内養育等	必要	第3子手当を支給 (一人当たり月額1万円。所得制限有)	あり

b 予算決算、成果指標の状況

過去4年の事業費及び令和5年度 事業費予算見込み(単位 千円)					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算
予算額	40,313	35,026	21,420	19,054	13,356
決算額	31,057	13,118	13,058	11,599	-
執行率(%)	77	37	61	61	-
執行率に係る補足	-				
令和4年度 財源(単位 千円)					
特定財源				一般財源	
国県支出金	地方債	その他			
-	-	-	11,599		
アウトプット成果指標(指標単位:-)					
成果指標名称:チラン配布の実施 情報提供 給付等の実施					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
実績値	実施	実施	実施	実施	実施
達成率(%)	-	-	-	-	-
アウトカム成果指標(指標単位:%)					
成果指標名称:子育て環境満足度					
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	70.0	設定なし	設定なし	70.0	設定なし
実績値	71.6	72.0	67.0	68.7	(集計前)
達成率(%)	102.3	-	-	98.1	-

c 監査の結果及び意見

【意見2- xix -1】事業効果設定のための適切な成果指標設定について

(現状)

現在、市は当該事業のアウトプット成果指標として、【チラシ配布の実施 情報提供 給付等の実施】を設定している。その成果の評価として、実施したか否かで定性的に自己評価を行っている。

(問題点)

第3子優遇事業は、多子世帯の経済的負担を軽減する趣旨の市独自の子育て支援事業である。第3子以降の養育状況によって、支援内容が異なることから、アウトプット成果指標の設定が困難であることは理解できるものの、市の独自施策であり、市の一般財源による事業であることから、その事業効果については適切に検証することが必要である。

しかしながら、現在は個別の事業において、定量的な成果指標を設定しておらず、事業の効果に係る定量的な評価が困難となっている恐れがある。

(改善提案)

市独自の施策としての第3子優遇事業の効果を適切に評価するために、適切な事業指標、成果指標を検討し、設定することが望ましい。

当事業は、多子世帯の経済的負担を軽減するため行っているものである。各家庭の保護者が本事業の内容を知らなければ、市へ必要な手続が行われないこととなることから、対象者に申請を促すためにもまずは各家庭における本事業の周知度や理解度が重要であると考えられる。

そのような視点からは、アウトプット成果指標として、周知設定のためのHPの該当ページの閲覧件数やチラシの配布数・回数や各家庭における制度の周知度、理解度等が想定される。

また、市が5年に1度実施しているニーズ調査において、事業の内容に係る周知状況の確認とあわせて、事業の内容を知った手段 (HP閲覧の有無、送付したチラシを認識しているか等) についても確認を行い、事業手法の改善点についても現状を分析・検討することが望ましい。

3 契約事務

(1) 監査対象とした契約の選定

① 抽出基準

子育て関連事業に関する委託契約について「委託に関する調」を入手し、監査対象となる契約を抽出した。

「委託に関する調」は市の定期監査資料であり、令和4年度における市の定期監査は令和5年5月以降に実施されている。こども未来局は令和5年4月1日以降、組織編成が変更されていたことから、「委託に関する調」に記載されている部署名は、令和4年度の部署名とは異なっていた。

「委託に関する調」における委託契約を令和4年度の部署名で再度振り分けることは非効率であることから、令和5年4月1日以降の部署名のまま抽出し、監査を実施した。

金額基準設定の理由としては、福岡市契約事務規則に以下の規定を参考とし、原則100万円を超える契約を抽出した。

(随意契約ができる予定価格の額)

第22条 令第167条の2第1項第1号に規定する予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(昭和57規則132・追加)

(出典:福岡市契約事務規則より抜粋)

「令」とは地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)のことであり、「令第167条の2第1項第1号」は以下のとおりである。

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(出典:地方自治法施行令より抜粋)

委託契約は「(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円」に該当する。

100 万円以上の契約であれば、随意契約ができないこととなるため、随意契約を実施している場合、合理的な理由をもって行っているかどうかを確認するため、原則、100 万円以上の委託契約を監査対象とした。

ただし、以下に該当する契約については、監査対象事業から除外した。

除外条件	除外理由
新型コロナウイルス対策や物価高騰対策等、直接的に子育て事業とは関連性が薄い契約	本監査のテーマとして、保育事業を中心とした未就学児以前の子育て支援に係る財務事務をテーマとしており、物価高騰や新型コロナウイルスに係る事業は子育て支援に直接的な関連性が薄いため。また関連する労働者派遣についても対象から除外した。
指導監査、保育所運営に関連する契約	指導監査及び保育所運営に関連する執行は、指導監査及び保育所運営の箇所にて検討するため、本章における対象からは除外した。
小学校以上の子どもを主な対象とする子育て事業に関連する契約	本監査のテーマとして、保育事業を中心とした未就学児以前の子育て支援に係る財務事務をテーマとしているため除外した。
契約額が 1,000 万未満の健診事業	健診事業については〇か月健診等の単位で委託契約を締結しており、その契約数が多いこと及び契約の類似性を考慮して、金額基準を 1,000 万円以上の委託契約とした。

こども未来局の子育て関連事業に係る契約事務を確認する観点から、除外条件に該当する契約であっても、各課で最低一つの契約事務を確認するように抽出を行った。

② 抽出結果

監査対象とした契約数は以下のとおりである。

No	部局名	抽出契約数
i	こども未来局子育て支援部指導監査課	5
ii	こども未来局子育て支援部こども発達支援課	1
iii	こども未来局こども政策部こども政策課	1
iv	こども未来局こども政策部こども健全育成課	1
v	こども未来局こども健やか部こども健やか課	12
vi	こども未来局子育て支援部運営支援課	4
	合計	24

課別の内訳は以下のとおりである。

i こども未来局子育て支援部指導監査課

No	契約件名	当初契約金額	入札方法
i-1	福岡市保育士等キャリアアップ研修業務委託	10,490,000 円	提案競技
i-2	福岡市認可外保育施設保育従事者等研修業務委託	2,309,835 円	随契
i-3	福岡市子育て支援員研修等業務委託	3,947,900 円	随契(見積合わせ)
i-4	福岡市保育士就職支援NAVI維持管理等業務委託	1,028,996 円	随契(特命)
i-5	人権保育研究・研修事業委託	1,029,600 円	随契(特命)

ii こども未来局子育て支援部こども発達支援課

No	契約件名	当初契約金額	入札方法
ii-1	発達障がい者支援センター運営事業業務委託	60,454,000 円	随契(特命)

iii こども未来局こども政策部こども政策課

No	契約件名	当初契約金額	入札方法
iii-1	ホームページ「ふくおか子ども情報」情報分類整理等業務委託	1,760,000 円	随契(特命)

iv こども未来局こども政策部こども健全育成課

No	契約件名	当初契約金額	入札方法
iv-1	福岡市ファミリー・サポート・センター事業運営委託	28,794,000 円	随契(特命)

v こども未来局こども健やか部こども健やか課

No	契約件名	当初契約金額	入札方法
v-1	福岡市4か月児健康診査事業業務委託	71,282,596 円	随契(特命)
v-2	10か月児健康診査委託	70,196,056 円	随契(特命)
v-3	福岡市産婦健康診査委託	81,976,036 円	随契(特命)
v-4	福岡市新生児聴覚検査委託	37,356,018 円	随契(特命)
v-5	先天性代謝異常等検査委託	41,762,680 円	随契(特命)
v-6	福岡市病児・病後児デイケア事業委託契約	1 施設当たり 基本額 4,493,000 円+ 実績に応じて 加算	随契(特命)
v-7	乳幼児健診通知委託	5,495,600 円	随契(見積合わせ)
v-8	福岡市不妊専門相談センター運営業務	15,070,000 円	随契(特命)過去の提案競技による
v-9	福岡市産後ヘルパー派遣事業委託業務	6,185,000 円	随契(特命)
v-10	福岡市出産・子育て応援事業業務委託	139,750,160 円	提案競技
v-11	福岡市産後ケア事業委託業務	31,928,000 円	随契(特命)
v-12	乳幼児健診情報デジタル化に係る業務委託	22,418,000 円	提案競技

vi こども未来局子育て支援部運営支援課

No	契約件名	当初契約金額	入札方法
vi-1	子ども・子育て支援新制度関係通知封入封緘・配送業務委託	7,657,430 円	随契(見積合わせ)
vi-2	令和4年度公定価格改定等に伴う福岡市子ども・子育て支援新制度給付管理システム改修業務委託	9,190,500 円	随契(特命)

vi-3	福岡市子ども・子育て支援新制度給付管理システム運用管理支援業務委託	23,311,200 円	随契(特命)
vi-4	福岡市子ども・子育て支援給付等業務委託	198,765,600 円	随契(特命)過去の提案競技による

(2) 監査の視点

- ・契約に関連する事務手続が、福岡市契約事務規則、福岡市が定める「契約事務の手引」等に則って適切に行われているか。
- ・契約相手先の選定は、公平かつ適切に行われているか。
- ・契約書及び契約書に添付される資料が適切に保管されているか。
- ・実績報告は適時かつ適切に行われているか。
- ・契約相手先への支払いは、根拠資料を基に適時かつ適切に行われているか。
- ・契約及び支払いに関連する資料は適切に保管されているか。
- ・そのほか、効率的な事務を行っているか。

(3) 実施した監査手続の概要

- ・予算執行についての伺い書の閲覧
- ・設計書及び予定価格の決裁状況の確認
- ・自主的チェックが適切に実施されているかの確認
- ・契約保証金が免除されている場合には適切に承認されているかの確認
- ・契約書及び契約書に添付される資料の閲覧
- ・完了報告等が契約書及び仕様書に基づいて行われているかの確認
- ・支払いが根拠資料を基に適切な承認を受けているかの確認
- ・指名基準に則って業者選定が行われているかの確認
- ・福岡市事務決裁規程の専決事項に則って決裁が行われているかの確認

(4) 監査の結果及び意見

① 各委託契約の概要と監査の結果及び意見

i こども未来局子育て支援部指導監査課

契約件名	i-1 福岡市保育士等キャリアアップ研修業務委託
契約方法	随契(特命)提案競技を実施している。
入札参加者	6者参加による提案競技が実施された。
履行期間	R4.8.22~R5.3.31
契約金額(当初)	10,490,000 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	一般(財)保健福祉振興財団
委託内容	厚生労働省が定めた「保育士等キャリアアップ研修の実施について」の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づいた保育士等キャリアアップ研修
随意契約理由	本件については、令和4年8月4日に実施した「福岡市保育士等キャリアアップ研修業務委託にかかる提案競技」において、選定委員会の審査の結果、一般財団法人保健福祉振興財団を最優秀提案業者と決定したことから同社を本業務委託の契約相手方とするもの。

a 委託業務の概要

厚生労働省が定めた「保育士等キャリアアップ研修の実施について」の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づいた保育士等キャリアアップ研修を実施することを目的とする。

インターネットを利用したeラーニングによる保育士等キャリアアップ研修を実施する。

① 研修日数及び時間

研修時間は1分野当たり15時間以上

② 研修分野

a) 専門分野別研修

b) マネジメント研修

③ 研修受講対象者

福岡市内に所在する公私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事務所内保育事業、居宅訪問型保育事業で勤務している者及び勤務を予定している者

・提案競技のスケジュール

項目	日程
提案競技参加者の募集開始	令和4年7月1日
質問書の提出期限	令和4年7月8日
質問に対する回答	令和4年7月12日
提案競技参加申請書の提出	令和4年7月21日
参加辞退届の提出	令和4年7月28日
事業提案書等の提出	令和4年8月1日
提案説明(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和4年8月4日
最優秀提案者の決定	令和4年8月5日以降
契約締結	令和4年8月5日以降

・提案競技評価表の項目

事業運営計画の確実性	事業実施の体制等
	研修担当者の資格・経験等
	類似・関連事業実績
研修等の内容について	スケジュールの内容
	実施人数等
	講師予定者の内容
	実施カリキュラムの内容
	インターネットを使用した e ラーニング実施におけるサポート体制等
	インターネットを使用した e ラーニング実施での不正行為の防止対策
収支計画	収支計画・見積額

b 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

契約件名	i-2 福岡市認可外保育施設保育従事者等研修業務委託
契約方法	随契
入札参加者	2者による見積合わせを実施。2者が応札。
履行期間	R4.4.1～R5.2.28
契約金額(当初)	2,309,835 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	ヒューマンアカデミー(株)
委託内容	「令和4年度福岡市認可外保育施設保育従事者等研修計画」に基づき、研修を実施。
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号に基づき、見積合わせによる随意契約とする。

※2者から参考見積書を入力して設計価格を算定している。

a 委託業務の概要

「令和4年度福岡市認可外保育施設保育従事者等研修計画」に基づき、以下の研修を実施するもの。

①研修名

- ア)保健・衛生研修会
- イ)健康・安全研修会
- ウ)アレルギー研修会
- エ)救命講習
- オ)保育研修会
- カ)人権保育研修会

②講師の選定

講師については研修内容に関する専門的な知識又は経験を有する者(大学教授、医師、専門家等)を複数名選定の上、各研修会の開催約2か月前までにデータで市に名簿(経歴含む)を提出し、承認を得ること。

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3- i -2-1】研修講師の事前承認について

(現状)

令和5年2月10日に提出された「令和4年度福岡市認可外保育施設保育従事者等研修業務実績報告書」では、講師はいずれも契約相手先の法人に所属する者ではなく、別法人に所属する者、職業的専門家、福岡市職員(福岡市職員などは福岡市からの指名が行われる)が務めていた。

契約相手先の法人に所属する者以外の第三者に講師を委託する場合、契約書第5条の「再委託等の制限」に則って、発注者である福岡市の事前の承諾が必要である。

仕様書では、講師については、研修内容に関する専門的な知識又は経験を有する者を複数名選定の上、各研修会の開催約2か月前までにデータで市に名簿(経歴含)を提出し、承認を得ることとされている。

(課題、問題点)

実績報告書には各研修の講師名が記載されていたが、研修前に講師名簿(経歴含)の連絡を受けたデータと契約相手先に承認したことを知らせるデータが支出関係に綴じられておらず、その確認を行ったが不明である。

(是正の方向性)

各研修会の開催約2か月前までにデータで市に名簿(経歴含)を提出し、承認を得ることとされているので、ほかの実績報告データ同様、名簿(経歴含)データについても承認の記録を残し、支出関連書類に綴じ込み、保管する必要がある。

【意見3- i -2-2】一般競争入札の実施について

(現状)

市の「契約事務の手引」でも言及されており、見積合わせの実施には2者以上の選定が必要であるが、「辞退する業者がいる可能性を考慮し、3者以上を選定することが望ましい」とされている。

当該委託契約では、見積合わせを実施して委託業者を選定しているが、2者を随意契約業者として選定し、見積書の提出を依頼していた。

(課題、問題点)

指名競争入札や随意契約(見積合わせ)の場合、市の「契約事務の手引」によれば「市が入札者を指名しており、ほかに受注可能な事業者が存在する可能性がある以上は、1者だけによる入札では競争性の確保において疑義が生じるため、入札は執行すべきではありません。」として3者以上を選定することを求めている。

また2者を選定した理由についても、「内容に合致した研修の開催運営を取り扱っている下記の業者を選定する」とのみ記載されており、

- ①どのような方法で「内容に合致した研修の開催運営を取り扱っている」ことを確認したのか、
 - ②確認した結果2者のみしかおらず、やむを得ず2者のみを選定したのか、それ以上の業者から2者を選定したのか
- の経緯が不明となっていた。

(改善提案)

見積合わせを実施する際には3者以上、より多くの者を選定することが望ましい。

見積提出依頼を出す業者の選定については、公平性の観点から

- ① どのような方法(例えば業者へのヒアリング、何らかのリストから抽出など)で確認したのか
- ② どのような基準(他都市の業務実績、地元業者優先など)で選定したのか、
について選定伺い等に記載し、決裁を受けることが望ましい。

また委託業務の遂行可能な業者が2者しか見つからないのであれば、一般競争入札などを実施することによって広く遂行可能な業者を募集することが望ましい。

【意見3-i-2-3】実績報告における電話番号の記載について

(現状)

当該委託業務は「令和4年度福岡市認可外保育施設保育従事者等研修計画」に基づき、研修を実施する業務であり、研修参加者の名簿についても委託業者から報告を受けている。

当該名簿を閲覧したところ、受講番号、遅刻・早退の有無、参加日、施設分類、施設名、参加者氏名、職種のほか、連絡先として電話番号が徴求されていた。

多くは固定電話の番号であり、保育所の番号であると思われるが、個人の携帯電話番号を記載しているケースもあった。

(課題、問題点)

実績報告データはメールでやりとりが行われており、業務上、必要な場合を除き、法人若しくは個人の電話番号を記入したデータを、メールなどでやりとりすることは望ましくない。

(改善提案)

研修参加者の名簿に電話番号が本当に必要であるかを検討することが望ましい。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で急な研修中止等が発生し、緊急連絡を行うために必要であった可能性はあるものの、現在ではその必要性が低くなっていると考えられる。

参加者と所属団体名の記載があれば参加の有無を確認することは可能なので、電話番号については参加者名簿から削除することについて検討することが望ましい。

【意見3-i-2-4】予定価格(設計金額)の見直しについて

(現状)

当該委託契約は、見積合わせを実施しているが、予定価格と落札金額との間に大きな乖離が生じていた。

(課題、問題点)

見積合わせには2者が応札しているが、2者の入札金額の間には大きな差異はなく、2者のうち高額の入札金額も予定価格と大きな乖離が生じており、予定価格の設定が適切であるかに疑問がある。

(改善提案)

落札金額だけでなく、ほかの入札金額も予定価格と大きく乖離している場合には、予定価格のもととなった設計金額が適切であったのか再度検討し、必要であれば今後の設計金額を見直すことが望ましい。

設計金額の算定に当たっては、2者の見積依頼業者から事前に参考見積書を入手し、それを参考に算定している。そのうち、1者の参考見積書が高い金額で提出されたため、結果として予定価格が高く設定されたものと思われる。

両者の参考見積書を比較すると、直接人件費の金額について、両者に4倍以上の乖離があるため、追加のヒアリングを実施するなど、実際に必要な直接人件費を見積もることで、適切な設計金額(予定価格の)を算定することが望ましい。

契約件名	i-3 福岡市子育て支援員研修等業務委託
契約方法	随契
入札参加者	3者による見積合わせを実施。2者が応札、1者が辞退。
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	3,947,900 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	ヒューマンアカデミー(株)
委託内容	厚生労働省が定めた「子育て支援員研修事業実施要綱」並びに「多様な保育研修事業実施要綱」の研修カリキュラムに基づき実施。
随意契約理由	(契約方法) 地方自治施行令第 167 条の2第1項第6号に基づき、登録業種にならない業種の契約であり、競争入札により時間がかからず、手続が簡易な随意契約とする。

a 委託業務の概要

子育て支援員とは、一定の研修コースを受講し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けた者で、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、仕事・子育て両立支援等の事業の担い手となることが期待されている。

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3-i-3-1】研修講師の事前承認について

(現状)

令和5年3月31日に提出された「福岡市子育て支援員等研修業務実績報告書」によれば、子育て支援員研修と居宅訪問型保育研修が実施されており、そのために3名の講師が選定されていた。

なお、3名の講師はいずれも大学講師や特定非営利活動法人の代表理事など、委託先に所属する者ではなかった。

仕様書によると「講師の選定」について、「講師については、研修内容に関する専門的な知識又は経験を有する者を複数名選定の上、開講前までに市に名簿(経歴含)を提出し、承認を得ること」とされている。

(課題、問題点)

研修事業を委託する場合、委託先に所属する講師ではなく、委託先以外の者に講師を委託する場合には、契約書の第7条(再委託等の制限)の規定があるため、事前の承認は必要である。

しかしながら、契約綴りに承認依頼、また市が承認したことを示す書類がなかった。

なお、市に提出された名簿(経歴含)は別途保管されていたが、閲覧したところ、承認された証跡が確認できなかった。

(是正の方向性)

研修事業を委託する場合、委託先に所属する講師ではなく、委託先以外の者に講師を委託する場合には、契約書の第7条(再委託等の制限)の規定に則って、開演前の事前承認を行う必要がある。

また、承認書類については契約書等とともに保管する必要がある。

【指摘事項3-i-3-2】仕様書に記載されている実績報告書について

(現状)

当該委託契約書に添付されている仕様書には、「(8)研修実施後の実績報告書の作成」についての記載があり、「研修の実施後、14日以内に実施状況について報告書を作成し、市に報告するとともに、的確な業務管理に努めること。」とされている。

研修は令和4年7月から令和5年2月まで複数回にわたり実施されているが、いずれも「研修の実施後、14日以内に実施状況について報告書」は提出されていなかった。

市は、令和5年3月31日に提出された「令和4年度福岡市子育て支援員等研修業務実績報告書」が実績報告書に該当するとの回答であるが、令和4年度の最後の研修実施は令和5年2月16日であるため、「研修の実施後、14日以内」に提出されなかったことになる。

研修の実施後、14日以内に実績報告書が提出されていない点については、「報告日が令和5年3月31日となっている理由は、受講者の修了確認及び修了証の発行までに時間を要したため。」とのことであった。

(課題、問題点)

仕様書の「(8)研修実施後の実績報告書の作成」に則った実績報告書が徴収されていない。

(是正の方向性)

研修事業の内容から、「研修の実施後、14日以内」に実績報告が必要であれば、毎回の研修実施後、14日以内に実績報告書を入手すべきである。

不要であれば、仕様書の「(8)研修実施後の実績報告書の作成」の記載を、「委託業務の完了後」等に変更することが望ましい。

仮に、「14日以内」について、「受講者の修了確認及び修了証の発行までに時間」を要するのであれば、実情に合わない実施困難な日数となっていることが想定されるため、仕様書内容を実情に合う形に検討することが望ましい。

契約件名	i-4 福岡市保育士就職支援NAVI維持管理等業務委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1~R5.3.31
契約金額(当初)	1,028,996 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	(株)インター・ビジネス・ネットワークス
委託内容	福岡市保育士就職支援 NAVI の維持管理
随意契約理由	<p>(特命随契理由)</p> <p>本サイトは、市内保育所等の情報を登録し、当該情報を検索・比較するものであるが、サイトの開発には専門的な知識・経験が必要であり、本市職員による開発が困難であったことから、令和元年11月14日に提案競技を実施し、最優秀提案者に開発を委託したものである。なお本サイトは、令和2年8月に運用を開始。</p> <p>令和4年度においても、当該サイトの改修や運用・保守管理が必要となるが、当該業務を効率的に行うとともに、障害時等において迅速に対応・復旧を行うためには、当該サイトを開発し、他社では知りえないデータベース構造、プログラム、及びファイル連携などハードウェア・ソフトウェア・ネットワークのシステム全般にわたって精通、熟知している上記業者以外では履行が困難である。</p> <p>以上により本業務委託については上記業者と特命随意契約を行うもの。</p>

a 委託業務の概要

市内保育所等の保育内容や勤務条件等を検索・比較するために構築した福岡市保育士就職支援NAVIの改修作業及び維持管理等を行う。

- ①サイトの改修作業
- ②保育所等情報の登録作業
- ③サイトの運用保守等

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3-2】チェックリストによる自主的チェックの実施について

複数の契約に係る共通の指摘事項、意見で記載している。

契約件名	i-5 人権保育研究・研修事業委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.5～R5.3.31
契約金額(当初)	1,029,600 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	931,600 円(消費税等込み)
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	福岡市人権保育連絡協議会
委託内容	人権保育に関する研修の実施及び子育てリーダーの養成
随意契約理由	<p>(特命随意契約理由)</p> <p>福岡市は人権8課題(同和、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV、様々な人権問題)の解消に向け、取り組んでいるが、これらすべての課題が就学前教育の中にも深い関わりがあり、広い視野を持った研修の継続が必要である。</p> <p>福岡市人権保育連絡協議会には様々な構成団体、特に保育関係者が多く所属しており、当該協議会が実施する様々な事業にも、多くの保育関係者が参加している。また、就学前関係者(保護者、地域、保育所、小・中学校教諭など)へ幅広く働きかけ、一堂に会して研修を実施することで連携が図られ、共通認識を持った上で子どもたちに携わり、あらゆる差別解消に向けた取り組みが、より効果的に実施されている。</p> <p>委託先に考えている団体は、これらを含めた就学前研修を長年実施しており、このような研修を実施する団体が他に見受けられないため、委託先として最もふさわしいと考え選定するもの。</p>

a 委託業務の概要

人権保育を保育所・幼稚園・小学校・中学校・保護者・地域に広く周知し、進めていくために、人権保育研究・研修事業を委託するもの。

契約金額が変更されているが、子育てリーダー養成事業として、「全国、九州・沖縄など、人権保育研究集会等」へ3回派遣する予定となっていたが、1回はオンライン開催となり、現地への派遣が不要となったため、減額されたものである。

b 指摘事項及び意見

【意見3-i-5-1】設計書、仕様書の記載について

(現状)

委託業務は①研修の実施(5回実施)、②子育てリーダー養成の2つであり、研修については5回の研修毎に、子育てリーダー育成については、全国で行われる研修会への派遣(3回派遣)毎に、それぞれ費用が見積もられている。

しかしながら、その根拠が記載されている資料が綴じられていなかった。

例えば、講師謝礼は20,000円、50,000円、80,000円と様々な金額が記載されているが、その内容が不明であった。人数や資格などが異なるため、それぞれ金額が異なると考えられるが、仕様書や設計書には記載がなかった。

また報告集印刷として120,000円が第34回福岡市人権保育研修集会では見積もられているが、何冊印刷するのかが不明であった。印刷した報告集は福岡市に実績報告書として提出されていたが、何冊印刷しどのように配布、使用したのかについて、実績報告書においても報告がされていなかった。

当該委託契約には子育てリーダー育成事業が含まれており、全国、九州・沖縄など、人権保育研究集会等の派遣研修への派遣費用が見積もられているが、こちらもそれぞれ金額が記載されているのみで、何名を派遣する予定であるのか(実績では2回派遣し、それぞれ3名と4名)が記載されていなかった。

(課題、問題点)

特命随意契約の設計書は、特命随意契約の相手先から入手した参考見積書に基づいて作成されているのであるから、業務内容と金額が記載されているのみでは設計書として十分であるとは言い難い。

(改善提案)

講師報酬が異なるのは、80,000円が必要であると見積もられている研究集会では、2回の保育講座が実施され、そのうち1回はハープ・ギター奏者による演奏と講話が行われたことによるものである。

そのような場合、設計書若しくは仕様書で保育講座の回数等を記載することが望ましい。

また報告集の作成は何を目的とするのか、何冊印刷するのか、どのように配布するのか不明である。仕様書若しくは設計書に記載し、その結果を実績報告として受けることが望ましい。

人権保育研究集会等の派遣研修への派遣費用についても設計書若しくは仕様書で何名

の派遣費用を委託契約で想定しているのか明記することが望ましい。

【意見3-i-5-2】実績報告書の記載について

(現状)

当該委託契約には子育てリーダー養成事業が含まれている。この事業には「全国、九州・沖縄など、人権保育研究集会等の派遣研修の選定、参加者の募集・選定・派遣」が含まれている。

監査対象年度においては、奈良県奈良市で開催された「第73回全国人権・同和教育研究大会」に3名、広島県福山市で開催された「第43回全国人権保育研究集会」に4名派遣されていた。

委託者から提出からの「復命書」には派遣された者が作成した報告文書がそれぞれ記載されているが、それぞれの報告者名が記載されておらず、どの報告文書を誰が記載したのかが不明であった。

報告文書の文章を見ると、それぞれ民間保育園の保育士であること、保護者であること、民間保育所で給食を作る非常勤職員であることなどが見受けられる。しかし報告文書の表題となる「復命書」には名前のみが記載されていた。「復命書」の表紙として「出張復命書」も提出されており、こちらには(所属名)や(職名)を記載することとなっているが、派遣に同行する福岡市人権保育連絡協議会の職員を除き、多くは空欄となっていた。

(課題、問題点)

仕様書では、人権保育研究集会等への参加者の募集・選定が委託業務に含まれており、さらに研究集会等へ派遣された人材は、地域の学習会や研修の場で「子育てリーダー養成派遣研修の内容を報告すること」とされていることから、派遣する者の選定は重要であるところ、派遣された者の(所属)や(職名)などが不明であり、どのような所属や職名の者を派遣するかの確認ができない。

(改善提案)

どのような所属の者を派遣する者として選定したのかが分かるように、復命書には所属を明確に記載することが望ましい。

所属を明確にすることで、特定の機関に所属している者のみを選定していないかなど、市が効率的なチェックを行うことが可能となると考えられる。

ii こども未来局子育て支援部こども発達支援課

契約件名	ii-1 発達障がい者支援センター運営事業業務委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	60,454,000 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	66,338,000 円(消費税等込み)
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	(社福)福岡市社会福祉事業団
委託内容	発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)の運営
随意契約理由	発達障がいへの支援は、本人支援のみならず家族支援や教育・福祉・就労などの各分野における関係機関との連携のほか、普及啓発活動、支援者育成などがある。この業務を行うには幅広いネットワークや豊富な支援経験と多彩な人材、高い支援ノウハウが必要であり、それらを有しているのは、療育センター等で早期発見、早期療育について長年の実績がある事業団であり、他にはいないため。

a 委託業務の概要

福岡市発達教育センター2階(福岡市中央区地行浜2丁目1番6号)の発達障がい者支援センター運営事業業務を委託するもの。

主な委託業務の内容は以下のとおり。

①相談支援

②発達支援

③就労支援

④普及啓発及び研修等

⑤発達障がい者に対する相談支援・支援強化のため、センター内に発達障がい者地域支援マネージャーを配置

b 指摘事項及び意見

【意見3-ii-1-1】設計書及び仕様書への業務体制及び人員の記載について

(現状)

当該委託契約は発達障がい者支援センター運営事業業務であり、予定価格と設計書は同額であった。設計書によると、その内訳は正規職員人件費が約6割、嘱託職員人件費が約3割と予定価格の9割が人件費で占められていた。

しかしながら、契約書、契約書に添付されている仕様書、設計書を見ても、発達障がい者支援センター運営事業業務を何名体制で遂行するのかが不明であった。

また発達障がい者支援センター運営の体制図や人員表について、仕様書や設計書で委託先より提出させることとなっておらず、どのような体制で運営される予定であるのかが不明であった。

提出された報告書にも、どのような体制・人員で業務が実施されたのか記載されていなかった。

市に確認したところ、「人件費は、正規職員6名・嘱託職員4名で積算。実際の運営は、正規職員6名・嘱託職員4名の10名体制」であるとのことであった。

(課題、問題点)

予定価格のほとんどを正規職員人件費及び嘱託職員人件費が占めているにもかかわらず、設計書や仕様書に人員数が記載されていないため、適切な設計がなされたのかどうかを客観的に判断することができない。

(改善提案)

予定価格のほとんどを正規職員人件費及び嘱託職員人件費が占めているのであるから、設計書や仕様書には少なくとも上記の積算における人員数を記載すべきである。

また事業計画書や事業報告書には、上記の実際の人員数を記載すべきである。

なお、本運営業務委託は、令和5年7月より指定管理者制度による指定管理を行っており、基本協定書に対応する事項を記載済みであるとのことである。

【意見3-ii-1-2】実績報告についての契約書等への記載について

(現状)

当該委託の契約書の第9条には(履行報告等)の規定があり、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行状況について発注者に報告しなければならない。」とされ、第21条の(検査)においても「受注者は、業務を完了した時は、設計図書に定めるところにより、業務を履行したことを証する必要な書類を提出」することとされている。

しかしながら契約書に添付されている委託設計書には「発達障がい者支援センターの運営等積算根拠」が記載されているものの、実績報告についての記載はなく、同じく契約書に添付されている仕様書にも報告についての記載がなかった。

(課題、問題点)

契約書や仕様書に基づいて、実績報告としてどのような報告書類を提出するべきであるのかが明確となっていない。

(改善提案)

契約書及び仕様書には実績報告としてどのような報告を求めるのかを明確に記載することが望ましい。

【意見3-ii-1-3】実績報告書の記載と保管について

(現状)

当該委託契約の支出関連書類を閲覧したところ、「委託業務完了検査報告書」に委託先より提出された実績報告が添付されていなかった。

市に確認したところ、毎月毎の発達障がい者支援センターの活動実績が記載された「発達障がい者支援センター事業実績報告書」のエクセルデータが実績報告であるとの回答であったが、その実績報告書には報告者名(委託先の名称)が記載されていなかった。

また、データで保管されており、支出関連書類には打ち出して保管されていなかった。

(課題、問題点)

実績報告書には報告者名(委託先の名称)が記載されておらず、市が適切に実績報告書を確認したかに疑義が生じる状況は望ましくない。

(改善提案)

ほかの業務委託契約における実績報告には、報告者(委託先)の名称が記載されており、

報告者の名称が記載された実績報告を入手することが望ましい。

また実績報告は、エクセルデータで保管するのみではなく、「委託業務完了検査報告書」や支出命令書の確認資料となるため、支出関連書類に保管することも検討されたい。

iii こども未来局こども政策部こども政策課

契約件名	iii-1 ホームページ「ふくおか子ども情報」情報分類整理等業務委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.6.7～R5.3.31
契約金額(当初)	1,760,000 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	1,858,000 円(消費税等込み)
落札率	94.7%
受託者	(株)BCC
委託内容	ホームページ「ふくおか子ども情報」の情報分類整理等
随意契約理由	<p>特命随意契約理由</p> <p>(1)株式会社BCCは、現行の福岡市ホームページ作成システムの導入・カスタマイズ・運用保守を包括的に行ってきており、同社以外にその仕様・構成・機能等を熟知したものがいない。</p> <p>(2)福岡市ホームページは、市民生活に密接した情報を提供しており、24 時間 365 日稼働し続けることが求められるシステムである。このような特性があるホームページの安定稼働を確保しながら修正を加える作業は、福岡市ホームページ作成システムの運用保守を行っている同社にしか履行できない。</p>

a 委託業務の概要

「ふくおか子ども情報」ホームページに掲載している各種ページに設定している現行ジャンルを、ホームページの訪問者に適切なナビゲーションが行えるよう、新たなジャンル設定を作成するとともに、福岡市ホームページ作成システムを操作し、新たなジャンルに紐付けなおす再構築を行うもの。

b 指摘事項及び意見

特に記載すべき事項はない。

iv こども未来局こども政策部こども健全育成課

契約件名	iv-1 福岡市ファミリー・サポート・センター事業運営委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	28,794,000 円(非課税事業)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	福岡市社会福祉協議会
委託内容	福岡ファミリー・サポート・センター事業の運営
随意契約理由	<p>(特命随意契約理由)</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業は、地域において子育ての援助を行いたい会員と援助を受けたい会員の相互援助活動の支援を行う事業である。</p> <p>当事業を効率的・効果的に推進するためには、依頼会員と提供会員の相互の利用調整等や会員増加の取り組みを市民・会員にとって身近なところで行う必要がある。また、実施にあたっては、地域福祉やボランティアに関する知識・経験が必要である。</p> <p>福岡市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に社会福祉法に基づき設置されており、地域に密接にかかわりながら社会福祉に関する事業・活動を全市的に行っている。</p> <p>また、同協議会は多くの社会福祉に関する事業を実施していることから福祉に関する専門性が高く、ボランティアセンターを運営するなどボランティアに関する知識・経験が豊富である。</p> <p>以上のことから、福岡市社会福祉協議会は、本事業を効率的・効果的に実施することが出来る唯一の団体であると考えられるため、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により、同協議会と特命随意契約を行うものである。</p> <p>なお、同協議会は本事業を平成 14 年度から受託しており、実施状況は良好である。</p>

a 委託業務の概要

福岡ファミリー・サポート・センター事業の運営を委託するもの。市社会福祉協議会の中に本部を、区社協事務所の中に各区支部を設置し業務を行うものとする。また相互援

助活動の調整等を行うアドバイザーを設置する。

<業務内容>

【本部】

- ・提供会員養成講習会(年5回以上開催)
- ・提供会員フォローアップ講座(年2回以上開催)
- ・アドバイザー連絡調整会議開催
- ・会報(年2回発行)、センター紹介チラシ、活動の手引き作成
- ・事業実施計画書の作成(履行開始時)
- ・事業実施報告書の作成(毎月、支部分含む)
- ・受託事業に関する予算、決算、経理
- ・受託事業実施報告書の作成(年度末)
- ・アドバイザーの採用に関すること
- ・依頼会員の登録講習会
- ・その他当事業の目的の達成に必要な業務

【支部】

- ・会員募集及び当事業普及のための広報活動の実施(各支部年間 24 回以上)
- ・会員の登録業務、会員の相互援助活動の調整
- ・会員交流会の開催
- ・提供会員の懇談の場を設ける
- ・本部と連携しての講習会や研修会の実施
- ・事業実施報告書の作成(毎月)
- ・その他支部として当事業の目的の達成に必要な業務

b 指摘事項及び意見

【意見3-iv-1-1】アドバイザーに関する計画と報告について

(現状)

当該委託契約の設計書を閲覧したところ、人件費の設計額が約7割であり、人件費の設計額のうちアドバイザー16名の非常勤職員賃金(時間外や法定福利費等は除く)は約8割と、設計金額の半分以上をアドバイザー人件費が占めている。

「令和4年度福岡ファミリー・サポート・センター事業計画書」及び「令和4年度ファミリー・サポート・センター事業報告書」を閲覧したが、活動しているアドバイザーの人員数や名称についての情報の記載がなかった。

(課題、問題点)

設計金額の半分以上占めるアドバイザー人件費の確認のため、適切な人員配置が行われているか、市が確認を行っているかが不明である。

(改善提案)

設計金額の半分以上をアドバイザー16名の人件費が占めているので、少なくとも事業開始時点で年間を通して活動するアドバイザーの人員が16名確保されていることを確認するため、事業計画書にアドバイザーの人員数や名称を記載してもらうことが望ましい。

v こども未来局こども健やか部こども健やか課

契約件名	v-1 福岡市4か月児健康診査事業業務委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1~R5.3.31
契約金額(当初)	71,282,596 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	67,733,232 円(消費税等込み)単価契約によるもの
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	一般社団法人福岡市医師会
委託内容	生後4か月の乳児の健康診査
随意契約理由	<p>(特命随意契約理由)</p> <p>4か月児健康診査については、対象者が健診を受けやすいように、多くの実施機関で実施する必要がある。</p> <p>福岡市医師会は小児科を標榜する医療機関の大半を擁し、同会以上に医療機関を擁する事業者はない。また、当該業務を安全かつ適正に実施するために、事故の発生、その他緊急を要する事態が生じた場合でも対応できる体制を有している必要があり、当該相手方はこのような事態に対応できる知識、技術を有している。</p> <p>以上から、競争入札に付することは適していないと判断し、随意契約を行うもの。</p>

a 委託業務の概要

- ①対象者:福岡市内に居住する生後4か月の乳児で、生後 10 か月まで受診が可能。
- ②診査方法:実施医療機関にて実施
- ③市の負担:健康診査料は1件当たり 5,513 円(消費税等込み)で、別途審査支払事務手数料が 59 円(消費税等込み)支払われる。

b 指摘事項及び意見

【意見3-v-1-1】医療機関別の診査実績情報に係る仕様書への明記について

(現状)

当該委託業務の実績報告は「福岡市4か月児健康診査事業報告書」で行われる。当該報告書は毎月受託者より報告されており、当該健康診査を受診した人員数が記載されることとなっている。

当該委託契約の相手先は一般社団法人福岡市医師会であるが、4か月児健康診査を実際に実施しているのは医師会の会員である医師が運営する医療機関であり、一般社団法人とは独立した法人である。

しかしながら、「福岡市4か月児健康診査事業報告書」には健康診査受診者の総数が記載されているのみで、別冊にて医療機関別の健康診査実績を提出させていた。医療機関別の健康診査実績について市は別紙にて報告を受け管理をしているものの、仕様書にその提出の必要性についての記載がされていなかった。

なお、同様に一般社団法人福岡市医師会に委託している「1歳6か月児健康診査事業業務委託」では、仕様書に医療機関別の健康診査実績を記載し、提出させていた。

(課題、問題点)

一般社団法人は会員が運営する医療機関に対する行政措置に基づいて、その会員を社員から排除するような権限を一般的には有していないことから、福岡市競争入札参加停止等措置要領(平成7年1月11日助役決裁)に基づく、競争入札参加停止、競争入札参加取消又は排除措置を受けているもの等が、健康診査業務を実施していないかどうかを確認するためにも健康診査業務を実施した医療機関の情報は重要である。

仕様書にて医療機関別の診療実績について明記していないことは望ましくない。

また、1歳6か月児健康診査と類似契約にもかかわらず、異なる仕様書や報告を受領していることは望ましくない。

(改善提案)

健康診査業務を実施しているのは医師会ではなく医師会の会員である医師が運営する医療機関であるため、健康診査業務を実施した医療機関と受診者数を求めることを仕様書で明確に定めることが望ましい。

同様に医師会に委託している「1歳6か月児健康診査事業業務委託」では、仕様書に定めた上で医療機関別の健康診査実績を提出させていることから、本委託契約においても委託先

と協議し、仕様書等に記載することが望ましい。

契約件名	v-2 10 か月児健康診査委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	70,196,056 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	65,621,444 円(消費税等込み)単価契約によるもの
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	一般社団法人福岡市医師会
委託内容	生後 10 か月の乳児の健康診査
随意契約理由	<p>(特命随意契約理由)</p> <p>10 か月健康診査については、対象者が健診を受けやすいように、多くの実施機関を設置する必要がある。</p> <p>市医師会の医療機関は小児科を標榜する医療機関の大半を擁し、市医師会以上に医療機関を擁する事業者はない。また、当該業務を安全かつ適正に実施するために、事故の発生、その他緊急を要する事態が生じた場合でも対応できる体制を有している必要があり、当該相手方はこのような事態に対応できる知識、技術を有している。以上から、競争入札に付することは適していないと判断し、随意契約を行うもの。</p>

a 委託業務の概要

- ①対象者:福岡市内に居住する生後 10 か月の乳児で、1歳の誕生日の前日まで受診が可能。
- ②診査方法:実施医療機関にて実施
- ③市の負担:健康診査料は1件当たり 5,513 円(消費税等込み)で、別途審査支払事務手数料が 59 円(消費税等込み)支払われる。

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3-2】チェックリストによる自主的チェックの実施について

複数の契約に係る共通の指摘事項、意見で記載している。

【意見3-v-2-1】医療機関別の診査実績情報に係る仕様書への明記について

(現状)

当該委託業務の実績報告は「福岡市 10 か月児健康診査事業報告書」で行われる。当該報告書は毎月受託者より報告されており、当該健康診査を受診した人員数が記載されることとなっている。

当該委託契約の相手先は一般社団法人福岡市医師会であるが、4か月児健康診査を実際に実施しているのは医師会の会員である医師が運営する医療機関であり、一般社団法人とは独立した法人である。

しかしながら、「福岡市 10 か月児健康診査事業報告書」には健康診査受診者の総数が記載されているのみで、別冊にて医療機関別の健康診査実績を提出させていた。医療機関別の健康診査実績について市は別紙にて報告を受け管理をしているものの、仕様書にその提出の必要性についての記載がされていなかった。

なお、同様に一般社団法人福岡市医師会に委託している「1歳6か月児健康診査事業業務委託」では、仕様書に医療機関別の健康診査実績を記載し、提出させていた。

(課題、問題点)

一般社団法人は会員が運営する医療機関に対する行政措置に基づいて、その会員を社員から排除するような権限を一般的には有していないことから、福岡市競争入札参加停止等措置要領(平成7年1月 11 日助役決裁)に基づく、競争入札参加停止、競争入札参加取消又は排除措置を受けているもの等が、健康診査業務を実施していないかどうかを確認するためにも健康診査業務を実施した医療機関の情報は重要である。

仕様書にて医療機関別の診療実績について明記していないことは望ましくない。

また、1歳6か月児健康診査と類似契約にもかかわらず、異なる仕様書や報告を受領していることは望ましくない。

(改善提案)

健康診査業務を実施しているのは医師会ではなく医師会の会員である医師が運営する医療機関であるため、健康診査業務を実施した医療機関と受診者数を求めることを仕様書で明確に定めることが望ましい。

同様に医師会に委託している「1歳6か月児健康診査事業業務委託」では、仕様書に定めた上で医療機関別の健康診査実績を提出させていることから、本委託契約においても委託先と協議し、仕様書等に記載することが望ましい。

契約件名	v-3 福岡市産婦健康診査委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	81,976,036 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	82,294,753 円(消費税等込み)単価契約による増加
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	一般社団法人福岡市医師会
委託内容	産婦に対する健康診査
随意契約理由	<p>(特命随意契約理由)</p> <p>産婦健診については、産婦が健診を受けやすいように、多くの実施機関を設置する必要がある。</p> <p>福岡市医師会は産科を標榜する医療機関の大半を擁し、同会以上に医療機関を擁する事業者はない。また、当該業務を安全かつ適正に実施するために、事故の発生その他緊急を要する事態が生じた場合でも対応できる体制を有している必要があり、当該相手方はこのような事態に対応できる知識、技術を有している。</p> <p>また、福岡市医師会に属していない九州大学病院、市内で唯一分娩を取り扱う助産所である助産院 mamita(マミータ)、並びにその他の市外9医療機関についても、産婦健診に関する専門的知識技術を有している。</p> <p>以上から、競争入札に付することは適していないと判断し、随意契約を行うもの。</p>

a 委託業務の概要

産婦健康診査実施対象者:健診日時点で福岡市内に居住する産後8週未満の者
回数:対象者一名につき、2回を限度とする。

実施時期:原則として1回目は産後2週間前後、2回目は産後1か月前後とする。

福岡市の公費負担額:健康診査料 5,000 円

審査支払事務手数料 59 円/件(消費税等込み)

(業者の選定)

①産婦健診については、産婦が健診を受けやすいように、多くの実施機関を設置する必要がある。そこで、福岡市内の産科医療機関を社員とする一般社団法人福岡市医師

会に委託して福岡市医師会の社員である産科医療機関に健診を委託している。

また福岡市医師会の社員ではない九州大学病院、福岡市外の産科医療機関にも健診を委託している。市外の医療機関については、福岡都市圏にあり、かつ福岡市民の受診者数が多い医療機関と契約を締結しているとのことであった。

委託契約については希望制とのこと、現在契約していない医療機関から希望があれば、受診者数等を考慮して契約を検討するとのことであった。実際に期の途中から契約を締結している医療機関が1件あったため、契約を締結するための申請書、伺い書等を閲覧した。

なお、契約していない市外医療機関において実施された産婦健診にかかる費用は、受診者に償還払いすることとなっている。

b 指摘事項及び意見

【意見3-v-3-1】実施報告書類の綴じ込みについて

(現状)

仕様書では様式第2号として産婦健康診査の対象者数と実際の受診者数を記載した「福岡市産婦健康診査事業実施報告書」を提出することとなっているが、この報告書では産科医療機関別の対象者と受診者が不明であった。

仕様書には「医療機関別の対象者数と受診者数を把握することが出来る報告書」の様式が記載されているが、その詳細な説明はなかった。そのため、医療機関別の報告書が完了届に添付されておらず、また、支出関連書類に綴じられていなかった。

医療機関別の報告書の入手について市に確認したところ、入手されていたが、完了届等に添付せず支出関連書類として保管されていなかった。

(課題、問題点)

「医療機関別の対象者数と受診者数を把握することが出来る報告書」の様式を定めているものの、その資料が支出関連書類として保管されていないことは決裁の際に適切に確認を行ったかに疑念が生じる。また、対象期間や提出期限等の説明がないため適切な「医療機関別の対象者数と受診者数を把握することが出来る報告書」を徴収しているかを確認することができない。

(改善提案)

「医療機関別の対象者数と受診者数を把握することが出来る報告書」は、仕様書に様式が記載されているので、正式な健診結果の報告書類であると考えられる。様式第2号とともに健診結果の報告書類として綴じ込むことが望ましい。

ページ数が多く、物理的に一つのファイルに綴じ込むことが困難な場合は別ファイルで保管するのはやむを得ないが、当該報告書は2ページほどが想定されており、紛失を防ぐためにも、完了届とともに完成検査の根拠資料として綴じ込むことが望ましい。

また仕様書には当該報告書の様式が記載されているのみで、その詳細な説明がないことから、対象期間(1か月でまとめるのか、1年間でまとめるのかなど)、いつまでに提出すべきなのか等の説明を記載することについても検討されたい。

【指摘事項3-2】チェックリストによる自主的チェックの実施について

複数の契約に係る共通の指摘事項、意見で記載している。

契約件名	v-4 福岡市新生児聴覚検査委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	37,356,018 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	42,706,559 円(消費税等込み)単価契約によるもの
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	一般社団法人福岡市医師会
委託内容	新生児への聴覚検査の実施
随意契約理由	<p>(特命随意契約の理由)</p> <p>新生児聴覚検査は、厚生労働省が、出生した医療機関で生後3日頃に実施することを推奨しており、新生児聴覚検査の対象者が分娩を取り扱う産科医療機関で受検できることが必要である。産婦健診については、産婦が健診を受けやすいように、多くの実施期間を設置する必要がある。</p> <p>福岡市医師会は市内医療機関の大半を擁しており、それ以上に医療機関を擁する事業者はいない。また、当該業務を安全かつ適正に実施するために、事故の発生その他緊急を要する事態が生じた場合でも対応できる体制を有している必要があるが、このような事態に対応できる知識、技術を有している。</p> <p>また、九州大学病院ほか8病院については、専門的知識及び技術を有しており、かつ、利用者も多い為、契約することで対象者が入院している医療機関で受検できる。</p> <p>以上により、当該業務を競争入札に付することは適していないため、特命随意契約を行うもの。</p>

a 委託業務の概要

当該委託契約は、検査対象者が行う聴覚検査について、一定の公費を負担するもので、検査を実施する医療機関と委託契約を締結しているが、医療機関に対して支払う公費負担額はいずれも市が決めた金額であり、委託金額を競争して決定するような性格のものではない。

①検査対象者:検査受験日において、市内に住民登録を有する者が施行日以降に出生した新生児及び乳児又は市内に住民登録を有する新生児及び乳児

②福岡市の公費負担額:

検査方法	公費負担額
AABR	5,000 円
OAE	3,000 円

当該委託契約の実績報告は「福岡市新生児聴覚検査完了報告書」で行われる。当該報告書には聴覚検査を受診した人員数が記載されることとなっており、人員数に一人当たり単価を乗じて請求金額が算定されることとなっている。

当初の契約額は37,356,018円(消費税等込み)であったが、実際の支払は42,706,559円(消費税等込み)であった。

実際の毎月の支払金額は以下のとおり。

請求月	件数	支払金額
令和4年4月分	696	3,493,564 円
令和4年5月分	706	3,550,154 円
令和4年6月分	625	3,133,875 円
令和4年7月分	758	3,807,722 円
令和4年8月分	770	3,876,930 円
令和4年9月分	756	3,790,104 円
令和4年10月分	756	3,796,604 円
令和4年11月分	702	3,531,918 円
令和4年12月分	738	3,716,542 円
令和5年1月分	701	3,520,859 円
令和5年2月分	610	3,055,990 円
令和5年3月分	683	3,432,297 円
合計	8,501	42,706,559 円

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3-1】決裁権限について

複数の契約に係る共通の指摘事項、意見で記載している。

【意見3-v-4-1】完了報告書のチェックについて

(現状)

当該委託契約においては、毎月、福岡市新生児聴覚検査完了報告書が提出されており、AABR(自動聴性脳幹反応検査)と OAE(耳音響放射検査)の検査の種類別に件数が報告されている。

それぞれの件数は「新生児聴覚検査」(単価 5,000 円)と「退院後または生後1月以降」(単価 5,500 円)に分けて報告される。

令和4年12月の完了報告書において、AABRの検査数(初回検査数)が738回であるのに対して、「新生児聴覚検査」は727件、「退院後または生後1月以降」は2件と報告されており、合計729件と整合していなかった。

なお、完了報告書には医療機関別の検査数も併せて報告されており、それによるとAABRの検査数は729件であることから、結果報告欄に記載されているAABRの検査数(初回検査数)738件が誤りであり、請求金額の根拠となっている729件が正しいと思われる。そのため、市の支払は適切に行われていると考えられる。

(課題、問題点)

完了報告書にはチェックマークが入っており、市がチェックを行った証跡はあるものの、計算に不整合が生じており、不整合が生じたままの完了報告書が保管されている。そのため、市が完了報告書を適切にチェックしたかに疑念が生じている。

(改善提案)

完了報告書において、計算に不整合がある場合には先方に問い合わせ、誤りであれば完了報告書を適切に修正してもらうことが望ましい。

【指摘事項3-2】チェックリストによる自主的チェックの実施について

複数の契約に係る共通の指摘事項、意見で記載している。

契約件名	v-5 先天性代謝異常等検査委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	41,762,680 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	42,658,140 円(消費税等込み)単価契約によるもの
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	KM バイオロジクス(株)
委託内容	新生児の血液検査
随意契約理由	<p>①先天性代謝異常等検査については、タンデムマス法、ボイトラー法、エンザイムイムノアッセイ法、ラジオイムノアッセイ法等によることとされているが、保健所、保健環境研究所、市立病院等の本市の施設には検査設備がなく、これに対応できない。</p> <p>②KM バイオロジクス株式会社は、九州では唯一の新生児スクリーニング検査専門の検査機関である。</p> <p>③先天性代謝異常等検査については、病院の早期発見、治療開始が不可欠であるが、同社ほど数多くの検体を検査し、それらの結果報告を迅速、かつ正確に行える検査期間は九州ではほかにはない。</p> <p>④独自の検査機関を持っている県若しくは医師会等に委託している県を除き、本市同様検査機関を持たない福岡県・佐賀県・熊本県・北九州市・福岡市・熊本市については、KM バイオロジクス株式会社と契約している。</p>

a 委託業務の概要

先天性代謝異常は早期に発見し、早期に治療を行うことで、知的障害等の心身障がいを予防することが可能であるとして、福岡市内で出生した新生児全てを対象に先天性代謝異常検査を実施するもの。

先天性代謝異常検査(ガラクトース血症・先天性副腎過形成症・タンデムマス検査対象疾患)とクレチン症検査(先天性甲状腺機能低下症)を委託しており、委託単価は福岡県、佐賀県、熊本県、北九州市・福岡市・熊本市と KM バイオロジクス株式会社との協議により設定しており、各自治体統一の単価である。

b 指摘事項及び意見

特に記載すべき事項はない。

契約件名	v-6 福岡市病児・病後児デイケア事業委託契約
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	1施設当たり基本額 4,493,000 円+実績に応じて加算
契約金額(最終)	374,863,000 円(消費税等込み)単価契約によるもの
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	(医)植山小児科医院ほか 20 件
委託内容	新生児の血液検査
随意契約理由	<p>本事業の実施施設について、病気回復期のみでなく病気の児童も預かることができる医療機関併設型により整備を進めており、市全体の施設の配置状況を考慮した上で、当該業務を安全かつ適正に実施できる施設を選考するため、小児科を標榜する医療機関の大半を擁し、小児医療に関する専門的知識を有する福岡市医師会に新規施設の推薦を依頼し決定している。また、一定の保育の質を確保する観点から委託料の基準は本市が定めており、入札による価格競争入札にはなじまない。</p> <p>以上から当該業務を競争入札に付することは適していないと判断するもの。</p>

a 委託業務の概要

病児・病後児デイケア事業は、児童福祉法に基づいた事業であり、保育所に通所中の児童等が病気や怪我の回復期であり、集団保育の困難な期間に、一時的にその児童のデイサービスを行う事業である。

当該事業は「福岡市病児・病後児デイケア事業実施要綱」に定める 20 の医療機関に委託することによって実施される。

「福岡市病児・病後児デイケア事業実施要綱」には以下のような定めがある。

・対象児童

福岡市内に居住する0歳児から小学6年生までの児童であって、保護者が勤務等の都合により過程で育児を行うことが困難な児童

・利用者負担金

区分	金額
生活保護世帯	0 円
市民税非課税世帯	0 円

所得税非課税世帯	1,000 円
上記以外の世帯	2,000 円

・事前登録

この事業の利用を希望する保護者は、あらかじめ病児デイケアルーム利用登録書を実施施設に提出し、事業利用の登録をしなければならない。

・入所

事業利用の登録者(登録保護者)は、入所に際し、医療機関において対象児童の検診を受けなければならない。

実施施設は検診の結果と空床の状況を勘案して対象児童の入所を許可するものとする。

・児童の送迎

児童の送迎は登録保護者が行うことを原則とする。

・設備の基準

保育室の1部屋当たり面積は、原則として児童一人当たり 1.98 m²とし、8.0 m²を下回らない。観察室又は安静室の1部屋当たり面積は、原則として児童一人当たり 1.65 m²以上とする。

・職員の配置

病児・病後児の看護を相当する看護師、准看護師、保健師又は助産師を入所児童おおむね 10 人につき1名以上を配置し、保育士については入所児童おおむね3人につき1名を配置すること

・事業の内容(保育時間は、月曜日から金曜日については8時 30 分から 17 時 30 分とし、土曜日については、8時 30 分から 13 時までとする。)

(委託料)

①委託料基本額・・・4,493,000 円

②委託料加算額・・・利用者の累計人数に基づいて加算される委託料。基本的に 100 人増える毎に 1,000,000 円加算される。

③利用料相当額(日額)・・・以下の区分において、利用者の負担額が免除・減額されるため、その減額分を委託料として支払うもの。

区分	金額
生活保護世帯及び市民税非課税世帯	2,000 円
所得税非課税世帯	1,000 円

④情報提供等・・・月額 211,500 円

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3-v-6-1】見積書の単位誤りについて

(現状)

当該委託の契約書によれば、委託料の基本額は 4,493,000 円であるが、契約締結に先立って委託予定先から徴求する見積書においては、21 件の見積書いずれにおいても委託料の基本額が 4,493,000 千円となっていた。

(問題点)

当該見積書は、市が見積金額を記入した見積書を委託予定先に配布し、委託予定先が記名捺印する方法で徴求しているが、見積金額を円単位で記載すべきところ、誤って千円単位で記載して配布していた。

(是正の方向性)

見積書と契約書は、原則として円単位をもって金額を表すものであり、一般的に千円単位を使うことはないため、千円単位の表記は改める必要がある。

また委託料加算額も契約書には円単位が記載されているが、見積書には単位が記載されていないので円単位を記載されたい。

委託予定先から入手する見積書は単位誤りがないように記入し、入手する必要がある。また契約時点で誤りが発覚した際には委託先と協議した上で修正し、契約金額と見積書に差異が発生しないように留意されたい。

【意見3-v-6-2】実績報告書の利用日付について

(現状)

当該委託契約は、毎月の実績報告として、委託先より「福岡市病児・病後児デイケア事業委託料請求書(様式2号)」が提出される。

この様式2号には、児童氏名、保護者氏名、利用者区分、利用日、利用日数が記載され、利用日数に応じた「利用料相当」金額と「情報提供等」金額の合計額が請求金額として記載され、検査員が検査を実施し、問題がなければ委託先より請求書を入手して支払手続が行われる。よって様式2号は実績報告書の役割を有する書類である。

そこで利用日や利用日数に誤りがないか様式2号を閲覧したところ、利用日が報告の月と異なるものが散見された。例えば 10 月分の利用を請求する様式2号には 10 月の利用日が記載されるべきところ、前月の9月の利用日や8月、7月の利用日などがあった。多くが前月の利

用日が記載されている事例であったが、12月分の請求で9月利用のものもあった。

利用料相当額の支払いについて、契約書では「利用料相当(日額)は、別表3に定める金額を、毎月、所定の様式(請求書)及び様式2号による乙の請求により支払うものとする。」と規定するのみであった。

(課題、問題点)

実際の利用日と利用した日が属する報告の月が異なることは、委託者に重複支払や支払漏れが発生する可能性が高くなる。

(改善提案)

やむを得ない理由を除き、利用した日が属する月の様式2で報告することについて、委託先に周知されたい。やむを得ず利用月と様式2「福岡市病児・病後児デイケア事業委託料請求書(様式2号)」の記載が異なる月となる時は、様式2に理由を記載してもらふこと、記載されていない場合にはヒアリングを実施し、理由を記載することが検査のためにも望ましい。

【意見3-v-6-3】仕様書の契約書への添付について

(現状)

当該委託契約の契約書には仕様書が綴じ込まれていなかった。契約書には「福岡市病児・病後児デイケア事業実施要綱」に基づいて委託する旨があるので、当該実施要綱が実質的に仕様書の役目を果たしているものと思われるが、その実施要綱が綴じ込まれていなかった。

なお、監査対象として抽出した他の委託契約については、契約書と仕様書と一緒に綴じ込まれていた。

(課題、問題点)

仕様書が契約書と一緒に綴じ込まれていなければ委託契約が適切に仕様に基づいているかの確認ができない。

(改善提案)

委託業務は「福岡市病児・病後児デイケア事業実施要綱」に基づいて行われるので、仕様書に該当する当該実施要綱を契約書に綴じ込むことが考えられる。

委託者及び受託者が契約書をもって容易に具体的な業務内容を把握することができ、契約書の内容の特定が容易となるように、仕様書を契約書に綴じ込むことについて検討されたい。

契約件名	v-7 乳幼児健診通知委託
契約方法	随契
入札参加者	4者による見積合わせを実施。2者応札、2者辞退。
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	5,495,600 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	赤坂印刷株式会社福岡営業所
委託内容	引き抜きデータ抽出作業、提供する電子データによる宛名等印字作業、封筒・健診用紙作成、カッティング、封入物の折り込み、容器の蓋閉、シール貼付、封入封緘、配送
随意契約理由	<p>本業務は、その業務内容から個人情報への取扱いや迅速な作業対応など一定の実績を必要とするものであり、一般競争入札には適さない。(本市「契約事務の手引き」によるとWTO 該当案件のみ一般競争入札を行うとなっている。)</p> <p>また、指名競争入札の場合は、本市登録業者の中から指名を行う必要があるが、本市登録業者の職種の中に本業務がないため、指名競争入札を行うことができない。</p> <p>よって、地方自治法第 234 条第2項及び同法施行令第 167 条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約とする。</p>

a 委託業務の概要

上記、「委託内容」を参照。

なお、指令書における指令作業は以下の区分に基づいて行われている。

- ①引き抜きデータ抽出作業
- ②2回目作業
- ③提供する電子データによる宛名等印字作業
- ④封筒健診用紙作成
- ⑤カッティング
- ⑥封入物の折り込み
- ⑦容器の蓋閉
- ⑧シール貼付
- ⑨封入封緘
- ⑩用紙作成

- ①封入物の折り込み
- ②シール貼付
- ③封入封緘
- ④配送

b 指摘事項及び意見

【意見3-v-7-1】実績報告書の入手について

(現状)

当該委託契約では、毎月、市より乳幼児健診通知等業務委託指令書によって、委託先へ業務の指令が行われている。

指令書は封筒・健診用紙の作成や封入封緘の作業など 14 の項目に区分された具体的な作業の件数が指定されている。

毎月の支払いは委託先からの請求書と、完了届兼検査調書に基づいて行われている。完了届兼検査調書には委託先からの検査願に基づいて検査が行われているが、指令書どおりに業務が実施されたことを報告する実績報告書がなければ検査はできない。

しかしながら、指令のとおり業務が行われたかどうかを記載した書類が提出されていなかった。

(課題、問題点)

委託者が指令書のとおり業務遂行を行っているかを確認するための書類を市は徴収していない。

(改善提案)

子ども・子育て支援新制度関係通知封入封緘・配送業務委託において委託先から指令に対する実績報告書を入手されたい。

同様の業務として、こども未来局子育て支援部運営支援課の子ども・子育て支援新制度関係通知封入封緘・配送業務委託においては、指令書に対して実際に実施した件数が記載された「業務完了報告書兼確認書」が提出されている状況であった。

当該委託契約においても指令書の業務内容と件数に対して、実際に実施した項目と件数を記載する実績報告書を入手することが望ましい。

なお、仕様書にも実績報告書による報告について記載し、具体的な様式なども記載することが望ましい。

【意見3-v-7-2】随意契約の理由について

(現状)

見積合わせのために選定した業者は4者であるが、いずれも福岡市競争入札有資格者名簿の印刷関連の業種で登録されている業者であった。

指名競争入札を実施することができない理由について市に確認したところ、「本業務とは、印刷業務だけではなく、3歳児健診で使用している尿検査容器の蓋閉めや封入も含んでいるため、印刷業務で登録されている本市登録業者からの指名競争入札」ができないとのことであった。

「本市登録業者の職種の中に本業務がない」とのことであるが、見積合わせのために選定した業者は4者であるが、いずれも福岡市競争入札有資格者名簿の印刷関連の業種で登録されている業者であった。

(課題、問題点)

見積合わせを行った4業者はいずれも印刷関連の業種に登録されており、印刷業を前提とする業者選定となっている。

そのため、印刷関連業種に登録している業者の中から、「本市登録業者の職種の中に本業務がない」という理由で指名競争入札ができなかったかについての合理的な理由が確認できない。

(改善提案)

「本市登録業者の職種の中に本業務がない」とされているが、印刷関連の業種はあるのであるから、なぜ印刷関連の業種で指名競争入札を実施することができないのかについて、その旨を伺い書に記載して、随意契約についての承認を受けることが望ましい。

【意見3-v-7-3】複数からの参考見積の入手について

(現状)

当該委託契約の見積合わせにおいて、予定価格と落札価格に著しい乖離が生じていた。

参考見積を1者から入手しているが、その者と落札者2者の見積合わせとなっており、落札者の入札金額が著しく低いことが、落札率の乖離原因となっている。

(課題、問題点)

予定価格は予算額と直結し、予算編成に影響を与えるため、落札金額との著しい乖離は望ましくない。

(改善提案)

落札金額が予定価格よりも著しく乖離する場合には、複数の業者から参考見積書を手し、

予定価格の見直しを行うことについて検討されたい。

【意見3-v-7-4】個人情報保護のための具体的な対策の明記について

(現状)

当該委託契約は、納付書や督促状など膨大な個人情報を取り扱う業務の委託契約であることから、個人情報保護のために、従業員の監督、作業場所の制限、個人情報収集の制限、使用及び(第三者等への)提供に関する制限、個人情報及び情報資産の適切な管理、複写、複製又は加工の制限等の対策が重要である。

市では、これらの項目について「個人情報・情報資産取扱特記事項」として受託業者に周知を行い、契約書にも綴じ込みを行っている。

そのうち、作業場所の制限として、

- ①ほかの業務と混在するような場所での作業を行わない(専用の作業スペースを用意する)。
- ②第三者が容易にアクセスできない作業スペースを用意する。
- ③従業員がいない場合には、鍵などで施錠できる作業スペースを用意する。
- ③退勤時に作業途中の個人情報が記載された印刷物を保管できるように、鍵のかかるキャビネットを用意する。

などが考えられるが、具体的な作業場所の制限について、契約書や仕様書で言及されていなかった。

また個人情報の取扱いとして、仕様書には「機器(サーバを含む)に残った入力データは、納品後、発注者が指示した期間をもって消去すること」とされているが、具体的な期間について仕様書等で明確な記載がなかった。

(課題、問題点)

市が個人情報を保護するために、委託者へどのような作業場所の制限を行っているのか、委託者に提供した個人情報データはいつ消去し、どのように確認しているのかについて、仕様書や実績報告で明確となっていないことは情報管理の観点から懸念がある。

(改善提案)

個人情報を保護するために作業場所や個人情報の取扱い、消去の確認について仕様書や実績報告で明確にすることが望ましい。

万が一、個人情報に関連する事故等が発生するリスクを踏まえて、市が適切な指示をしていただくかが確認できるように、契約書若しくは仕様書で、具体的な指示を明記しておくことが重要である。

契約件名	v-8 福岡市不妊専門相談センター運営業務
契約方法	随契(特命)
入札参加者	令和2年度に公募型の提案競技を実施し、その後、継続して最優秀提案者と契約している。
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	15,070,000 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	一般社団法人めばえ
委託内容	福岡市不妊専門相談センターの運営
随意契約理由	本事業は、令和2年度に公募型の提案競技を実施し、最優秀提案者と契約しているものであり、公募に際し、当該業務の履行状況が良好であった場合は、運営開始から3年間を限度に契約を行うことができるとしており、当法人は履行状況が良好であると認められるため、契約の相手方とすることが適当であるため。

a 委託業務の概要

福岡市不妊専門相談センター(福岡市中央区天神1丁目8番1号福岡市役所の地下1階)の運営業務。

①センターの運営

- ・センターの運営に必要な備品の購入及び設置、消耗品等の購入、電話、インターネット環境の整備を行う。
- ・間仕切り等によりプライバシーに配慮した相談しやすい環境の整備を行う。

②相談業務

- ・対象者:福岡市内にお住まいの方、または市内で働いている方で、不妊や不妊症に悩む夫婦及びその家族等
- ・相談の実施方法
一般相談、専門相談(不妊カウンセラーによる相談)、医師等による専門相談により行われる。

③不妊治療に関する普及啓発活動

- ・センター事業の周知
- ・不妊治療等の普及啓発

③ 市への報告

・提案競技のスケジュールは以下のとおりであった。

項目	日程
提案競技参加者の募集開始	令和5年1月19日
申込締切	令和5年1月30日
質問締切	令和5年2月3日
説明会、現地見学会	令和5年2月上旬～2月中旬
参加辞退締切	令和5年2月9日
提案受付	令和5年2月10日～令和5年2月20日
プレゼンテーション	令和5年2月下旬～3月上旬
最優秀提案者の決定	令和5年3月上旬～3月中旬
契約締結	令和5年4月1日

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3-1】決裁権限について

複数の契約に係る共通の指摘事項、意見で記載している。

【指摘事項3-v-8-1】納税証明書の提出について

(現状)

「福岡市不妊・不育専門相談センター運營業務委託に係る提案競技実施要領」では、参加資格として「市町村民税を滞納していない者であること」と「消費税及び地方消費税を滞納していない者であること」が挙げられている。

それを証明する書類として、「市町村民税を滞納していないことの証明書」と「消費税及び地方消費税納税証明書」の提出が求められている。

「消費税及び地方消費税納税証明書」は所轄の税務署に依頼して発行してもらうもので、納税証明書「その3」が該当する。なお、納税証明書「その3」以外に、納税証明書「その3の2」（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書(個人用)）又は納税証明書「その3の3」（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書(法人用)）の提出でも可能とされていた。

しかしながら、市税に係る徴収金に滞納がないことを証明する納税証明書と、県税に未納がないことを証明する納税証明書は提出されていたが、「消費税及び地方消費税納税証明書」は提出されておらず、提案競技実施前に「消費税及び地方消費税を滞納していない者であること」の要件を満たしていたのかが確認できなかった。

(課題、問題点)

消費税等の課税業者か免税業者かにかかわらず、「消費税及び地方消費税を滞納していない者であること」は確認すべき要件であるが、市は、その確認を行っていない。

(是正の方向性)

消費税等の課税業者か免税業者かにかかわらず、「消費税及び地方消費税を滞納していない者であること」は確認すべき要件であり、「消費税及び地方消費税納税証明書」として「納税証明書(その3)」、納税証明書「その3の2」、納税証明書「その3の3」いずれかを提出させ、漏れなく確認する必要がある。

【指摘事項3-v-8-2】配点を超える評価について

(現状)

当該委託業務に係る提案競技は、「福岡市不妊・不育専門相談センター運營業務委託評価委員会」による審議を踏まえ、最優秀提案者が決定される。

「福岡市不妊・不育専門相談センター運營業務委託評価委員会」は4人の委員により構成され、各委員の評価点数を集計し、評価点数が算定される。満点は400点であり、最低基準は6割の240点である。1者しか提案競技に参加していないので、240点を超えれば最優秀提案者として選定することが可能となる。

点数評価にあたっては①基本方針②センターの運営③相談支援等④実施体制⑤見積価格の各評価項目に複数の評価の視点(合計で13視点)が設けられており、それぞれに配点が行われ、その配点の範囲内で委員が評価を行い、その評価点を合計することとなっていた。

しかしながら評価視点「利用者のプライバシー等に配慮した(個別相談が出来る)レイアウトになっているか。」で配点が5点であるにもかかわらず、委員のうち1名の点数が7点と配点以上であった。

委員が配点を行った「福岡市不妊・不育専門相談センター運營業務委託」提案競技評価表の原本、それを転記した「福岡市不妊・不育専門相談センター運營業務委託」提案競技評価表の評価集計表(最優秀提案者の決定伺い用添付書類)ともに7点の評価とされており、理由の説明若しくは修正が行われていなかった。

なお、評価結果を確認したところ、287点であり、240点を大きく超えていたことから、その提案競技に参加した1者が最優秀提案者とされていた判断には影響は及ぼしていないことを確認した。

(課題、問題点)

配点を超える評価を行っているため、提案競技が公正に行われているかを疑われる可能性がある。

(是正の方向性)

「提案競技における評価について」では、評価表における各項目の配点に応じて5段階で評価することが定められており、配点以上の評価を行うことは想定されていない。

審議の公平性・適切性を確保するためにも、各委員は評価ルールを順守し、配点の範囲内で評価をすべきである。また担当部署は委員により評価ルールを逸脱した評価が行われている場合、適時に理由を確認し、必要であれば修正を依頼するなどの措置を取らねばならない。

【意見3-v-8-3】提案競技に提出する財務諸表について

(現状)

当該委託業務は不妊専門相談センターの運營業務を委託するものであり、ほかの委託事業同様、継続的に安定した業務の遂行が求められる。

市は提案競技の参加にあたっては直近の決算2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)の写しを提出するように求めている。

ここでいう財務諸表は、株式会社であれば株主総会の承認を受けた正式な財務諸表を、社団法人であれば、社員総会の承認を受けた正式な計算書類を提出すべきである。

提案業者は一般社団法人である。一般社団法人は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成十八年法律第四十八号)により、計算書類として貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の監査と理事会の承認を受けた上で、定時社員総会の承認を受けなければならないとされている。

しかし、提案業者から提出されているのは、収支計算報告書であり、貸借対照表の提出がなかった。また収支計算報告書が損益計算書と同一のものであるのか、定時社員総会の承認を受けたものであるかどうか不明であった。

(課題、問題点)

提案業者が適切に業務遂行が可能な財務内容であるかを市が確認できておらず、継続的に安定した業務の遂行が難しい業者を選定してしまうリスクがある。

(改善提案)

提出する財務諸表は、法律で定められた財務諸表一式を提出するように指導することが望ましい。特に貸借対照表は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」で公告が必要とされている重要な計算書類であり、法人の財政状態を評価するための書類であるので、漏れなく提出するように指導することが望ましい。

【意見3-v-8-4】1者参加の提案競技について

(現状)

令和5年度の福岡市不妊・不育専門相談センター運營業務委託の契約相手を選定するために令和4年度に実施された提案競技には1者しか参加していなかった。

市の規則では、1者のみの提案競技であっても入札提案競技の延期等は行われていない。1者のみの場合、最低基準(満点 400 点の6割で 240 点)を超えた点数の場合には、当該1者

を最優秀提案者とすることとしている。

(課題、問題点)

提案競技の参加が1者のみでは、今後、その1者にトラブルがあった場合には、福岡市不妊・不育専門相談センター運營業務委託を行う委託先の選定が困難になる可能性があり、センター運営の持続性に懸念がある。

(改善提案)

他者の参加を困難とする特殊な要件が評価対象となっていないか、提案競技を実施する前に慎重に検討することが望ましい。

1者しか参加していない理由については不明であるが、例えば、不妊治療に従事した経験がある不妊カウンセラー等を配置する必要があり、それを特定の者しか準備できないなど、業務内容に特殊な要件があったことなどが考えられる。

また、特殊な要件だけでなく、当該提案競技に参加する資格は、「福岡市内に本店又は支店・営業所等を有している」こととされているが、参加者が1者の場合には、その要件を緩和して全国的に参加可能な者を募集するなど、競争性を確保するための措置を検討することが望ましい。

提案競技を競争性が高いものとするためには、1名以上の者による提案競技が行われるよう工夫を行うことが望ましい。

契約件名	v-9 福岡市産後ヘルパー派遣事業委託業務
契約方法	随契(特命)
入札参加者	5者と特命随意契約を行っている。
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	6,185,000 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	6,225,048 円(消費税等込み)単価契約によるもの
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	5者
委託内容	家事・育児に関するサービスの提供
随意契約理由	(特命随意契約理由) 本事業については、福岡市産後ヘルパー派遣事業実施要綱により委託料の単価など委託条件を定めて公募し、応募があった事業者のうち、適切に事業を実施できると判断される事業者と契約を行うものであり、競争入札に付することは適していないため。

a 委託業務の概要

当該業務は、日中、家族等から家事や育児の支援が受けられない家庭に産後ヘルパーを派遣し、家事及び育児を援助する事業である。

<利用対象者>

生後6か月未満の乳児を養育する者または生後1年未満の多胎児を養育する者

<サービスを行う時間及び回数>

- ①時間数は、1回のサービスにつき2時間以内とし、1日2回までとする。
- ②回数は、延べ 20 回を限度とする。ただし、生後1年未満の多胎児を養育する者は、延べ 40 回を限度とする。

<市が負担する額>

①登録事務手数料(産後ヘルパー派遣は事前登録制であり、利用希望者は、原則、利用希望日の 30 日前までに利用希望を提出する必要がある)

利用登録1件につき 939 円(消費税等込み)

②利用料

世帯区分	委託料(消費税及び地方消費税を含む)
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	4,176 円
その他の世帯	2,076 円

以上のように市の負担額が決定されており、金額を入札等で決定する委託契約ではない。また委託業者については、福岡市ホームページで事業者募集のページが公開されており、特に募集期間は定められておらず、随時募集が行われている。

b 指摘事項及び意見

【意見3-v-9-1】福岡市産後ヘルパー派遣確認書について

(現状)

当該委託契約の支払いは、「福岡市産後ヘルパー派遣事業実施報告書」に基づいて行われる。報告書には利用件数が記載され、単価を乗じた金額が支払金額となる。

件数の根拠として、「福岡市産後ヘルパー派遣確認書」が入手され、派遣日、派遣時間、派遣ヘルパーの名前が記載され利用者確認欄に利用者の署名がなされていることから、「福岡市産後ヘルパー派遣事業実施報告書」と「福岡市産後ヘルパー派遣確認書」が漏れなく入手されているか、利用者の署名等は適切になされているか確認したところ、株式会社 A の3月30日派遣分1件について、利用者氏名と利用者確認欄が異なる事例があった。

また、利用者氏名は漢字とカタカナであるが利用者確認欄はアルファベットとなっているものなど、利用者氏名と利用者確認欄が同一の人物であるのかどうかの判別が困難なものが散見された。

(課題、問題点)

利用者氏名と利用者確認欄が異なる場合、市が適切に「福岡市産後ヘルパー派遣事業実施報告書」と「福岡市産後ヘルパー派遣確認書」を確認した上で、委託者に支払いを行ったかについての疑念が生じる。

また、利用者氏名と利用者確認欄が同一の人物であるのかどうかの判別が困難であるため、委託者が適切に業務を遂行したかについて、市が確認しづらい状況となっており、余計な業務負荷となっている可能性がある。

(改善提案)

「福岡市産後ヘルパー派遣確認書」は利用者の確認がサービス利用の重要な証跡となるため、その利用者確認欄と利用者氏名は同一の人物であることが確認できる状態となっていることが望ましい。

利用者確認欄と利用者氏名の同一性が確認できない場合、市としてはその理由を委託業者に確認し、その理由を「福岡市産後ヘルパー派遣確認書」に追記するなどの対応をとることが望ましい。

アルファベット等で記載することに問題はないが、その場合、利用者氏名と利用者確認欄を統一した記載とするよう、委託業者に指導されたい。実際に利用者氏名と利用者確認欄のいずれもアルファベットで記載している事例があったが、それは同一性が確認容易であった。同様に統一的な運用を行うことが望ましい。

契約件名	v-10 福岡市出産・子育て応援事業業務委託
契約方法	随契(特命)提案競技による最優秀提案者と契約を締結
入札参加者	提案競技によって契約相手先の選定が行われており、提案者は5者であった。
履行期間	R4.12.28～R5.9.30
契約金額(当初)	139,750,160 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	140,398,500 円(消費税等込み)
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	株式会社 JTB 福岡支店・株式会社 ElePlanning(共同企業体)
委託内容	出産・子育て応援給付金を給付するための支給申請手続、審査、支払データ作成事務問い合わせ対応
随意契約理由	本業務は、国の令和4年度第2次補正予算において措置された「出産・子育て応援給付金」と福岡市において給付するための申請手続、審査、給付事務、問い合わせ対応、その他給付金給付事務に関する業務を委託するものである。 この企画提案競技において、技術力、経験・実績、受託意欲、見積額などを総合的に採点し、最も高い点数を得た最優秀提案者となった相手方と業務委託契約を締結するもの。

a 委託業務の概要

① 出産・子育て応援給付金

国の総合経済対策の一環として、出産・子育て世帯に10万円相当の経済的支援を行うことが決定され、それを受けて福岡市では令和5年1月から、現金10万円(妊娠時5万円、出産時5万円)を給付する事業をスタートすることとなった。

対象者: 令和4年4月以降に出産した者

スケジュール: 令和5年1月から受付開始、令和5年2月下旬から給付金初回振込予定

② 委託業務について

本業務は国の令和4年度第2次補正予算において措置された「出産・子育て応援交付金」を福岡市において交付するための申請手続、審査、交付事務、問い合わせ対応、その他交付金交付事務に関する業務を委託するもの。主な業務内容は以下のとおり。

- ・公式ホームページの開設・運営等
- ・チラシ・ポスター等の制作・印刷・配布等
- ・コールセンターの開設・申請に関する問い合わせ対応

b 指摘事項及び意見

【意見3-v-10-1】暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく照会に対する回答の入手日について

(現状)

当該委託契約の締結に当たり、「福岡市が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく照会」が福岡県警察本部に対して令和4年12月26日に行われた。

提案競技の結果、福岡市の登録業者ではない者が最優秀提案者となったため、福岡市が暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づき、最優秀提案者の役員等に福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しているか否かを照会したものである。

その結果は令和5年1月4日付の「暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく照会に対する回答」により、福岡県警察本部暴力団対策部長より回答が行われたが、「該当しない」とのことであった。

しかしながら、本来、「該当しない」との回答を受けて、契約の締結を行うべきところ、回答を入手する前の、令和4年12月28日付けで契約締結が行われていた。

(課題、問題点)

市の「契約事務の手引」には登録外業者との契約前に「暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく照会」を行うことについては記載されておらず、「相手方の言動等により排除対象者であることが疑わしいときは、その都度、警察本部に照会し、当該相手方が排除対象者であった場合には、契約書解除するなど必要な措置を講じる」ことが記載されていることから、「契約事務の手引」の上では手続に瑕疵はない。

しかし、契約締結後、委託業務の遂行中に契約を解除することは行政手続の継続性に著しく大きな影響を与えることとなる。

(改善提案)

「暴力団排除措置を講じるための連携に関する協定書の規定に基づく照会に対する回答」は契約締結前に入手することが望ましく、照会はあらかじめ契約締結前の余裕をもった日程で行うように留意されたい。

【意見3-v-10-2】提案競技のスケジュールについて

(現状)

当該委託契約の委託先選定にあたっては提案競技が行われているが、提案競技参加者の募集開始が令和4年12月16日、企画提案書の締め切りが令和4年12月21日と極めて短期間となっていた。

・提案競技のスケジュール

項目	日程
提案競技参加者の募集開始	令和4年12月16日
質問書締め切り	令和4年12月19日
質問に対する回答	令和4年12月20日
参加申込、企画提案書締切	令和4年12月21日
事業者選定委員会	令和4年12月23日
事業者決定及び通知	令和4年12月26日
契約締結	令和4年12月27日

(課題、問題点)

令和5年1月から事業スタートのため、短いスケジュールで提案競技を実施したものである。市民への利便性を重視し、早期に業務を開始することを考慮した結果のスケジュールであるが、提案競技参加者の募集開始から企画提案書の締め切りまでの期間が著しく短期間である場合、公募に気が付かず提案競技参加者が集まらないリスク、企画提案書の作成が間に合わず辞退となるリスク、企画提案書の内容が十分な評価を獲得する内容とならないリスクが存在する。

また、提案競技参加者の募集開始から参加申込及び企画提案書の締切までがわずか5日間では、公平かつ質の高い提案競技が行われないリスクが高くなる。

(改善提案)

今回、監査対象となった他の提案競技では、提案競技を実施する際には提案競技参加者の募集開始から参加申込及び企画提案書の締切まで、おおむね30日(1か月)の日程が確保されていた。

提案競技を実施する際には応募者が対応可能なように、提案競技参加者の募集開始から参加申込及び企画提案書の締切まで十分な日数を確保することが望ましい。

契約件名	v-11 福岡市産後ケア事業委託業務
契約方法	随契(特命)
入札参加者	公募により応募があった中から要件を満たした事業者と契約を行っている。
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	31,928,000 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	49,761,000 円(消費税等込み)
予定価格	設定されていない。
落札率	該当なし。
受託者	医療法人エスダブリューシ 一真田産婦人科クリニックほか 14 件
委託内容	宿泊・通所・訪問により、母子の健康管理や育児支援を実施する業務
随意契約理由	本事業については、福岡市産後ケア事業実施要綱により委託事業者の要件を定め、公募により応募があった中から要件を満たした事業者と契約を行うものであり、委託料についても同要綱により定めていることから、競争入札に付することは適していないと判断し、随意契約とするもの。

※ 公募により年度途中より委託契約を締結した業者も含めて、15 者と契約を締結している。また訪問型(アウトリーチ)の産後ケア事業については、15 者のうちで対応できる者がいないため、別途、一般社団法人福岡県助産師会と契約している。

a 委託業務の概要

当該業務は、産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業である。

①利用対象者

利用対象者は、福岡市内に住民登録を有する生後1年未満(満1歳になる日の前日まで)の乳児及びその母親であって、産後に心身の不調又は育児不安等がある者で、母子ともに医療行為が必要でない者とされている。なお、母親のみの利用も可能である。

②利用形態

利用形態としては以下の3つがある。

ア) 宿泊型(ショートステイ)

母子を宿泊させ、産後ケアサービスの提供により、母親への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

イ) 通所型(デイケア)

母子を日帰りで施設利用させ、産後ケアサービスの提供により、母親への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

ウ) 訪問型(アウトリーチ)

母子の自宅等(市外への里帰りの都合で、事業従事者が訪問可能な居宅を含む)に訪問し、産後ケアサービスの提供により、母親への心身のケアを実施するとともに、育児に資する指導等を実施する。

③市が負担する額

費用はいずれの金額も以下のように定められており、福岡市は下表の利用料金から利用者負担額を控除した額(委託料)を委託事業者に支払うこととなっている。

区分	利用料金(税込み)	利用者負担額	
		市民税課税世帯	生活保護・市民税非課税世帯、特例世帯
宿泊型 (ショートステイ)	1日 30,000 円	1日 6,000 円	1日0円
通所型 (デイケア)	1日 20,000 円	1日 4,000 円	1日0円
訪問型 (アウトリーチ)	1日 12,000 円 ※交通費含む	1日 2,000 円	1日0円

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3-v-11-1】予算執行の際の競争入札参加停止措置等の確認について

(現状)

当該委託契約については、令和4年4月1日に「産後ケア事業委託の実施について」で予算執行についての決裁を受けている。

その際、令和3年度の契約先を契約相手先とするとして、11 者の名前が記載され、決裁されている。

この 11 者については、登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか、登録業者ではない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか、事前に確認することが求められる。

そこで、特命随意契約による長期継続(若しくは継続)委託チェックリストにより、チェックが行われ、チェックリストは「産後ケア事業委託の実施について」に添付して決裁を受けているが、チェックリストを閲覧したところ、11 者のうち9者がいずれにも「該当なし」とされており、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置若しくは排除措置を受けていないかどうかの確認が行われていなかった。

チェックリストは「登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか」と「登録業者ではない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか」が別個にチェックされることとなっており、いずれかが「適○」若しくは「否×」とチェックされるべきであった。

(課題、問題点)

特命随意契約による長期継続(若しくは継続)委託チェックリストが適切にチェックされていない。

(是正の方向性)

委託相手先については、契約を締結する前に、登録業者の場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けていないか、登録業者ではない場合は、点検日現在、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく排除措置を受けていないか、漏れなく確認することが求められる。

【意見3-v-11-2】福岡市産後ケア事業利用申込書の最新版利用について

(現状)

市では、利用者本人が記載した「福岡市産後ケア事業利用申込書」を回収し、福岡市産後ケア事業が実際に利用され、利用保護者と利用児童、サービスの種類と利用予定日などのチェックを行っている。

「福岡市産後ケア事業利用申込書」を閲覧したところ、一部、利用料金(利用者による自己負担額)が監査対象年度の金額ではない申込書が使われていた。

宿泊型(ショートステイ)、通所型(デイケア)ともに、生活保護・市民税非課税世帯の利用者負担額はゼロ円であるが、サンプルで確認した B 医院から提出された「福岡市産後ケア事業利用申込書」は、宿泊型(ショートステイ)2,000 円、通所型(デイケア)500 円と記載されているものが散見され、監査対象年度の金額ではない申込書が使われていた。

(課題、問題点)

「福岡市産後ケア事業利用申込書」は利用を申込みする際に、利用者が直接記入するものであり、過去の申込書を利用することは、利用申込者が料金を誤認する可能性がある

(改善提案)

利用申込者が誤認する可能性を排除するため古い申込書は利用しないように事業所に周知を徹底することが望ましい。

【意見3-v-11-3】福岡市産後ケア事業利用申込書の事業者チェックについて

(現状)

当該委託契約の受託事業者は、福岡市産後ケア事業の利用希望者が事業対象者に該当するかどうかをチェックした上で、「福岡市産後ケア事業利用証明書」を発行しなければならない。

基本的には口頭による確認であり、対象者(母親)が福岡市に住民登録がある者か、育児状況を尋ね、体調や育児に不安(不調)があるか、母子健康手帳の生年月日(分娩日)などにより、母親の子どもが生後1年未満であるか、といった確認を行うこととしている。

確認した場合には、「福岡市産後ケア事業利用申込書」にチェックマークを付けて、発行担当者名を記載することとなっているが、チェックマークがないもの、発行担当者名がないもの、そもそもチェックマーク部分が提出されていないものが散見された。

(課題、問題点)

委託者より適切な「福岡市産後ケア事業利用申込書」を徴収していない。

(改善提案)

事業者に対しては、再度、「福岡市産後ケア事業利用証明書」を発行する際に、確認すべき事項を周知されたい。なお、チェックマーク部分を全て提出させ、市が確認を行うかについては事業者の負担状況を判断して決定されたい。

契約件名	v-12 乳幼児健診情報デジタル化に係る業務委託
契約方法	随契(提案競技を実施している)
入札参加者	提案競技参加者は1者
履行期間	R4.7.13~R5.3.31
契約金額(当初)	22,418,000 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	(株)エムティーアイ
委託内容	乳幼児健診情報のデジタル化のためのアプリ構築
随意契約理由	(随意契約の理由) 提案競技で最優秀提案者を選定したのち、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。

a 委託業務の概要

福岡市では、令和4年6月現在、乳幼児健診を医療機関での個別健診(4か月児、10か月児)と保健福祉センター等で集団健診(1歳6か月児、3歳児)として実施している。

個別健診では、健診票が医療機関から医師会を通して、1月分まとめて福岡市に送られるため、健診日当日に受診の有無や結果が分かる集団健診と異なり、区役所での受診状況の確認までにタイムラグが生じていることから、乳幼児の個別健診の受診結果を福岡市と医療機関間で迅速な共有を図るとともに、集団健診も含め、保護者が問診結果をスマートフォン等で入力でき、受診結果を閲覧可能となるよう、母子健康手帳アプリを活用した乳幼児健診情報のデジタル化を実現するシステムの構築を行うもの。

b 指摘事項及び意見

【意見3-v-12-1】提案競技実施スケジュールについて

(現状)

乳幼児健診情報デジタル化に係る業務委託は、提案競技により業者が選定されている。

提案競技募集要項をみると、公示開始日が令和4年6月 10 日で、提案競技参加申込書の提出が令和4年6月 17 日となっている。提出方法は持参、郵送だけでなく、電磁的記録(電子メール等)でも可能となっており、郵送などによる時間のロスはないように配慮がなされているが、この期間で仕様書を理解し、提案競技に参加するかどうかを意思決定するにはかなり短期間である。

また、応募には有資格者登録が必要であり、提案書の提出期限は令和4年6月 29 日と、公示からわずか 20 日が期限であった。

提案競技のスケジュールは以下のとおりであった。

項目	日程
提案競技参加者の募集開始(公示開始日)	令和4年6月 10 日
提案競技参加申込書の提出	令和4年6月 17 日
質問書の提出期限	令和4年6月 20 日
質問に対する回答	令和4年6月 23 日
参加辞退届の提出	令和4年6月 24 日
事業提案書等の提出	令和4年6月 29 日
提案説明(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和4年7月6日
最優秀提案者の決定	令和4年7月8日
契約締結	令和4年7月 13 日

(改善提案)

提案競技案件は自治体側の特定の要望、要件に基づいて行われる案件が多く、特にこのようなシステムやアプリケーションの開発案件は、自治体が作成する仕様書に合致した開発が可能かどうか検討に時間を要するため、公示から提案書提出日まで十分な期間を設定することが望ましい。

また提案競技では、その過程で提案者の基本情報を十分に把握することができ、提案者の業容についても評価対象となり得ることから、有資格者名簿への事前登録を参加要件としているものの、その必要性には検討の余地がある。

提案競技は多くの事業者に参加してもらうことが望ましく、応募を検討する業者が、より参加しやすいスケジュールや参加要件などを検討されたい。

【意見3-v-12-2】実績表の評価について

(課題、問題点)

応募を検討する立場からは、事前に自治体との協議を行っている業者でなければ、対応はかなり困難と思われる恐れがあること、結果として、当該提案競技には1者しか参加しておらず、当該参加者と契約が締結されており、提案競技の公平性が保てているかに懸念が生じる。

(現状)

当該契約の提案競技においては、過去5年の導入実績評価が行われていた。

実績の評価点は20点であり、政令市への導入が5都市あり、政令市3都市以上の実績があるとして15点、また福岡県内の導入自治体数が14自治体あり、実績規模が10自治体以上であることから5点と評価していた。

提案者が提出した実績表を見ると政令指定都市5都市のうち、2都市の開発費用は0千円、残りの3都市の開発も990千円、2,200千円、220千円と少額であり、市の予定価格23,972千円と大きく乖離していた。そのような状況で、満点の15点評価とされていた。

その理由について市に確認したところ、「評価方法として金額の基準は定めておらず、あくまで指定都市3都市以上という導入実績から15点と評価したものである。」とのことであった。

また他の政令市の開発費と市の開発費に大きな乖離があるため、他市と同様程度の費用での開発ができなかった理由を確認したところ、「出生数や医療機関数が他都市よりも多いため、開発費が高額になって」いるとのことであった。

(課題、問題点)

市の予定価格と大幅に乖離する実績が提示された場合の取扱いを明確にしていない。また、当該システムは、国内の自治体であればどこも同様の状況と考えられる。

特に評価の方法として、福岡県内に限定した導入件数を評価対象とすることは特定の業者が有利になるような評価方法と誤認される恐れがある。

(改善提案)

提案競技において、導入実績評価を行う場合、可能な限り同じ規模・内容等の業務であるかどうかをもって評価することが望ましい。市の予定価格と大幅に乖離する実績が提示された場合には、安易に満点評価とするのではなく、評価点に反映させることが望ましい。

他の政令市と出生数や医療機関数がそれほど異なるのかは疑問であるが、少なくとも福岡市の要望する仕様と他市のものが異なることにより金額に相違があるのであれば、その点も評

価点に反映させることが望ましい。

また当該システムは、国内の自治体であればどこも同様の状況と考えられることから、評価の方法として、福岡県内に限定した導入件数を評価対象とすることは特定の業者が有利になるような評価方法と誤認されかねないことから評価配点を見直すことを検討することが望ましい。

vi こども未来局子育て支援部運営支援課

契約件名	vi-1 子ども・子育て支援新制度関係通知封入封緘・配送業務委託
契約方法	随契
入札参加者	3者による見積合わせを実施。2者応札、1者辞退。
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	7,657,430 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	7,559,028 円(消費税等込み)単価契約によるもの
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	株式会社福岡アドセンター
委託内容	保育施設等関係通知封入封緘・配送
随意契約理由	<p>(随意契約理由)</p> <p>本業務は、その業務の内容から、個人情報取り扱いや迅速な作業対応など一定の実績を必要とするものであり、一般競争入札には適さない。</p> <p>また、指名競争入札の場合は、本市登録業者名簿(委託)の業種の中に本業務がないため、指名競争入札を行うことが出来ない。</p> <p>よって、地方自治法第 234 条第2項及び同法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。</p> <p>(業者選定理由)</p> <p>通知書の印字・折り込み・封入封緘・仕分け・配当までの一連の作業が可能であり、かつ業務を的確、迅速に履行し、コンビニ収納に対応した納付書の印刷実績を有することから、下記業者を選定するもの。</p> <p>なお、選定にあたっては、個人情報適正管理の観点から、プライバシーマーク認証事業者であることとする。</p>

a 委託業務の概要

- ①引き抜きデータ抽出作業
- ②提供する電子データによる印刷作業
- ③窓枠封筒への封入封緘作業等
- ④配送

印刷物は以下のとおりである。

	データ 提供方法	個人情報の 印字有無	配送先
納付書	CSV	有り	保育所に纏めて配送 (約 300 か所)
保育所へのお知らせ文	Word	—	
納付書(口座振替不能分)	CSV	有り	保育所に纏めて配送 (約 200 か所)
保育所へのお知らせ文	Word	—	
督促状(兼納付書)	CSV	有り	保護者
利用者負担額決定通知書	PDF	有り	保育施設等に纏めて 配送
口座振替のお願い	PDF	—	
保育料表	PDF	—	8月
実費徴収補足給付事業の お知らせ	PDF	—	約 480 か所 3月
補足給付事業のご案内	PDF		約 480 か所
補足給付認定申請書	PDF		
保育施設へのお知らせ文	PDF		
現況届	PDF	有り	①在園児は保育施設 等(約 480 か所)
保護者へのお知らせ文	PDF		
保育施設へのお知らせ文	PDF		②未入所児は保護者
利用調整結果通知書	PDF	有り	保護者
支給認定通知書兼支給認定証	PDF	表のみ有り	保護者
利用調整結果通知書(保留)	PDF	有り	保護者
保留者へのお知らせ	PDF		保護者

b 指摘事項及び意見

【意見3-vi-1-1】個人情報保護のための具体的な対策の記載について

(現状)

当該委託契約は、納付書や督促状など膨大な個人情報を取り扱う業務の委託契約であることから、個人情報保護のために、従業者の監督、作業場所の制限、個人情報収集の制限、使用及び(第三者等への)提供に関する制限、個人情報及び情報資産の適切な管理、複写、複製又は加工の制限等の対策が重要である。

市では、これらの項目について「個人情報・情報資産取扱特記事項」として受託業者に周知を行い、契約書にも綴じ込みを行っている。

そのうち、作業場所の制限として、

- ①ほかの業務と混在するような場所での作業を行わない(専用の作業スペースを用意する)。
- ②第三者が容易にアクセスできない作業スペースを用意する。
- ③従業者がいない場合には、鍵などで施錠できる作業スペースを用意する。
- ④退勤時に作業途中の個人情報が記載された印刷物を保管できるように、鍵のかかるキャビネットを用意する。

などが考えられるが、具体的な作業場所の制限について、契約書や仕様書で言及されていなかった。

また個人情報の取扱いとして、仕様書には「機器(サーバを含む)に残った入力データは、納品後、発注者が指示した期間をもって消去すること」とされているが、具体的な期間について仕様書等で明確な記載がなかった。

市が個人情報を保護するために、委託者へどのような作業場所の制限を行っているのか、委託者に提供した個人情報データはいつ消去し、どのように確認しているのかについて、仕様書や実績報告で明確となっていないことは情報管理の観点から問題があると考えられる。

(課題、問題点)

市が個人情報を保護するために、委託者へどのような作業場所の制限を行っているのか、委託者に提供した個人情報データはいつ消去し、どのように確認しているのかについて、仕様書や実績報告で明確となっていないことは情報管理の観点から懸念がある。

(改善提案)

個人情報を保護するために作業場所や個人情報の取扱い、消去の確認について仕様書

や実績報告で明確にすることが望ましい。

万が一、個人情報に関連する事故等が発生するリスクを踏まえて、市が適切な指示をしていたかどうかを確認できるように、契約書若しくは仕様書で、具体的な指示を明記しておくことが重要である。

契約件名	vi-2 令和4年度公定価格改定等に伴う福岡市子ども・子育て支援新制度給付管理システム改修業務委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.12.8~R5.3.31
契約金額(当初)	9,190,500 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	株式会社日立製作所 九州支社
委託内容	公定価格改定等によるシステム改修業務
随意契約理由	(特命随意契約理由) 本システムは、平成 25 年 11 月 27 日に行った提案競技において選定した委託業者が、開発を行ったものである。 本業務を行うためには、本システムを開発し、継続して保守を行うとともに、データベース構造、プログラム、及びファイル連携などシステム全般にわたって精通、熟知している業者以外では履行は困難であるため。

a 委託業務の概要

福岡市子ども・子育て支援新制度給付管理システムについて、以下の改修を行うもの。

- ① 公定価格改定作業・・・法改正に伴い、公定価格を改定(処遇改善費加算Ⅲを追加)する。
 - ② 兄弟児減免適用作業・・・保育料について、全世帯に対して同時入所要件なし、所得制限なしとし、同一生計の第2子以降を無料とする。ただし、副食費については現状どおりとする。
- ・実施体制は9名体制であった。設計書によれば SE 工数は 8.15 人月(工数)であった。なお 8.15 人月(工数)は毎月の工数ではなく、契約対象全体の工数である。

b 指摘事項及び意見

特に記載すべき事項はない。

契約件名	vi-3 福岡市子ども・子育て支援新制度給付管理システム運用管理 支援業務委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1~R5.3.31
契約金額(当初)	23,311,200 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	株式会社日立製作所 九州支社
委託内容	システム運用支援業務
随意契約理由	(特命随意契約理由) 本システムは、平成 25 年 11 月 27 日に行った提案競技において選定した委託業者が、開発を行ったものである。 本業務を行うためには、本システムを開発し、継続して保守を行うとともに、データベース構造、プログラム、及びファイル連携などシステム全般にわたって精通、熟知している業者以外では履行は困難であるため。

a 委託業務の概要

福岡市子ども・子育て支援新制度給付管理システムの運用管理支援業務

①業務内容

NO	対象業種	処理名	処理サイクル
1	入所決定	保育料決定通知書	年次
2	利用調整	年時利用調整処理	年次
3	利用調整	年時利用調整 結果通知書作成処理	年次
4	給付	人事院勧告対応 年度末精算対応 支弁資料対応	年次
5	現況届	現況届	年次
6	入所	年次切替 国徴収額設定 市徴収額設定	年次
7	収納	年度切替(現年・滞納繰越)	年次

8	共通	年次税データ連携	年次
9	システム	サーバー監視	月次
10	システム	住基全件洗い替え	年次
11	共通	バージョンアップ対応	年次
12	共通	定例会	月次
13	共通	保守運用	適宜
14	共通	Windows アップデート対応	年次
15	共通	業務運用上でのリカバリ処理	適宜

②システム保守作業

受注者は、ソフトウェアのバージョンアップやパッチ適用などのシステム保守作業を実施する際は、事前に福岡市に作業内容を提示し、福岡市の承認を得た上で作業を実施する。

③定例会の実施

受注者は福岡市に報告するための定例会を、原則として月に1回実施する。

b 指摘事項及び意見

【指摘事項3-1】 決裁権限について

複数の契約に係る共通の指摘事項、意見で記載している。

契約件名	vi-4 福岡市子ども・子育て支援給付等業務委託
契約方法	随契(特命)
入札参加者	随契(特命)
履行期間	R4.4.1～R5.3.31
契約金額(当初)	198,765,600 円(消費税等込み)
契約金額(最終)	-
予定価格	非公表
落札率	非公表
受託者	株式会社 パソナ
委託内容	福岡市幼稚園支給認定事務センター及び保育所事務センターの運営
随意契約理由	「福岡市子ども・子育て支援給付等業務委託の実施等について(令和2年2月 13 日付こども未来局長決裁)」において、令和2年度の委託契約の相手方を提案競技で選定するための選定委員会を設置すること及び令和3年度以降は当該事業の予算の成立を前提に、前年度の業務実績が良好と認められる場合に限り、最長令和4年度まで1年毎に契約を更新することを方針決定し、株式会社パソナと委託契約を締結した。 同社は令和3年度の本委託業務において、委託内容を誠実に履行し、業務実績が良好であると認められることから、令和4年度においても同社と特命随意契約を行うもの。

a 委託業務の概要

委託内容としては、児童手当の現況届受付処理業務及び電話問合わせ対応並びに幼児教育・保育に係る教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及びその他の事務を委託している。

履行期間は以下のとおりである。

①児童手当コールセンター

令和4年5月9日～令和4年10月31日

②児童手当現況届受付センター

令和4年5月9日～令和4年11月15日

③幼児教育・保育事務センター

令和4年4月1日～令和5年3月31日

履行場所は

- ①児童手当コールセンター及び児童手当現況届受付処理センター
天神ツインビル 14 階事務室
- ②幼児教育・保育事務センター
天神ツインビル 14 階事務室
新天町ビル5階事務室

履行場所を確保するための事務所賃貸料や共益費等は全て市の負担であり、備品等は市と業者が協議して、それぞれが負担している。

設計金額の多くは人件費が占めているが、各業務内容の想定処理時間を算定し、単価を乗じて人件費を算定している。仕様書には業務予定量、月毎の処理時間、想定人員等が記載されている。

b 指摘事項及び意見

【意見3-vi-4-1】日報と入退館管理簿について

(現状)

当該委託契約は、①児童手当コールセンター②児童手当現況届受付センター③幼児教育・保育事務センターを、天神ツインビルと新天町ビルで運営することを業務とする契約である。

毎月の実績報告に、「作業日報」が提出されているが、センター名または履行場所別に分けて記載されておらず、日報としては不十分であった。

また、施錠管理シート、入退館管理簿を閲覧したところ、センターの運営日ではない土曜日や祝日に開錠及び施錠されていた。繁忙期の場合、市に確認したところ、市との協議によりセンターの運営日ではない土日や祝日であっても業務を行うことがあるとのことであったが、その作業内容が作業日報に記載されておらず、作業日報を見る限り、運営日以外に個人情報等を保管するセンターが開錠された明確な理由が確認できなかった。

「作業日報」は本来の営業日に処理項目を羅列しているものであり、実際のセンターの施錠管理シート、入退館管理簿とは対応していなかった。

(課題、問題点)

個人情報を取り扱う業務であることから、センターの運営日ではない土日や祝日の開錠については市が管理する必要があるところ、その管理が作業日報等で適切に行われていない。

(改善提案)

センターの開錠、施錠をした場合には、必ず業務内容を作業日報に記載するように委託業者に指導することが望ましい。

特に個人情報を取り扱う業務であることから、センターの運営日ではない土日や祝日の開錠については厳密に管理し、業務の必要性からやむを得ず認める場合には、実施した業務内容について漏れなく作業日報に記載し、提出するように委託業者に指導することが望ましい。

② 複数の委託契約にわたる監査の結果及び意見

複数の契約で検出された共通の指摘事項、意見については、以下に集約している。

【指摘事項3-1】決裁権限について

該当する契約

担当部局	No	契約件名	契約額	入札方法
こども未来局こども健やか部こども健やか課	v-4	福岡市新生児聴覚検査委託	37,356,018 円	随契(特命)
こども未来局子育て支援部運営支援課	vi-3	福岡市子ども・子育て支援新制度給付管理システム運用管理支援業務委託	23,311,200 円	随契(特命)

(現状)

・福岡市新生児聴覚検査委託のうち、一般社団法人福岡市医師会に委託している契約は、当初の契約金額は 37,356,018 円(消費税等込み)であるが、実際の支払は 42,706,559 円(消費税等込み)であった。

結果として 4,000 万円を超える契約金額となったことから、専決規程に従い、委託の決定等は局長専決が必要であったと考えられるところ、部長決裁となっていた。

・福岡市不妊専門相談センター運營業務においては、令和5年3月 31 日に報告されている「委託業務完了検査報告書」は課長への報告となっていた。

福岡市事務決裁規程によれば、1件 1,000 万円超、4,000 万円未満の「契約締結及び検査報告」は部長専決事項であり、「委託業務完了検査報告書」が部長に報告されていなかった。

・福岡市子ども・子育て支援新制度給付管理システム運用管理支援業務委託においては、令和5年3月 31 日に報告されている「委託業務完了検査報告書」は課長への報告となっており、部長への報告までは行われていなかった。

福岡市事務決裁規程によれば、1件 1,000 万円超、4,000 万円未満の「契約締結及び検査報告」は部長専決事項であるところ、「委託業務完了検査報告書」が部長に報告されていなかった。

市の決裁権限を抜粋すると以下のとおりである。

区分	市長決裁事項	副市長専決事項	局長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
11 契約締結及び 検査報告			1件 4,000 万円以上の各種の契約(工事又は製造の請負契約については、1件 6,000 万円以上のものに限る。)に係る契約の締結及び検査の報告	1件 4,000 万円未満の各種の契約(工事又は製造の請負契約については、1件 6,000 万円未満のものとする。)に係る契約の締結及び検査の報告	1件 1,000 万円未満の各種の契約(工事又は製造の請負契約については、1件 2,000 万円未満のものとする。)に係る契約の締結及び検査の報告

(出典:福岡市事務決裁規程より抜粋)

(課題、問題点)

いずれも市の専決事項に定める決裁が行われていなかった。

(是正の方向性)

福岡市事務決裁規程に則って検査報告を実施されたい。

特に、単価契約においては予定数量も重要な要素である。予算編成の予定数量から業務完了検査の実際数量まで、間違いがないか適切に管理し、特に単価契約においては実際の価格で決裁権限が変わる可能性もあることから、専決事項に基づいた決裁を受けて予算を執行されたい。

【指摘事項3-2】チェックリストによる自主的チェックの実施について

該当する契約

担当部局	No	契約件名	契約額	入札方法
こども未来局子育て支援部指導監査課	i-4	福岡市保育士就職支援NAVI維持管理等業務委託	1,028,996 円	随契(特命)
こども未来局こども健やか部こども健やか課	v-2	10 か月児健康診査委託	70,196,056 円	随契(特命)
こども未来局こども健	v-3	福岡市産婦健康診査委	81,976,036 円	随契(特命)

やか部こども健やか課		託		
こども未来局こども健やか部こども健やか課	v-4	福岡市新生児聴覚検査委託	37,356,018 円	随契(特命)

(現状)

市では、特命随意契約により事務事業を委託しようとする場合、設計金額又は予定価格が100万円を超えるときは、以下の自主的チェックを行う必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> ・新規委託チェックリスト(新たに特命随意契約をしようとするときに実施) ・継続委託チェックリスト(長期継続委託チェックを行わない年に実施) ・長期継続委託チェックリスト(3年に1回実施) <p>ただし、以下の場合には自主的チェックを要しないものとされている。</p>	
項目	想定される委託先又は委託業務
法令の規定により委託先が特定されている委託	○特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備の変更に係る新採択・・・危険物保安技術協会(消防法) ○診療報酬審査支払事務委託・・・国民健康保険団体連合会(国民健康保険法)
平 23. 2. 24 財契 875 に基づき、機械警備及び常駐警備を継続して特命随意契約するとき	機械警備にあつては、2～5年度目、常駐警備にあつては、2・3年度目
受託者による工事の施工を目的とする委託	西部ガス、西鉄、JR、博多港開発(株)、(財)福岡ケーブルビジョン等
訴訟事務の委託	本市顧問弁護士等
自治令第 167 条の2第1項第3号を適用して行う委託	○障がい者就労施設等発注促進制度 ○シルバー人材センターへの業務発注
PFIの手法により業者を選定した委託	
業者の選定にあたり、特に組織された委員会が審議が行われているもの	プロポーザル等
国又は他の地方公共団体への委託	

(出典:福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱第9条第1項)

(課題、問題点)

特命随意契約による委託であるが、規則に定める委託チェックリストによる自主的チェックが、「契約事務の手引」に記載されている「自主的チェックを要しない委託の範囲」に該当しないにもかかわらず行われていなかった(2-15 福岡市保育士就職支援NAVI維持管理等業務委託)

または、監督員の選任や予定価格がないにもかかわらずチェックリストで適がチェックされるなど、自主的チェックのチェック内容が誤っていた。(それ以外の契約)

(是正の方向性)

・特命随意契約を実施するにあたっては、「自主的チェックを要しない委託の範囲」を除き、漏れなくチェックリストを作成する必要がある。

・特命随意契約による自主的チェックを「チェックリスト」に基づいて行う場合には、適否及び該当なしの記入については、適切に行う必要がある。

なお、監督員の指定については、適正な履行の確保のため指定することが望ましいが、監督員の指定がない委託業務の内容は保健衛生関連の健診関連委託であった。それまでの実績から適正な履行の確保ができない恐れがないのであれば、そもそも監督員を指定しないことも想定される。

もし監督員を指定しないのであれば、特命随意契約による継続委託チェックリストの記入方法に従って、チェック欄に斜線を入れる必要がある。

【意見3-3】プライバシーマークの事前確認について

該当する契約

担当部局	No	契約件名	契約額	入札方法
こども未来局こども健やか部こども健やか課	v-7	乳幼児健診通知委託	5,495,600 円	随契 (見積合わせ)
こども未来局子育て支援部運営支援課	vi-1	子ども・子育て支援新制度関係通知封入封緘・配送業務委託	7,657,430 円	随契 (見積合わせ)

(現状)

当該委託業務は納付書や督促状など膨大な特定個人情報を取り扱う業務であり、見積合わせを実施するに当たり、委託候補先を3者若しくは4者等、複数社選定しているが、プライバシーマーク認証事業者であることを要件として選定している。

(課題、問題点)

起案に係る決裁文書では、「起案の趣旨等」、「随意契約理由及び根拠法令」、「業者選定」などが記載され、「業者選定」では「個人情報の適切管理の観点からプライバシーマーク認証事業者であることを要件とする」ものとされ選定されているが、選定に当たり実際にプライバシーマーク認証事業者であることを確認した旨が記載されていなかった。

なお、プライバシーマークについては、契約後に受託者より紙で提出を受けている状況であった。

(改善提案)

委託候補先をプライバシーマーク認証事業者に限定するのであれば、委託候補先が認定事業者であることの確認を行った上で、伺い書に記載することが望ましい。

プライバシーマーク認証事業者かどうかは、必ずしもプライバシーマーク認証の用紙を業者から入手する必要はなく、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のホームページで確認することができる。

プライバシーマーク認証の登録番号も確認できるので、伺い書に登録番号を記載するなど、プライバシーマーク認証事業者であることを確認した旨を記載して、予め委託候補先について決裁することが望ましい。

【意見3-4】契約書における予定数量の記載について

該当する契約

担当部局	No	契約件名	契約額	入札方法
こども未来局こども健やか部こども健やか課	v-1	福岡市4か月児健康診査事業業務委託	71,282,596 円	随契(特命)
こども未来局こども健やか部こども健やか課	v-2	10か月児健康診査委託	70,196,056 円	随契(特命)
こども未来局こども健やか部こども健やか課	v-5	先天性代謝異常等検査委託	41,762,680 円	随契(特命)

(現状及び問題点)

当該委託契約はいずれも単価契約である。

当該委託契約書には単価のみが記載され、予定数量について記載されていなかった。

(改善提案)

ほかの単価契約には予定数量が記載されているので、当該委託契約においても予定数量を記載することが望ましい。

単価契約は、予定数量に単価を乗じた金額が契約金額となる。契約金額の多寡は、予算の執行管理において重要な要素である。

委託予定先から入手する見積書には予定数量が記載されているので、見積書の予定数量を契約書にも記載することについて検討されたい。

【意見3-5】提案競技における財務諸表の評価について

該当する契約

担当部局	No	契約件名	契約額	入札方法
子ども未来局子育て支援部指導監査課	i-1	福岡市 保育士等キャリアアップ研修業務委託	10,490,000 円	提案競技
子ども未来局子ども健やか部子ども健やか課	v-8	福岡市不妊専門相談センター運営業務	15,070,000 円	随契(特命) 過去の提案 競技による
子ども未来局子ども健やか部子ども健やか課	v-10	福岡市出産・子育て応援事業業務委託	139,750,160 円	提案競技
子ども未来局子ども健やか部子ども健やか課	v-12	乳幼児健診情報デジタル化に係る業務委託	22,418,000 円	提案競技

(現状)

提案競技に際しては、提出書類として「直近の決算2年分の財務諸表の写し」が求められ、提案者より提出されている。

財務諸表は提案者の財政状態や経営成績を表すもので、委託業務の確実な遂行を担保するために、財政状態や経営成績に問題がある場合には提案競技への参加を認めないこと、若しくは提案競技の評価に反映させることで、委託業務の遂行途中で受託者の倒産や業務の撤退などの事態をできる限り避けるために入手するものである。

(課題、問題点)

提案競技において財務諸表の分析等が行われておらず、財務諸表の状況をもって提案競技への参加資格の要件とすることや、提案競技の評価項目とされておらず、提案競技において十分にその財務情報を活用した形跡がなかった。

(改善提案)

例えば継続的な債務超過など、参加希望者の事業継続性に疑問を持たざるを得ない財務諸表が提出された場合には、提案競技への参加を認めないことなどが考えられる。

また、財務諸表の状況をもって参加要件としない場合であっても、提案競技の評価項目とし、例えば、財務諸表が債務超過であること、連続して赤字であることなどをもって評価点を満点から減点することなどが考えられる。

なお、委託契約の予定価格に対する売上高の割合も評価項目となり得る。例えば、予定価格が提案競技参加者の売上高よりも多額である場合、どのような方法で委託業務を遂行するための人材や物品を確保するのか、その実現可能性について留意する必要がある。

4 支給認定、利用調整

(1) 制度概要

平成 24 年8月に子ども・子育て支援法、改正認定こども園法及び改正児童福祉法等が成立し、平成 27 年4月より、子ども・子育て支援新制度が開始されている。

子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準を設け、保育の必要性を認定する必要がある。

就学前の子どもの保育を保障するために「給付制度」が導入され、この「給付制度」を受けるために支給認定を受ける必要がある。

③ 支給認定

子ども・子育て支援新制度では、市町村による保育の必要性及び利用の申込みという2段階で手続が規定されているが、市では、支給認定申請手続について、保育所・認定こども園等の利用申請手続と同時に行う運用となっている

教育・保育施設(保育施設、幼稚園、こども園等)の利用に際しては、子どもの年齢や就労・妊娠・出産・疫病等、保育の必要性の有無に応じて以下の3つの区分のいずれかの認定を必要とする。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用先
教育標準時間認定(1号認定)	満3歳から就学前	なし	幼稚園 認定こども園(教育機能部分)
満3歳以上・保育認定(2号認定)	満3歳から就学前	あり	保育所 認定こども園(保育機能部分)
満3歳未満・保育認定(3号認定)	0～満3歳未満	あり	保育所 認定こども園(保育機能部分) 地域型保育事業

また、保育を必要とする満3歳以上・保育認定(2号認定)・満3歳未満・保育認定(3号認定)については、保護者の就労状況に応じて、保育標準時間と保育短時間のいずれかに認定する。

認定区分	保育の必要量	認定の基準
保育標準時間認定	1日につき11時間まで	1か月につき120時間以上
保育短時間認定	1日につき8時間まで	1か月につき60時間以上、 120時間未満

(出典:市提供資料 保育施設等利用給付事務要領を基に監査人が作成)

保育を必要とする事由が就労を理由にする場合、保育短時間利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1か月当たり48時間から64時間の範囲で、市町村の判断で定めることとなっている。

市は、保育短時間利用の下限を60時間として定めている。

④ 利用調整

申請者からの利用申請状況に基づき、各施設の受入可能児童数に従い利用施設の調整を行っており、それを利用調整という。

市は、市が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行っている。

福岡市保育施設等利用調整基準表

保護者1人ずつに「1. 基本点数表」により内容に応じて基本点数を決定し、保護者のうち基本点数の低いものをその子どもの基本点数とする。当該基本点数に「2. 調整点数表」により内容に応じて調整点数による加点を行い、利用調整点数を算出し、利用調整点数の高い子どもから利用選考を行います。

1. 基本点数表

大分類	中分類	小分類	基本点
①居宅外労働	被雇用者	1か月の勤務が160時間以上の労働	150
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	140
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	130
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	120
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	110
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	100
	自営（中心者） ※農林漁業従事者 を含む	1か月の勤務が160時間以上の労働	150
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	140
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	130
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	120
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	110

	自営（協力者） ※農林漁業従事者 を含む	1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	100
		1か月の勤務が160時間以上の労働	120
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	90
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	80
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	70
	採用見込み	1か月の勤務が160時間以上の労働	120
		1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110
		1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100
		1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	90
		1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	80
		1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働	70
	①居宅内労働	居宅内労働	1か月の勤務が160時間以上の労働
1か月の勤務が140時間以上160時間未満の労働			110
1か月の勤務が120時間以上140時間未満の労働			100
1か月の勤務が100時間以上120時間未満の労働			90
1か月の勤務が80時間以上100時間未満の労働			70
1か月の勤務が60時間以上80時間未満の労働			50
②妊娠・出産	出産	出産月の前2か月から出産日の後8週間の期間にある	80
③保護者の疾病、障がい	疾病	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥しているもの	160
		精神疾患のため、保育が常時困難な場合	130
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	130
		上記以外で、通院加療を行い、保育が困難な場合	90
	心身障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難となる場合	150
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2～3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が著しく困難となる	140

		場合	
		身体障害者手帳4～6級の交付を受けていて、保育が困難な場合	130
④介護・看護	入院・通院の看護	入院または通院している親族に月120時間以上付き添いの必要があるもの	130
		入院または通院している親族に月60時間以上120時間未満の付き添いの必要があるもの	90
	居宅看護・介護	月120時間以上の看護・介護のため、児童の保育が困難	130
		月60時間以上120時間未満の看護・介護のため、児童の保育が困難	90
⑤災害復旧	災害等の復旧にあつたっている	風水害、地震、火災等による家庭の災害の場合	200
⑥求職活動	求職活動	求職活動	50
⑦就学	学生	大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学中で月120時間以上居宅外で勉強しているもの（通信制は除く）	120
		大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学中で月60時間以上120時間未満居宅外で勉強しているもの（通信制は除く）	70
⑧虐待・DV	虐待・DV	虐待やDV、またはそのおそれがあるとして福祉事務所長が認めた場合	200
⑨その他	その他	児童福祉の観点から、福祉事務所長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	200

2. 調整点数表

項目	内容	調整点
①ひとり親家庭	ひとり親家庭（離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等）	75
②生活保護世帯	生活保護世帯	15
③生計の中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	生計の中心者の自己都合以外の失業等により、就労の必要性が高いと福祉事務所長が認める場合	25
④社会的養護が必要な場合	福祉事務所長が緊急に保育の実施が必要と認めた場合で、加算が必要と認められる場合	75

⑤子どもが障がい を有する場合	利用希望児童が障がい を有する場合（障がい に係る手帳の交付を 受けている場合に限る）	35	
⑥育児休業明け	育児休業を取得しており、 復帰する場合	15	
⑦兄弟姉妹（多胎児 を含む）が同一の保 育施設等の利用を希 望する場合	利用希望の保育施設等に すでにきょうだい児が利 用している場合	60	
	兄弟姉妹（多胎児を含 む）が同時に申し込みす る場合	30	
⑧小規模保育事業な どの卒園児童	小規模保育事業等の地域 型保育事業所の卒園児 童が、引き続き連携施 設を第1希望として利 用を希望する場合	75	
	連携施設が保育所又は 認定こども園（保育機 能部分）でない市内の 小規模保育事業等の地 域型保育事業所の卒園 児童が、引き続き保育 施設等の利用を希望 する場合	15	
	企業主導型保育事業の 施設を利用している市 内在住の児童が、保 育施設等の利用を希 望する場合（利用開 始希望日時点で3歳 児クラス以上の児童 に限る）	15	
⑨その他市が定める 事由	転園	認可保育施設の閉鎖、 保育事業中止等によ り他の保育施設等へ の利用を希望する場 合	65
		自己都合以外の市内 認可保育施設等への 転園希望者	15
	世帯状況	保護者の一方が不在 （単身赴任、海外勤 務等）の世帯	15
	その他	認可外保育施設の認 可移行後の同施設へ の継続利用	65
		保育士の子ども（保 護者が特定教育・保 育施設、特定地域型 保育事業所で保育士 として勤務している、 または勤務予定の場 合に限る）	75
		すべての保護者の就 労時間の終了が22時 を超える児童で、利 用希望施設が1の場 合は第1希望が、利 用希望施設が2以上 の場合は第1及び第 2希望がともに夜 間保育を実施してい る施設（第2どろん こ保育園又は中央保 育園（夜間部））で ある場合、夜間保育 を実施している施設 についてのみ。	30

3. 同一ポイントで並んだ場合の優先順位

優先順位	項目
1	施設の希望順位の高い世帯

2	保育の必要性の事由が次に定める順位を優先（①～⑪の順） ①災害復旧 ②その他 ③虐待・DV ④保護者の疾病、障がい ⑤居宅外労働（採用見込みを除く） ⑥介護・看護 ⑦居宅内労働 ⑧居宅外労働（採用見込み） ⑨就学 ⑩妊娠、出産 ⑪求職活動
3	養育している未就学児の子どもの人数が多い世帯
4	世帯の経済的状況等（世帯の合計所得金額等により判断）

選考基準について

1. 基本点数表により保護者1人ずつに点数を付け、そのうち点数の低いものをその子どもの基本点数とする。
2. 同一保護者で、就労状況等の分類の該当項目が2つ以上になった場合には、基本点数の高い方を適用する。
3. 調整点数表の項目に複数該当する場合は、それぞれの点数を加算する。
4. 居宅内労働とは、日常生活に使用する居室を使用するものであり、それ以外は居宅外の区分を適用する。
5. 世帯の状況が、この分類表の点数により難しい場合は、福祉事務所長の判断により当該世帯にとって適当と考えられる点数に変更することができる。

（出典：福岡市保育施設等利用調整基準表）

市が行う利用調整事務は、毎年、第3次までその調整事務が行われている。また、教育標準時間認定(1号認定)については、市は利用調整を行っておらず、支給認定事務(住所や市民税額の確認のみ)のみを行っている。

(2) 監査の結果及び意見

利用者の申込みから利用調整に係る関連資料の閲覧を行い、市の事務概要を把握した。
担当部署へのヒアリングを実施するとともに、一部の事務を委託していることから、委託契約に係る一連の関連資料を閲覧した。

特に記載すべき事項はない。

5 保育料決定、徴収事務

(1) 制度概要

① 利用者負担（保育料）の決定

子ども・子育て新制度における保育所等の利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度として実施主体である市町村が決定する。

利用者負担額については、福岡市子ども・子育て支援法施行細則第16条及び17条、別表第1、第2により定められている。

福岡市立保育所条例

(使用料)

第7条 第2条第1号の規定により入所した者の保護者からは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を徴収する。

(1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育(同法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を含む。)を受けた者 子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準のうち特定保育所(同法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)に係るものにより算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)

(2) 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた者 子ども・子育て支援法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準のうち特定保育所に係るものにより算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)

2 第2条第2号の規定により入所した者の保護者からは、前項第1号に定める使用料の額を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

(出典:福岡市立保育所条例)

保育料については、保育の認定区分や保護者の所得に応じ、福岡市子ども・子育て支援法施行細則の別表に定める基準に従い決定されることとなる。なお、令和元年10月より、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化(幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料となる)がスタートしている。

令和4年度における市と国基準の保育料の対比は以下のとおりである。

令和4年度 保育料表

- ※ この保育料表は、0～2歳児クラスに所属する児童(3歳未満児)を対象とした表です。
 ※ 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、3歳以上児の保育料は0円です。
 ※ 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されていますが、保育料算定にあたっては、旧の税率(6%)を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。
 ※ 保育料は原則として金融機関での口座振替にて納付してください。

利用児童の属する世帯の階層区分		福岡市保育料額(月額)		〈参考〉国徴収金基準額		
階層区分	区分 (税額)	保育標準時間	保育短時間	国区分	保育標準時間	保育短時間
					円	円
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	1	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	2	0	0
C1	市町村民税のうち所得割 非課税世帯	14,200 〔 7,100 〕	13,900 〔 7,000 〕	3	19,500	19,300
C2	市町村民税のうち所得割が 48,600円未満	17,000 〔 8,500 〕	16,700 〔 8,400 〕			
D1	〃 48,600円～ 61,000円 未満	19,800 〔 9,900 〕	19,400 〔 9,700 〕	4	30,000	29,600
D2	〃 61,000円～ 73,000円 未満	22,600 〔 11,300 〕	22,200 〔 11,100 〕			
D3	〃 73,000円～ 85,000円 未満	25,400 〔 12,700 〕	24,900 〔 12,500 〕			
D4	〃 85,000円～ 97,000円	28,200 〔 14,100 〕	27,700 〔 13,900 〕			

	降は当該	未満					
D5	年度分市 町村民 税)の額	" 97,000円~126,000円 未満	31,900 〔 16,000 〕	31,300 〔 15,700 〕			
D6	の区分が	" 126,000円~149,000 円未満	35,600 〔 17,800 〕	34,900 〔 17,500 〕	5	44,500	43,900
D7	次の区分 に該当す る世帯	" 149,000円~169,000 円未満	39,300 〔 19,700 〕	38,600 〔 19,300 〕			
D8		" 169,000円~255,000 円未満	44,600 〔 22,300 〕	43,800 〔 21,900 〕	6	61,000	60,100
D9		" 255,000円~301,000 円未満	53,000 〔 26,500 〕	52,000 〔 26,000 〕			
D 10		" 301,000円~397,000 円未満	64,000 〔 32,000 〕	62,900 〔 31,500 〕	7	80,000 〔保育単価限度〕	78,800 〔保育単価限度〕
D 11		" 397,000円以上	83,200 〔 41,600 〕	81,700 〔 40,900 〕	8	104,000 〔保育単価限度〕	102,400 〔保育単価限度〕

(出典:市提供資料 令和4年度保育料表)

また、市町村が定める利用者負担の他、実費徴収(通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等※事前説明・同意を要する)、それ以外の特定負担額(教育・保育の質の向上を図るための対価※事前説明・書面による同意を要する)の徴収が可能である。

令和4年度において、市では、条例に基づき保育料の他に副食費と延長保育料を徴収している。

福岡市立保育所条例 (時間外保育に係る使用料) 第8条 時間外保育を受ける者の保護者からは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を徴収する。 (1) 月を単位として行う時間外保育を受ける者1月当たり、3,000円以内で規則で定める額に第5条の2の許可(時間外保育に係るものに限る。次号において同じ。)に係る利用時間帯に応じた時間数を乗じて得た額
--

(2) 日を単位として行う時間外保育を受ける者1時間当たり、600 円以内で規則で定める額(以下「時間使用料」という。)に第5条の2の許可に係る利用時間帯に応じた時間数を乗じて得た額

(副食費)

第8条の2 第2条第1号の規定により入所した者のうち子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもの保護者からは、福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年福岡市条例第60号)第13条第4項第3号に規定する食事の提供に要する費用のうち副食の提供に係る食材料費の範囲内で規則で定める額の副食費を徴収する。

2 第2条第2号の規定により入所した者のうち満3歳以上のものの保護者からは、前項の満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費の額との均衡を考慮して規則で定める額の副食費を徴収する。

(出典:福岡市立保育所条例)

なお、副食費については福岡市立保育所条例施行規則に以下のように定められている。

(副食費)

第9条の2 条例第8条の2第1項及び第2項の規則で定める額は、月額4,500円とする。

(出典:福岡市立保育所条例施行規則)

② 市が徴収する保育料等

2号支給認定及び3号支給認定を受けた者が利用できる保育施設には

- ア 保育所
 - イ 認定こども園(保育機能部分)
 - ウ 地域型保育事業
- がある。

アの保育所には市立の保育所と私立の保育所がある。市は7か所の市立保育所を運営しており、それ以外は全て民間が運営する保育施設となっている。

保育所の保育料を徴収するのは市であり、市立保育所の保育料のみではなく、民間が運営する保育所の保育料も市がまとめて徴収している。

これは、市町村が保育の実施義務を担っているためである。

以下のように、私立保育所に対しては、保育の実施義務を担う市町村から委託費が支払われ、保育料の徴収も市町村が行うことされている。

地方自治体職員向けQ&A

Q1-1) 児童福祉法第24条第1項は残ることになりますが、市町村の保育実施義務が後退することはないと考えてよいでしょうか。

A) 児童福祉法第24条第1項に規定されている保育所での保育に関しては、新制度の下でも、引き続き、現在の制度と同様に、市町村が保育の実施義務を担うことにしました。これにより、保護者が保育所での保育を希望する場合は、現在と同様、施設ではなく市町村に申し込み、保護者が市町村と契約して利用する仕組みになります。また、私立保育所に対しては、保育の実施義務を担う市町村から委託費が支払われ、保育料の徴収も市町村が行うこととします。

さらに、第24条第2項の中では、市町村は、保育所以外の保育(認定こども園や小規模保育など)についても必要な保育を確保するための措置を講じなければならないことにしました。

(出典:内閣府 子ども・子育て関連3法説明会「地方自治体職員向けQ&A」)

他方、認定こども園(保育機能部分)と地域型保育事業に係る利用料は、利用者が直接、施設に支払うこととされている。

なお、副食費については、保育所においても保護者が利用する施設に直接支払うこととなっている。よって市が徴収する副食費は、市立保育所を利用する保護者から支払われる副食費のみであり、私立保育所の副食費は含まれていない。

③ 保育料等の納期限及び納付方法

保護者から徴収する、利用者負担額(使用料)については、福岡市子ども・子育て支援法施行細則及び福岡市立保育所条例に、市立保育所における時間外保育に係る使用料、副食費の納期限については、福岡市立保育所条例において以下のように定められている。

(納期限)

第9条 使用料(時間使用料を除く。)及び副食費は、毎月その月分を徴収するものとし、納期限は、月の末日(12月にあつては、28日)とする。

2 時間使用料は、一時的に時間外保育を受けた月(以下「利用月」という。)の翌月に、利用月分を徴収するものとし、納期限は、利用月の翌月の末日(12月にあつては、28日)とする。

3 前2項の場合において、月の末日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

4 市長は、特別の事情がある場合において、前3項に定める納期限により難しいと認めるときは、これらの規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

(出典:福岡市立保育所条例)

(特定保育所に係る保育料)

第 17 条 保育料は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める表に定める額とする。この場合において、別表第1及び別表第2中「満3歳未満保育認定子ども利用者負担額表」とあるのは「保育料表」と、「利用者負担額」とあるのは「保育料」とそれぞれ読み替えるものとする。

(略)

2 保育料は、毎月その月分を徴収するものとし、納期限は、月の末日(12 月にあつては 28 日)とする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(出典:福岡市子ども・子育て支援法施行細則)

また、納付方法については、原則として金融機関での口座振替により納付することとされている。振替日は毎月末日、12 月は 28 日、末日が金融機関休業日の場合には翌営業日での振替となる。この場合、市に納付することとなる。口座振替は金融機関の窓口で手続を行うだけでなく、「福岡市インターネット口座振替受付サービス」など、インターネットでも手続ができるようになっている。

④ 保育料等の収納率

平成 30 年度から令和 4 年度の保育料及び延長保育料の収納状況は以下のとおりである。

保育料収納率

区分	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
平成 30 年度	8,778,076,775	8,092,079,367	96,309,506	589,687,902	92.19
令和元年度	6,976,388,182	6,343,754,548	70,337,205	562,296,429	90.93
令和2年度	4,621,150,009	4,090,865,526	73,758,110	456,526,373	88.52
令和3年度	4,989,916,113	4,583,688,713	70,237,629	335,989,771	91.86
令和4年度	4,964,620,551	4,553,258,768	71,709,940	339,651,843	91.71

※夜間保育は、別途に夜間保育料等は徴収しておらず、通常保育料と同様の収納となる。

※令和元年度、令和2年度の調定額の減額は令和元年 10 月より、3～5歳児クラスに所属する児童の保育料が無償化されたことによるものである。

延長保育料収納率

区分	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
平成30年度	10,776,900	7,722,000	0	3,054,900	71.65
令和元年度	11,939,700	8,441,400	0	3,498,300	70.70
令和2年度	11,249,700	7,678,500	0	3,571,200	68.26
令和3年度	12,277,920	8,972,700	0	3,305,220	73.08
令和4年度	11,012,820	7,719,600	0	3,293,220	70.10

※なお、延長保育料については不納欠損処理を行っていないためヒアリングしたところ、延長保育料の不納欠損処理額は保育料の不納欠損処理額に含めているとのことであった。

「調定」とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合に、長が地方自治法第 231 条の規定に基づき、その歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的な意思決定の行為をいう。よって「調定額」は、市が決定した、当該年度において保育料及び延長保育料として収入されるべき金額である。「収入済額」は「調定額」のうち、調定を行った年度中に入金された金額である。また「不納欠損額」は「調定額」のうち、法規の理由により収納することができなくなった場合、市が欠損扱いとして処分した金額である。

よって「調定額」－「収入済額」－「不納欠損額」＝「収入未済額」となる。

なお、「調定額」に対する「収入済額」の割合をもって「収納率」としている。

⑤ 不納欠損処理

不納欠損処理は、法規の定めにより納付義務が消滅した債権に対して行うものであり、単に徴収不能というだけで安易に行うことはできない。

市では、地方自治法第 236 条及び地方税法第 15 条の7に基づき、毎年度調定した保育料のうち滞納分について、当該年度中に時効が完成した滞納債権の不納欠損処分を行っている。

<不納欠損処分された滞納債権の発生年度別内訳>

令和4年度の不納欠損処分量は 71,709,940 円であった。以下の「令和4年度不納欠損内訳(金額)」と「令和4年度不納欠損内訳(件数)」は、不納欠損処分された滞納債権の発生年度別内訳である。

「令和4年度不納欠損内訳(金額)」

(単位:円)

	令和3年 度	令和2年 度	令和元年 度	平成30年 度	平成29年 度	平成28年 度以前	合計
時効完成 地方自治法第 236条第1項	0	0	0	0	26,512,880	31,290,280	57,803,160
執行停止 地方税第15条 の7第4項	0	0	169,620	495,900	2,398,600	10,549,060	13,613,180
居所不明 地方税第15条 の7第5項	85,000	0	95,400	3,380	0	0	183,780
税務申告期限 切れ 地方税第15条 の7第5項	0	109,820	0	0	0	0	109,820
合計	85,000	109,820	265,020	499,280	28,911,480	41,839,340	71,709,940

「令和4年度不納欠損内訳(件数)」

(単位:件)

	令和3年 度	令和2年 度	令和元年 度	平成30年 度	平成29年 度	平成28年 度以前	合計
時効完成 地方自治法第 236条第1項	0	0	0	0	1,423	1,790	3,213
執行停止 地方税第15条 の7第4項	0	0	18	41	139	661	859
居所不明 地方税第15条 の7第5項	5	0	6	1	0	0	12
税務申告期限 切れ 地方税第15条	0	2	0	0	0	0	2

の7第5項							
合計	5	2	24	42	1,562	2,451	4,086

(市提供資料を基に監査人が作成)

(理由別の不納欠損)

令和4年度における不納欠損の理由別の件数と金額は、以下のとおりである。

区分	件数	金額
生活困窮	3,678 件	64,560,870 円
生活困窮(市外転出)	383 件	6,814,090 円
居所不明	25 件	334,980 円
合計	4,086 件	71,709,940 円

⑥ 滞納処分の執行停止基準

市の滞納処分の執行停止基準表によれば、以下のとおりである。

号数	判断基準
1号	1 既に差押えた財産及び差押えの対象となり得る財産の処分予定価格が、保育料に優先する債権額に充て残余を得る見込みがない場合。
	2 差押の対象となり得るすべての財産について差押え換価(債権の取立を含む)を終わったが、なお徴収できない保育料がある場合。
	3 滞納者に差押さえるべき財産がない場合において次のいずれにも該当するとき。 ①納付能力調査の結果、納付能力がないと認められること。 ②新たな滞納の発生が見込まれないこと。
	4 市外転出者で、市内に差押の対象となり得る財産を有しない場合において、次に該当するとき。 なお、この場合においても、本籍地その他滞納者と密接な関係にある住民登録地以外の市町村に対する照会を行っても、所有財産が判明しないときに限る。 ①転出先の市町村に対して実態の照会または市外出張滞納整理を行ったが、住民登録があるだけで、差押えの対象となり得る財産がなく、かつ勤務先も不明のとき。
2号	1 現に生活保護の規定による援助を受けている場合
	2 滞納者の財産につき、滞納処分を執行することにより滞納者が生活保

	<p>護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれがある場合。</p> <p>例えば、収入が給与のみの者で、その収入額が国税徴収法第 76 条第 1 項第 4 号(差押え禁止額)に規定する金額で営まれる生活の程度まで至らないような場合をいう。</p>
3号	<p>1 保育料納付通知書を公示送達したもので、差押可能な財産が不明の場合</p> <p>2 催告書等の返礼後、住民登録地の現地調査および本籍照会により判明した親族を調査しても、滞納者の所在および差押え可能な財産が不明な場合</p> <p>3 転出先の市町村に実態の照会をしたところ、住民登録はあるが、現住しない旨の回答があり、差押え可能な財産も不明の場合。</p> <p>ただし、5万円未満の滞納者に限る。</p>
5項	<p>1 限定承認した相続人が相続によって承継した保育料を有する場合においては、相続人は相続によって得た財産の限度においてのみしか納付の責任を負わないことから、その相続財産について地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号に該当する理由があるとき(本基準表 1 号で判断する)</p> <p>2 滞納者が死亡し、相続人が不存在またはすべての相続人が相続を放棄したことにより相続財産法人が成立し、その法人から徴収が見込まれないとき。</p>

⑦ 差し押さえ

ア 差し押さえについて

市は、ある一定の金額以上の債権を高額債権として区分管理し、長期かつ多額の債権については差し押さえを実施している。

差し押さえに当たっては、給与、預金、戸籍その他の実態調査などを行い、換価財産がある債務者に対し、差し押さえ予告を送付し、差し押さえを行っている。

差し押さえを実施する場合には部長決裁による。

なお、保育料は地方税法の滞納処分の例により処分することができるが、延長保育・一時預り・副食費はいわゆる非強制徴収債権であり、強制執行手続には裁判が必要となる。

延長保育・一時預り・副食費は市町村が実施できる「事業(行政サービス)」として別予算となっているため、児童福祉法第 56 条の「滞納処分の例」を適用できないことが理由である。

イ 差し押さえ等の措置を講じなかった理由

差し押さえ等の措置を講じなかった理由については、以下のとおりであった。

<1:生活困窮>

離婚・別居及び主たる生計者の疾病等による離職等により生活に困窮するもの。

<2:居所不明>

居所等の調査を随時実施しているが、現在までに職権削除されているか、住民登録地に居所を有しないと認められるもの。

<3:税務申告期限切れ>

税務申告期限切れにより申告することが不可能となったが、非課税世帯であることが明白なもの。

⑧ 滞納者に対する滞納整理手続

ア 現年度分

- 1 納期限後 35 日経過した場合、督促状を保護者宛てに送付。
- 2 滞納者一覧表を保育所宛てに送付し、施設長から保護者に対し、文書により直接納入勧奨を実施。

イ 過年度分

- 1 定期的に催告書を送付し納入指導。
- 2 電話及び面接による納入催告・指導。
- 3 高額な滞納者については、給与・預金調査等を行い、法的な措置(差し押さえ)を実施。

(2) 監査の結果及び意見

【意見5-1】収納率の向上について

(現状、問題点)

保育料及び延長保育料の収納率(ここでは「調定額」に対する「収入済額」の割合をもって収納率としている。)について、平成 30 年度から監査対象となる令和4年度まで把握したところ、保育料収納率は 90%前後、延長保育料の収納率は 70%前後と、5年間にわたり改善が見られなかった。

また平成 30 年度から令和4年度までの不納欠損処理累計金額は 382,352 千円と多額であり、年度の不納欠損処分金額も、ここ数年 7,000 万円を下回っておらず、改善が見られない状況にある。

(改善提案)

負担の公平性の観点からは、収納率は 100%に近ければ近いほど望ましく、収納率が 90%後半の地方公共団体の事例もあることから、収納率を向上するためのさらなる施策について検討することが望ましい。

市では口座振替を推進しており、ほかにも納付書による納付やスマートフォン決済アプリを利用した納付など、納付のしやすさを工夫した施策を行っている。

市が推進している口座振替の割合は以下のとおりであり、85-87%で推移しており横ばいとなっている。

年度(各年度3月末時点)	口座振替割合
H30	87.5%
R1	85.9%
R2	86.2%
R3	86.6%
R4	86.4%

市の施策によって収納率が改善することが望ましいが、改善が見られず、悪化するようなことがあれば、さらなる施策を検討することが考えられる。

現状では、保育実施義務を果たすため、保育料の滞納について保護者等に退所などのペナルティは取られていない。

児童手当を支給する際に、保護者からの申し出があれば滞納保育料を差し引いて支給することを可能とし、その旨を公表している自治体もあることから、市として対策を公表することも

収納率の改善に寄与するものと思われることから検討を行うことが望ましい。

【意見5-2】保育料を支払うことが困難な場合の情報提供について

(現状、問題点)

市では保育料等の納付について、「福岡市保育施設等利用の案内」で説明がなされており、紙媒体や公式ホームページで納付方法を確認することができる。しかしながら、滞納した場合の手續については記載がない。

保育料を支払うことが困難な場合、誰に相談すればいいのか、どのような救済制度があるのかを周知することは非常に重要である。

しかしながら、その周知方法は不十分となっている。

(改善提案)

保育料を支払うことが困難な場合には、分納などの申し出が可能であること等滞納した場合の対応を保護者に周知することが望ましい。

6 施設型給付等に係る事務

(1) 制度の概要

① 施設型給付等の基本構造

子ども・子育て支援制度においては、「施設型給付」及び「地域型保育給付」により、市の確認を受けた施設・事業に対して財政支援を保障している。施設型給付は、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とし、地域型保育給付は、小規模保育、家庭内保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を対象としている。

給付費は、公定価格(内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)から利用者負担額(政令で定める額を限度として市町村が定める金額)を控除した額で算定される。

給付方法は保護者への個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に充てるため、市町村からの給付を施設が法定代理受領することもできる。一方、私立保育園の場合は保育所における保育は市町村が実施することとされているため、市町村は利用者負担額を徴収し、施設型給付と利用者負担額を合わせた全額を委託費として施設に支払う。

本項目で取り扱う「施設型給付」、「地域型保育給付」及び「委託費」を「施設型給付等」としている。

施設型給付等の算定方法及び給付方法の基本構造は、子ども・子育て支援法で以下のとおり定められている。

子ども・子育て支援法

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該教育・保育給付認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(出典:子ども・子育て支援法)

② 公定価格

公定価格は、認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定されることとなる。

上記の算定要素は、「基本額(1人当たりの単価)」と「各種加算等」で構成され、合計した額が公定価格となる。

ア 基本額

地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別といった区分毎の金額と、人件費・事業費・管理費等の対象となる費目の積み上げ額を基に国が算定しており、これに従うこととなる。

イ 各種加算等

各種加算等は、職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算・調整される項目である。

幼稚園、保育所、認定こども園における加算・調整項目は以下のとおりである。

区分	加算・調整項目	幼稚園	保育所	認定 こども園	
基本加算部分	処遇改善等加算 I	○	○	○	
	副園長・教頭配置加算	○		○	
	3歳児配置改善加算	○	○	○	
	満3歳児対応加配加算	○		○	
	講師配置加算	○		○	
	チーム保育加配加算	○		○	
	通園送迎加算	○		○	
	給食実施加算	○		○	
	外部監査費加算	○		○	
	副食費徴収免除加算	○	○	○	
	休日保育加算		○	○	
	夜間保育加算		○	○	
	減価償却費加算		○	○	
	賃貸料加算		○	○	
	チーム保育推進加算		○		
	学級編成調整加配加算			○	
	加減調整部分	年齢別配置基準を下回る場合	○		○
		分園の場合		○	○
		施設長を配置していない場合		○	
土曜日に閉所する場合			○	○	
教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合				○	
主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合				○	
配置基準上求められる職員資格を有しない場合				○	
乗除調整部分	定員を恒常的に超過する場合	○	○	○	
特定加算部分	主幹教諭等専任加算	○			
	子育て支援活動費加算	○			
	療育支援加算	○	○	○	
	事務職員配置加算	○		○	

	指導充実加配加算	○		○
	事務負担対応加配加算	○		○
	処遇改善等加算Ⅱ	○	○	○
	処遇改善等加算Ⅲ	○	○	○
	冷暖房費加算	○	○	○
	施設関係者評価加算	○		○
	除雪費加算	○	○	○
	降灰除去費加算	○	○	○
	施設機能強化推進費加算	○	○	○
	小学校接続加算	○	○	○
	栄養管理加算	○	○	○
	第三者評価受審加算	○	○	○
	主任保育士専任加算		○	
	事務職員雇上費加算		○	
	高齢者等活躍促進加算		○	○

(出典:こども家庭庁 加算適用申請書参考様式より作成)

各種加算等のうち比較的大きな加算が処遇改善等加算である。処遇改善等加算は、内閣府の通知文である「施設型給付等に係る処遇改善等加算について」において、以下を目的としている。

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額(以下「公定価格」という。)において、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用(加算Ⅰの基礎分)、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に要する費用(加算Ⅰの賃金改善要件分)、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善に要する費用(加算Ⅱ)及び職員の賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用(加算Ⅲ)を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとする。

(出典:内閣府通知「施設型給付等に係る処遇改善等加算について」より抜粋)

処遇改善等加算の認定は原則として都道府県知事が行うが、政令指定都市及び中核市については市が行うものとされている。

なお、処遇改善等加算Ⅲは令和4年10月1日に改正された「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保

育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」により新しく定義された項目である。

③ 施設型給付等の支払

内閣府が都道府県知事宛てに発行している「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」においては、施設型給付等の支払について以下のように連絡を行っている。

第3 施設型給付費等の支弁方法

(1) 施設・事業者からの請求

施設型給付費等については、毎月、施設・事業者から施設型給付費等の法定代理受領に係る請求書(私立保育所にあつては委託費に係る請求書)を徴して支弁すること。

なお、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、この請求を簡素化することができること。

また、施設型給付費等については、当該施設・事業所を利用する子どもの実人員に応じて支弁されるものであること。

(2) 支弁時期

各月初日に利用する子どもに係る施設型給付費等については、当月分は遅くともその月中に支弁すること。

また、月途中で利用を開始又は利用を終了した子どもに係る施設型給付費等については、翌月の支給時(翌月初日に利用する子どもに係る施設型給付等の支給時)に併せて支弁又は精算をすること。

(出典:内閣府発行「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」より抜粋)

上記のとおり、施設型給付等に関して当月分の当月支給が要求されており、市においても当月支給を行っている。

(2) 市における施設型給付等の推移

市における給付対象となる年間延べ児童数と給付額の推移は以下のとおりである。

年間延べ児童数

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市立保育所	13,196	12,889	12,620
私立保育所	423,462	431,906	434,537
小規模保育事業	25,977	24,879	24,273
事業所内保育所	984	993	945
家庭的保育事業	155	149	167
認定こども園	12,465	12,864	12,650
幼稚園	28,811	33,499	41,766

給付額

(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費	8,821,800,565	9,166,259,480	9,808,348,876
委託費	38,086,863,865	39,201,219,148	40,326,185,790

(3) 事務の概要

① 月次の事務

月次での事務の内容及びスケジュールは以下のとおりである。

スケジュール	事務内容
前月1日～16日	・加算項目の修正内容を各施設から電話若しくはメールで受領しシステムに入力する。 ・入力後出力し、入力内容に誤りがないか確認する。
20日～21日	・システムでバッチ処理後、請求書が自動作成され、ファイル共有システム(クラウド)で各施設に送付する。
21日～28日	・各施設からファイル共有システム上で請求書が返送される。
当月3日	・システムから出力したデータを総合振込データに貼り付け財務システムに取り込み、支出命令の決裁を行う。

(市の事務資料を基に作成)

② 年次の事務

年次での事務の内容及びスケジュールは以下のとおりである。

スケジュール	事務内容
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ実績額をシステムエンジニア(SE)がシステムから抽出し、市の職員が通知文を作成する。 ・当年度の加算項目の仮申請を各施設からファイル共有システムで受領し、システムに入力する。 入力後システムから出力し、仮申請内容との一致を確認する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の基本加算部分、特定加算部分の実績報告書を各施設からメール若しくは郵送で受領し内容をチェックする。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの申請書を郵送で受領する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの申請書をチェックする。 申請誤りがあれば施設に連絡し申請書を再提出してもらう。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・加算本申請書の様式を作成し各施設に送付する。 ・賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)の様式を各施設に送付する。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・加算本申請書及び賃金改善計画書を郵送で受領し内容をチェックする。
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末精算のため加算適用内容の確認を行う。 ・システムで施設等利用児童数実績のリストを作成し施設に送付して人数の確認を行う。 ・処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの認定を行い施設に通知する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・支弁台帳がシステムから自動作成される。

(市の事務資料を基に作成)

(4) 監査の視点

施設型給付等の算定及び給付に係る事務の執行を監査するに当たっての視点は以下のとおりである。

- ・施設型給付等の算定及び給付に係る事務は法令、条例等に基づき行われ、合規性が遵守されているか。
- ・施設型給付等の算定及び給付に係る事務の公平性は確保されているか。
- ・施設型給付等の算定及び給付に係る事務は正確に行われているか。
- ・施設型給付等の算定及び給付に係る事務フローは効率性・有効性を考慮し適切に整備運用されているか。

(5) 実施した監査手続

施設型給付等の算定及び給付に係る事務の執行について実施した監査手続は以下のとおりである。

- ・関連法令等の閲覧
- ・所管課担当者への質問
- ・施設型給付等の算定及び給付事務に係るサンプル資料閲覧

(6) 監査の結果及び意見

【意見6-1】加算本申請のチェック方法について

(現状)

処遇改善等加算Ⅰの申請項目のチェックは、申請書のエクセルファイルをアプリで読み込み、前年度の申請書と比較をすることでチェックしやすい体制となっている。しかし、加算本申請の申請項目についてのチェックは処遇改善等加算Ⅰのようなアプリを使った前年度比較ではなく、申請書のエクセルファイルを目視でチェックしている。申請書は総括表と個票 13 項目の計 14 シートから構成されており、それら申請書と根拠資料を照合することとなる。対象施設数は 500 施設程であり、1施設当たり 10 分程度チェックに時間を要するとのことであるため、チェック作業に相当な時間を要していると考えられる。

(原因、問題点)

加算本申請の申請書及び添付資料は個人情報が含まれているため郵送で受領することとなっている。よってチェック作業時は目視でのチェックとなっている。また、加算本申請は 19 の加算調整項目が対象であり、主に処遇改善等加算以外の項目である。項目数が多く申請書と添付資料で 1施設当たりの書類も多くなっていることもチェックに時間を要する原因になっていると考えられる。

(改善提案)

エクセルの申請シートはシート数が多く、入力漏れが発生する可能性もある。入力が必要な項目が漏れなく入力されているか、要件の自動チェック機能を設けることで申請時の誤りを減らす効果があると考えられる。また、申請依頼時に前年度申請資料を送付・提示することでも申請時の誤りを減らす効果があると考えられる。このように申請時の誤りが減らす工夫をすることで市の確認時間を短縮できると考えられる。

将来的には加算本申請に限らず施設型給付等の給付事務全体をシステム化することにより、施設との連携も強化しつつ事務負担を軽減できるような事務体制を構築することが望まれる。

7 施設等利用費給付に係る事務

(1) 制度の概要

① 施設等利用費給付の基本構造

令和元年10月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、「施設等利用給付」が創設され、市の確認を受けた対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等)について支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給している。

給付費は認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)毎に、施設型給付等との均衡や施設の利用に要する標準的な費用の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定されることとなる。

施設等利用給付の支払については、保護者に償還払いによる給付を基本としているが、施設型給付と同様に事業者による法定代理受領も認められている。

施設等利用費の算定方法及び給付方法の基本構造は、子ども・子育て支援法で以下のとおり定められている。

子ども・子育て支援法

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援(次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。)について、施設等利用費を支給する。

一 認定こども園 第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども

二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども(満三歳以上のものに限る。)

三 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども

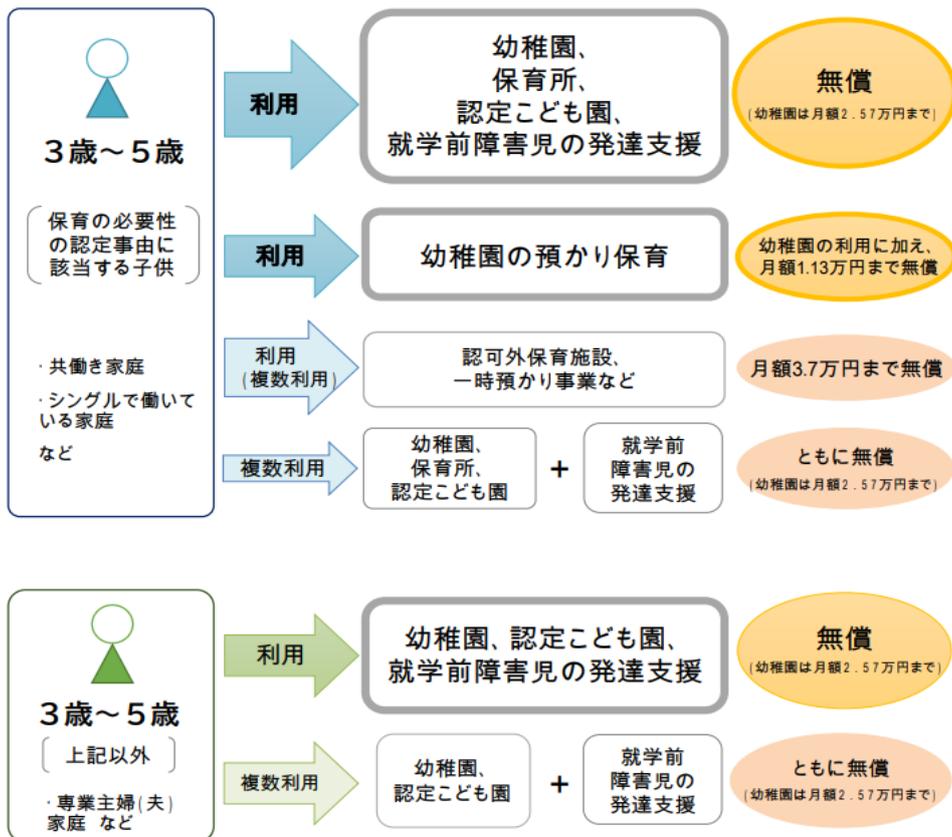
2 施設等利用費の額は、一月につき、第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

- 3 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が当該特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。)に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があったものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、施設等利用費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(出典:子ども・子育て支援法)

施設等利用給付による幼児教育・保育の無償化の主な例は以下のとおりである。

幼児教育・保育の無償化の主な例



(出典:内閣府「幼児教育・保育の無償化の主な例」)

② 施設等利用費給付の支払

施設等利用費給付の支払については償還払いを基本とし法定代理受領も認められている。市では施設型給付を受けない幼稚園の教育部分については法定代理受領、預かり保育については各施設が保護者からの書類を取りまとめ市に提出する形での償還払い、認可外保育施設等については保護者が書類を市に提出する形での償還払いとしている。

(2) 市における施設型給付等の推移

① 施設型給付を受けない幼稚園

	対象施設数	給付認定子ども数	支給額(千円)
令和2年度	138	16,470	5,083,626
令和3年度	126	15,378	4,718,045
令和4年度	115	13,477	4,138,295

※認定子ども数は国報告値の月平均

② 預かり保育（償還払い）

	対象施設数	給付認定子ども数	支給額(千円)
令和2年度	156	5,032	195,144
令和3年度	157	3,922	223,007
令和4年度	160	4,355	234,811

③ 認可外保育施設

	対象施設数	給付認定子ども数	支給額(千円)
令和2年度	266	982	326,800
令和3年度	262	1,008	353,521
令和4年度	278	926	336,536

(3) 事務の概要

① 施設型給付を受けない幼稚園の教育部分（法定代理受領）

1 概算支払(4月から6月分の支払の場合)

スケジュール	事務内容
前年度2月	・各施設から市の請求書フォーマットと1月末時点の在籍見込み児童に基づく名簿を郵送若しくはメールで受領する。 ・受領した請求書についてチェック作業を行う。
4月	・総合振込データ支出内容を入力し、支出命令の決裁を行う。

2 年度末精算

スケジュール	事務内容
翌年度4月	・各施設から市の請求書フォーマットと3月末の在籍児童数に基づく名簿を郵送若しくはメールで受領する。 ・受領した請求書のチェック作業を行う。
5月	・総合振込データ支出内容を入力し、支出命令の決裁を行う。

② 預かり保育（償還払い）

4月から6月分の支払の場合

スケジュール	事務内容
7月	・各施設が取りまとめた保護者からの請求書、提供証明書及び利用者名簿を郵送で受領する。 ・受領した書類を委託業者に渡し、委託業者は請求額等のチェック作業を行う。
8月	・委託業者が総合振込データ支出内容を入力し、市が確認の上支出命令の決裁を行う。

③ 認可外保育施設等（償還払い）

4月から5月分の支払の場合

スケジュール	事務内容
6月	・市の請求書フォーマットと施設からの領収書兼提供証明書を保護者が郵便、市役所への持参等で提出し、市が受領する。 ・受領した資料を紙で委託業者に提出し、委託業者がシステムに入力する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者が入力チェックをしたデータを受領し、市で再度入力チェックを行う。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者が総合振込データ支出内容を入力し、市が確認の上支出命令の決裁を行う。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・システムから支払通知書をデータ出力し、委託業者に渡す。 ・委託業者は支払通知書を印刷し保護者に郵送する。

(4) 監査の視点

施設等利用費給付の算定及び給付に係る事務の執行を監査するに当たっての着眼点は以下のとおりである。

- ・施設等利用費給付の算定及び給付に係る事務は法令、条例等に基づき行われ、合規性が遵守されているか。
- ・施設等利用費給付の算定及び給付に係る事務の公平性は確保されているか。
- ・施設等利用費給付の算定及び給付に係る事務は正確に行われているか。
- ・施設等利用費給付の算定及び給付に係る事務フローは効率性・有効性を考慮し適切に整備運用されているか。

(5) 実施した監査手続

施設等利用費給付の算定及び給付に係る事務の執行について実施した監査手続は以下のとおりである。

- ・関連法令等の閲覧
- ・所管課担当者への質問
- ・施設等利用費給付の算定及び給付事務に係るサンプル資料閲覧

(6) 監査の結果及び意見

【意見7-1】請求書での日割り計算のチェックについて

(現状)

施設型給付を受けない幼稚園の概算支払において受領した請求書について、月の途中で入退所した児童については日割り計算が正しく行われているか確認してエクセルシートに入力している。

(原因、問題点)

請求書は施設から郵送でも受け付けているため、紙での確認作業とエクセルシートへの手入力作業が必要となる。チェック項目に複雑なものは少ないが、目視での確認作業と手入力作業は効率的ではないと考えられる。

(改善提案)

利用者の利便性のため、郵送での受け付けも可能としていることから、エクセルシートでの入力時に誤ったまま申請しないための工夫が必要と考えられる。

施設型給付を受けない幼稚園の概算支払における日割り計算の確認は、エクセルシートを用いて自動で日割り計算ができるよう関数を組み、数式が変更されないよう保護をかけることで、日割り計算の確認作業を省略することも可能と考えられる。

また、預かり保育の償還払いについては、個人情報取り扱いや費用対効果も考慮する必要はあるが、保護者の利便性向上や施設との連携強化のためシステム化するなど、給付事務全体を効率的に行う方法も検討することも必要と考える。

8 市立保育所の運営管理

(1) 平成 16 年以降の市立保育所民営化方針の概要

市は、平成 16 年に市立保育所の民営化実施計画である「市立保育所の民営化について」を策定・公表した。「市立保育所の民営化について」の中で、行政が主体的に担うべき領域や事業手法について再検討し、民間でできることは民間にゆだねることを基本方針として市立保育所の民営化を行った。

市立保育所の役割を整理明確化し、平成 16 年当時、23 か所あった市立保育所は、保育行政を促進する7か所の市立保育所のみ存続し、それ以外は順次民営化を行っている。

存続する7か所については、地域における子育て拠点として、保育の質の向上のための公開保育の実施や給食調理の実技研修が可能な研修スペースの確保状況、民間との連携が容易な交通の便、緊急時の対応等を考慮し、姪浜保育所、香椎保育所、田隈保育所、那珂保育所、馬出保育所、南庄保育所、千代保育所の7か所を選定している。

市は、存続した市立保育所の役割として以下の4つを掲げている。

1 保育内容の向上のための研究・研修

保育所における保育内容については、保育所保育指針に基づき実施することとなっておりますが、実際の保育業務を通して一般的な保育内容の他、人権同和保育の推進、障害児保育の充実・向上、食育などを行っており、そのための教材の開発やマニュアルの作成を行い、研修などを通して全市の保育所に広めます。

また、今まで市立保育所では行っていなかった長時間延長保育・一時保育などの特別保育にも取り組みます。さらに、これから求められるであろう「新しい保育」についても研究し、それによって得られた成果を、福岡市全体の保育の向上につながるよう努めます。

2 指導・研修業務の人材養成

本市ではすべての保育所に対し、保育内容などについて指導監査し、保育の質の維持・向上に努めています。そのために、業務に精通した知識と経験豊かな人材の養成と職員の確保を今後も行います。また、認可外保育施設に対する指導監督について充実するとともに、市民への情報提供などに勤めます。

3 緊急時の対応

保育所で集団食中毒が発生した場合など、緊急に行政としての対応が必要なときは、市立保育所の職員が対応を行い、保育の確保が必要な場合には臨時の保育施設の開設を行います。

ない場合は行政の役割として対応します。

4 市立保育所における子育て支援

(1) 特別保育の充実

保育需要の増大により、各保育所では余裕保育室を活用した子育て支援などへの取り組みが厳しくなっており、市立保育所でも子育て支援の一環として、多様な保育ニーズに対応するため、指導能力の確保と併せて延長保育や休日保育、一時保育など特別保育の充実を図ります。

(2) 地域の子育て支援

保育所は、子育てや食育について専門的ノウハウを有しており、保育に欠ける児童のみならず、地域における子育て拠点の一つとして、すべての子どもの健全育成のため、その役割を果たすことが期待されており、今後とも地域の子育てを支え、気軽に利用できる社会資源として、地域社会における保育所の役割を果たします。

その中で、市立保育所は、地域の子育て支援とともに保育所同士の連携ができるよう、各保育所の子育て支援の助言や調整などの機能を担い、情報提供や人的交流を行います。

(出典:市提供資料 市立保育所の見直しについて(平成16年7月))

(2) 各保育所の概要

平成 16 年以降の市立保育所民営化方針の概要に記載のとおり、令和4年度現在、市の市立保育所は7か所あり、その概要は以下のとおりである。

●姪浜保育所

姪浜	所在地	福岡市西区内浜1丁目5-8				
	設立年月日	昭和 27 年3月 31 日				
	面積(敷地)	3,430 m ²				
	施設名	本園①		本園②		
	築年数	28 年		4年		
	固定資産取得価額	93,402 千円		406,072 千円		
	減価償却累計額	55,481 千円		36,546 千円		
	簿価	37,921 千円		369,525 千円		
	備品	18,100 千円				
	定員数	160 人(平成 30 年度は 100 人)				
	園児在籍状況(人)					
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	在籍数	108	160	170	163	164
	職員在籍状況(人)					
	職員数※	18	28	28	27	29
(うち保育士数)	14	23	23	22	24	

●香椎保育所

香椎	所在地	福岡市東区香椎駅前2丁目 16-23				
	設立年月日	昭和 27 年3月 31 日				
	面積(敷地)	1,911.57 m ²				
	築年数	12 年				
	固定資産取得価額	208,873 千円				
	減価償却累計額	50,547 千円				
	簿価	158,326 千円				
	備品	21,514 千円				
	定員数	220 人				
	園児在籍状況(人)					

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍数	224	220	210	211	212
職員在籍状況(人)					
職員数※	37	37	35	35	37
(うち保育士数)	31	31	29	29	31

●田隈保育所

田隈	所在地	福岡市早良区野芥2丁目6-12				
	設立年月日	昭和 30 年4月				
	面積(敷地)	907.5 m ²				
	築年数	51 年				
	固定資産取得価額	42,860 千円				
	減価償却累計額	42,859 千円				
	簿価	0 千円				
	備品	15,017 千円				
	定員数	100 人				
	園児在籍状況(人)					
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	在籍数	101	103	100	96	95
	職員在籍状況(人)					
	職員数※	21	22	23	22	21
(うち保育士数)	17	17	17	17	16	

●那珂保育所

那珂	所在地	福岡市博多区竹下5丁目 14-7			
	設立年月日	昭和 30 年4月5日			
	面積(敷地)	2,037.98 m ² (本園①) 495.90 m ² (本園②)※0,1 園舎			
	施設名	本園①		本園②	
	築年数	33 年		14 年	
	固定資産取得価額	151,410 千円		85,773 千円	

減価償却累計額	103,261 千円	39,112 千円			
簿価	48,148 千円	46,660 千円			
備品	26,990 千円				
定員数	180 人				
園児在籍状況(人)					
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍数	193	189	188	186	180
職員在籍状況(人)					
職員数※	34	34	33	35	35
(うち保育士数)	27	27	27	28	28

●馬出保育所

馬出	所在地	福岡市東区馬出2丁目 11-21				
	設立年月日	昭和 23 年7月 1日				
	面積(敷地)	1,222.63 m ²				
	施設名	本園	園舎			
	築年数	51 年	29 年			
	固定資産取得価額	90,408 千円	25,751 千円			
	減価償却累計額	90,408 千円	21,630 千円			
	簿価	0 千円	4,120 千円			
	備品	26,683 千円				
	定員数	110 人				
	園児在籍状況(人)					
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	在籍数	126	125	114	106	105
	職員在籍状況(人)					
職員数※	21	21	22	21	23	
(うち保育士数)	17	17	18	17	19	

●南庄保育所

南庄	所在地	福岡市早良区小田部1丁目 30-5
----	-----	-------------------

設立年月日	昭和 50 年4月2日				
面積(敷地)	991.14 m ²				
築年数	48 年				
固定資産取得価額	70,806 千円				
減価償却累計額	70,806 千円				
簿価	0 千円				
備品	17,013 千円				
定員数	100 人				
園児在籍状況(人)					
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍数	101	100	90	89	84
職員在籍状況(人)					
職員数※	16	16	16	16	16
(うち保育士数)	13	13	13	13	13

●千代保育所

千代	所在地	福岡市博多区千代5丁目 13-1				
	設立年月日	昭和 30 年7月 12 日				
	面積(敷地)	2,988.78 m ² (905.7 坪)				
	築年数	50 年				
	固定資産取得価額	209,575 千円				
	減価償却累計額	209,575 千円				
	簿価	0 千円				
	備品	38,029 千円				
	定員数	190 人				
	園児在籍状況(人)					
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	在籍数	206	205	206	194	173
	職員在籍状況(人)					
	職員数※	38	36	34	36	38
(うち保育士数)	31	30	28	30	32	

なお、令和4年度末の固定資産台帳の整備が令和5年度末の完了見込みであることから、各保育所の財産の状況については、令和3年度末の固定資産台帳に基づき、令和3年度末の状況を記載している。

7園のうち、4園については固定資産の耐用年数が経過し、残存簿価が0千円となっていることから、施設の老朽化が進んでいる状況がうかがえる。

(3) 各市立保育所単位の収支状況

令和4年度における各保育所の収支状況の状況は以下のとおりである。

なお、歳出には保育所職員の給与等人件費は含まれていない。

(歳 出)

(単位:円)

予算科目		姪浜 保育所	香椎 保育所	田隈 保育所	那珂 保育所	馬出 保育所	南庄 保育所	千代 保育所
報償費		296,647	240,007	209,850	233,346	240,722	256,127	417,537
需用費	印刷消耗品費	4,317,645	3,916,778	3,098,686	4,470,249	3,300,509	2,801,108	5,176,124
	被服費	158,840	174,075	126,720	178,332	97,702	78,672	180,895
	光熱水費	5,997,273	8,028,467	4,325,967	6,060,012	4,520,565	3,731,804	6,076,263
	食糧費	5,496	-	-	-	-	-	-
	修繕料	181,820	309,210	186,670	29,700	157,300	189,101	471,735
	給食費	11,769,250	16,858,026	7,820,101	13,336,657	8,662,382	6,525,467	15,163,881
役務費		491,234	436,291	324,787	376,859	138,733	220,162	476,330
委託料		3,088,261	3,895,356	1,803,728	4,364,900	2,251,395	3,465,204	3,528,777
使用量及び 賃借料	自動車借上料	43,150	43,150	43,150	43,460	43,150	43,150	43,150
	借損料	102,443	85,800	78,840	75,240	75,240	75,240	75,240
原材料費		92,742	97,460	11,144	48,675	6,050	28,939	18,150
備品購入費	機械器具等	788,728	-	461,450	508,090	617,080	515,360	582,780
負担金・補 助金及び交 付金	福岡市保育連盟負 担金	53,500	71,500	45,500	69,500	43,500	33,500	71,500
	諸会議費負担金	19,500	19,500	44,000	58,500	41,500	19,500	51,500
歳 出 合 計		27,406,529	34,175,620	18,580,593	29,853,520	20,195,828	17,983,334	32,333,862

(歳 入)

(単位:円)

予算科目		姪浜 保育所	香椎 保育所	田隈 保育所	那珂 保育所	馬出 保育所	南庄 保育所	千代 保育所
分担金及び 負担金	こども育成支援費 負担金	1,414,131	1,835,889	810,437	1,554,717	893,135	752,549	1,711,842
	日本スポーツ振興セン ター保護者負担金	32,500	44,250	17,750	31,750	19,000	16,250	27,250
国庫支出金	こども育成支援費 補助金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
財産収入	物品売払収入	4,290	6,270	1,980	4,950	1,650	2,640	6,050
諸収入	児童措置費収入	89,839,389	116,633,592	51,486,901	98,770,790	56,740,667	47,809,265	108,752,944
	その他の雑入	33,180	-	-	-	-	-	-
歳 入 合 計		91,823,490	119,020,001	52,817,068	100,862,207	58,154,452	49,080,704	110,998,086

(出典:市提供資料 各市立保育所充当表より)

(4) 保育所運営に係る事務の概要

市立保育所における職員の1日のスケジュール

	保育士	調理業務員
7:00	【保育】 ・ 7:00～1 部屋で合同保育 ・ 7:30～3 部屋に分かれて保育 ・ 8:00～5 部屋に分かれて保育 ・ 8:30～7 部屋に分かれて保育 以後、クラス毎の保育	調理 食器等洗浄 事務処理
7:30		
8:00		
8:30		
11:00		
11:15		
11:30		
12:00	【休憩及び事務作業】 ・ クラス毎に交代で休憩(45 分)をとる ・ 休憩以外の時間で事務作業をする	休憩
12:15		
12:30		
13:00		
14:30	【保育】 ・ 17:30～クラス毎の保育から、0 歳児 2 クラス、1 歳児 3 クラス、2 歳児 2 クラスは、それぞれの歳児で合同保育。3 歳以上児は 1 クラスに集まり合同保育。 ・ 18:00～延長保育（おやつや給食の提供） ・ 19:00～1 部屋で合同保育	調理・洗浄
14:45		
15:00		
15:15		給食室内の清掃
15:30		給食室外の清掃
15:45		事務処理
16:00		
16:30		調理・洗浄
17:30		
18:00		
19:00		
20:00		

(出典:市提供資料 香椎保育所の1日の業務内容より引用)

保育士は上記の1日の流れに記載の直接的に子どもと接する業務(コンタクトタイム)以外にも、各種イベントの計画・準備・後片付けや連絡帳の記入・受け渡し、研修受講、保育計画や保育記録の作成等、事務作業等の直接的には子どもと触れ合わない業務(ノンコンタクトタイム)があり、その業務割合は「令和元年度 保育士の業務の負担軽減に関する調査研究 事業報告書(令和2年3月 厚生労働省)」によれば、以下のように分析されている。

	割合
コンタクトタイム(CT)	66.1%
ノンコンタクトタイム(NCT)	33.9%

(出典:「令和元年度 保育士の業務の負担軽減に関する調査研究 事業報告書(令和2年3月 厚生労働省)」)

(5) 市と国及び他自治体との保育士配置基準

市と国及び他自治体との保育士配置基準を比較すると以下のとおりである。

園児年齢	福岡市	国	北九州市	横浜市	京都市	神戸市 (※2)	企業主導型 保育(※2)
0	3:1	3:1	3:1	3:1	3:1	3:1	3:1
1	6:1	6:1	5:1	4:1	5:1	6:1	6:1
2	6:1	6:1	6:1	5:1	6:1	6:1	6:1
3	20:1	20:1	20:1	15:1	15:1	20:1	20:1
4, 5	30:1	30:1	30:1	25:1	25:1	30:1	30:1

※園児数対保育士の数を記載している。

※2神戸市及び企業主導型保育においては、国基準に加えて1名の保育士の配置を必要とする。

市の保育士配置基準は国の保育士配置基準と同様の配置数となっている。

市と同様に国の保育士配置基準と同様の配置数となっている自治体もあれば、例えば横浜市や京都市は国の配置基準よりも全体的に保育士の担当する園児数を少なくしている。そのほか、特に負担が大きいと判断する1歳児に対する保育士の配置を国基準よりも厚くしている自治体も存在する。

(6) 監査の視点

市立保育所運営に係る事務の執行を監査するに当たって、以下の視点に基づき監査を実施した。

① 【施設管理・遊具管理】

- ・園児利用箇所及び職員利用箇所に係る維持管理が適切に実施されているか。
- ・保育所の修繕要望に係る市の対応は適切に行われているか。
- ・施設営繕や改修は作成した長寿命化計画に基づいて実施されているか。
- ・遊具は安全管理表に従って点検が行われ、管理が行われているか。
- ・園児や職員の安全な施設利用に際して必要な老朽化対策が行われているか。

② 【安全管理】

- ・保育所施設の安全管理や防犯・防災対策は適切に行われているか。
- ・消防計画は現在の社会情勢を踏まえて計画が策定されているか。
- ・提出した消防計画に従って避難訓練及び消火訓練等を行っているか。

③ 【通帳管理・現金同等物管理】

- ・保育所が保有する通帳及び切手や IC カード、タクシーチケット等現金同等物の現物は鍵のかかる金庫等で管理されているか。
- ・管理簿にて払出や受入等の管理が行われているか。

④ 【委託・調達事務】

- ・委託契約や食材等の調達事務は法令・条例等に基づき行われ、合規性が遵守されているか。
- ・委託契約や食材等の調達事務に際しては、経済性や効率性等が考慮されているか。

⑤ 【備品管理】

- ・備品管理は、会計規則等に従って行われているか。
- ・備品の現物管理は良好か。
- ・不要な備品が放置されていないか。備品台帳に記載の備品は有効に活用されているか。

⑥ **【労務管理】**

- ・市立保育所における出退勤管理等、労務管理資料は適切に保管・管理されているか。
- ・常勤職員の出退勤管理や会計年度任用職員(非常勤)の労務管理は適切に管理・承認が行われているか。
- ・職員の時間外労働は適切に把握され、管理されているか。
- ・職員の休憩時間は必要な時間が確保されているか。

⑦ **【文書管理・情報管理】**

- ・市立保育所における個人情報を含む文書管理は適切に行われているか。
- ・PC、USB や SD カード等、情報管理に係る備品の管理は適切に行われているか。

⑧ **【効率的な保育所運営】**

- ・市立保育所の運営に係る各事務は効率性・有効性が考慮されているか。
- ・ICT システム等を活用して、保育所運営の関連業務を効率的に実施しているか。
- ・そのほか、保育所現場の課題に対する市の対応は適時・適切に行われているか。

(7) 実施した監査手続

実施した監査手続は下記のとおりである。

① 市立保育所の現状分析・課題把握

市立保育所の現状分析・課題把握のため、以下の監査手続を実施した。

- ・全市立保育所へのアンケート調査の実施
- ・アンケート回答の集計・課題分析
- ・視察を行った市立保育所長へのヒアリング

また、市立保育所へのアンケートは、以下の様式に基づき、回答を求めた。

市立保育所向けアンケート様式

保育所名: _____

各項目についてのアンケート ※(○択より選択)及び(自由記載)

項目	No	質問内容	回答
労務環境	1-1	保育所職員の数について、平成 30 年～令和4年の過去5年で急な職員の退職や休職等で、市の条例で定める設置基準を一時的にでも充足できなかつたことがありましたか？	(2択より選択) ①下回ったことはない/②下回ったことがある
	1-2	保育所職員の数について、現在の体制よりも職員数を増強した方がよいと考えられる時間帯や業務がありますか？	(2択より選択) ①ある/②ない
	1-3	上記1-2で「①ある」と回答の場合、特に増強をした方がよい <u>時間帯や業務</u> を具体的に記載ください	(自由記載)
	1-4	上記1-3で回答した時間帯や業務を記載した理由について、具体的な事実関係や要因を記載ください。	(自由記載)
	1-5	職員の勤務管理はどのような方法で	(自由記載)

項目	No	質問内容	回答
		行っていますか？	
	1-6	職員の勤務状況について、時間外労働は発生していますか？	(3択より選択) ①恒常的に発生している(職員一人当たり月に20時間以上) /②まれに発生している(職員一人当たり月に5時間以上～20時間未満) /③ほとんど発生していない(職員一人当たり月に5時間未満)
	1-7	上記1-6で「①恒常的に発生している/②まれに発生している」と回答の場合、その要因は何と考えられますか？	(自由記載)
	1-8	職員の勤務状況について、勤怠登録されていない労働時間は発生していますか？	(3択より選択) ①恒常的に発生している/②まれに発生している/③発生していない
	1-9	上記1-8で「恒常的に発生している/まれに発生している」と回答の場合、その要因は何ですか？	(自由記載)
	1-10	非常勤職員(保育士、調理業務員等)を募集し、応募者が少ない等で採用が困難であったことがありますか？	(2択より選択) ①採用で困ったことはない/②採用が困難だったことがある
	1-11	上記1-10で「②採用が困難だったことがある」と回答の場合、その要因は何と考えられますか？	(自由記載)
	1-12	職員の労働環境について、改善要望があれば内容をご記入ください。 (複数回答可)	(自由記載)
	1-13	職員(非常勤職員を含む)に対する研修に参加する機会は十分に与えられていると思いますか？	(2択より選択) ①十分に与えられている/②十分に与えられていない
	1-14	上記1-13で「②十分に与えられていない」と回答の場合、十分に与え	(自由記載)

項目	No	質問内容	回答
		られていないと思う理由を教えてください。	
	1-15	職員(非常勤職員を含む)に対する研修の内容は保育所運営に役立つものとなっていますか？	(2択より選択) ①役立っている/②改善の余地がある
施設管理	2-1	<u>園児の安全を維持するために必要な修繕</u> は全て予算措置が行われ、適切な修繕が行われていると思われませんか？	(2択より選択) ①十分に行われている/②十分に行われていない
	2-2	<u>職員にとって良好な職場環境を維持するために必要な修繕</u> は全て予算措置が行われ、適切な修繕が行われていると思われませんか？	(2択より選択) ①十分に行われている/②十分に行われていない
	2-3	上2-1、2-2で「十分に行われていない」と回答の場合、現時点で保育所で必要な修繕の内容について教えてください。	(自由記載)
	2-4	令和2年～4年の間に緊急修繕や緊急工事を行ったことがあれば教えてください。 またその際の着手と完了の対応スピードについて教えてください。	(自由記載)
	2-5	保育所に必要な備品の数は不足なく十分と思いますか。	(2択より選択) ①十分である/②十分ではない
	2-6	保育所に必要な備品の維持管理は良好にされていると思いますか。	(2択より選択) ①良好である/②良好でないものがある
	2-7	上記2-5、2-6で「十分ではない」「良好ではないものがある」と回答の場合、現時点で保育所で必要な備品の内容について教えてください。	(自由記載)
	2-8	①遊具の点検はどのくらいの頻度で行っていますか？	(自由記載)

項目	No	質問内容	回答
		②また、遊具の点検は職員による点検か業者への委託かを教えてください。	
給食・副食	3-1	給食・副食について(味、食、仕入先、価格、事務手続などの面で)改善が必要と感じることはありますか？	(2択より選択) ①改善の余地があると感じることがある/②特に不満等を感じることはない
	3-2	上記3-1で「改善の余地があると感じることがある」と回答の場合、不満や改善が必要と感じる内容を教えてください。	(自由記載)
業務等	4-1	保育所における事務作業で、時間がかかる事務や人員を要する事務がありますか？	(2択より選択) ある/ない
	4-2	上記4-1で「ある」と回答の場合、特に時間がかかる事務や人員を要する事務作業があれば教えてください。	(自由記載)
	4-3	保育所における事務作業で、保育所の現場でなくてもできると考えられる事務作業があれば教えてください。	(自由記載)
	4-4	①利用者(保護者)からの要望や苦情をどのように把握していますか。 ②また記録簿等、管理記録がありますか。	(自由記載)
	4-5	利用者(保護者)からの要望や苦情への対応はどのように対応・記録していますか。	(自由記載)
課題	5-1	保育所の運営において現在抱えて	(2択より選択)

項目	No	質問内容	回答
認識		いる課題や問題点がありますか？	①ある/②ない
	5-2	上記5-1で「ある」と回答の場合、具体的にどのような課題や問題点を抱えているか教えてください。	(自由記載)
	5-3	上記5-1で「ある」と回答の場合、その課題や問題点への対応を行われていますか？	(2択より選択) ①行っている/②行っていない
	5-4	上記5-3で「行っている」と回答の場合どのような対応を行っているか教えてください。	(自由記載)
	5-5	上記5-3で「行っていない」と回答の場合、対応を行っていない理由を教えてください。	(自由記載)

② 保育所の視察

各保育所からのアンケート回答結果、各保育所の開設年度や市が作成した長期修繕計画、定員数、職員状況等を踏まえて、保育所運営に係るヒアリング及び保育所施設や備品等の管理状況、労務管理資料の閲覧等の監査手続を行った。

視察対象とした保育所

No	保育所名	監査人視察日
1	那珂保育所	10/17
2	姪浜保育所	10/19
3	馬出保育所	10/24
4	千代保育所	10/26
5	南庄保育所	11/8

そのほか、資料の閲覧や担当部署へのヒアリングにより、以下の手続を実施した。
なお、保育所視察にて行った監査手続は、(※)としている手続である。

ア【施設管理】

市立保育所の施設管理・遊具管理状況の確認のため、以下の監査手続を実施した。

- ・視察対象の保育所施設の管理状況・老朽化対応状況の視察(※)
- ・市が委託した市有建築物定期(劣化)点検報告書の閲覧及び対応状況の確認
- ・各保育所が作成する安全点検表チェックリストの閲覧(※)
- ・市が作成した市立保育所に係る長期修繕計画の把握
- ・各保育所のアスベスト含有の状況の把握
- ・各保育所のハザードマップの把握及び耐震化状況等の把握
- ・遊具管理に係る市の管理マニュアルの把握
- ・各保育所が作成する安全点検表チェックリストの閲覧(※)
- ・視察対象の園庭遊具管理状況の視察(※)

イ【安全管理】

市立保育所の安全管理状況の確認のため、以下の監査手続を実施した。

- ・視察対象の保育所に係る防犯状況の確認(※)
- ・視察対象の保育所に係る消防計画の策定状況及び避難訓練等の実施状況の確認(※)

ウ【通帳管理・現金同等物等管理】

市立保育所の通帳等管理状況の確認のため、以下の監査手続を実施した。

- ・通帳管理・現金同等物(切手、タクシーチケット、ICカード等)管理に係る関連規則の把握(※)
- ・通帳及び現金同等物の保管状況の確認(※)
- ・会計出納員証明の閲覧(※)
- ・現金同等物の管理表の閲覧(※)
- ・保育所における預り金の有無及び関連規程の把握
- ・預り金の管理状況のヒアリング及び視察(※)

エ【調達事務】

市立保育所で行っている調達事務の確認のため、以下の監査手続を実施した。

- ・保育所における食材等の調達事務に係る関連規則の把握
- ・調達事務フローの把握
- ・調達事務に係る業者選定、契約締結、納品、支払に至る一連の関連資料の閲覧

オ【委託契約】

市立保育所運営のために指導監査課にて行っている委託の確認のため、以下の監査手続を実施した。

- ・委託契約に係る関連規則の把握
- ・委託契約に係る業者選定から契約締結、業務完了、支払に至る一連の関連資料の閲覧

カ【備品管理】

市立保育所の備品管理状況の確認のため、以下の監査手続を実施した。

なお、現物管理であるため、視察対象施設のみ手続を実施した。

- ・備品管理に係る関連規則の把握
- ・備品台帳の閲覧
- ・備品の管理状況の視察(※)

キ【労務管理・シフト管理】

保育所職員の労務管理及シフト管理事務の確認のため、以下の監査手続を実施した。

なお、労務管理資料は主に紙で保育所にて保管されている状況であったことから、視察対象施設のみ手続を実施した。

- ・保育所職員(常勤職員、非常勤職員)に係る労務管理事務フローの概要の把握
- ・常勤職員のタイムカード及び労務管理資料の閲覧(※)
- ・非常勤職員に係る労務管理・勤怠管理資料の管理状況の視察(※)
- ・常勤職員・非常勤職員に係る時間外労働状況の把握
- ・保育所職員の日々のシフト表の閲覧(※)

ク【文書管理・個人情報管理】

保育所における公文書管理・個人情報管理確認のため、以下の監査手続を実施した。

- ・文書管理及び個人情報管理に係る関連規則の把握
- ・保育所における文書管理及び情報資産管理の状況の視察(※)

ケ【効率的な保育所運営】

そのほか、保育所において効率的な業務運営が行われているかを確認するため、以下の監査手続を実施した。

- ・保育所運営に係る関連業務の把握
- ・保育士、調理事務員の日々の業務内容の把握及び関連資料の閲覧
- ・令和6年度以降、全市立保育所で導入予定の保育業務システムの概要の把握
- ・先行して保育システムを導入している田隈保育所担当者へのヒアリングの実施
- ・市立保育所と各区役所及び市役所本庁との業務分担の把握

(8) 監査の結果及び意見

① アンケート分析の結果

a 各設問のアンケート回答の結果

アンケートの調査結果は以下のとおりである。

全市立保育所より回答を入手し、アンケート結果及び回答を抜粋して記載した。

項目	No	質問内容	アンケート結果・回答抜粋
労務環境	1-1	保育所職員の数について、平成30年～令和4年の過去5年で急な職員の退職や休職等で、市の条例で定める設置基準を一時的にでも充足できなかったことがありましたか？	全ての保育所において、①下回ったことはないとの回答であり、設置基準を下回ったことないとのことであった。
	1-2	保育所職員の数について、現在の体制よりも職員数を増強した方がよいと考えられる時間帯や業務がありますか？	全7保育所中、6か所で①あるとの回答であった。
	1-3	上記1-2で「①ある」と回答の場合、特に増強をした方がよい <u>時間帯や業務</u> を具体的に記載ください。	時間帯としては主に朝(特に登所時)/夕方(特に降所時)に増強を求める回答であった。 ほか、配慮が必要な子どもへの対応やアレルギー対応、外国籍の子ども・保護者への対応等、業務内容についての回答の記載も見られた。
	1-4	上記1-3で回答した時間帯や業務を記載した理由について、具体的な事実関係や要因を記載ください。	非常勤職員では対応が難しい時間帯があることや非常勤職員の採用希望数に達していないことについての回答が見られた。 また、さぼ～と保育対象の子(注1)や配慮が必要な子どもの対応ができる職員が少ないことを理由としてあげる保育所もあった。
	1-5	職員の勤務管理はどのような方法	全ての保育所で会計年度任用職員

項目	No	質問内容	アンケート結果・回答抜粋
		で行っていますか？	については紙で勤怠管理しており、また、常勤職員も出退勤についてはタイムカードにて紙で管理しているとの回答であった。
	1-6	職員の勤務状況について、時間外労働は発生していますか？	全ての保育所で ②まれに発生している(職員一人当たり月に5時間以上～20時間未満)との回答であった。
	1-7	上記1-6で「①恒常的に発生している/②まれに発生している」と回答の場合、その要因は何と考えられますか？	全ての保育所で職員の急な休みの対応に係る回答があった。 ほか、保護者対応、行事準備、保育所内研修についても要因として挙げられていた。 また、3歳児クラスを1名担任制としている保育所では、常勤職員の業務負担が多くなっていることや園児の保育時間の長時間化も要因と回答があった。
	1-8	職員の勤務状況について、勤怠登録されていない労働時間は発生していますか？	全ての保育所で②まれに発生しているとの回答であった。
	1-9	上記1-8で「恒常的に発生している/まれに発生している」と回答の場合、その要因は何ですか？	ほとんどの保育所で「書類作成などで時間外勤務の申請をせずに残っている職員がいる(申請を促すがすぐに帰るからと申請しないことがある)」との回答であり、そのほか保護者対応や、急に時間確保できた際に職員グループや第三者評価に向けた話し合いなどを行うことがあるとの回答であった。
	1-10	非常勤職員(保育士、調理業務員等)を募集し、応募者が少ない等で採用が困難であったことがありますか？	全ての保育所で②採用が困難だったことがあるとの回答があった。

項目	No	質問内容	アンケート結果・回答抜粋
	1-11	上記1-10で「②採用が困難だったことがある」と回答の場合、その要因は何と考えられますか？	勤務時間、仕事内容が希望と合わないとの回答が全ての保育所の回答で見られた。特に調理業務員はほぼ応募がない、公募しても希望者が極めて少ない等、応募条件が希望者と合わないとの声があった。実際に、各保育所の職員の高齢化状況を確認したところ、特に調理業務員について高齢化の進行顕著であった。 また、任用期間の希望とのアンマッチがあり、条件が合わないためとする保育所の回答もあった。
	1-12	職員の労働環境について、改善要望があれば内容をご記入ください。(複数回答可)	常勤職員の増加や朝や夕方の時間帯、休日保育・延長保育の職員の確保等、人的なリソースに係る要望が多くあった。 ほか、相談室確保や休憩室の拡張等、保育所の施設面での要望も一部にはあった。 また、保育業務の簡素化という、業務に関する要望も1か所回答があった。
	1-13	職員(非常勤職員を含む)に対する研修に参加する機会は十分に与えられていると思いますか？	①十分に与えられていると②十分に与えられていないと回答した保育所が概ね半々であった。特に非常勤職員において機会が与えられていないとの回答もあった。
	1-14	上記1-13で「②十分に与えられていない」と回答の場合、十分に与えられていないと思う理由を教えてください。	②十分に与えられていないと回答した全ての保育所で、研修の代替要員の確保が困難である旨の回答であった。
	1-15	職員(非常勤職員を含む)に対する研修の内容は保育所運営に役立つものとなっていますか？	全ての保育所の回答で①役立っているとの回答であった。 研修は保育の質の確保に役立つものとなっていると考えられるが、その

項目	No	質問内容	アンケート結果・回答抜粋
			機会をどのように確保するかが課題となっている。
施設管理	2-1	<u>園児の安全を維持するために必要な修繕は全て予算措置が行われ、適切な修繕が行われていると思われませんか？</u>	①十分に行われていると②十分に行われていないと回答した保育所がそれぞれ4か所と3か所であった。
	2-2	<u>職員にとって良好な職場環境を維持するために必要な修繕は全て予算措置が行われ、適切な修繕が行われていると思われませんか？</u>	②十分に行われていないと回答した保育所が2-1の設問よりも多く、5か所であった。園児の安全管理対策に比べて、職員の職場環境を保つための修繕は対応が遅れていると考えられる。
	2-3	上2-1、2-2で「十分に行われていない」と回答の場合、現時点で保育所で必要な修繕の内容について教えてください。	建築年度が古い保育所についてはテラス屋根の老朽化、サビ、給食室・休憩室の雨漏り、園舎裏の降雨時の水だまりなど、全体的な老朽化に係る回答があった。 また、職員トイレの温便座化、職員の休憩室のスペースの確保など職場環境の改善要望の回答があった。 なお、馬出保育所からは園児のトイレの空調や手洗い場の水道栓に係る回答があったが、馬出保育所は現状の場所から建替え・移転が決まっている保育所であった。
	2-4	令和2年～4年の間に緊急修繕や緊急工事を行ったことがあれば教えてください。 またその際の着手と完了の対応スピードについて教えてください。	全7保育所中、6か所で緊急修繕や緊急工事を行った実績があった。 台風被害や門扉の電子錠故障、給水、シャワー水洗の故障など、保育所の安全面や運営に支障が出る箇所の対応については概ね3日以内に工事完了しているとのことであった。

項目	No	質問内容	アンケート結果・回答抜粋
			ほか、漏電点検や駐車場アスファルト舗装修繕、空調故障などについても概ね1か月程度で対応が行われているとの回答であった。
	2-5	保育所に必要な備品の数は不足なく十分と思いますか。	全7保育所中、2か所で②十分ではないとの回答であった。
	2-6	保育所に必要な備品の維持管理は良好にされていると思いますか。	1つの保育所が②良好でないものがあるとの回答であった。
	2-7	上記2-5、2-6で「十分ではない」「良好ではないものがある」と回答の場合、現時点で保育所で必要な備品の内容について教えてください。	2-5で備品の数が不足していると回答した保育所は、主に遊具に関する要望であった。 また手洗い場が古いため、発達に則したものとしてほしいとの回答もあった。 2-6の備品維持で園児のトイレの空調や手洗い場の水道栓に係る回答があったが、馬出保育所は現状の場所から建替え・移転が決まっている保育所であった。
	2-8	①遊具の点検はどのくらいの頻度で行っていますか？ ②また、遊具の点検は職員による点検か業者への委託かを教えてください。	全ての保育所で職員による自主点検を月に1回実施しているとの回答であった。
給食・副食	3-1	給食・副食について(味、食、仕入先、価格、事務手続などの面で)改善が必要と感ずることはありますか？	全7保育所中、1か所は改善の余地があると感じることがあるとの回答であり、残りの6か所は特に不満等は感じていないとのことであった。
	3-2	上記3-1で「改善の余地があると感じることがある」と回答の場合、不満や改善が必要と感ずる内容を教えてください。	改善の余地があると回答した保育所の内容は、納品時間にバラつきがあり、始業時間よりも前に対応しなければならない。/アレルギーや宗教など配慮が必要な食事の提供に伴い、食

項目	No	質問内容	アンケート結果・回答抜粋
			材を自分たちで探して業者と共有するなどしており、入手ルートの確立が求められるとのことであった。
業務等	4-1	保育所における事務作業で、時間がかかる事務や人員を要する事務がありますか？	全ての保育所で「ある」との回答であった。
	4-2	上記4-1で「ある」と回答の場合、特に時間がかかる事務や人員を要する事務作業があれば教えてください。	全ての保育所で、非常勤職員のシフト表作成に時間がかかるとの回答があった。 ほか、非常勤職員の勤怠システムの入力や人員配置を含めた行事計画の策定についても時間がかかるとの回答があった。
	4-3	保育所における事務作業で、保育所の現場でなくてもできると考えられる事務作業があれば教えてください。	4-2で回答のあった非常勤職員のシフト作成及び、非常勤職員の年末調整について回答があった。
	4-4	①利用者(保護者)からの要望や苦情をどのように把握していますか。 ②また記録簿等、管理記録がありますか。	① 全7保育所中、6か所が口頭(保護者からの直接相談、個人面談等)で聞いた内容を職員がまとめるとのことであった。また、意見箱を設置し、文書で要望書を回収している保育所も複数あった。 ② 保護者からの要望、苦情等は全ての保育所で記録簿にまとめ管理しているとの回答であった。
	4-5	利用者(保護者)からの要望や苦情への対応はどのように対応・記録していますか。	いずれの保育所においても ・要望や苦情の内容を保育所内で協議し、対応している。 ・対応については利用者(保護者)に報告するとともに、記録簿等に対処結果を記載している旨の回答であった。また、顛末について保護者に報

項目	No	質問内容	アンケート結果・回答抜粋
			告するとともに公表していると回答している保育所もあった。
課題認識	5-1	保育所の運営において現在抱えている課題や問題点はありますか？	全7保育所中、6か所があるとの回答であった。
	5-2	上記5-1で「ある」と回答の場合、具体的にどのような課題や問題点を抱えているか教えてください。	人的な課題としては、人員不足により有給の取得が難しい/会計年度任用職員の不足といった人数面での課題や、支援が必要な児童・保護者への対応といった特定の人員への負荷が大きい旨が課題であるとする回答があった。 施設的な課題では、園舎の老朽化や駐車場がない、駐車場が少ないことによる渋滞対応という回答があった。 また、保育所内では残業をつけているが、持ち帰りの仕事は残業がつかないとする旨の回答もあった。
	5-3	上記5-1で「ある」と回答の場合、その課題や問題点への対応が行われていますか？	5-1であると回答した6保育所全てが対応を行っているとの回答であった。
	5-4	上記5-3で「行っている」と回答の場合どのような対応を行っているか教えてください。	保育所内研修や会議等を平日夜だけでなく、土曜日の日中の時間に実施しているなどの時間の工夫や子ども出席状況により事務時間等を確保するなどの回答があった。また、会議や研修等の内容の情報共有を図っているとする保育所もあった。
	5-5	上記5-3で「行っていない」と回答の場合、対応を行っていない理由を教えてください。	老朽化対応依頼は行っているが、予算もあり中々対応されていない旨の回答であった。

(注1) さぼ〜と保育

市では、福岡市さぼ〜と保育(特別支援保育事業)として、障がいや発達の遅れのある児童、

医療的ケアを必要とする児童など、特別な支援が必要な児童を対象として、保育施設に保育士の加配や、市や療養機関による保育施設への助言等の支援を行うことで、他の児童たちとの生活を通して共に成長できるよう支援を行っている。

(出典:市のさぼ〜と保育ちらしより抜粋)

b 総括的なアンケートの分析結果

本アンケートは、労務環境、施設管理、給食・副食、業務等、課題認識の5つの項目に分けて設問を設定していることから、項目毎に総括的な分析を行った。

項目	分析結果
労務環境	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の職員設置基準を下回ることはないものの、登降園やさぼ～と保育等の対応のため、職員の増強が必要との回答がほとんどの保育所からあり、保育士等、保育所職員の業務負担は大きいと予想されることから、その業務負担軽減のための方策を検討する必要がある。 ・研修については全ての保育所で役立っている一方、研修の機会は特に非常勤職員にて十分に与えられてはいないとの回答であった。 <p>保育所運営には常勤職員以外に非常勤職員(会計年度任用職員)が必要な状況が今後も続くと考えられることから、市立保育所における保育の質を確保するため、市は非常勤職員の研修機会の充実のための方策を講ずる必要がある。</p>
施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全を維持するために必要な修繕が十分ではないと回答とした保育所より、職員の職務環境を維持するための必要な修繕が十分ではないと回答した保育所の数が多かったことから、園児の安全対策に比べて、職員の職務環境維持のための修繕は限られた予算の中で現状は後回しになっている状況が考えられる。
給食・副食	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の園では、現在の社会情勢を踏まえて、アレルギー対応や宗教上の対応等、園児の多様性に合わせた対応が業務負担となっている状況が想定され、社会情勢に即した対応が、各保育所での対応となっていることが考えられる。
業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、令和5年度以降、市立保育所の保育業務に係る ICT 化を進めていく過程にあるが、アンケート結果からは現在市が進めている保育業務の ICT 化だけでは解決しない課題も存在すると考えられる。 <p>限られた保育所職員の業務時間を有効活用するためにも、業務の簡略化、ICT 以外にも廃止等を含めた業務の見直しが求められる。</p>
課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・採用については主に非常勤職員(会計年度任用職員)における任用期間の希望や仕事内容のアンマッチのため、特に調理業務員で採用が困難であるとの回答であった。市は、既存の保育所職員の負担を軽減するためにも安定的な人材採用のための方策を講じる必要がある。

② 市立保育所で実施した監査手続の結果

ア【施設管理】

視察対象として選定した5つの市立保育所の保育所施設内を視察した。なお、視察に際しては、主に以下の視点を持って視察を行った。

- ・建物等の老朽化状況が危険な状況のまま放置されていないか。建物躯体の耐用年数を短くする恐れのある修繕対応(雨漏りなど)が放置されていないか。
- ・園児や保育所職員が怪我などの危険な状況に陥る老朽化はないか。
- ・消火設備、消火器などが所定の場所に設置されているか。避難口の案内板があるか。
- ・ドアなどには鍵が設置されており、児童が保育士の付き添いがないまま自由に出入りできないようにされているか。また鍵は園児が届かないように工夫がなされているか。
- ・園内及び事務所内が整理整頓され、保育業務に関連しない備品が放置されていないか。
- ・保育所敷地は有効活用されているか。
- ・保育所敷地は周囲を囲むように十分な高さ及び強度のフェンス等で囲われているか。ブロック塀など倒壊の危険性があるものがないか。
- ・保育所運営で必要な駐車場が十分に確保されているか、駐車場の安全性は配慮されているか。
- ・裏庭や物置き場などは児童が入れないような工夫がされているか。
- ・樹木などは定期的に剪定が行われ、倒木の危険がないか。
- ・出入口は一か所等、必要最小限に制限され、インターフォンや鍵などで自由に出入りができないように工夫されているか。

【意見8-1】那珂保育所及び馬出保育所における階段周りの安全性について

(現状)

・那珂保育所の建屋は1階と2階に保育室等があり、1階と2階は階段で行き来しているが、階段周辺に柵などの設置がなかった。

児童が階段を上り下りしないように、保育士が付き添っているので、柵は設置していないとのことであった。

・馬出保育所の建屋は1階と2階に保育室等があり、3階は屋上への出口と物置のスペースとなっている。

1階と2階は階段で行き来しているが、柵などの設置がなかった。また2階から3階への階段には児童が上がらないようにコーンが置いてあるが、柵などの設置はなかった。

児童が階段を上り下りしないように、保育士が付き添っているので、柵は設置していないとの

ことであった。

(問題点)

保育士が付き添っていても、保育士が目を離した隙に園児が階段を上り下りしてしまうリスクは完全にゼロにはできない。そのため、園児の安全性に懸念がある。

(改善提案)

例えば、姪浜保育所には2階への階段を上がりきったところに廊下に面して柵が設置され、柵の扉を開かないと出入りができないようになっていた。

また、千代保育所は階段には面していないものの、階段のある踊り場に面した廊下に柵が設置されており、児童が自由に出入りができないようになっていた。

保育所の階段やその周辺の構造を検討した上で、階段周辺に何らかの転落防止措置を行うことが望ましい。

施設の状況を考慮しながら、最も適切な方法について検討を進めることが望ましい。

【意見8-2】姪浜保育所における園児立入箇所の柵の設置の必要性について

(現状)

姪浜保育所には園児や保護者を多数収用可能なホールがあり、そこで休日保育等が行われている。ホールの横には園庭から園舎裏側に抜ける通路(段差のある狭い道)があり、児童が園庭から園舎裏側に侵入するのを防ぐため、以下の写真のとおり三画コーンとポールバーを用いた簡易な柵が設置されている。

なお、園舎裏側からは外部へ出ることができないように柵が別途設置されているが、園舎裏側から園庭への逆方向への侵入口には柵が設置されていない。



(監査人が撮影)

(問題点)

園庭は児童が遊戯や外遊びなどを行う場所であり、保育士が児童に危険が及ばないように注意しているとのことであるが、三画コーンとポールバーを使った簡易な柵では、園児が柵を容易に動かすことができ、くぐり抜けることが可能である。そのため、保育士が目を離した際に園庭から園舎裏側に侵入することで、侵入後通路の段差で園児がつまずき怪我をする危険がある。

(改善提案)

裏庭は児童が遊戯や外遊びをすることを前提としておらず、誤って入ってしまうことがないように万全を期すのが望ましい。

ほかの保育所では園庭と裏庭の間にはフェンスと扉を設置し、扉には常時鍵をかけている保育所もあった。姪浜保育所においても、裏庭に児童が誤って入ることがないように工夫されたい。

【意見8-3】千代保育所における駐車場と園庭の間の柵の設置について

(現状)

視察を行った千代保育所の第2園庭は、駐車場と同じ敷地にあるものの、その間には柵が設けられていない状況であった。



(監査人が撮影)

(課題、問題点)

第2園庭は園児が日常的に利用しており、遊具も設置されている園庭である。

駐車場を利用する際に第2園庭にて園児が遊んでいるときには、保育士は園児が飛び出さないように見張っているとのことであるが、園児は突発的に飛び出すこともあり、安全性に懸念があるものと考えられる。

(改善提案)

園児の安全を考えて、駐車場と第2園庭の間に柵を設けることを検討することが望ましい。

【意見8-4】千代保育所の休憩室の雨漏り対応の必要性について

(現状)

千代保育所の休憩室は、過去に雨漏りをしていた箇所があるが、その修繕対応がされていなかった。

保育所は、対応を要望しているが、予算と優先順位を踏まえ、未対応となっている状況であった。



(監査人が撮影)

修繕対応の方針について確認したところ、以下のような方針であるとのことであった。

- ・市立保育所の修繕対応については、例年、各保育所に意向調査を行っており、現地確認の上、予算の範囲内で対応をしている。
- ・加えて、緊急修繕が必要なものや設備・備品の更新についても随時対応を行っている。
- ・当該年度で実施できないものについては、次年度以降対応するよう努めている。

(課題、問題点)

雨漏りは建材の劣化やカビの要因となるなど、建物の耐久性に影響を及ぼすほか、本来衛生管理上必要な休憩所が不衛生な状況になっていることから、優先的に対応を行うべきである。放置すれば、建物の耐用年数が短くなる恐れがあり、ひいては保育所の長寿命化計画に影響を及ぼす可能性がある。

(改善提案)

雨漏りは長期的な建物の利用のためにも優先的に対応すべきである。

そのため、保育所からの要望順位だけでなく、要望の内容を踏まえて施設の長期的な対応箇所を検討することが望ましい。

また、建物の長寿化にあたっては、単に現行建物の延命を図るのではなく、建替えも含め、コスト比較、保育環境、市立保育所の役割等を踏まえて対応を決定することが望ましい。

【意見8-5】南庄保育所における避難階段と避難用滑り台の安全性について

(現状)

南庄保育所の2階は鉄柵があり、その間から園児が落ちる危険性がある。そのため、園児が利用するスペースには安全性を考慮して、鉄柵にアクリル板を張り付けて園児の転落を防止している状況であった。



(監査人が撮影)

しかし、避難階段及び避難用滑り台のある箇所は、園児が通常入らない区域であるとの判断で、アクリル板の貼り付けが行われていなかった。



(監査人が撮影)

(問題点)

避難階段及び避難用滑り台は、月に1回行っている避難訓練等の際に園児が利用しており、園児の利用頻度が低いとは言えない。また、仮に火災等が発生し、園児が2階から避難を行う場合、非常事態であることから園児が混乱することが想定され、どのような行動をとるかの予測が難しい。

そのため、避難階段及び避難用滑り台のある区域についても落下防止のために十分な安全対策を行う必要があるものの、その対策が不十分であると考えられる。

(改善提案)

避難階段及び避難用滑り台のある箇所についても、園児が利用するスペースとして他の区域と同様に落下防止のためのアクリル板を張り付け、安全対策を行うことが望ましい。

【意見8-6】南庄保育所における廃棄たたみの廃棄委託の検討について

(現状)

南庄保育所には、廃棄予定のたたみがあまざらしの状態では保管されていた。

廃棄予定を確認したところ、たたみは廃棄するには半分に折らなければならない、その業務対応が難しいため廃棄ができていない状況であった。



(監査人が撮影)

(問題点)

廃棄予定のたたみを雨ざらししている現状は腐敗や虫が発生する要因となるなど、衛生的な面から問題があるものと考えられる。

また、廃棄のため水を含んだたたみの解体作業を、力仕事に不慣れな保育所職員が行うことは安全性に懸念があると考えられる。

(改善提案)

たたみは、雨ざらしにした場合、水を吸うため重量がかさみ作業負荷が大きくなる。またカビの発生の要因にもなり、廃棄処分を早急に行うことが望ましい。

廃棄のため水を含んだたたみの解体作業を、女性を中心とする保育所職員が行うことは安全性に懸念がある。

一般的なたたみの廃棄費用は1畳当たり2千～3千円程度となっており、8枚の処分コストは数万円程度になるものと予想される。当該コストはそこまで高額とは言えず、保育所職員の業務負担や安全性を考慮して、保育所職員による廃棄ではなく、業者を利用した廃棄委託を検討することが望ましい。

【意見8-7】那珂保育所における調理室裏歩道の舗装について

(現状)

那珂保育所の調理室裏の歩道は砂利道となっており、舗装が行われていなかった。



(監査人が撮影)

調理室の裏の歩道は生ごみ等を運搬する際に利用するとのことであるが、水分を含んでぬかるんでおり、足元が悪くなっていることから職員の負担となっている状況であるとのことであった。

(課題、問題点)

市立保育所においては、特に調理業務員の高齢化が顕著であり、高齢の職員が業務を行う際に、けがをする恐れがある。

(改善提案)

職員の負担を軽減するため、早急に砂利道の舗装を行うことを検討することが望ましい。

【指摘事項8-8】那珂保育所の裏庭にある備品登録された遊具の管理について

(現状)

視察の際に、保育所内の裏庭に現在は利用をしていない遊具(ライオン、パンダの置物)が放置されていた。当該遊具は、移動可能なものであることから、備品として登録されていたが、会計規則に定める備品整理票が付いていなかった。

福岡市会計規則

(備品の整理)

第 105 条

物品出納員又は区物品出納員は、備品整理票を付けて備品を整理しなければならない。ただし、備品整理票を付けることができないとき、又は不適當であるときは、焼印、ペイント等により表示し、帳簿との対照に便利のようにしなければならない。

(出典:福岡市会計規則)

また、現在は裏庭に置かれており、利用がされていなかったため保育所として必要な遊具かが確認できなかった。



(監査人が撮影)

(課題、問題点)

備品として登録された遊具は、規程に基づいて管理を行う必要があるところ、その管理が行われていなかった。

また、裏庭にあり、園児が利用していない遊具であったことから備品を有効に活用していることに懸念がある。

(是正の方向性)

市の会計規則に基づいて備品管理を行う必要がある。

なお、現在、該当遊具は那珂保育所の裏庭に置かれており、利用されていなかったことから、他保育所での利用又は今後の利用見込みを踏まえて廃棄等を含めて検討する必要がある。

・各保育所の耐震化状況を把握し、必要な施設は耐震化対策が行われていることを確認した。

・各保育所においてアスベストの含有状況を確認したところ、市は、過去に外部業者に委託調査を行っており、当該報告書においては特に認識していないとのことであった。

・市は、福岡市立保育所長寿命化計画を策定しており、その計画の運用方針として以下を掲げている。

計画の運用方針

①推進体制等

定期点検等を通じて施設の状況把握に努めるとともに、関係部署との連携を図りながら効率的に保育施設の長寿命化の推進を図る。

(出典:福岡市立保育所長寿命化計画)

当該方針に従って施設管理を行っているかを確認する目的で、市が委託業者より令和5年3月に福岡市市有建築物定期(劣化)点検報告書を入手し、保育所毎に①緊急箇所②点検調査表③劣化状況について把握を行っていることを確認した。

なお、当該点検報告書を閲覧したところ、①緊急箇所に記載されている保育所が4か所あったことから、当該対応状況について市に確認した。令和5年3月の報告であり、必要な対応については施設整備公社に指示している状況とのことであった。

イ【遊具管理】

「安全管理チェックリスト」の遊具・用具編が毎月チェックされていることを確認した。修理が必要な遊具があるとのことであったため、児童が入れない場所に保管されていることを確認した。

また、遊具を視察し、錆がないか、揺らいでいるものがないか等、遊具管理が実際に適切に行われているかを確認した。

ウ【安全管理】

保育所の安全管理について施設長にヒアリングを実施し、あわせて視察を行った。各保育所において機械警備が導入されていること、敷地が漏れなくフェンス等で囲われていること、外部との出入口は南京錠等で施錠されていることを確認した。

ただし、一部の保育所においては園児の安全性からは改善をすることが望ましいと考えられる箇所があった。

【指摘事項8-9】千代保育所の遊具管理について

(現状)

千代保育所の第2園庭に配置されている遊具は、備品台帳に遊具として記載があるものの、その名称が記載されておらず、備品管理票の貼付もされていなかった。

(問題点)

市の会計規則に基づいた管理が行われていない。

福岡市会計規則

(備品の整理)

第105条

物品出納員又は区物品出納員は、備品整理票を付けて備品を整理しなければならない。ただし、備品整理票を付けることができないとき、又は不相当であるときは、焼印、ペイント等により表示し、帳簿との対照に便利ないようにしなければならない。

(出典:福岡市会計規則)

(是正の方向性)

市の会計規則に則った管理を行う必要がある。

なお遊具は備品管理ラベルを貼り付けても野ざらしとなっていることから、すぐに剥がれるな

ど、ラベルでの管理が難しいことが想定される。

その場合、会計規則にあるようにペイント等による表示や、現物の写真を取り、写真で現物の特定を行う等、現物を管理するため、備品台帳との対照が可能となるように備品管理票と同様の管理手法を検討する必要がある。

【意見8-10】姪浜保育所における園庭遊具の導入について

(現状)

姪浜保育所は、令和元年度より市立姪浜幼稚園跡地へ移転している。移転の際に幼稚園跡地にあった遊具は撤去されたと思われ、現在は、園庭に遊具がほとんど設置されていない状況であった。

遊具が設置されていない要因を市に確認したところ、遊具を含む設備・備品の更新については、保育所の意向や指導監査課での検討を踏まえ、修繕対応を含む予算の範囲内で対応をしており、姪浜保育所においては空調機の更新等を優先したことから、翌年度以降、対応することを検討中とのことであった。

(課題、問題点)

遊具は園児の体力や運動能力を育むとともに、他の園児と一緒に遊ぶことを通じてコミュニケーション能力を育て、心も発育・発達し、主体性や創造性を向上させることができるといわれている。

そのため、保育所における保育の質に影響することから園庭には遊具があることが望ましいところ、市の予算の関係で導入が先送りになっている現状は保育の質を確保するという観点から望ましくない。

(改善提案)

遊具は園児の心身の成長にとって重要なものであることから、通常の修繕予算とは別に予算を確保し、必要な遊具を園庭への設置を行うことが望ましい。

また、各保育所が保有する市の所定のチェックシートを閲覧し、望ましいとされている回数のチェックが行われているか、項目は漏れなくチェックされているか、問題があるとされている所については、対策がとられているかヒアリング等を実施した。

- ・災害に備えるチェックシート・・・年1回チェックされていることを確認した。
- ・安全管理重点確認監査チェックシート・・・年1回チェックされていることを確認した。
- ・保育室の安全チェックリスト・・・毎月チェックされていることを確認した。

・安全点検チェックリスト

子ども・職員編は年4回、遊具・用具編及び施設・設備編は毎月チェックされていることを確認した。

子どもの安全確保チェックリスト・・・年2回チェックされていることを確認した。

「安全管理チェックリスト」の遊具・用具編が毎月チェックされていることを確認した。修理が必要な遊具があるとのことであったため、児童が入れない場所に保管されていることを確認した。

・各保育所の消防計画及び毎月1回行っている避難訓練等の実施に係る資料を閲覧した。

【意見8-11】社会情勢を踏まえた消防計画等の策定について

(現状)

各保育所は消防法に基づき消防計画を策定し、その消防計画に従って、月に1度、避難訓練等を実施している。

消防計画の策定は各保育所の施設長や主任等が作成しており、どのようなリスクに対して訓練をするかについては各保育所の判断となっている。

その結果、火災、水害等一般的な災害リスクについては全ての保育所において訓練対応が行われていたが、不審者侵入やJアラート発令時の対応等、現在の社会情勢を踏まえた訓練については、行っている保育所と行っていない保育所があった。

(問題点)

火災、水害等一般的な災害リスクへの対応は重要であるが、現在の社会情勢を考えれば保育所が対応すべきリスクは多様化している状況にある。

市立保育所において、現在の社会情勢を考慮した、多様化したリスクに対する訓練等が十分に行われていない恐れがある。

消防計画の策定が、各保育所の施設長や主任等の判断によっていることから、各保育所における対応が異なっているものと考えられ、認識すべきリスクが各保育所職員の知識・判断によっていることは問題があると考えられる。

(改善提案)

水害リスク等、災害に係るリスクは各保育所にて異なるが、Jアラートへの対応や不審者侵入は現在の社会情勢を考慮すれば全市立保育所において共通のリスクであり、対応を想定した避難訓練等を行うことが必要であり、消防計画で考慮すべきリスクであると考えられる。

各保育所が消防計画の策定の責任を負うとしても、市が市立保育所において統一的に対応が必要なリスクを明示し、当該リスクに基づいて各保育所の施設長や主任が消防計画を策定することが望ましい。

なお、こども家庭庁より、「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」が公表され、令和5年度から保育所等に事業継続計画(BCP)の策定が努力義務となっている。

市に、市立保育所の事業継続計画(BCP)の策定状況を確認したところ、令和5年度中に策定するように通知をしている状況であった。

消防計画の策定と同様に、事業継続計画(BCP)の策定に当たっても、各保育所がその策定の責任を負うとしても、市として保育所の事業継続のための課題となるリスクを明示し、市立保育所として統一的な指針の元で事業継続計画(BCP)の策定を行うことが望ましい。

エ 【通帳管理・現金同等物等管理】

a 【現金管理】

保育所運営に当たり現金管理は生じないが、保護者会名義での現金を事務室に置いている保育所があった。保護者会として集金した現金は、保育所職員が預かり、鍵付きの金庫で管理しているケースや保育所職員が預かることはないものの、事務室の外の意見箱等に鍵を付けて保管されている状況であった。鍵は保育所職員が管理しており、取り出しの度に記入表に取り出し者の氏名を記入することとしている保育所もあれば、預かった現金をそのまま保護者会の担当者に渡している保育所もあった。

【意見8-12】保護者より実費徴収する帽子代や行事代等の管理について

(現状)

各保育所では、保育所で利用する帽子代等園児の私物や行事代の一部について、保護者会が主体となって徴収・管理を行っている。

当該負担額については、保護者と保護者会でのやりとりとなることから、原則、保護者から保護者会の管理する口座への振込となっているものの、現金でやりとりを行うケースがあり、保育所職員が一時的に保護者から現金を預かっている状況を確認した。

視察した一部の保育所においては、以下のような状況であった。

・保育所職員が直接手渡しで受領することはなく、保護者には鍵付きの意見箱等に入れてもらうようにし、管理台帳に記載してもらう。

現金を受領する鍵付きの意見箱等の鍵の管理は、保育所職員が行っている。

・保育所職員が保護者より手渡しで現金の入った封筒を預かり、保護者会の担当者に渡している。

当該保護者からの預り金の管理は、以下の規程に基づいて事務が行われている。

市立保育所における保護者預かり金の取扱いについて

1 保護者からの現金の預かりについて

保育所における保護者からの現金の預かりは、本来、保護者が購入もしくはサービスの提供を受けることが必要であるが、保護者が個々に業者と金品の授受等を行うことが難しい場合に限って行われるものであること。

その際の取扱いの方針を次のとおりとする。

2 取扱いの方針

- 保護者からの現金の受け取りは、所長の責任の下に事務所で現金の受け取りが出来る正規職員が一元的に行う。都合により、クラス担当職員が受け取る場合は、クラス担当職員の手元に長期間保管されることが無いよう留意する。
- 保護者からの預かり金の保管管理は、所長または主任が行う。
- 預かった現金については、保管管理の責任者である所長または主任が、種類別に個人別収納管理簿等及び金銭出納簿に記帳し、事務所の金庫で一時的に保管し、預かった翌日か翌々日までに銀行口座に預け入れをする。
- 預かった現金に残額が発生する場合は保護者会に繰り入れるなど、取扱いについて保護者会等と事前に協議して決定しておく。
- 保育所が保護者会等から、上記残額も含めて現金及び物品を受け取る場合は、寄附の受け入れ手続きを行う。その際、現金で受け入れる場合は市の歳入となるが保育所予算の増とはならず、物品で受け入れる場合は保育所で受け入れることができる。
- 業者から事務手数料に類する金品の供与は受けない。
- 必ず事前に必要金額を保護者から預かった上で、業者から物品やサービスを受け取ることとする。

3 その他の取扱いに関する留意事項

(1) 絵本代金について

- ・ 絵本の見本、カタログ等について、資料の提供として常識の範囲内で受け取ることは差し支えない。

- (2) 布団乾燥代金について
 - ・ 個別の実施状況を十分に把握し、未実施の場合は確実に返金する。
- (3) 保育所が撮影した写真を保護者に提供する場合について
 - ・ 保育所で撮影した写真の掲示は、保育内容を保護者に情報提供するために実施しているものである。
 - ・ 保育所が掲示した情報提供用写真について、保護者から個別提供の希望がある場合に、実費負担を求めて資料提供を行う場合がある。
 - ・ その際は、「取扱いの方針」に基づいて現金を取り扱う。
 - ・ 保護者負担の実費(写真の1枚当たりの単価)は、現像代金と印画代金1枚当たり単価を基に、各保育所で設定する。
 - ・ 掲示する情報提供用写真の必要経費は、市費で支出する。
- (4) 業者が撮影した写真を保護者が購入する場合について
 - ・ 業者が用意した現金を入れる袋に、保護者が注文した写真代金を入れて保育所に預ける場合、保育所が預かった現金入りの袋に入っている金額の過不足等について保育所に責任がないことを、業者と保護者が了承していれば開封して確認する必要はない。
 - ・ 開封して確認しない場合も、金庫で確実に保管して長期間の預かりをしない。
 - ・ 業者が鍵付きの箱などを用意している場合も、その箱の管理を保育所が行うこととなるので、管理を確実にを行う。
- (5) 園外保育における交通費について
 - ・ 欠席者については、必ず返金する。
 - ・ 事前に現金を預かり、職員による立て替えを行わない。
 - ・ 職員に係る公共交通機関の交通費は、市費で支出する。
- (6) その他、個人持ちの保育用品等について
 - ・ 現金の取扱いが必要となる場合は、「取扱いの方針」に基づいて取り扱う。その際、現金を保育所が預かる必要性を十分に検討すること。

(出典:市 提供資料)

このように保育所では、保護者から預かった現金を、保育所の管理の元、保護者会の担当者に渡している状況である。

(問題点)

保護者から預かっている現金については、一時的に保育所の管理下となっていることから

預り金となっているが、当該預り金の管理は保育所職員にとって負担が大きいものとなっている。

例えば、保護者が持参したお金を預かるために保育所職員が対面で対応する場合、その收受のやりとり及び管理規程に基づいた管理を行うことが負担となっている。

職員の負担を軽減するため、保育所職員が保護者から直接手渡しで受領はせず、保護者には鍵付きの意見箱等に入れてもらうようにし、あわせて管理台帳に記載してもらうように運用している保育所も存在したが、現金を受領する鍵付きの意見箱等の鍵の管理は、保育所職員が行っていることから、実質保育所の管理下となっていることから預り金の管理が必要となっている。

(改善提案)

保護者からの預かりを保育所職員が行うのではなく、保育所職員が管理する預り金とならないような管理を目指すことが望ましい。

例えば

- ・全て保護者会の口座への振込に統一し、保育所にて一切保護者からの現金を預からないようにする。

- ・保護者会の担当者が鍵を管理する BOX を設置・預入をしてもらい、その管理には保育所職員が関わらないようにする。

現状は保護者から預かった各保育所の管理下にあるため預り金となっており、職員が預り金として管理規程に基づいた管理を求められている現状を解消するように検討することが望ましい。

b 【通帳等その他管理】

保育所が保有する通帳は、最大で資金前渡用途での通帳と、保育所の管理下において園児が災害にあった場合に備えるため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に関する通帳、千保会（職員互助のための会）に関する通帳の3冊である。

保育所運営に当たり小口現金が必要となる場合には、その旨を本庁に申請し、施設長名義で管理される資金前渡用途での通帳口座に入金され、それを引き出して用いることとなっている。

資金前渡用途の通帳及び日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に関する通帳はいずれも施設長が金庫（鍵は施設長が管理している）で保管し、また、銀行印も同様に施設長が別途管理していることを確認した。

千保会に関する通帳は上記2通帳と同様に金庫において保管されているが、その印鑑は職員の互選により選出された管理者により管理されていることを確認した。

近隣の病院等に往訪するためタクシーチケットを用いることから、各保育所においてタクシーチケットが確認された。タクシーチケットはあらかじめまとまった枚数を指導監査課から付与され、そのチケットを封入した封筒に記入表を貼付し枚数管理を行っている。タクシーチケットについては明確な管理様式が定まっておらず、保育所毎に管理の状況が異なっていた。

【意見8-13】保育所のタクシーチケット管理における統一的な管理様式及び使用承認について

(現状)

園児を病院に連れていく際に利用するなどの目的で、必要な場合に保育所職員が業務でタクシーを利用できるよう、市は各保育所に年間分のタクシーチケットを渡している。当該タクシーチケットは保育所にて保管されている。

タクシーチケットの管理については、保育所毎に所定の様式が定まっておらず、保育所によってその管理方法が異なっていた。

例えば、那珂保育所においては、タクシーチケットを保管する封筒の裏側に、チケットナンバー、使用月日、用途が記載されていた。

しかし、保育所におけるタクシーチケット管理表には、使用区間、使用金額、使用者の記載がなく、上級管理者の承認までは行われていなかった。

その理由としては、タクシーチケットの使用者は上級管理者(施設長)がほとんどであること、利用したタクシーチケットの半券については、使用後に指導監査課に送付しており、指導監査課によって使用状況を管理しているためとのことであった。

(問題点)

本来、ICカードと同様に使用区間、使用金額、使用者の記載、承認者等を記載し、管理することが望ましいところ、保育所現場において統一的な様式で管理されていないことは非効率的な業務となっている恐れがある。

タクシーチケットの半券は指導監査課に送付され、使用状況の管理は指導監査課で実施されているとのことであるが、保育所でタクシーチケットの利用や承認状況が一覧で把握・管理されていないことはICカード等と比較して管理体制が不十分となっている。

<ICカードの物品出納簿例>

記載例3 物品出納簿等

(1) 物品出納簿

① 記載上の注意事項

年度繰越は、必ず受入欄に繰越した数量(金額)を記載します。

年度初めから年度末までの通し番号になります。

【G-3 物品出納簿】

物品の分類	雑品(金券類)	品名	ICカード「はやかけん」	規格	単位	円	頁
出納年月日	備 考 (受入先、購入経路、乗車区間等)	受入数量 又は 受入金額	払出数量 又は 払出金額	在庫数量 又は 残額	氏 名 (物品請求・受領・返納者)	備 考	
○. 4. 1	前年度より繰越	5,160		5,160		No.1(1,810) , No.2(3,350)	
○. 4. 3	地下鉄(天神～赤坂)		200	4,960	博多 花子	No.1	
○. 4. 5	地下鉄(天神～唐人町 往復)		400	4,560	福岡 一郎	No.2	
○. 4. 10	地			0,040	福岡 一郎	No.2	
○. 4. 12	地			0,000	天神 太郎	No.1	
○. 4. 16	地下鉄(天神南～別府 往復)		520	2,480	福岡 一郎	No.2	
○. 4. 18	地下鉄(姪浜～天神)		300	2,180	博多 花子	No.2	
○. 4. 23	地下鉄(天神～箱崎宮前 往復)		520	1,660	天神 太郎	No.1	
○. 4. 27	地下鉄(藤崎～天神)		260	1,400	天神 太郎	No.2	
印	4月計	5,160	3,760	1,400		No.1(50) , No.2(1,350)	

(出典:福岡市 物品会計事務の手引き R5.4より抜粋)

(改善提案)

タクシーチケットの管理について、ICカードと同様に保育所にて統一的な様式で運用することが望ましい。

また、タクシーチケットの半券は、事後的に指導監査課で管理されているが、組織の内部統制を効果的にするためには使用後よりもその使用前に上級管理者の承認を受けることが望ましいと考えられる。施設長が利用する場合には施設長より上の上級管理者が各保育所には存在しないことからやむを得ないものの、例えば主任等が利用する場合には、園長が事前に確認・承認することが望ましく、その証跡を残すことが望ましい。

c 【ICカード、切手・はがき】

保育所から指導監査課とのやりとりのための移動等の目的で、各保育所では交通用 ICカードを保有していた。紙箱に入れ、紙箱の表面に記入表を貼付し、持ち出しの度にこれに記入することで管理している。返却時は副所長(副所長がいない保育所は所長)が確認しチェックマークを付すこととなっていた。あわせて、管理簿において残高管理を定期的に行っている。

切手・はがき等の管理も同様の管理を行っていた。

小口現金等は保管されていないとのことであったが、資金前渡用の通帳、切手、タクシーチケット、交通系 IC カードを保管しているとのことであったため、使用状況、保管状況を確認した。

いずれも鍵がかかる保管庫で管理されていることを確認した。切手、交通系 IC カード、タクシーチケットは、使用時に使用の目的と使用者が記載された台帳等が作成され、管理者によって承認されているか、台帳等を閲覧するとともにヒアリングを実施した。馬出保育所においては、チケットナンバー、使用月日、使用者、使用区間、金額が記載された管理表が作成されていた。

また一定の時期毎(毎月末)に現物が確認されているかについて、台帳等を閲覧するとともにヒアリングを実施した。

ICカードと切手については、手書きの管理簿が作成されており、使用の都度、使用日、使用者、目的、乗車区間(切手は使用枚数)、使用金額が記録されていた。使用の都度、記載されている手書きの管理簿は、別途、毎月 PC で市の様式である「物品管理簿」に転記され施設長の押印がなされていた。

オ【調達事務】

各市立保育所における調達明細を入手し、保育所毎に1件ずつのサンプルを抽出し、業者選定、契約締結、納品、支払に至る一連の関連資料について閲覧を行った。また、指導監査課において保育所で利用する食材等を調達していたことから、指導監査課で行った食材等に係る調達事務についてもサンプルを抽出し、関連する資料の閲覧を行った。

監査の結果及び意見について、特に記載すべき事項はない。

カ【委託契約】

市立保育所の管理運営に係る委託契約の一覧を入手し、市立保育所運営に係る委託契約を抽出し、業者選定から支払いに至る一連の資料を閲覧した。

【意見8-14】入札指名業者の選定について

(現状)

「香椎保育所外6か所グリストラップ清掃及び汚泥収集運搬及びグリストラップ放流管清掃業務委託」において、契約相手先を決定するに当たり、指名競争入札が行われており、入札指名業者として6者を選定し、令和4年5月25日起案の指名競争入札何で同日に決裁を受けている。

6者は市の競争入札参加登録者名簿のうち、建築物清掃の申請区分から選定されており、当該申請区分の名簿が指名競争入札何に添付され、該当する6者の部分にマーカーが引かれていた。

しかし、なぜ6者を選定したのかについて、伺い書には理由が記載されていなかった。

建築物清掃のうち、グリストラップ清掃に対応できる業者が6者であり、その6者全てを選定したのか、ほかにも対応できる業者がいたものの、何らかの基準によりその6者としたのかが不明であった。

(問題点)

市の「契約事務の手引」において、指名競争入札の業者選定にあたっては、福岡市が策定し公表している「福岡市指名基準」及び「福岡市指名基準の運用基準」に則って、「具体的な個々の指名理由あるいは指名しなかった理由について合理的な説明ができるように選定を行う必要がある」旨が述べられている。

指名競争入札を実施するにあたっては、指名する業者の選定が公正に行われていることが不可欠であるが、現状の伺い書ではその確認ができないことは問題である。

(改善提案)

指名業者の選定について伺いを行う際には、6者の「具体的な個々の指名理由」についても記載し、決裁を受けることが望ましい。

建築物清掃業者は令和5年度の監査時点でも238業者(希望順位第一位のみ)、伺い書に添付されている資料では138業者が存在する。

「福岡市指名基準」に則って、絞り込みを実施した結果、委託業務の遂行可能者が6者以上いるのであれば、6者以外を指名しなかった理由についても記載することが望ましい。

例えば遂行可能な者が多い場合には、ローテーション表を作成し、3年でローテーションするといった方法を採用している(そのローテーション表を指名競争入札の指名業者選定伺い書に添付している)自治体もあるので公正な選定が明確となるように検討されたい。

【意見8-15】仕様要件や参考見積の入手について

(現状)

「田隈保育所保育業務支援システム用ネットワーク環境構築業務委託契約」において、当初は見積合わせによって契約相手先を選定する予定であったが、見積依頼業者6者のうち5者が辞退し、参考見積書を入手した業者1社のみの参加であったため、結果として不調となっている。

見積合わせの不調を受けて、令和4年12月12日～令和4年12月26日の期間に確認公募を行っているが、競争相手が見つからなかったため、参考見積を入手した業者と特命随意契約を締結している。

当該委託契約は、「田隈保育所において利用する保育業務支援システムで使用するネットワーク環境(無線 LAN(Wi-Fi)が利用できる環境)を整備する」ものであり、市の市立保育所としては新規の取り組みであった。

(問題点)

当該委託契約においては、仕様要件や参考見積書を1者のみから入手していた。最終的に契約相手先となった1者のみから仕様書案、参考見積書を入手し、仕様書として提示した結果、多くの業者が対応できる仕様書にはならず、多くの辞退につながったのではないかと考えられる。

入札(見積)辞退届を閲覧したところ、「当社の準備・対応が困難と思われる要件が含まれている」、「仕様要件のうち、一部を満たすことができない」、「納期内調達が困難」、「機器のレンタル対応が不可」など、仕様要件に関する辞退理由が多かった。

新規の取り組みである場合、複数の業者と仕様要件を協議し、参考見積の依頼を行わなければ、多くの業者が対応できる価格や仕様要件を定めることが困難であり、特命随意契約を締結せざるを得ない状況に陥っている。

(改善提案)

新規の取り組みを委託契約により行うにあたっては、その仕様要件や参考見積書を複数の業者から入手し、多くの業者による競争入札が実施できるような仕様書及び予定価格となるように配慮することが望ましい。

キ【備品管理】

備品台帳を入手・閲覧し備品台帳において備品管理されていることを確認した。各保育所の視察の際に、備品台帳に登録された備品で利用していないものの有無をヒアリングしたところ、該当する備品はないとのことであった。

視察を行った各保育所において、備品の管理状況を視察したところ、備品台帳との照合を示す登録シールが貼付されていない備品がいくつか発見された。

【指摘事項8-16】千代保育所及び馬出保育所に係る備品管理について

(現状)

馬出保育所及び千代保育所においては、ビデオカメラを保有しているが、その管理簿が作成されていなかった。馬出保育所におけるビデオカメラは、買い替え前の古いものであり、そのビデオカメラについては、使用できるかどうかは不明とのことであった。

また、馬出保育所の2階遊戯室に設置されているアンサンブルアンプ MA-120R(備品コード:20202、受入番号:42306652、設置場所:2階遊戯室)も使用していないとのことであった。

(問題点)

市の物品会計事務の手引きによれば、ビデオカメラは物品管理簿を作成の上、現物管理を行う必要があるが、その管理がされていない。

5 使用中の物品の管理

貸出用図書については、図書原簿(任意様式)を作成して管理します。

また、使用中の物品(消耗品)のうち、学校等で使用する児童生徒用机・椅子、公共施設等で使用するパイプ椅子等のように不特定多数の者が使用するものについては、適切な管理を行うため、物品管理簿(任意様式)を作成して管理します。

さらに、他の物品についても耐用年数及び管理数量等を考慮し、必要に応じて物品管理簿等を作成し、管理するようにしてください。

(出典:市提供資料 物品会計事務の手引きより抜粋)

また、利用見込みのない備品をほかの備品と同様に事務手引きに従って管理することは非効率である。

(是正の方向性)

保有しているビデオカメラの物品管理簿を整理し、適切に管理を行う必要がある。

また、利用見込みのない備品については、そのまま保育所で保管するのではなく、廃棄(可能であれば売却)することが望ましい。

【意見8-17】姪浜保育所における未使用の物品・備品について

(現状)

姪浜保育所の裏庭に使用されていない運動会用具2点と遊具である椅子類(動物腰掛)が2点設置・保管されていた。

運動会用具は備品管理対象外であり、椅子類(動物腰掛)は備品として備品台帳に登載されていた。

(問題点)

運動会用具は備品台帳の管理外ではあるが、台風時には飛散防止の措置を講じており、利用しない用具に対して非効率な業務を行っている状況である。

椅子類(動物腰掛)については、利用していないにもかかわらず備品としての管理を行っており同様に非効率な業務を行っている状況である。

(改善提案)

運動会用具は重いものではなく台風時の対応も考慮すると、今後の使用可能性について検討し、使用する予定がなければ廃棄することが望ましい。

椅子類(動物腰掛)は、埋め込みなど行われていないとのことであり、移動可能なものとして備品登録を行っているものであったが、かなりの重量であり、移動は困難な状況にあった。今後の使用可能性、そのまま裏庭に保管する場合の安全性、廃棄する場合のコスト等を検討し、必要があれば廃棄も検討されたい。

ク【労務管理・シフト管理】

a【労務管理】

<タイムカード>

市立保育所に勤務する保育士、調理業務員等の職員は、保育所への出所、退所時間の管理方法としてタイムカードを用いている。

出所時及び退所時にタイムカードを打刻することで、実際の出所及び退所の時間を把握することができる。

ただし、時間外労働時間の把握は、時間外勤務命令簿に基づいており、タイムカードに打刻されている時間は労働時間を把握するためには利用されていない。

タイムカードについては、監査対象年度のタイムカードを一部抽出して閲覧し、打刻漏れやミスがないか、打刻漏れやミスがあった場合（例えば出所時に打刻忘れがある場合、出所時間欄に退所時間が打刻される）には、手書き等で修正されているか確認した。

退勤の打刻漏れが散見されたが、その理由については退勤時における失念がほとんどであるということであった。打刻漏れがあったときは、所属長に口頭で伝えて、承認もらって赤色で手書きにより加筆していた。

<出勤簿>

市立保育所に勤務する保育士、調理業務員等の職員が実際に出勤したかどうかを管理する資料が出勤簿である。

出勤簿ではあらかじめ、年休、週休、産休、育児休業の予定が記載され、職員の出勤予定を把握することができるようになっている。また出勤した場合には、出勤者が押印することとなっている。押印のタイミングは出勤時のタイムカードによる打刻と同じタイミングで行われている。

出勤簿の内容の適正性については、毎月 15 日頃に状況を管理職により勤務割表やタイムカードに照らして確認しているとのことである。

<時間外勤務命令簿、時間外勤務等実績確認票>

職員の時間外勤務時間については、「時間外勤務命令簿」で管理されている。時間外勤務の際には事前に「時間外勤務命令簿」に「勤務内容」と「命令時間」が記載され、職員に時間外勤務の命令が行われる。

命令に対して、実際の時間外勤務の時間は「時間外勤務命令簿」の従事時間に記載され、時間外勤務の種類に応じて何時間の時間外勤務であったか（時間外勤務によっては通常の時間外勤務のほか、定時勤務期間内の短時間勤務であったり、60 時間超の長期時間外勤務であったりと、その内容によって手当が異なる）が記載され、直接監督者と所属長（保育所長）によって確認が行われる。

そこで一部抽出し、勤務内容、命令時間に記載が漏れていないか、命令者である所属長のサインがあるか、実際の時間外勤務時間の確認が行われ、確認欄に直接監督者と所属長によるサインが行われているか確認した。

【意見8-18】時間外勤務命令簿とタイムカードの運用方針の統一について

(現状)

ある保育所にて抽出したサンプル職員において、タイムカードによる打刻時間と時間外勤務命令簿記載の時間が30分以上乖離している例があった。具体的には、1月15日の出勤打刻は8時59分となっているものの、時間外勤務時間命令簿では9時30分開始として命令が出されていた。

市に、タイムカードの取扱いについて確認したところ、タイムカードの情報は労務管理システムへ入力していないとのことであった。すなわち、時間外勤務命令簿を作成するに当たって、タイムカードの出勤打刻は出勤の事実確認として用いられている状況であった。

一方で、タイムカードによる打刻時間と時間外勤務命令簿記載の時間の整合性を確認している保育所も存在し、市立保育所間で運用に差異が見られた。

(課題、問題点)

準備等のため、出勤打刻から勤務時間が開始されない可能性はあるものの、時間外勤務命令簿記載の時刻から30分を超えてしまうことは、事後的な検証においていわゆるサービス残業を行っていたとの疑念が生じる恐れがある。

また、タイムカードによる打刻時間と時間外勤務命令簿の記載の整合性について、保育所間で運用に差異が生じることは望ましい状況ではない。

(改善提案)

時間外勤務命令簿の内容の適正性について、これを事後的に検証できる証憑を残すことが望ましい。そのため、タイムカードによる出勤打刻の取扱いについて、時間外勤務命令簿の確認証憑として用いるように、保育所にて統一的な運用とすることが望ましい。

タイムカードと時間外勤務命令簿の整合性を確認するに当たり、タイムカードとの乖離が一定程度(例えば30分)大きい際には、勤務実態を確認の上、タイムカードの打刻を修正するなどの処理を検討することが望ましい。

< 服務に関する諸承認申請書 >

職員の年休、特休、職免、研修、公病、通病、私病、育児時間、部分休業、介護休暇、介護時間の申請については、「服務に関する諸承認申請書」によって申請され、事前承認を受けることとなっている。

サンプルで数件抽出し、申請者印、直接監督者印、所属長(保育所長)の承認印があることを確認した。

b 【シフト管理】

< シフト表 >

保育所職員には常勤職員と会計年度任用職員がおり、勤務日時は様々である。また、保育士の経験・技能も職員によって様々である。

そこで、当日の職員の動き(誰が何時ごろに何歳児のどのような保育業務に従事するか等)を記載したシフト表が作成されている。

市立保育所ではシフト表は主任により作成されている。作成手順は、まず「勤務割表(会計年度任用職員から前月 15 日頃までに出勤希望を集約した紙書類)」を確定し、これを基に、各職員の特性に応じて一週間分(月～日)を事前に作成し、事務室に掲示する方法で周知している。なお、当日までに職員の急な欠勤(休暇など)による修正が必要である場合には、赤字で直接補正している。

【意見8-19】シフト表への休憩時間の記載の必要性について

(現状)

保育所視察時に、各保育所のシフト表を閲覧したところ、休憩時間が記載されている職員と、記載されていない職員のいずれも存在した。

労働基準法第 34 条によれば、労働時間が6時間以上8時間未満であれば少なくとも休憩時間は 45 分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与えなければならないとされている。

保育所では、市役所本庁や区役所のように全職員が指定の時間に一齐に休憩をとるのではなく、保育業務を行い、園児たちの状況や業務の進捗を見ながら、可能な時に交代で休憩を取らざるを得ない状況にあり、あらかじめシフト表などに記載することは困難とのことであった。

なお、シフト表に休憩時間が含まれていないものについては、所定の休憩時間を取れている旨をヒアリングで確認した。

(問題点)

所定の休憩時間を取れている旨を施設長にヒアリングにて確認したものの、シフト表に休憩時間が明記されていないため、本当に保育士が定められた時間の休憩を取得しているかの客観的な資料がない。

ひいては市が必要な休憩時間を措置しているかの客観的な資料が存在しないことは労務管理の観点から問題があると考えられる。

(改善提案)

職員の休憩時間を確保していることをシフト表などの管理書類で明確にしておくことが望ましい。特に交替で休憩をとることになるので、シフト表で交代しながら休憩が取れる人員配置になっていることを確認することは人員配置の観点から重要であると考えられる。

保育業務は、予定どおり休憩が取れるようなものではなく、休憩が予定どおり取れない可能性もあることから、シフト表に休憩の予定を記入し、保育所の職員に周知することで、職員同士の協力も容易となり、より確実に労働基準法に定める休憩時間が確保しやすくなるのではないかと考える。

<各種労務管理関係書類の保管>

労務関係書類は事務室で管理されており、棚差しされている。管理期間は所定の保存期間である3年間となっていた。

【意見8-20】保育士等の会計年度任用職員に係る休憩時間の措置について

(現状)

会計年度任用職員として採用している保育士等の職員は、原則7時間45分勤務となっているため、昼休憩時間が45分となっている状況である。

令和2年～4年度までの勤怠資料を閲覧したところ、会計年度任用職員として採用している保育士等の職員について、一部、時間外労働が発生している状況であった。

なお、市役所や区役所に努める会計年度任用職員は7時間45分勤務の場合も同様に、昼休憩は45分となっている。

(問題点)

労働基準法第34条によれば、労働時間が6時間以上8時間未満であれば少なくとも休憩時間は45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩を与えなければならないとされて

いる。

各保育所で採用される会計年度任用職員の採用条件は、いずれも時間外勤務がありとなっていることから、7時間 45 分の勤務時間を前提とする会計年度任用職員が、15 分以上の時間外勤務を行った場合には勤務時間が8時間を超えることとなる。

各保育所において、職員が時間外勤務を行う要因は、アンケート回答によれば、【保護者対応、行事の準備、職員会議、急な職員の休みの対応】等が要因となっており、突発的な要因であることが想定される。市役所や区役所で勤務する一般事務の会計年度任用職員とは事情が異なっている。

そのような要因での時間外勤務の発生のケースにおいては、勤務時間が8時間を超えてもあらかじめ昼休憩を1時間取得していることは想定されず、また【保護者対応、行事の準備、職員会議、急な職員の休みの対応】等を要因とする時間外勤務の最中に15分の休憩をとることは困難な状況であることが多いと想定される。

そのため、保育所にて、会計年度任用職員として採用している職員(特に保育士)が時間外勤務を行う場合、8時間を超える勤務であっても法に定める1時間の休憩を取得できていない恐れがあり、ひいては労働基準法に定める休憩時間を市が適切に与えていないと捉えられる可能性がある。

(改善提案)

保育所の会計年度任用職員(特に保育士)について、7時間 45 分勤務を前提とする職員については、45 分の休憩となっているものを、1時間の休憩とすることが望ましい。

他自治体では、採用時の条件として、①時間外勤務をなしとして会計年度任用職員の採用している事例、②勤務時間が市同様に7時間 45 分等、8時間未満であっても1時間の休憩を与えている事例、③そもそも募集時の条件における勤務時間を8時間 30 分としている事例が存在する。

福岡県内の民間の非常勤の保育士や調理業務員等の募集要項を見ると、休憩は1時間が通常であり、市の募集内容では休憩時間が短いため勤務条件が民間の保育所と比較して劣っていると誤認される恐れがある。

会計年度任用職員の応募数増加のためにも市立保育所に勤務する会計年度任用職員(特に保育士)に対して、休憩を1時間与えることが望ましい。

ケ【文書管理・個人情報管理】

個人情報等の情報資産のうち、児童表等、紙で作成・保存されているものについては、鍵付きのロッカー等保管棚で保管されていることを確認した。

USB、SD、カメラについては管理簿を閲覧し、USBとSDについては現物について確認した。また保管場所は鍵のかかる保管棚であることを保育所事務所内を視察し、確認した。

管理簿については、現物を管理するための「記録媒体管理簿」と、記録媒体の利用と情報資産の持ち出しを管理するための「記録媒体利用台帳兼情報資産外部持ち出し等チェックシート」を閲覧した。

「記録媒体利用台帳兼情報資産外部持ち出し等チェックシート」は記録媒体の利用者氏名、貸出日、記録媒体を持ち出す理由、返却日、保存した情報の削除を実施したかどうかを記載することになっており、それらを保育所長が承認していることを確認した。

【意見8-21】利用頻度の低い情報媒体の廃棄の検討について

(現状)

保育所視察にて、過去2年以上利用されていないUSBやHDD等の情報媒体を保有している保育所があった。

要因をヒアリングしたところ、以前は、クラウドでの保存ができなかったため、データを保存するために外部のデータ保存媒体としてUSBやHDD利用していたとのことであるが、クラウドでの保存が可能となったことから、現在は利用をしていないとのことであった。

(問題点)

USBやHDD等の情報媒体は現物管理の手間がかかっているにもかかわらず、利用されていない状況では無駄な現物管理が行われていることとなり、非効率な事務となっている。また、情報媒体は紛失すると、仮にデータがUSBやHDD等の情報媒体に残されている場合には情報漏洩のリスクがあるため、利用する見込みのないUSBやHDD等の情報媒体を保育所で管理することはリスクがある。

(改善提案)

現状の利用状況や今後の利用見込みを踏まえてUSBやHDD等の情報媒体については廃棄を検討することが望ましい。

コ【効率的な保育所運営】

保育所視察において、各視察対象の保育所長へヒアリング及び必要に応じて関連資料の閲覧を行った。

現在、保育所で導入予定の保育業務に係る ICT の導入方針及び業務範囲についてヒアリングを実施した。

【意見8-22】保育所と本庁のやりとりに係る郵送等の利用について

(現状)

現在、財務会計伝票及び請求書等関連資料については、市役所の指導監査課課長の承認が必要であることから、保育所の所長、副所長、主任等、常勤職員が随時、市役所に持参し、承認が完了した際に保育所に持ち帰りを行っている。

あわせて、市役所にはメール BOX が設置されており、各保育所の一部の郵送物が市役所のメール BOX に送付されている。

そのため、概ね週に1回程度、勤務時間の前後に各保育所の担当者が市役所に立ち寄っている状況となっている。

また各保育所からのアンケート結果にて、多くの保育所より業務改善の余地があるとして回答のあった会計年度任用職員に係る年末調整資料の取り纏めについては、本庁では総務事務センターにおけるサポートがあり、年末調整資料の持ち込みができれば業務負荷の軽減が図れる状況である。

ただし、総務事務センターへの持ち込みは、18 時までには持ち込みが必要となっており、勤務時間の前後で財務会計伝票等の持参を行っている現状では、保育所職員が業務時間内に書類を持ち込むための時間を確保しづらい状況となっている。

市はこれまで、郵送等によるやりとりを行うことについて検討したことはなく、その理由は書類紛失時のリスクや費用対効果等を総合的に判断し現在の運用方法が適当であるとの方針としている。

(問題点)

主に財務会計伝票の持参やメール便等の保育所への持ち帰りは主に勤務時間の前後であるものの、保育所職員の負担となっており、勤務時間からは見えない業務負荷が保育所職員にかかっている。

また、会計年度任用職員の年末調整関係書類については業務時間内に書類を持参する必要があるものの、その時間を確保することが困難となっており、結果、業務効率化に資する総務事務センターを利用することが難しい状況、又は業務時間内で無理に調整を行っている

保育所があるものと想定され、郵送等によるやりとりができないことで保育所職員の業務負担は大きいと考えられる。

(改善提案)

市と市立保育所の資料のやりとりについて、郵送やバイク便等について保育所職員が利用できるようにすることが望ましい。

書類紛失時のリスクについては持参も公共交通機関を利用する際に盗難等のリスクはあり、リスクの観点からは郵送等と比べて大きな相違はないものとする。

なお、市の市立保育所の立地を鑑みると、市役所へのアクセスが容易な保育所もあれば、移動に1時間程度かかる保育所も存在し、書類持参に係る業務負荷が異なっている。また、時期によっても時間調整が容易な時期、困難な時期もあるものと考えられる。

そのため、全てのやりとりを郵送等に変更することまでは不要と考えるが、保育所の立地や繁忙期等、状況を踏まえて、郵送等で資料のやりとりを行う手段を選択することが可能な措置を講じることが望ましい。

【意見8-23】市立保育所における翻訳機等、コミュニケーションツールの導入について

(現状)

保育所では、近年、外国籍の保護者が増加している状況にある。外国籍の保護者は、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者も存在し、そのような保護者とのコミュニケーションでは、市が提供している紙の指差しコミュニケーションシート(以下、コミュニケーションシートとする。)を利用している状況にある。

視察時に行った保育所へのヒアリングでは、コミュニケーションシートは外国籍の保護者との間で定形的なコミュニケーションを行う際には活用できるものの、非定型的なやりとりを行う中では、コミュニケーションが難しい場合があるとのことであった。そのような場合には各保育士が私物のスマートフォンや保護者が保有するスマートフォン等の翻訳アプリを利用してやりとりを行うケースもあるとのことであった。

なお、各保育所における、日本語でのコミュニケーションが困難な外国籍の園児数について現状は、市にて国籍毎の管理を行っていないため、その数は不明であったが、保育所によって状況が異なっており、特定の保育所に外国籍の園児が多い傾向が見られた。

(問題点)

グローバル化が進んでおり、今後も外国籍の保護者は増加する可能性が高く、コミュニケーションを図る機会は増加するものと考えられる。

現在、市立保育所で利用しているコミュニケーションシートだけではやりとりが難しく、保育所職員の負担が増加することが懸念される。

また、業務に保護者や保育士の私物のスマートフォン等を利用せざるを得ない状況は問題がある。

(改善提案)

必要とする市立保育所に、翻訳機等、コミュニケーションを補助するためのデバイスを配置することが望ましい。民間保育所においては、翻訳機等の導入支援のために、市は公立以外の保育所においては ICT 化推進事業の中で翻訳機等導入に係る費用の助成を行っており、保育所現場において ICT の活用の利便性、必要性は認識しているものと考えられる。

また国は保育所において外国籍家庭に対する配慮を求めている。

ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うように努めること

外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、特別な配慮を必要とする家庭では、社会的困難を抱えている場合も多い。例えば、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なること、家庭での育児を他に頼ることができないこと、生活が困窮していることなど、その問題も複雑化、多様化している。また、多胎児、低出生体重児、慢性疾患のある子どもの場合、保護者は子育てに困難や不安、負担感を抱きやすい状況にあり、子どもの生育歴や各家庭の状況に応じた支援が必要となる。

こうした様々な問題に不安を感じている保護者は、その悩みを他者に伝えることができず、問題を抱え込む場合もある。保育士等は保護者の不安感に気付くことができるよう、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、家庭の状況や問題を把握する必要がある。子どもの発達や行動の特徴、保育所での生活の様子を伝えるなどして子どもの状況を保護者と共有するとともに、保護者の意向や思いを理解した上で、必要に応じて市町村等の関係機関やかかりつけ医と連携するなど、社会資源を生かしながら個別の支援を行う必要がある。

(出典:厚生労働省 保育所保育指針解説)

民間保育所でも導入を推進している状況、市内の外国籍の園児数の増加を踏まえて、外国

籍の保護者や園児への配慮、保育所職員の負担軽減のため市立保育所においても翻訳機等導入を検討することが望ましい。

なお、各市立保育所によって受け入れ状況が異なることから、一律に翻訳機等の導入を行う必要までではなく、保育所の状況を踏まえて必要な保育所への導入を検討することが望ましい。

【意見8-24】宗教上の理由等特別な配慮が必要な園児の状況を把握するための様式整備の必要性について

(現状)

近年、外国籍の園児数が増加していることから、ハラルへの対応や着替えへの配慮等、従来の保育業務では発生しなかった対応が発生している。

現在の入所時に提出する所定様式では、園児のアレルギーに係る情報を記入する様式はあるものの、ハラル対応等、アレルギー以外の配慮が必要な情報を申告する様式がないことから、各保育所では、入所時に保護者へのヒアリングを行い、必要な対応について確認の上、保育所にて必要な対応を行っている。

例えばイスラム教圏の子どもであれば、保育所の現場職員は以下のような生活習慣の違いによる配慮を行うことが考えられる。

- ・給食(食材、ラマダン(断食))
- ・体育(服装、着替え)
- ・健康診断(宗教や生活習慣上、人前で上半身裸になれない)

(文部科学省 外国人幼児等の受入れにおける配慮について より抜粋)

令和5年度における市立保育所における配慮が必要な園児数は以下のとおりである。

保育所	外国籍で宗教上の理由により給食に配慮が必要な児童数(人)	児童総数(人)	割合
姪浜保育所	0	163	0.00%
香椎保育所	0	207	0.00%
田隈保育所	0	94	0.00%
那珂保育所	0	182	0.00%
馬出保育所	2	110	1.82%
南庄保育所	0	93	0.00%
千代保育所	4	175	2.29%

(市提供資料より引用)

上記は、配慮が必要な児童数であり、入所時に確認が必要であった児童数は上記よりも多いと考えられるが、市に確認したところ、その数は把握していない状況であった。

(問題点)

一部の市立保育所において外国籍の園児が在籍しており、ハラル対応等、特別な配慮を必要とする園児に必要な対応を把握する必要性が生じている。社会情勢の変化に伴い、配慮が必要な園児は今後、増加していくことが予想されるものの、その情報を把握のための所定様式が現在は入所時の様式には含まれていないことから、入所時に保育所職員による保護者へのヒアリングが必要とならざるをえず、保育士等の業務負荷が発生している状況となっている。

(改善提案)

現在の入所時の提出様式に、アレルギー対応と同様に宗教上の理由等で特別な配慮を把握するための様式を整備し、保育所職員のヒアリング負担の軽減を図ることが望ましい。

【意見8-25】保育士シフト表の共通化及びICT化の検討について

(現状)

現在、各保育所の保育士の勤務に係るシフト表は、各保育所の主任が作成している。

1日の勤務表の作成に最低でも20分程度がかかるとのことであり、各保育所及び年間では主任に多大な業務負荷がかかっている状況にある。

またシフト表は市立保育所にて統一的な様式が定まっておらず、保育所毎にそれぞれの様式で運用を行っている。

例えば、シフト表の作成が全て手書きでされており、かつ、その修正(直前の修正を含む)も全て手書きで行われている保育所においては、職員が事務室を訪れて個々のスマートフォン等で撮影をすることによりシフト表を実質的に共有し、運用を行っている状況であった。

(問題点)

保育士のシフト表は、保育所毎に様式がバラバラであり、統一的な様式がないことから人事異動で担当者が変更となった場合、業務負荷が大きい。

本来、保育の質の向上や保育所の運営管理に時間を利用すべき主任が、シフト表の作成業務に多大な時間と労力をとられている現状には問題があると考えられる。

また、市への確認では、保育士の配置基準を下回ったことはないとのことであったが、属人的なシフト作成方法では急な病欠やイレギュラーな事象が生じた場合、配置基準を満たさないシフトを作成してしまう恐れや個々のスマートフォン等で撮影をすることによりシフト表を実質

的に共有し、運用を行っている場合には、修正が反映される前のシフトで動いた結果、職員配置基準を満たさない恐れがある。

(改善提案)

保育士シフト表の様式について共通化を図ることが望ましい。保育所によっては Excel 関数を利用して、効率的なシフト作成を行っている保育所も存在した。まずは各保育所でバラバラな運用となっているシフト表について、効率的に運用している保育所の例を GOOD 事例として参考とした上で、シフト表の様式の統一を行うことが望ましい。

また、現在、市立保育所において保育業務の ICT 化を進めているが、業務負荷削減のためにはシフト表作成においても ICT を導入することを検討することが必要である。

シフト表の ICT は、保育所毎に人間関係や勤務時間の制約、ベテラン保育士と新人保育士との組み合わせ等、固有の事情があることから考慮すべき事項が異なり、単純なパッケージの保育システムではシフト表作成の ICT 化を行うことが困難とのことであった。

市においては、既に保育業務システムを調達しており、今後、ICT 化を進めていくとのことであるが、その対象業務にシフト表作成は含まれていない。

現在、導入予定の保育システムにおいては、市の求めるシフト作成機能が実装されていないことが要因であるが、現在の保育所職員の業務負担を踏まえてカスタマイズの検討や別システムによるシフト作成システムの導入を検討することが望ましい。

特にシフト表はそれぞれの職員の動きを示すものであると同時に、定数要件を充足することを外形的に示す上でも重要であるため、紙による作成・共有ではなく、システムを通じた作成・共有ができるようにすることが望ましい。

例えば、他自治体では、シフト作成でシステム上、職員配置基準や基本制約条件、勤務時間基本パターン以外にも、各園独自の制約条件等、現在マニュアルで行っているシフト作成業務を踏まえて必要な要件を設定できるように機能要件を示し、システム調達を行っている事例がある。

市も、保育所の職員が最も負担と感じているシフト表作成の効率化に向けた取り組みをより進めていくことが望ましい。

【意見8-26】効率的な保育所運営に係るモニタリング及び改善検討について

(現状)

各保育所で利用する給食食材や消耗品等は、指導監査課にてまとめて単価契約を行い、調達を行っている保育用ミルク等を除いて、原則、各保育所にて業者選定から納品、支払に至る調達事務を行っている。

(問題点)

各保育所において、各保育所にて業者選定から納品、支払に至る調達事務を行っていることから、同月に同一の食材や培養土等同じ物品を購入の調達において、各保育所によって納品単価が異なっている状況であった。

そのため、全市立保育所における各保育所の園児数一人当たりのコストや園児一人当たりの給食費を分析すると、以下のような分析結果となった。

(単位:円)

令和4年度	歳出額(①)	うち、給食費(②)	園児数(③)	園児一人当たりコスト(①÷③)	園児一人当たり給食費(②÷③)	休日保育の有無
姪浜保育所	27,406,529	11,769,250	164	167,113	71,764	あり
香椎保育所	34,175,620	16,858,026	212	161,206	79,519	あり
田隈保育所	18,580,593	7,820,101	95	195,585	82,317	あり
那珂保育所	29,853,520	13,336,657	180	165,853	74,093	あり
馬出保育所	20,195,828	8,662,382	105	192,341	82,499	なし
南庄保育所	17,983,334	6,525,467	84	214,087	77,684	なし
千代保育所	32,333,862	15,163,881	173	186,901	87,652	あり

(市から提供データを基に、監査人が作成)

休日保育の有無や立地、維持修繕工事の有無等により園児一人当たりのコストは増減するものと考えられるが、例えば、最も園児一人当たりの給食費の高い千代保育所と最も園児一人当たりの給食費の低い姪浜保育所は、いずれも休日保育の提供を行い、園児数も 173 名、164 名と同程度の園児数であるにもかかわらず、園児一人当たりの給食費では年間では 87,652 円と 71,764 円と 10%以上の乖離が生じている。

各保育所において献立はほとんど同じ内容で運用されているとのことであり、調達する食材の種類には大きな差異はないと考えられる。効率的な保育所運営が行われているかについて懸念が生じるが、現在、市ではこのような観点では市立保育所の財務分析を行っていない。

過去の包括外部監査の意見にて、保育所毎の収支状況の把握の必要性に係る指摘を受けており、以下の対応を行っている。

5 市立保育所の収支管理について	
監査の結果	措置の状況
(意見 10) 市では、現在、各保育所別の収支計算	【措置済 H22.3.17 通知】 保育所毎に正規職員の採用等を行って

<p>書が作成されておらず、収支管理が行われていない。収支計算書を作成し、収支管理を行うことにより、各保育所の収支の比較が可能となり、また、上記人件費、経費等の分析をとおして非経済的、非効率的な運営を行っている保育所がないかどうかモニタリングができる。また、私立保育所の収支計算書との比較・分析を行うことにより、収支状況あるいは1人当たりの人件費・経費(事業費、事務費)状況の相違等が明確になり、経済的、効率的運営を行う上で参考とすべき事項や検討・改善すべき事項が把握できるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>いないことから、市立保育所の職員配置については、本市職員の人事異動の一環として、職員の通勤状況や本人の希望等を総合的に勘案して行われており、各保育所毎の人件費額をもって、当該保育所の運営の経済性・効率性を図ることは困難である。このため、平成19年度決算から、人件費を除く経費について各保育所の支出状況を把握していくこととしており、その内容については、情報公開請求等を通じて公表していきたいと考えている。</p>
--	--

市は、過年度の包括外部監査の指摘を受けて人件費を除く保育所の収支状況を把握するのみに留まり、その把握した収支状況を基に各保育所の経済性・効率性を分析するなどの活用を行うまでには至っていない。

(改善提案)

現在、各保育所で行っている運営が、経済的・効率的に行われているかを確認する目的で、保育所毎の経営分析を行うことが望ましい。

現在、給食等の調達原則、各保育所がそれぞれ行っており、担当課である指導監査課は保育所から起票された財務会計伝票の承認を行うことで確認を行っていると考えられるが、マクロな目線での分析も行う必要がある。

収支状況について保育所毎の経年比較は行っているものとするが、それ以外にも園児一人当たりの分析や職員一人当たりの分析を行う等、一人当たり分析を行うことで各保育所の経済性や効率性を検討し、各保育所の運営上の財務的な課題や改善点を分析することが望ましい。なお、各保育所によって休日保育の有無や園児数が異なるため分析に際しては考慮が必要である。

【意見8-27】研修のオンライン化の推進について

(現状)

令和4年度までは新型コロナウイルスの影響で、研修がオンライン化されており、受講が容易であったものが、令和5年度に入り、5類移行となり、研修の対面へ戻りが見られる。

研修の参加は職務の一環であることから、勤務時間内に受講することが求められる一方、保育所によっては会計年度任用職員の確保が難しい保育所もあり、研修受講機会を踏まえたシフト勤務体制が取りにくい状況となっていた。

市立保育所へ実施したアンケートにて、研修は役立っているとの回答があり市が提供する研修は保育士等にとって有意義なものとなっているものの、その研修への参加機会の確保が困難と回答した保育所が存在している。

福岡市主催研修実績(認可外含む)

年度	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込
研修回数	79	88	57
うち、オンライン及び対面とオンラインのハイブリッド(回数)	11	9	2

(市提供資料を基に監査人が作成)

(問題点)

保育士の研修の受講機会の確保が難しい現状は、市立保育所における保育の質の確保に懸念が生じる可能性がある。

(改善提案)

市立保育所における保育の質を保つためにも、多くの保育士等保育所の職員に対して市が主催又は研修の開催方法に関与が可能な研修については、可能な限りオンライン化を推進することが望ましい。

市立保育所以外の保育所においても同様の課題を抱えている状況であると考えられることから、市内の公立・私立を問わず保育所の保育の質を確保するため、市が主催する研修は、受講が容易なオンライン化を進めることが望ましい。

9 保育施設整備事業者の募集・選考等に係る事務

(1) 制度の概要

市では、今後も高い水準で推移すると見込まれる保育需要に応え、質の高い教育・保育を安定的に提供していくため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における教育・保育の「量の見込み」(需要量の見込み)及び「確保方策」(需要量の見込みに対する供給量)を定め、教育・保育の計画的な提供体制の確保を図ることとしている。この教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」に基づき、保育施設整備事業計画を立案し、必要な保育施設数を算定し保育施設整備事業者の募集・選考を実施している。

平成30年から令和4年度における保育施設整備事業者の募集・選定に係る状況は以下のとおりである。

なお、令和3年度以降は保育施設整備事業者の募集・選定は行われていない。

区分	募集年度	開設予定年度	件数
保育所	平成30年度	令和2年4月	19
	令和元年度	令和3年4月	18
	令和2年度	令和4年4月	4
地域型保育事業	平成30年度	令和2年4月	10

(2) 監査の視点

保育施設整備事業者の募集・選考等に係る事務の執行を監査するに当たっての監査視点は以下のとおりである。

- ・ 法令・条例等に基づく保育施設等の設備基準や人員配置等の運営基準に従い、認可の申請に対して審査が行われているか。
- ・ 事業者の選考は公平に行われているか。
- ・ 募集、選考、認可に係る事務フローは効率性・有効性等を考慮し、適切に整備及び運用されているか。

(3) 実施した監査手続

保育施設整備事業者の募集・選考等に係る事務の執行について実施した監査手続は下記のとおりである。

- ・ 応募地域周辺の保育需要の状況の把握
- ・ 保育施設整備事業者の募集・選考等の業務フローの把握

- ・保育所設置・運営者公募要項の閲覧
- ・保育所設置・運営者公募要項に定める応募書類の閲覧

なお、令和4年度においては選考事務がなかったことから、保育所については令和2年度の認可・選定(令和4年度開設)を、地域型保育事業については平成30年度の募集・選定(令和3年度開設)から、それぞれ2件を抽出した。

(4) 監査の結果及び意見

【意見9-1】残高証明書の基準日について

(現状)

応募書類として、応募者に対して財務状況・資金計画に係る項目として以下の資料を徴収している。

財務状況・資金計画について			
23	資金計画書 (借入がある場合は、償還計画書を添付)	様式 11	A4縦(両面)
24	資金収支予算見込書	様式 12	A4縦(片面)
25	人件費内訳書	様式 13	A4縦(片面)
26	残高証明書等自己資金額を証明できる書類(3か月以内)	複数の口座がある場合は一覧表を添付 ※証明日を同一とすること	A4縦(片面)
27	工事費、設計費、備品購入費等の概算見積書(中明細程度)		A4(両面)
28	法人の決算関係書類 (直近3年分)	法人全体の決算書 (事業区分、拠点区分は提出不要)	A4縦(両面)

(出典:保育所設置・運営者公募要項より抜粋)

財務状況・資金計画について	
25	法人の決算関係書類(直近3年分)
26	資金計画書(借入がある場合は、償還計画書を添付)
27	資金収支予算見込書
28	人件費内訳書
29	職員の勤務状況表
30	残高証明書等自己資金額を証明できる書類(3か月以内)
31	工事費、設計費、備品購入費等の概算見積書(中明細程度)

(出典:地域型保育事業者募集要項より抜粋)

応募書類の中で、【残高証明書等自己資金額を証明できる書類(3か月以内)】を徴収しており、その徴収目的としては、

保育所設置認可の際に、保育所を運営するための資金を普通預金・当座預金等により保有していること(保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する額等)を確認する趣旨とのことであった。

なお、複数の銀行口座を保有する場合には、銀行預金口座の一覧を貼付の上、残高証明書を徴収している。

応募書類を閲覧した結果、各銀行口座の残高証明書の基準日が3か月以内の日付となっており、提出されている決算書に記載の預金残高とは基準日が異なっている状況であった。

(問題点)

決算日以外での資金残高は、調達源泉が不明となることから、借入れによる資金調達等による一時的な資金残高の可能性はあるが、普通預金・当座預金のみのも証明書のみに確認し、同日における決算状況までは確認は行われていなかった。

教育・保育施設等認可・確認専門部会の委員には公認会計士が含まれており、財務的な問題がある場合には、当該公認会計士の確認が行われるとしているが、残高証明の情報だけでは公認会計士であっても財務状況の全体を把握することができず、【保育所を運営するための資金】を確認することは困難であると考えられる。

複数の銀行口座を保有する場合には、銀行預金口座の一覧を貼付の上、残高証明書を徴収しているが、決算書に記載の残高と異なることから、網羅的に残高証明書を徴収しているかの確認ができなかった。

決算日以外の基準日で残高証明書を徴収しており、基準日時点での財務状況を把握する試算表等の資料を徴収していないことから、網羅的に残高証明書を入手しているかを確認することが困難であった。

(改善提案)

決算日以外の基準日において残高証明を徴収する際には、同日における財務状況を把握するため、試算表等、法人の財務状況の概要が把握できる資料をあわせて徴収することが望ましい。

10 指導監査に係る事務

(1) 制度の概要

① 指導監査等について

子ども・子育て支援新制度において実施される指導監査等は、平成 27 年 12 月 7 日に通知された「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」(府子本第 391 号、27 初幼教第 28 号、雇児保発 1207 第 1 号)において基本的な考え方が示されている。

その通知の中で、指導監査等は以下のような区分に分けられている。

I 施設監査

各施設及び事業の認可基準の遵守(職員配置基準や面積基準の遵守等)等の観点から行う監査。

II ①各施設及び事業に対する確認制度に基づく指導監査(確認指導・監査)

各施設及び事業の確認基準(注)の遵守、給付の支給に関する業務の適正な実施等の観点から行う指導、監査。

②各施設及び事業に対する業務管理体制の整備に関する検査指導(業務管理体制検査)

各施設及び事業の法令順守に係る業務管理体制の整備(法令遵守責任者の選任状況や法令順守に係る規定の適切な整備等)等の観点から行う検査。

注)確認基準とは、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項に基づき各市町村が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」をいう。

市においては、「福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」により、その基準が定められている。

② 施設種類毎の根拠法

それぞれ、施設・事業類型毎の監査等の根拠法令は以下のとおりである。

施設類型	施設監査	確認・指導監査	業務管理体制検査
保育所	児童福祉法第 46 条	子ども・子育て支援法第 14 条(指導)、第 38 条(監査)	子ども・子育て支援法第 56 条
幼稚園	学校教育法(必要に応じて都道府県が実施)	子ども・子育て支援法第 14 条(指導)、第 38 条(監査) (移行していない園)	子ども・子育て支援法第 56 条 (移行していない園)
幼保連携型認定 こども園	認定こども園法第 19 条	子ども・子育て支援法第 14 条(指導)、第 38 条(監査)	子ども・子育て支援法第 56 条
認定こども園 (上記を除く)	保育所型:保育所と同じ 幼稚園型:幼稚園と同じ 地方裁量型:児童福祉法第 59 条 ※認定こども園には規定なし	子ども・子育て支援法第 14 条(指導)、第 38 条(監査)	子ども・子育て支援法第 56 条
地域型保育事業	児童福祉法第 34 条 17	子ども・子育て支援法第 14 条(指導)、第 50 条(監査)	子ども・子育て支援法第 56 条

(引用:内閣府資料新制度における指導監査等)

③ 監査指針

施設監査は、上記のとおり施設・事業毎に根拠法が異なることから、統一的な監査指針はなく、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」において、それぞれ施設類型毎の監査指針等が示されている。

施設類型	監査指針等
保育所	児童福祉行政指導監査の実施について(平成 12 年4月 25 日児発第 471 号)
幼稚園	従前の取扱いと同様、監査方針等は必要に応じて、各都道府県が判断
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(平成 27 年 12 月7日府子本第 373 号、27 文科初第 1136 号、雇児発 1207 第1号)
地域型保育事業	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成 27 年 12 月 24 日雇児発 1224 第2号)

④ 施設監査の概要

施設監査の概要は以下のとおりである。

施設・事業	監査内容
保育所	<p>1 指導監査の目的</p> <p>児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らして適切に実施されているかどうかを個別に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保すること。</p> <p>2 指導監査の方式及び回数</p> <p>一般指導監査・・・児童福祉施設については、児童福祉法施行令第 38 条の規定により年1回以上の実地検査を行う。</p> <p>特別指導監査・・・問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施</p>

	<p>3 指導監査事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適切な入所者支援の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢入所者支援の充実 ②児童福祉施設運営の適正実施の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢施設の運営管理体制の確立 ➢必要な職員確保と職員処遇の充実 ➢防災対策の充実の強化 <p>4 指導監査結果の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行う。 ②帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を付して都道府県知事に提出する。 ③指導監査結果については、綿密に検討してその問題を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとる。 ④指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって速やかに行う。 <p>重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を採る。</p> <p>指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行う。</p>
<p>幼保連携型 認定こども園</p>	<p>1 指導監査の目的</p> <p>幼保連携型認定こども園における「幼保連携型認定こども園の学級の編成職員、設備及び運営に関する基準」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等の遵守状況を定期的又は臨時の実地調査等により確認し、その結果に基づき、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保すること。</p> <p>2 指導監査の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般監査・・・原則年1度以上定期的計画的に実施 特別監査・・・次のいずれかに該当する場合に実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑う

	<p>に足りる理由があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき ➢ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき ➢ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき <p>3 主な指導監査事項</p> <p>①教育・保育環境の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 学級編成及び職員配置の状況 ➢ 認可定員の順守状況 ➢ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ➢ 教育・保育を行う期間・時間 ➢ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組 <p>②教育・保育内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ➢ 指導計画の作成 ➢ 小学校教育との円滑な接続 ➢ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携 <p>③健康・安全・給食に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 健康の保持増進に関する取組状況 ➢ 事故防止・安全対策に関する取組状況 ➢ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況 <p>4 調査結果に基づく措置</p> <p>①調査を担当した職員は、調査終了後、速やかに、調査対象施設の園長等に対して、調査結果を丁寧に説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行う。</p> <p>②指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の報告を求め、是正改善の有無を確認する。</p> <p>③指導、助言等を行った事項について、適切な是正改善がなされない場合には、必要に応じて、認定こども園法に基づく改善勧告等の措置を講じる。</p>
地域型保育事業	保育所の指導監査を参考にする。

確認監査の概要は以下のとおりである。

監査種類	監査内容
確認指導・	I 指導 1 指導の目的

<p>監査</p>	<p>指導等は、特定教育・保育施設等に対し、確認基準、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。</p> <p>2 指導形態等</p> <p> 集団指導・・・市町村が、特定教育・保育施設等(以下施設等)に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。</p> <p> 実地指導・・・施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。</p> <p>3 指導対象の選定</p> <p> 集団指導</p> <p> ①新たに確認を受けた施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施。</p> <p> ②①の集団指導を受けた施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに実施。</p> <p> 実地指導</p> <p> ①全ての施設等を対象に定期的かつ計画的に実施。</p> <p> ②その他特に市町村が実地による指導を要すると認められる施設等を対象に随時実施。</p> <p>4 監査への変更</p> <p> 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、監査を行う。</p> <p> ①著しい運営基準違反が確認され、当該利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合</p> <p> ②施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合</p> <p>II 監査</p> <p>1 監査の目的</p> <p> 監査は、特定教育・保育施設等について、子ども・子育て支援法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。</p>
-----------	---

	<p>2 監査対象となる施設等の選定基準</p> <p>監査は、下記に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。</p> <p>①要確認情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢通報・苦情・相談等に基づく情報 ➢実地指導において確認した情報 <p>3 監査方法等</p> <p>①報告等</p> <p>確認権限のある市町村長は、違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、子ども・子育て支援法第 38 条及び第 50 条に基づき、施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは施設等その他施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。</p> <p>②監査結果の通知等</p> <p>監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書で指導内容の通知を行うとともに、文書で改善報告書の提出を求める。</p> <p>③行政上の措置</p> <p>違反疑義等が認められた場合には、子ども・子育て支援法第 39 条及び第 51 条(勧告、命令等)、同法第 40 条及び第 52 条(確認の取消し等)の規定に基づき行政上の措置を機動的に行う。</p>
<p>業務管理体制 制検査</p>	<p>1 検査の目的</p> <p>検査を通じて特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認すること。</p> <p>2 検査の実施方針</p> <p>一般検査・・・定期的かつ計画的に行う。一般検査は書面の提出に行うことを基本とする。</p> <p>特別検査・・・いずれかに該当する場合に随時適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき-監査種類監査内容 ➢度重なる指導によっても改善が見られないとき ➢正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき <p>3 検査事項</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ①法令を遵守するための責任者を選任していること ②業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること (確認を受けている施設又は事業所の数が 20 以上の特定教育・保育提供者に限る) ③業務執行の状況の監査を定期的に行っていること(確認を受けている施設又は事業所の数が 100 以上の特定教育・保育提供者に限る) <p>4 検査結果に基づく措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①検査終了後、速やかに検査結果を丁寧に説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行う。 ②指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、改善の有無を確認する。 ③指導、助言等を行った事項について、適切な改善がなされない場合には、必要に応じて子ども・子育て支援法第 57 条に基づく勧告等の措置を講じる。
--	--

以上のとおり、3種の指導監査等が実施されるが、その実施に当たっては、実施主体や監査事項について一部重複している部分があるため、複数の監査を同時に実施することや監査の際に求める資料やその様式の統一化を図ることによって、受ける施設側の負担軽減に努めることが国の指針において求められている。

(2) 市における指導監査の概要

① 市における指導監査の実施方法

市における指導監査については、実施要綱に以下のように定めている。

(指導監査の方式)
(1) 第4条指導監査は、実地調査により、次により実施する。 一般指導監査は、その目的により次の2つの方法で実施する。 ア 定期指導監査 各年度に1回定期的に実施する監査で、別に定める指導監査項目、着眼点及び実施計画に従って行う (以下、略)

(出典:福岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱)

市における指導監査等は、国の指針に基づく監査の区分によらず、一般指導監査として施設監査、確認指導監査、業務管理体制検査を実地監査で同時に実施している。

また、実施時期については、以下のように運用されている。

(1) 指導監査の実施等
① 実施方法 本市が所管する法人及び施設については、法人監査と施設監査を同時に実施する。 (以下、略)

(出典:令和4年度指導監査連絡調整会議資料)

② 実施体制

保育所等、児童福祉施設の指導監査については、こども未来局指導監査課及び各所管課が担当している。

(指導監査班の編成)
第5条指導監査班は原則として、児童福祉施設についてはこども未来局子育て支援部指導監査課及び事業所所管の、児童福祉施設以外の施設については福祉局高齢社会部事業者指導課及び事業所所管課の2名以上をもって編成する。

(出典:福岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱)

また、専門性の高い、労務及び財務に係る指導監査項目については、市の職員だけではなく、外部の社会保険労務士や税理士等、労務及び財務の専門家に一部の指導監査のチェック項目の確認作業を委託している。

③ 指導監査の流れ

市の指導監査は、実地監査を原則としている。実地監査は以下の流れで行われている。

時期	概要
監査実施2か月前	法人、施設に指導監査の実施日等を通知
監査実施2週間～3週間前	法人、施設が事前提出資料を市に提出
監査実施日	実地監査終了後、当該法人、施設の幹部職員等に監査結果を公表
監査結果の通知	監査復命書の決裁、関係課合議の終了後、要改善事項のうち、文書指摘・評価区分 A 及び B に該当する事項を文書で通知
改善状況報告	法人、施設が、文書指摘・評価区分 A (福祉局の指導監査の場合は B を含む。)の改善状況を市に文書にて報告 必要に応じ、施設に対して報告内容について聴取
HP での公表	評価区分 A に該当する事項をホームページにて公表
改善状況の確認	次回定期監査又は確認監査により、改善状況を確認

(出典:令和4年度指導監査連絡調整会議資料より引用)

また、市の指導監査では、実地監査だけではなく、その一部において書面監査を行っている。

国の「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」によれば、実地監査によらない方法で一般指導監査を行う場合には、書面確認のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせる実施し、実地による一般指導監査となるべき同様の確認ができることを求めている。

市は、書面監査の実施においては、書面の閲覧だけでなく、必要に応じて電話やオンライン会議等を利用して監査を行っているとのことであった。

書面監査における監査の流れは以下のとおりである。

時期	概要
随時	法人、施設に書面監査の実施を通知し、必要な資料の提出を指示
	法人、施設が事前提出資料を市に提出
書面監査の実施	資料に基づき、書面監査を実施 必要に応じ、電話での聴取や追加資料の提出を受ける
監査結果の通知	監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められた場合

	は、書面監査の完了を文書で通知 改善を要する事項がある場合は、改善状況報告書の提出を依頼
改善状況報告	法人、施設から改善状況報告書の提出を受ける 必要に応じ、報告内容について聴取
改善状況の確認	次回定期監査等により、改善状況を確認

(出典:令和4年度指導監査連絡調整会議資料より引用)

市の指導監査方針は、基本的には、実地監査と書面監査を交互に行うこととしているが、開設後3年以内の施設は実地監査を連続で行う。また、全体の5割以上は実地監査となるように監査計画を策定している。

< 監査基準及び評価基準 >

指導監査に係る監査基準及び評価基準について、市は、ホームページにて施設運営、処遇、経理に係る監査基準を公表している。

監査基準は以下のように監査事項、根拠法令等、基本的な考え方、評価事項(不適切事項)、評価区分を設けているものである。

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項(不適切事項)	評価区分	自主点検	
第1 職員の配置状況	1 職員定数に不足はないか。	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育等に要する費用の算定(公定価格)の算定に関する基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号) 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例、福岡市法務課機密認定コードも適用される条例(以下、「施設基準条例」とする。) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設職員配置基準参照 全ての時間帯において、出稼児童数、園児数に定じた職員を配置している。 委託費とは別に補助等が設けられている加配職員は含めない。 (保育協会補助金の充て保育士や家庭支援推進保育士等) 調理員は、お昼や土曜日も含め、適正に配置している。 嘱託員等を配置している。 延長保育の時間も含め、園内時間に保育士を2名以上配置している。 (ただし、保育短時間認定の時間帯以外の時間帯で、かつ園児別の配置基準による必要保育士数の合計が1人となる時間帯に限り、当該保育士に加えて、当該保育士と同等の知識及び経験を有すると認めらるる者でも可) (保育所) 開園時間中に園児の教育及び保育に直接従事する職員を2名以上配置している。 (ただし、保育短時間認定の時間帯以外の時間帯で、かつ園児別の配置基準による必要保育士数の合計が1人となる時間帯に限り、当該保育士に加えて、市員が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認めらるる者でも可) (認定こども園) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員が配置基準を下回っている。 	A	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <small>(別紙「最低基準様式1」を参考に点検すること)</small>	
	2 職員の欠員が1カ月以上おわっていないか。		<ul style="list-style-type: none"> 労働契約法第16条 	<ul style="list-style-type: none"> 委託費において加算が認定されている場合は、当該加算の要件を満たしていなければならない。 ② 労働契約法第16条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の欠員が1カ月以上おわっている。 	A	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	3 職員の退職に問題はないか。職員の定着化に努めているか。				<ul style="list-style-type: none"> ① 労働関係法令に反した解雇を行っている。 ② 職員の退職が多く、その退職事由 	B	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

(出典:福岡市ホームページ児童福祉施設監査基準施設運営基準)

また、監査項目毎に評価区分を明示し、不備となった場合の考え方についても合わせて監査基準にて公表をしている。

【評価区分】

評価区分	説明	指導形態	改善報告
A	1 福祉関係法令又は通知等に明らかに違反してお	文書指導	要

	り、社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に重大な支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に関わる事項であり、改善を必要とする場合		
B	1 福祉関係法令又は通知等に照らして不備があり、社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書指導	不要
C	評価区分の A 又は B には該当しないが、改善を必要とする場合	口頭指導	不要

(出典:市の指導監査ガイドラインより抜粋)

保育所等の運営法人の運営に資するように、市は指導監査ガイドラインを市のホームページで公表している。

指導監査ガイドラインとは別に市は、庁内で運営、法人、経理に係るチェックリストを活用して、指導監査を行っている。

また、複数の保育所等を運営する社会福祉法人等については、効率的に指導監査を行うため、市は一般指導監査を実地監査と集合監査に分けて以下のように実施している。

- ・実地監査については、会議室に保育所から書類を持参してもらい集合監査と、直接保育所を訪問する現地確認に分けて、別日に行っている。

- ・経理部分や法人運営については、集合監査で確認を行っており、同一法人が運営する保育所の集合監査については、複数の保育所をまとめて同日に行うことで監査負担の軽減を図っている。

(3) 監査の視点

指導監査等に係る事務について、以下の視点で監査を行った。

(監査の視点)

- ・指導監査等は法令、条例、指針等に基づき行われ、合規性が遵守されているか。
- ・指導監査等の実施体制は規則等に則っているか。
- ・指導監査課が実施する指導監査等の手順は効率的・有効的なものとなっているか。

市から、令和4年度に実施した指導監査等の実施一覧を入手し、設置法人、監査手法毎に任意にサンプルを抽出し、関連資料の閲覧を実施した。

① 保育所指導監査実施状況

保育所設置法人主体	監査手法	件数	監査対象件数
社会福祉法人	実地	132	2
	書面	112	1
株式会社	実地	10	1
	書面	10	1
学校法人	実地	13	1
	書面	4	1
その他(宗教法人等)	実地	3	-
	書面	3	1
計	実地	158	4
	書面	129	4

(保育所指導監査実施一覧 H30-R4(市提供資料)より監査人が加工して作成)

② 地域型保育事業所指導監査状況

保育所設置法人主体	監査手法	件数	監査対象件数
社会福祉法人	実地	32	1
	書面	37	1
NPO 法人	実地	2	1
	書面	0	-
個人	実地	4	2
	書面	1	-
その他(株式会社等)	実地	36	-

	書面	46	-
計	実地	74	4
	書面	84	2

(地域型保育所指導監査実施一覧(H30-R4)(市提供資料)より監査人が加工して作成)

(4) 実施した監査手続

主に以下の監査手続を実施した。

- ・市の指導監査に係る監査基準、監査チェックリスト様式、事前準備リストの閲覧及びヒアリングの実施
- ・指導監査の結果通知、社会福祉法人等指導監査復命書(指導事項決定伺)、法人運営チェックリスト、施設運営チェックリスト、社会保険労務士業務委託手順書、経理関係チェックリスト等、指導監査等資料の閲覧及びヒアリングの実施
- ・市が監査対象施設より徴収した事前資料の閲覧及び担当者へのヒアリングの実施
- ・指導監査実施監査担当者一覧の閲覧
- ・指導監査連絡調整会議資料の閲覧

(5) 監査の結果及び意見

【意見 10-1】指導監査における実地監査比率の向上の必要性の検討について

(現状)

市における実地検査と書面監査の推移は以下のとおりである。

① 保育所等

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実地監査件数	131	141	42	134	158
書面監査件数	108	115	228	148	129
合計	239	256	270	282	287
実地検査割合	54.8%	55.0%	18.4%	47.5%	55.0%

② 地域型保育事業所

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実地監査件数	83	84	27	85	74
書面監査件数	50	69	132	73	84
合計	133	153	159	158	158
実地検査割合	62.4%	54.9%	16.9%	53.7%	46.8%

① +②

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実地監査件数	214	225	69	219	232
書面監査件数	158	184	360	221	213
合計	372	409	429	440	445
実地検査割合	57.5%	55.0%	16.0%	49.7%	52.1%

(市提供資料 指導監査実施状況(R4-H30)を基に監査人が作成)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、実地検査の割合が例年に比べて低くなっている。

市の基本方針は、児童福祉法施行令及び内閣府令に従って、指導監査における基本方針を定めている。

児童福祉法施行令

第三十八条 都道府県知事は、当該職員をして、年度ごとに一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。ただし、当該児童福祉施設について次の各号のいずれかに該当する場合には、実地の検査に代えて、必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該基準を遵守しているかどうかを確認させることができる。

- 一 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合
- 二 前年度の実地の検査の結果その他内閣府令で定める事項を勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

(出典:児童福祉法施行令)

その他内閣府令で定める事項は、以下のとおりである。

- ① 前年度の実地の検査の結果
- ② 当該児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の実地の検査の実施状況
- ③ 当該児童福祉施設を設置してからの年数

(出典:内閣府令)

上記のように、児童福祉法施行令及び内閣府令によれば、実地検査を原則としつつも、

- ①前年度の実地の検査の結果
- ②前年度の実地検査の実施状況
- ③当該児童福祉施設を設置してからの年数

を考慮し、実地によらずとも検査を実施できることとしている。

②前年度の実地検査の実施状況については、「管内の児童福祉施設に対する前年度の実地検査の実施状況が5割以上の都道府県」となっており、実地検査の基準として5割以上という方針が国より示されている。

市は、当該取扱いを基に指導監査の方針を決定し、実地監査を5割以上実施する方針としている。

(問題点)

市は、他の政令指定都市と比較して、市立保育所の数が少なく、保育所運営を民間に委ねていることが特色となっている。

令和5年度政令指定都市別の市立保育所・公立認定こども園数と定員数比較

都市名	福岡市	千葉市	熊本市	川崎市	横浜市	名古屋市	広島市
市立保育所・公立認定こども園(か所)	7	55	19	21	58	87	86
定員(名)	1,060	4,972	1,805	2,445	5,646	8,532	10,640

(監査人が各市のHPを基に集計・作成)

他の政令指定都市に比べて、市立保育所の運営を民間にゆだねる割合が多い現状を踏まえると、実地監査の割合を国の求める基準である5割以上を目安に実施していることは、市の保育の質を担保するための指導監査のあり方としては不十分と考える。

(改善提案)

市は、市立保育所の現状を踏まえて、指導監査における実地検査の比率を、国の通達する5割よりも向上させることを検討することが望ましい。

平成16年度以降、行政が主体的に担うべき領域や事業手法について再検討し、民間でできることは民間にゆだねることを基本方針とし、当時23か所あった市立保育所の民営化を行い、現在は7か所となっている状況である。

民間でできることは民間にゆだねることを基本方針とすることに異論はないものの、民間にゆだねた事業を民間が適切に運営しているかについては、市が継続的に確認することが重要である。

他の政令指定都市と比較して市立保育所の数及び定員が少ないことが市の特色であることから、指導監査においては、その特色を踏まえて基本方針を決定することが望ましい。

他都市に比べて、保育所運営を民間に委ねる数や比率が高いことを考慮し、実地監査割合は国の定める5割以上を目安とするのではなく、より高い割合で実地監査を行うこととなるような指導監査計画を検討することが望ましい。

【意見 10-2】事前準備資料の電子化の検討について

(現状)

指導監査に際して市が徴収を行っている事前依頼資料は、全て保育所等に対して紙(郵送)での提出を依頼している状況にある。

(問題点)

指導監査の事前依頼資料は、全て保育所等に対して紙(郵送)での提出を依頼している状

況であり、電子での提出を認めていない。電子での提出を認めていないことから、指導監査を受ける保育所においては、印刷準備や郵送に係る費用負担で業務負荷及びコストがかかっていると考えられる。

(改善提案)

保育所の紙による業務負荷を考慮し、電子申請を検討することが望ましい。

保育現場より提出書類については ICT 化を望む意見が多いことが内閣府の調査結果でも示されているが、市においては現在紙(郵送)での事前準備資料に限定されており、各保育所の負担になっていることが考えられる。

厚生労働省が令和2年3月に公表した「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」において、以下の報告がある。

5都道府県等の取組に対する保育現場からの意見

(省略)

論点2:提出書類等の事前準備に関する取組について

(省略)

設問2-(1)電子ファイルの活用

(保育現場からの主な意見)

本設問については、ICT 化を望む意見が多くみられた。ホームページ上で公開している情報に対しても紙媒体での提出が求められており、業務負担の軽減になっていない。効率化のためには必須事項、といった意見が複数あった。他方で、データには個人情報を含む場合があるため、データの持ち帰りを行わない、保管管理に関して細心の注意を払ってもらいたい、などの意見が見られた。また、似たような書類について複数機関から提出を求められ手間がかかるため、行政機関内で連携しデータのやり取りをしてほしいという意見もあった。

(取組を行う場合の留意点)

- 保育所が職員の業務負担の軽減のために ICT 化を導入している場合には、画面での確認等監査方法を工夫することにより、保育所側の負担軽減につなげることができる
- 行政に対して同種の書類を複数回提出することが求められる非効率が生じないよう、保育所が行政機関に提出した書類のデータを他の部署等と共有する仕組みもあわせて検討すること
- データは個人情報を含む場合があるため、保管管理に関して細心の注意を払うこと

(出典:厚生労働省 保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書より引用)

例えば、他の政令指定都市において、令和5年度よりスマート申請（電子申請）による監査資料の提出を可能としている自治体も存在する。

なお、その政令指定都市においては、紙での郵送と電子申請のいずれも可とし、保育所の利便性に考慮している。

システム導入に際してはコスト面の検討が必要であるものの、現在、郵送で紙の資料を受領し、その整理や保管管理を行うコストを定量的に把握し、市職員の業務改善を踏まえたコストを検討することが考えられる。

保育所現場の負担軽減を考慮し、市への事前監査資料は紙の郵送だけではなく、電子申請による監査資料の提出も可能とすることを検討することが望ましい。

【意見 10-3】委託専門家の独立性担保の必要性について

（現状）

市は、経理や労務の分野に関しては、社会保険労務士や税理士等、外部専門家を利用し、指導監査課職員を補助するために専門家への委託を行っている。

社会保険労務士との委託においては、仕様書にて「監査対象施設から委託を受けて労務管理業務を行っている者は、当該施設の監査に割り振らないこと。」との記載があるが、その独立性を確認した書類が入手されていなかった。

また、税理士との委託においては、仕様書にて「本業務委託のチェックリスト作成者は、本業務委託の対象施設・法人から委託を受けて、計算書類等を作成し、又は法律面・経営面の助言を行っている者ではないこと」と記載されており、委託者が業務で利用するチェックリストに「上記法人・施設から委託を受け、計算書類等を作成し、又は法律・経営面の助言を行う者ではないこと。」をチェックする欄を設けることで市は委託者と指導監査対象施設・法人との独立性を確認していた。

（問題点）

監査課職員を補助する社会保険労務士や税理士が、指導監査の対象となった保育所から委託を受けて労務管理業務や経理補助業務を行っているようなことがあれば、独立した立場で公平かつ効果的な指導監査の補助業務を行うことはできず、公平な指導監査が行われているかの懸念が生じる。

（改善提案）

・社会保険労務士への委託においては、毎月、「保育所等職員処遇に関する指導監査支援業務」に監査対象保育所と帯同する社会保険労務士の名前が記載されている。

この実績報告書に、社会保険労務士の所属する社会保険労務士事務所若しくは法人、また監査対象施設といかなる委託契約も締結していないことを福岡県社会保険労務士会が確認した旨を追加で記載してもらうことなどにより、「監査対象施設から委託を受けて労務管理業務を行っている者は、当該施設の監査に割り振らないこと。」を確認することが望ましい。

・税理士への委託に係る対象施設は約 300 施設程度あり、受託者が「本業務委託の対象施設・法人から委託を受けて、計算書類等を作成し、又は法律面・経営面の助言を行っている者ではないこと」を市が確認することは困難であり、委託者より徴収したチェックリストの回答を信用せざるを得ない状況ではあるが、独立性を担保するためにも委託者からの回答だけでなく、指導対象となった監査対象施設・法人へ確認することを検討することが望ましい。

例えば指導監査の通知文に受託者を記載し、対象施設・法人が受託者と顧問契約を締結している場合には連絡してもらうようにすることで、委託者だけでなく、指導監査対象施設・法人側からも独立性を確認する方法も考えられる。

若しくは独立性を保持することが容易な、福岡市内に本店がない業者を委託業者の要件とすることも考えられる。

対象施設・法人の指導監査を実施するにあたっては、対象施設・法人より独立・公平な立場で指導監査が行われることが重要であり、市にとって負担のない手法で独立性を担保するやり方を検討することが望ましい。

V市の子育て支援・保育行政に関する意見【総合意見】

【総合意見1】各事業における成果指標の設定について

(現状)

市は、多様化する市民ニーズに適切に対応し、効果的・効率的に事業を実施するため、各局で、事務事業の点検を実施し、自律的な事業の見直しや改善、事業の選択と集中に向けた分析や検討、予算編成等に活用を行っている。

(見直しにあたって裁量の余地が少ない事業、中長期的な整備計画に基づき実施している事業など、一部の対象外事業は除く)

こども未来局においても、その全庁的な取組に従い事務事業マネジメントシートを用いて、毎年度、事業評価を行っており、それぞれの事業にて、アウトプット成果指標、アウトカム成果指標を設定している。

(認識された課題)

市は、第5次福岡市子ども総合計画における総合的な成果指標である「福岡市の子育て環境満足度」を向上させるために、各施策を掲げ、事業を遂行しているが、各事業における事業目標及び成果指標の設定については、監査対象とした一部の事業で、アウトカム成果指標を総合的な成果指標である「福岡市の子育て環境満足度」としており、事業評価の観点からは、アウトカム成果指標が全て同一かつ抽象的となっていた。

また、アウトプット成果指標についても、その設定が事業の目的と照らして不十分と考えられる事業があり、以下のような意見が検出された。

番号	内容
意見2-i-1	活動指標について
意見2-xiii-1	適切な成果指標の設定の検討について
意見2-xiv-1	適切な成果指標の設定の検討について
意見2-xix-1	事業効果設定のための適切な成果指標設定について

令和4年度の包括外部監査においても、全庁的に補助金の成果指標について「(意見)指標の設定に係る検討の強化について」の意見にて、定量的な成果指標の設定について、こど

も未来局を含む全庁的な指摘がされているところであるが、事業の評価でも同様に成果指標についての設定が不十分と考えられる事業が検出されている。

それぞれの事業において、アウトプット成果指標及びアウトカム成果指標が適切に設定されていなければ、事業の効率性や事業の有効性を市が適切に判断することができない。

特にこども未来局が所管する子育て支援に関連する事業は、産業振興のように直接的に成果が見えづらく、成果指標が設定しづらい事業ではあるものの、市独自の子育て支援事業を行っていることから、市の限られた予算をどのように配分するか、各施策をどのように見直すかの判断は他の事業と同様に行う必要がある。そのため、各事業における事業目的に即したアウトプット成果指標及びアウトカム成果指標を明確に具体化し、評価指標として設定することは重要である。

市が総合的な成果指標として掲げる子育て環境満足度の令和元年度・令和4年度の実績及び令和6年度の目標値は以下のとおりである。

令和元年度実績	令和4年度実績	令和6年度目標値
71.6%	68.7%	75.0%

令和元年度と比較して、令和4年度における子育て環境満足度は低下している。低下要因として、第5次福岡市子ども総合計画の策定時では考慮できなかった新型コロナウイルス感染症の影響を始めとする社会環境の変化に伴う影響が一定程度あるものと予想される。

しかし、現状では、こども未来局が所管する一部の事業のアウトカム成果指標は、この第5次福岡市子ども総合計画に掲げる総合的な成果指標である、「子育て環境満足度」となっており、共通の指標となっていることから、「子育て環境満足度」を成果指標として設定している全ての事業のアウトカム成果指標が低下していることとなり、全ての事業について見直しが必要という方針に陥ってしまう。

今後の「子育て環境満足度」の向上のため、市が実施する一部の事業内容において、その手法や市独自の事業のあり方の見直しが必要となってくるものと考えられるが、事業毎に適切なアウトプット成果指標やアウトカム成果指標が設定されていなければ、現状でも十分な成果の得られている事業、成果に対して過大な財政投入をしている事業、現状の社会情勢では成果の意義が見いだせない事業等、維持すべき事業や見直しが必要な事業等に係る判断が困難となると考えられる。

また、予算配分だけでなく職員の人数や業務量、すなわち人的なリソースも重要な検討要素となる。

監査対象とした事業を主に所管するこども部及び子育て支援部の、令和2年度から令和4年度における一人当たりの年間の時間外の発生状況について市に確認したところ、市職員の平均と比べてほとんどの課で上回っており、課によっては市職員の平均の2倍を超える時間外勤務が発生している課もあった。担当部局職員の事務負担は大きいことが予想される。

正確な事業評価を適切に行う取組をしなければ、市は政策判断を誤り、不適切な予算配分や人的リソースを投入する恐れがある。

(改善提案)

各事業の成果指標は、総合的な成果指標である「子育て環境満足度」につながる中間的な成果指標を検討・設定し、その中間的な成果指標を通じて、事業毎に事業評価ができる取組を行うことが望ましい。

そのためには、例えば、ロジックモデルを用いて、事業のインプットから事業目標までの各要素と関連性を以下のように整理し、検討することが考えられる。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	事業目標
カネ、ヒト、施設等の事業の実施に必要な投入物	具体的な業務の成果・活動	アクティビティにより生み出された結果や実績	アウトプットにより産出される成果	アウトカムの結果として、社会的・事業的な影響、成果

(監査人が作成)

なお、監査対象とならなかった事業についても同様に、「子育て環境満足度」につながる中間的な成果指標が設定されていない場合には、事業毎に評価ができる取組を行うことが望ましい。

市は、福岡市こども・子育て審議会の資料「第5次福岡市子ども総合計画の施策別進捗状況・自己評価(個票)」にて、第5次福岡市子ども総合計画に掲げた主な事業の実績と各施策の進捗状況を公表している。

各事業で設定した「子育て環境満足度」につながる中間的な成果指標を利用し、各事業の成果目標と成果実績をあわせて示すことで、施策の進捗状況をより定量的に評価することにつながる取組を検討することが望ましい。

【総合意見2】市立保育所における職員の安定的な確保のための方策について

(現状)

行政が主体的に担うべき領域や事業手法について検討した結果、民間でできることは民間にゆだねることを基本方針として、7か所の市立保育所のみを存続させている。

市は、その存続した市立保育所の役割として、以下の役割を掲げている。

2 指導・研修業務の人材養成

本市ではすべての保育所に対し、保育内容などについて指導監査し、保育の質の維持・向上に努めています。そのために、業務に精通した知識と経験豊かな人材の養成と職員の確保を今後も行います。また、認可外保育施設に対する指導監督について充実するとともに、市民への情報提供などに努めます。

(以下 略)

(出典:市提供資料 市立保育所の見直しについて(平成16年7月))

また、各保育所に対して、課題や概要を把握するためのアンケートについて回答を求めたところ、職員の業務負担の軽減や会計年度任用職員(非常勤)採用の困難性に係る課題についての回答が見られた。

(認識された課題)

市立保育所の運営管理に係る監査において、主に職員の事務負担の軽減や勤務管理、研修機会の確保等に係る意見が以下のように検出された。

番号	内容
意見8-12	保護者より実費徴収する帽子代や行事代等の管理について
意見8-19	シフト表への休憩時間の記載の必要性について
意見8-20	保育士等の会計年度任用職員に係る休憩時間の措置について
意見8-22	保育所と本庁のやりとりに係る郵送等の利用について
意見8-23	市立保育所における翻訳機等、コミュニケーションツールの導入について
意見8-24	宗教上の理由等特別な配慮が必要な園児の状況を把握するための様式整備の必要性について
意見8-25	保育士シフト表の共通化及びICT化の検討について
意見8-27	研修のオンライン化の推進について

市に保育所職員の常勤/非常勤の状況及び高齢化の状況を確認したところ、以下のとおりであった。

令和4年度における常勤職員と会計年度任用職員(非常勤)における年齢構成

	常勤		非常勤	
	保育士	調理業務員	保育士	調理業務員
20代以下	52	0	5	0
30代	26	7	11	0
40代	38	14	48	5
50代	27	14	79	10
60代以上	9	1	78	26
合計	152	36	221	41

上記のように、保育士の常勤職員は20代を中心に50代まで平均的な人員構成となっているが、調理業務員や会計年度任用職員(非常勤)の保育士については、60代以上に人員が集中し、高齢化が顕著である。

常勤職員の保育士については年齢構成のバランスに特段の問題はないものと考えられるが、保育士における常勤職員と会計年度任用職員(非常勤)の人数比は152人(常勤):221人(非常勤)となっており、保育士全体の約60%が会計年度任用職員(非常勤)である。

また、常勤職員については、保育所視察時における現場の声として、会計年度任用職員(非常勤)では賄えない保育所運営上の重要な役職や各クラスの担任となることや急な欠員対応等により業務負荷が大きいとのことであった。

このような現状から、保育所における日々の業務は、常勤職員と会計年度任用職員(非常勤)のいずれが欠けても業務運営が厳しいと分析できる。その点から、市立保育所の運営上、会計年度任用職員(非常勤)の安定的な確保が必要不可欠であると言える。

しかし、職員の高齢化に加え、時間的制約のある会計年度任用職員(非常勤)が希望する勤務形態と、保育所が提示する勤務条件のアンマッチ等により、採用が困難な持続的な人材確保に懸念が生じている。

そのような状況下において、会計年度任用職員(非常勤)の人数が少なくなれば、常勤職員の業務負荷がさらに増加する可能性がある。また、現状でも業務負荷が大きい常勤職員については、今後、その業務負荷の軽減も重要な課題と言える。

民間保育所においても保育士需要が高まり、保育士資格を有する人材の採用は、競争が激しくなっている。市立保育所の職場としての魅力を向上させなければ、高齢化が進んだ会計年度任用職員(非常勤)が退職した後、新たな会計年度任用職員(非常勤)の採用が困難となり、市立保育所の運営が困難となる可能性がある。さらに、職員が減少したことに伴い、各職員の業務負荷が増加し、保育の質の維持・向上のために必要な研修の受講を行う時間の確保も難しくなる恐れがある。

その結果として、市が市立保育所を存続させる役割として当初、掲げた「業務に精通した知識と経験豊かな人材の養成と職員の確保」が果たせなくなる恐れがある。

また、市が実施する指導監査や保育行政においても、市立保育所の現場の声や保育所職員の知識・ノウハウは重要であり、市立保育所の運営に支障がでれば、今後、指導監査を含む市の保育行政全体に影響を及ぼす可能性がある。

(改善提案)

市は、市立保育所で勤務する非常勤を含む保育士等職員にとって、保育所が魅力的な職場環境となるように努めることが望ましい。具体的には、職員の事務負担の軽減や勤務管理、研修機会の確保を進め、保育士や調理業務員を持続的に確保できるような方策を検討することが望ましい。

市が現在進める ICT 化により、業務効率の向上を図り、保育所職員の負担軽減を図る取組を進めることは必要であるが、保育所職員の事務負担の軽減や勤務管理のあり方については現在、市が進めている ICT 化の推進だけでは解決しない内容が含まれている。

保育所にて視察を行った際、職員の観点から施設の老朽化等ハード面についても課題が識別されたものの、市の限られた予算の範囲内で対応をしている現状からは、園児や保育所の安全、施設の長寿命化に影響する箇所の対応を優先するために、職員の職務環境に係る対応は市として早急な対応が難しい面があることは理解できる。

一方で、保育所職員の負担を軽減するための既存業務の見直し、市立保育所間での運用や様式の統一及びオンライン研修の推進等、ソフトな面については、比較的、市の財政的な負担が少なく実行可能であり、早急な取組を行うことも可能であると考えられる。

また、会計年度任用職員(非常勤)については、人材の獲得競争が激しいことから、単に給与面だけではなく、休憩時間のあり方や残業の有無等、民間保育所の応募条件と比較して労働条件面での見直しも今後は必要となってくると考えられる。

保育の質を維持し、高めるためにも、保育士を始めとする保育所職員を安定的に確保し、既存業務の見直しや十分な職員の研修環境を確保するなど、園児や保護者だけでなく職員にとっても魅力ある保育所を目指すことが望ましい。

【総合意見3】民間委託等に係る市の管理について

(現状)

市は、民間でできることは民間にゆだねることを基本方針とし、当該方針に従い、指導監査や保育に係る事務及び子育て支援事業に係る事務について一部を委託している。

また、市は、民間保育所等に対する一部の補助金については、市保育協会等を通じて配分を行っている。

(認識された課題)

監査対象とした子育て支援事業及び委託契約に係る監査において、以下の事項が検出された。

番号	内容
意見2-viii-1	福岡市保育協会の補助金検査機能に係るモニタリングの強化について
意見2-xi-2	社会福祉事業団への委託費の支払いについて
意見3-iv-1-1	アドバイザーに関する計画と報告について
意見3-v-7-4	個人情報保護のための具体的な対策の明記について
意見3-vi-1-1	個人情報保護のための具体的な対策の記載について
意見3-vi-4-1	日報と入退館管理簿について
意見 10-3	委託専門家の独立性担保の必要性について

検出された意見に係る共通点は、委託先や補助先に一部、市の事務を委託している業務に係る市の管理のあり方である。

こども未来局の子育て支援、保育行政に携わる市職員の業務負担を考慮すれば、民間を利用し、必要な事務の一部を委託する方針に異論はない。しかし、その委託の責任は市が担うべきものであり、保育等に関連する個人情報を取り扱う事務の委託や子育て支援事業に関する委託については機密性や金額的な重要性が高く、委託した業務について、市が直接業務を行ったと同様に、適切に管理を行う必要がある。

例えば個人情報を取り扱う委託であったり、巨額の補助金を配分する補助事務等、取り扱う情報のリスクや金額の重要性等を考慮すると、市の管理のあり方には改善の余地があると考えられる。

(改善提案)

子どもは家庭にとって、かけがいのない宝であり、福岡市ひいては日本の将来を担う大切な人財であることから、家庭の宝を預かる保育現場や家庭での妊娠・出産・育児といったライフイベントを多面的に切れ目なく支援することは行政としての必要な役割であり、市民も市にその役割を大きく期待している。

市が、その業務の一部を民間に委託する場合には、その委託により起こり得るリスクの発生可能性や影響を把握・認識する必要がある。

市は、子育て支援、保育事務等について、事務や情報の重要性を考慮し、他の部局の委託や補助と比べてより慎重に取り扱い、その管理のための仕様の明確化、委託内容の事後チェック等モニタリングのあり方を検討し、より適切に管理を行う手法を検討することが望ましい。

以上